

## 監査結果公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人前川英樹から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表します。

令和2年3月31日

奈良県監査委員	斎藤 信一郎
同	森田 康文
同	西川 均
同	和田 恵治

### 監査テーマ

子育て及び女性の活躍に関する財務事務の執行について

令和元年度

包括外部監査結果報告書

子育て及び女性の活躍に関する財務事務の執行について

令和2年3月

奈良県包括外部監査人  
前川英樹

## 目 次

第 1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（監査テーマ）	1
（1）	監査の対象	1
（2）	監査対象期間	1
3	特定の事件の選定理由	1
4	外部監査の方法	2
（1）	監査の対象範囲	2
（2）	監査要点	2
（3）	主な監査手続	2
5	外部監査の実施期間	3
6	外部監査人補助者の資格及び指名	3
7	利害関係	3
8	監査報告における「結果」と「意見」の区分	3
（1）	「結果」と「意見」の判断基準	3
（2）	表記の方法	4
第 2	子育て及び女性の活躍に関する施策の概要	5
1	少子化対策・子育て支援に関する概要	5
（1）	少子化対策・子育て支援に関する国の取組	5
（2）	次世代育成支援対策推進法について	6
（3）	子ども・子育て新制度について	7
（4）	奈良こどもすくすく・子育ていきいきプランについて	9
（5）	その他の県の具体的な取組	17
2	女性の活躍に関する施策の概要	22
（1）	女性の活躍に対する国の取組	22
（2）	男女共同参画社会基本法について	22
（3）	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律について	23
（4）	奈良県女性の輝き・活躍促進計画について	23
3	子育て及び女性の活躍に関する計画の進捗状況の調査	31
（1）	奈良こどもすくすく・子育ていきいきプランの進捗状況についての調査	31
（2）	奈良県女性の輝き・活躍促進計画の進捗状況についての調査	43
（3）	子育て及び女性の活躍に関する計画の進捗管理に関する課題	52

第3	福祉医療部	こども・女性局の実施事業について	54
1	福祉医療部	こども・女性局の実施事業の全体像	54
2	女性活躍推進	—企業とともに進める女性活躍・男女共同参画の促進	55
	(1)	現状認識	55
	(2)	国の施策	58
	(3)	県の施策	60
	(4)	実施事業	60
	(5)	結果又は意見	61
	(6)	各実施事業	61
3	女性活躍推進	—起業等による女性活躍	73
	(1)	現状認識	73
	(2)	国の施策	75
	(3)	県の施策	76
	(4)	実施事業	77
	(5)	結果又は意見	77
	(6)	各実施事業	77
4	少子化対策	—保育・放課後児童対策	80
	(1)	現状認識	80
	(2)	国の施策	85
	(3)	県の施策	85
	(4)	実施事業	88
	(5)	結果又は意見	89
	(6)	各実施事業	90
5	少子化対策	—安心子育ての地域づくり	103
	(1)	現状認識	103
	(2)	国の施策	103
	(3)	県の施策	106
	(4)	実施事業	107
	(5)	結果又は意見	108
	(6)	各実施事業	109
6	少子化対策	—結婚を応援する地域・職場づくり	114
	(1)	我が国における現状認識	114
	(2)	県の現状認識	119
	(3)	国の施策	123
	(4)	県の施策	126
	(5)	実施事業	127



(6)	結果又は意見 .....	127
(7)	各実施事業 .....	128
7	こども・女性への支援—児童虐待対策 .....	143
(1)	現状認識 .....	143
(2)	国の施策 .....	148
(3)	県の現状と施策 .....	152
(4)	実施事業 .....	159
(5)	結果又は意見 .....	162
(6)	各実施事業 .....	162
8	こども・女性への支援—困難を抱える子ども・親への支援 .....	171
(1)	現状認識 .....	171
(2)	国の施策 .....	174
(3)	県の施策 .....	176
(4)	実施事業 .....	180
(5)	結果又は意見 .....	182
(6)	各実施事業 .....	182
9	こども・女性への支援—女性への暴力対策 .....	193
(1)	現状認識 .....	193
(2)	国の施策 .....	212
(3)	県の施策 .....	218
(4)	実施事業 .....	222
(5)	結果又は意見 .....	223
(6)	各実施事業 .....	224

## **第 1 外部監査の概要**

### **1 外部監査の種類**

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び奈良県外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査である。

### **2 選定した特定の事件（監査テーマ）**

#### **（1）監査の対象**

子育て及び女性の活躍に関する財務事務の執行について

#### **（2）監査対象期間**

平成 30 年度（自平成 30 年 4 月 1 日 至平成 31 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和元年度の一部についても監査対象とする。

### **3 特定の事件の選定理由**

日本の生産年齢人口の割合は平成 4 年から低下を続けており、労働力の確保が緊急の課題となっている。課題に対する取り組みの一つとして女性の就業率向上があげられるが、一般的に女性は男性に比べてライフイベントによって働き方を左右されることが多いと言われており、ライフイベントに左右されない就労環境の整備や社会的支援が、国をあげて取り組まれている。また、将来の労働力確保のためには、出生率を上昇させることもまた急務となっている。

県の状況を見ると、保育所待機児童率が全国 37 位（平成 27 年度）、女性の就業率が全国最下位（平成 27 年度）となっており、合計特殊出生率も 38 位（平成 30 年）と低くなっている。このような状況に対して、女性の活躍の推進や結婚・子育てに対する支援を通じた女性の就業率の向上を目指す中で、県がどのように施策を決定しているのか、また取り組んでいる施策についてどのように有効性を評価しているのか検証すべきと判断し、当該テーマを選定した。これについては、教育、就業支援や産業振興といった一般的な政策の中において、子育てや女性の活躍という視点がどのように検討され織り込まれているかという点についても検証の範囲に含めている。併せて、昨今大きな問題となっている子どもへの虐待に対する問題の対策等についても、同様に検証の範囲に含めている。

## 4 外部監査の方法

### (1) 監査の対象範囲

子育て及び女性の活躍に関する県の中心的な役割を果たしている福祉医療部こども・女性局各課の実施事業、並びにテーマに関連する施策を実施している所課/室の事業を対象とした。

部・局・室/委員会	課/室
福祉医療部 こども・女性局	女性活躍推進課
	子育て支援課
	こども家庭課
福祉医療部 医療政策局	健康推進課
	疾病対策課
福祉医療部	長寿・福祉人材確保対策課
教育委員会	生徒指導支援室
	保健体育課
総務部 知事公室	国際課

### (2) 監査要点

- ① 目指す姿の達成に向けた、取組方針の設定から具体的な事業群の実施に至るまでの施策体系について、どのように現状を分析した上でその施策体系を設計し、具体的な事業内容を決定しているのか
- ② 各事業についての効果検証が行われ、その結果により施策体系の見直しが検討されているか
- ③ 事業の実施に当たり事前に効率性の検討がされているか、また類似した他の事業により重複が生じていないか確認されているか
- ④ 施策体系の設計や事業の実施において、市町村との連携が検討されているか
- ⑤ 契約事務は適切に行われているか

### (3) 主な監査手続

(合規性の観点)

以下の監査要点については、主に関係法令・規則に準拠して行われているかを関係書類の閲覧、担当者等への質問、現場視察等により確認する。

- ・ 各事業における物件費・委託費等の執行が適切に行われているか
- ・ 各事業における補助金の申請・決定・交付等が適切に行われているか 等

(経済性、効率性等の観点)

以下の監査要点については、主に経済性、効率性等を意識して行われているかを関係書類の閲覧、担当者等への質問、現場視察等により確認する。

- ・費用対効果の検証が行われ、検証結果を次年度以降の事業に反映しているか
- ・施策に適合した事業を検討、実施しているか 等

## 5 外部監査の実施期間

自令和元年7月3日 至令和2年3月31日

## 6 外部監査人補助者の資格及び指名

公認会計士	江見 拓馬
公認会計士	久保田浩之
公認会計士	岩崎 勝彦
公認会計士	達摩 知子
公認会計士試験合格者	岡 大貴

## 7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 8 監査報告における「結果」と「意見」の区分

### (1) 「結果」と「意見」の判断基準

「財務に関する事務の執行」については合规性(適法性と正当性)の観点から、「経営に係る事業の管理」については合理性と能率性の観点から、判断している。

#### ① 「結果」

法令、条例、規則等に違反している事項、または違反していないものの社会通念上適切でないと考えられる事項については「結果」とする。例えば、次のような事項である。

- ・法令等に対する違反
- ・形式的には法令等に対する違反とはいえないが、行為の目的が、法令等が予定するものとは別のものである場合、法令等の運用の仕方が不十分あるいは不適切である場合、又は社会通念上、適切でない行為や不作為
- ・管理の合理性と能率性について重要性が高いと判断される指摘事項

## ② 「意見」

合規性（適法性と正当性）あるいは合理性と能率性の観点から、「結果」とすべきまでには至らない事項、及び当該事項に係る要望、提言や改善提案については「意見」とする。例えば、次のような事項である。

- ・ 不正不当とまでは判断しないが、現状を継続することが適切ではなく、何らかの対応が必要であると考えられる事項
- ・ 行政の透明性を高め、あるいは能率性を向上させるために、改善又は改良することが良いと考えられる事項
- ・ あるべき姿の提言や参考となる見識

## （2）表記の方法

監査の「結果」と「意見」は、段落を設けてその冒頭に【結果】又は【意見】のいずれであるかを明記し、中心となる部分は下線を付して強調している。

## 第2 子育て及び女性の活躍に関する施策の概要

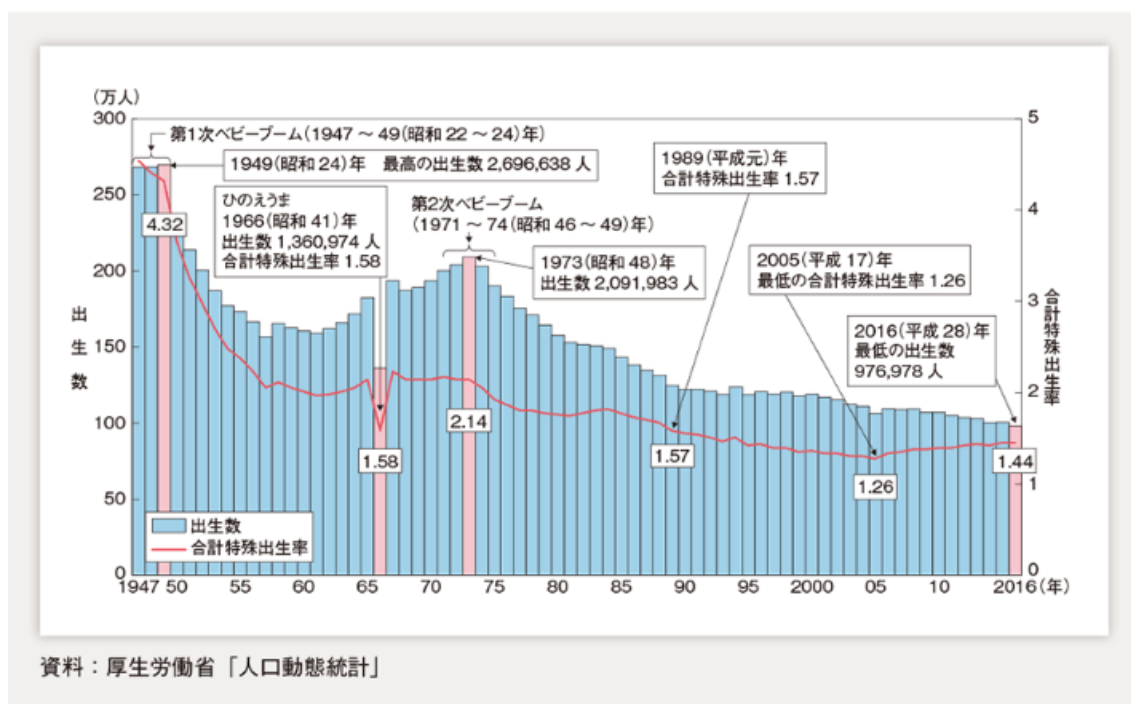
### 1 少子化対策・子育て支援に関する概要

#### (1) 少子化対策・子育て支援に関する国の取組

我が国の平成29年における総人口は1億2,671万人であり、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）は、それぞれ1,559万人、7,596万人、3,515万人となっており、総人口に占める割合は、それぞれ12.3%、60.0%、27.7%となっている。

日本の合計特殊出生率は、終戦直後のベビーブームでは4.0を超える水準で推移したのち、昭和30年代から40年代にかけて、丙午の年にまつわる迷信のために一時的に1.58に落ち込んだ昭和41年を除いて、ほぼ2.0前後で安定した時代が続いた。その後、昭和50年から2.0を割りこみ、合計特殊出生率が人口置換水準（現在の人口を維持するために必要な合計特殊出生率）を下回る少子化の時代に突入した。特に、平成元年の合計特殊出生率が、さきの丙午の年の昭和41年を下回る1.57を記録した際は、「1.57ショック」といわれ、少子化に対する国民の意識が高まるきっかけとなった。

【出生数及び合計特殊出生率の年次推移】



- 1 なお、厚生労働省「平成29年（2017）人口動態統計月報年計（概数）」によれば、2017（平成29）年の出生数は、94万6,060人となっている。
- 2 ある期間において測定された女性の年齢別出生率を再生産年齢（通常15～49歳）にわたって合計したもの。
- 3 なお、厚生労働省「平成29年（2017）人口動態統計月報年計（概数）」によれば、2017年の合計特殊出生率は、1.43となっている。

（出典：内閣府ホームページ）

これを機に、政府は、仕事と子育ての両立支援など子供を生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始め、今後 10 年間に取り組むべき基本的方向と重点施策を定めた「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）（文部、厚生、労働、建設の 4 大臣合意）を策定した。平成 11 年には、エンゼルプランをさらに推し進めた「少子化対策推進基本方針」（少子化対策推進関係閣僚会議決定）と、この方針に基づく重点施策の具体的実施計画として「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）（大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の 6 大臣合意）を策定した。

しかし、その後も合計特殊出生率の低下はおさまらず、平成 17 年には戦後最低となる 1.26 を記録することとなる。そのような中、家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子供を育成する家庭を社会全体で支援する観点から、平成 15 年 7 月、地方公共団体及び企業における 10 年間の集中的・計画的な取組を促進するため、「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年法律第 120 号）が制定された。

## （2）次世代育成支援対策推進法について

次世代育成支援対策推進法は、急速な少子化の進行に対応するため、次世代育成支援対策に関する基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにしている。同法では、国は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、都道府県行動計画等の策定に関する指針（行動計画策定指針）を定めることとなっている。そして、都道府県は、この行動計画策定方針に即して、5 年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し 5 年を一期として、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保及び仕事と家庭の両立等について、目標及び目標達成のために講ずる措置の内容等を記載した行動計画を策定することが求められている。また、毎年少なくとも一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならないとされている。

県では、同法に基づき、平成 17 年度から平成 21 年度の計画「新 結婚ワクワク子どもすくすく Plan」、平成 22 年度から平成 26 年度の計画「奈良県子ども・子育て応援プラン」を経て、現在は、平成 27 年度から令和元年度の行動計画として策定された「奈良子どもすくすく・子育ていきいきプラン」による実行期間中にある。

### (3) 子ども・子育て新制度について

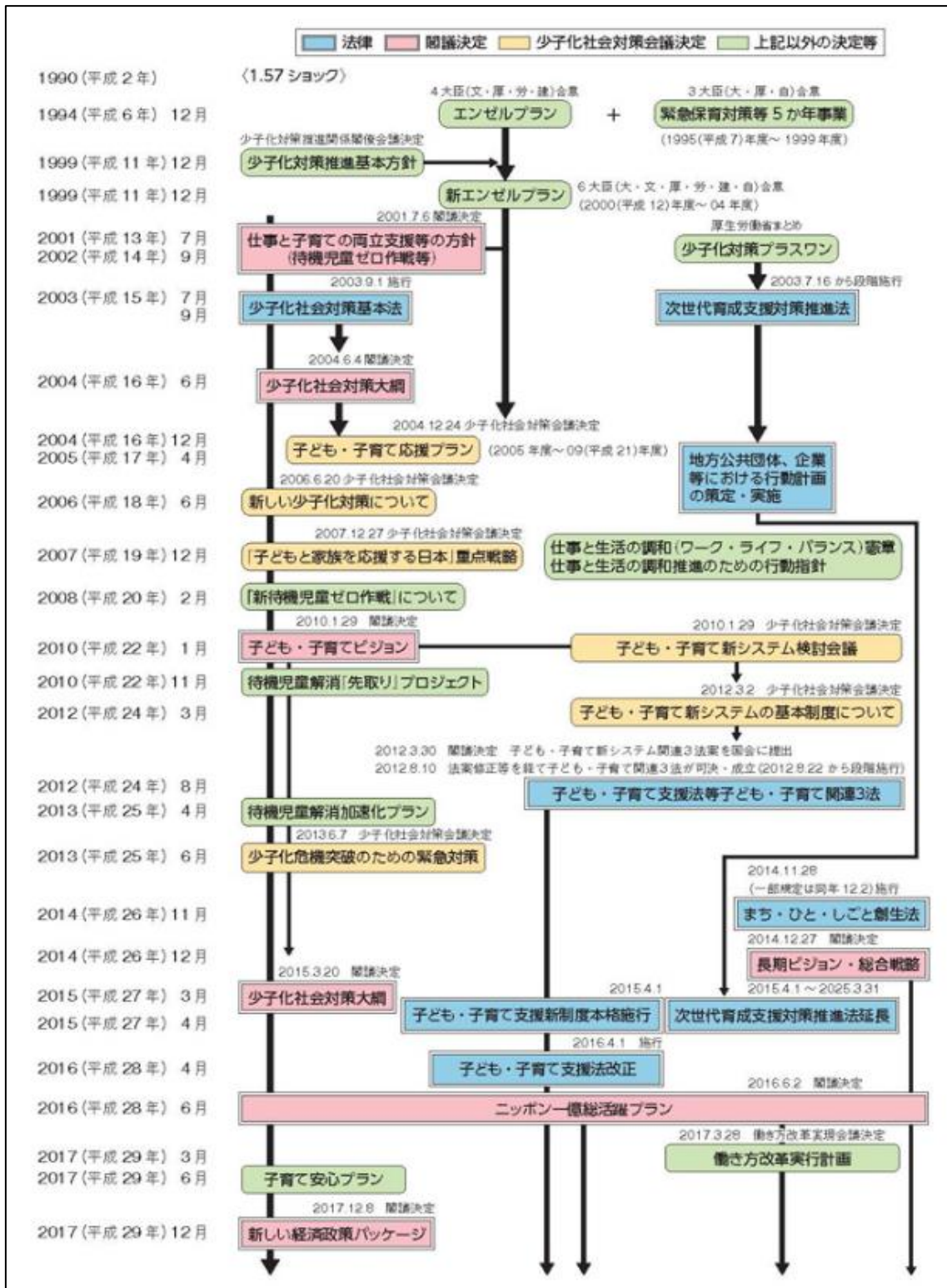
平成18年以降、合計特殊出生率は底を打って上昇したものの、その勢いは弱く、1.4を超える水準までしか回復していない。この頃においては、少子化だけでなく、子育て家庭の孤立化や待機児童など複雑な課題に対応するため、国や地域をあげて子どもや子育て家庭を支援する新しい環境を整えることが求められた。こうした流れを受け、平成24年に、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（子ども・子育て関連3法）が可決・成立した。

同制度では、基礎自治体である市町村が実施主体となり、地域における幼児教育・保育及び子育て支援についての需要を把握し、その需要に対する子ども・子育て支援の提供体制の確保等を内容とする事業計画（「市町村子ども・子育て支援事業計画」）を策定すること、とされた。そして、同計画に基づき「施設型給付」等の給付や「地域子ども・子育て支援事業」を計画的に実施することとしている。その上で、都道府県は「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を作成するなど、市町村による子ども・子育て支援策の実施を国と都道府県が重層的に支える仕組みとしている。

県では、「子ども・子育て支援法」で求められる「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」と、先に述べた次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」とを一体として、平成27年に「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン」を策定している。



【少子化対策・子育て支援に関する、これまでの国の取組】

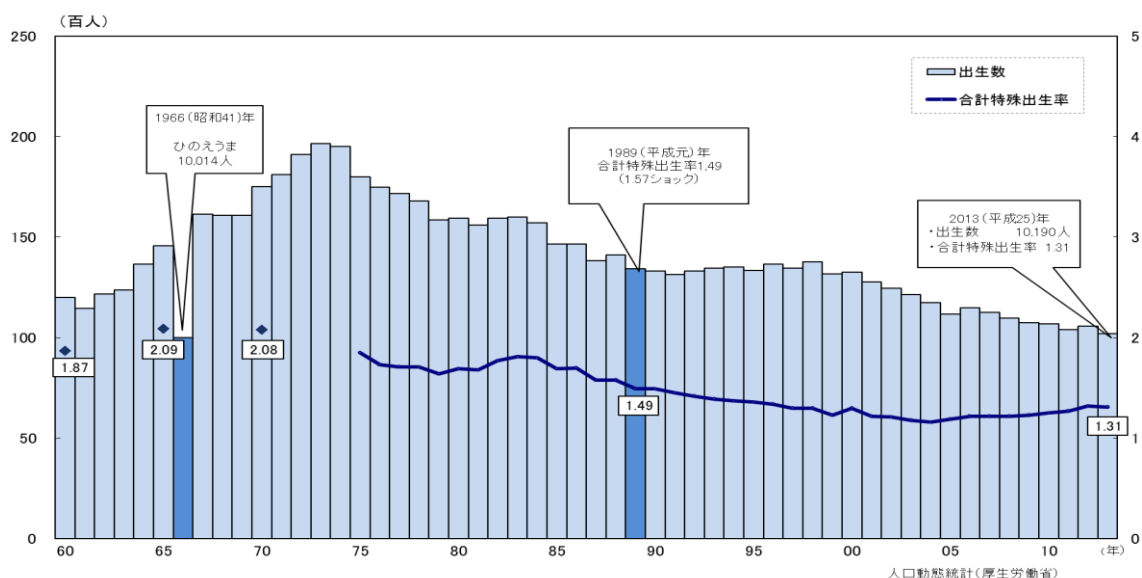


(出典：内閣府ホームページ)

(4) 奈良こどもすくすく・子育ていきいきプランについて

県の出生数及び合計特殊出生率は、全国と同様に推移し、昭和 50 年代以降、長期的に低下傾向となっている。合計特殊出生率は昭和 45 年には 2.08 で全国 23 位であったが、平成 25 年には 1.31 で全国 43 位、また最新値では平成 30 年に 1.37 で全国 38 位となっている。

【出生数と合計特殊出生率の推移(奈良県)】

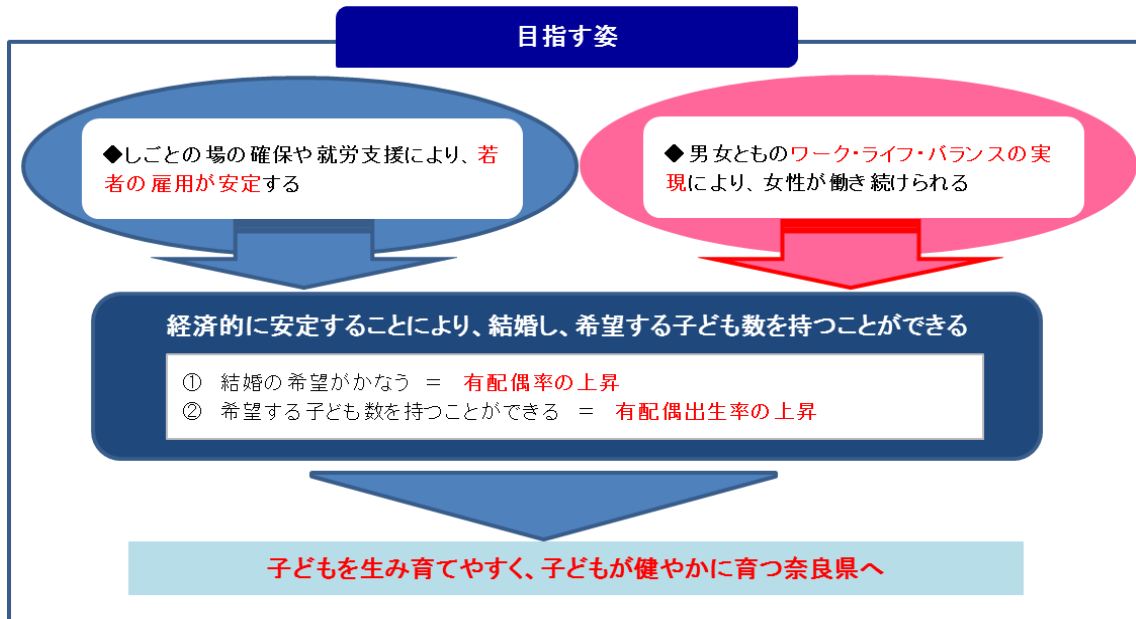


(出典：奈良こどもすくすく・子育てプラン)

奈良こどもすくすく・子育ていきいきプランは、少子化を改善するため、「次世代育成支援対策推進法」及び「子ども・子育て支援法」に基づき、平成 27 年度から令和元年度の 5 年間を計画期間として策定した計画である。

本プランでは、3 つの基本目標を設定し、その基本目標の達成状況を把握する 5 つの「基本目標指標」を設定している。また推進施策の成果（アウトカム）を表す 14 個の「成果指標」及び個別事業の進捗状況（アウトプット）を表す 58 個の「行動指標」を設定している。

【奈良こどもすくすく・子育てプランの概要】

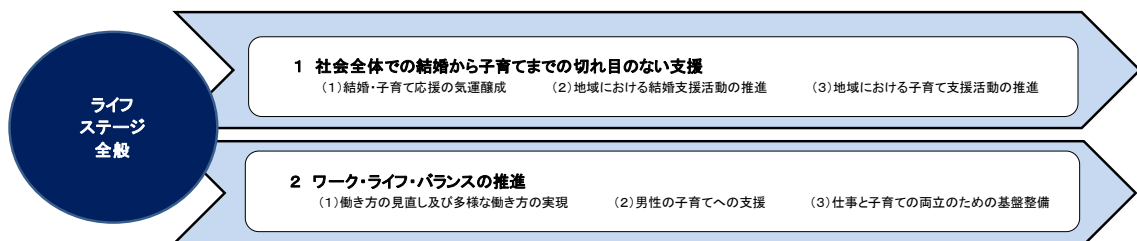


(出典：奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン)

① 女性のライフステージと推進施策について

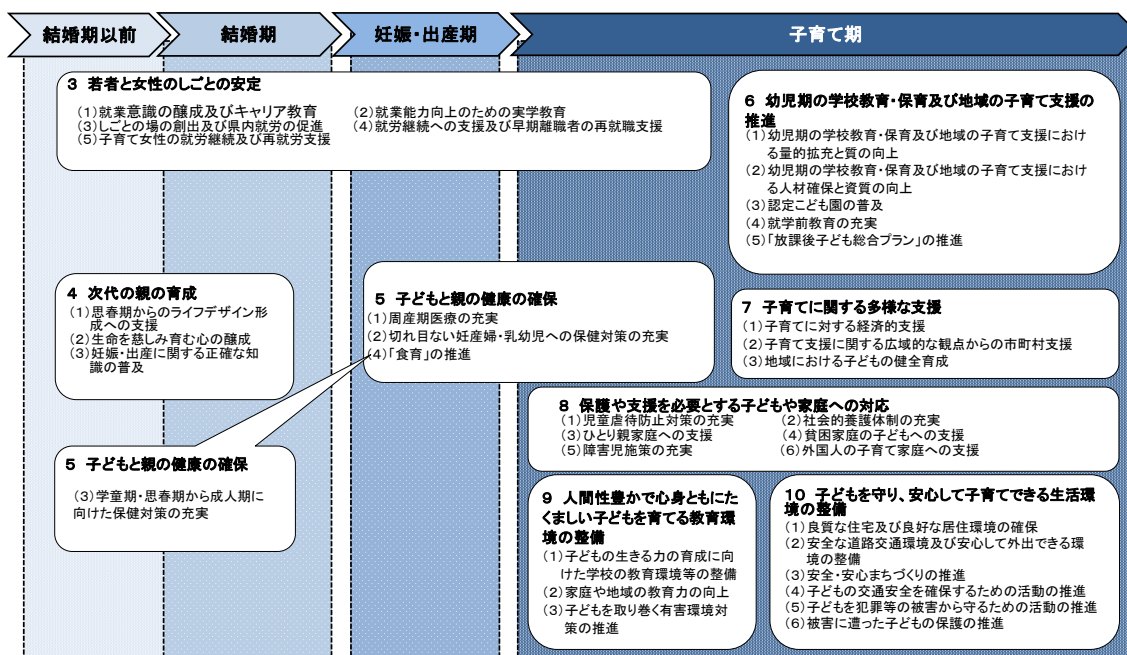
本プランでは、以下のとおり、結婚期以前から結婚期、妊娠・出産期、子育て期の4つのライフステージに関連付ける形で、10個の推進施策を設定している。

【奈良こどもすくすく・子育ていきいきプランのライフステージと推進施策 (1/2)】



(出典：奈良こどもすくすく・子育ていきいきプランをもとに監査人作成)

## 【奈良こどもすくすく・子育ていきいきプランのライフステージと推進施策（2/2）】



(出典：奈良こどもすくすく・子育ていきいきプランをもとに監査人作成)

### ② 目標指標について

#### (ア) 基本目標について

奈良こどもすくすく・子育ていきいきプランでは、以下の3つの基本目標並びに5つの基本目標指標を設定している。

#### 【奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン 基本目標・指標】

基本目標	基本目標指標	策定当初値
Ⅰ 結婚・子育てをみんなで支える社会作り	◆ 女性が働き続けられる 基本目標指標①：第1子出産前後の女性の継続就業率を55%に高めます	39.6% (平成25年)
	◆ 子育て女性が再就職しやすい 基本目標指標②：女性(35～49歳)の就業率を65%に高めます	60.9% (平成22年)
Ⅱ 結婚の希望の実現と次代の親の育成	◆ 若者の所得が増える 基本目標指標③：若者(15～34歳)の年間所得200万円以上の人数割合を全国平均まで高めます	県 58.4%、 全国 64.0% (平成24年)
	◆ 結婚の希望がかなう 基本目標指標④：結婚を希望する若者を増やすとともに、結婚の希望実現率を80%に高めます	76.8% (平成25年)

基本目標	基本目標指標	策定当初値
Ⅲ 子どもの健やかな育ちの実現	◆ 希望する子ども数を持つことができる 基本目標指標⑤：夫婦の「理想の子ども数」に対する「実際の子ども数」の割合を95%に高めます	89.7% (平成25年)

(出典：奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン)

(イ) 成果指標 (アウトカム) について

そして以下の10個の推進施策と、その施策のアウトカムを測るための14項目の成果指標を設定している。

【奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン 推進施策・成果指標】

推進施策	指標	現状	目標値 (平成31年度)	調査等	
1. 社会全体での結婚から子育てまでの切れ目のない支援	いずれは結婚しようとする未婚者の割合(18～34歳)	72.5% (平成25年度)	90%以上	県子育て実態調査	
	子育てに心理的・精神的な不安・負担を強く感じている母親の割合	13.3% (平成25年度)	10%以下	県子育て実態調査	
2. ワーク・ライフ・バランスの推進	仕事と子育ての両立ができることの育児期の県民満足度	2.62 (平成26年度)	3.00	県民アンケート調査	
3. 若者と女性のしごとの安定	いろいろな働き方が用意され、自分の生活に合った就業ができることの県民満足度	若者	2.53 (平成26年度)	3.00	県民アンケート調査
		育児期	2.51 (平成26年度)		
4. 次代の親の育成	「子育ては楽しい」と思う子どものいない独身者の割合	16.9% (平成25年度)	20%以上	県子育て実態調査	
5. 子どもと親の健康の確保	子どもがケガや急病時にいつでも診てもらえる医療体制が整っていることの育児期の県民満足度	2.67 (平成26年度)	3.00	県民アンケート調査	
	安心して子どもを出産できる医療体制が整っていることの県民満足度	2.72 (平成26年度)	3.00	県民アンケート調査	
6. 幼児期の学校教育・保育及び地域の子育て支援の推進	保育所が充実していることの育児期の県民満足度	2.88 (平成26年度)	3.00	県民アンケート調査	
7. 子育てに関する多様な支援	子育てに金銭的・経済的な不安・負担を強く感じている母親の割合	24.8% (平成25年度)	20%以下	県子育て実態調査	

8. 保護や支援を必要とする子どもや家庭への対応	子育てに悩んだときなどに気軽に相談できる環境が整っていることの育児期の県民満足度	3.07 (平成26年度)	3.50	県民アンケート調査
9. 人間性豊かで心身ともにたくましい子どもを育てる教育環境の整備	社会的に自立できる子どもが育っていることの育児期の県民満足度	2.88 (平成26年度)	3.00	県民アンケート調査
10. 子どもを守り、安心して子育てできる生活環境の整備	安心して子どもを生き育てられる環境が整っていることの育児期の県民満足度	2.84 (平成26年度)	3.00	県民アンケート調査
	住民が犯罪に遭うことなく、その不安も感じることなく暮らせることの育児期の県民満足度	3.05 (平成26年度)	3.50	県民アンケート調査

(出典：奈良こどもすくすく・子育ていきいきプランをもとに監査人作成)

(ウ) 行動指標 (アウトプット) について

更に (イ) に記載した 10 個の推進施策について、それぞれを達成するための個別事業の推進状況を測る 58 項目の行動指標を設定している。

【奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン 行動指標】

推進施策	指標		現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	担当課
1. 社会全体での結婚から子育てまでの切れ目のない支援	結婚応援・婚活支援に関するセミナー開催数		0 回	累計 30 回	女性活躍推進課
	なら結婚応援団	登録団員数	38 団体	50 団体	女性活躍推進課
	なら子育て応援団	登録店舗数	1,688 店舗	1,800 店舗	女性活躍推進課
	ホームページ「子育てネットなら」のアクセス数		805,434 件/年	1,000,000 件/年	女性活躍推進課
2. ワーク・ライフ・バランスの推進	「社員・シャイン職場づくり推進企業」の登録数		77	200 (平成 31 年度)	雇用政策課
	男性の家事関連従事時間		44 分 (平成 23 年)	53 分 (平成 28 年)	女性活躍推進課
	父親が子育てを学ぶ催しの実施回数		33 回 (平成 22 ~25 年度 累計)	累計 250 回	女性活躍推進課

	男女共同参画県民会議 構成団体による推進取組 事業数	117 件	120 件	女性活躍 推進課	
3. 若者と女 性のしごと の安定	職場体験実施率（中学 校）・インターンシップ 実施率（高等学校）	—	全国平均 以上	学校 教育課	
	県内大学の就職内定率	89.2%	97.3%	雇用 政策課	
	女性の起業セミナー実施 回数	5 回	26 回	女性活躍 推進課	
	「子育て女性就職相談窓 口」の相談件数	709 件	1,500 件	女性活躍 推進課	
4. 次代の親 の育成	ライフデザイン形成支援 のためのセミナー・出張 講座の開催数	0 回	累計 30 回	女性活躍 推進課	
	思春期保健対策に取り組 む市町村数	—	32 市町村 （平成 32 年度）	保健 予防課	
5. 子どもと 親の健康 の確保	ハイリスク妊婦の県内受 入率	92.6%	100%	地域医療 連携課	
	乳幼児健診 の受診率	1 歳 6 か月 児健診	94.1%	97.0%	保健 予防課
		3 歳児健診	89.0%	92.0%	保健 予防課
	乳児健診（4～5 か月）の 未受診者の現認率	82.3%	100%	保健 予防課	
	性・妊娠等の思春期の課 題に対する学校への専門 家派遣件数	58 校	78 校	保健 予防課	
	食育推進計画を作成・実 施している市町村の割合	61.5%	100% （平成 31 年度）	健康づく り推進課	
	食育に関する計画を策定 している保育所の割合	97.2%	100%	子育て 支援課	
	不妊に悩む方への特定治 療支援事業における新規 申請件数	319 件	360 件	保健 予防課	
	不妊専門相談センター 事業における相談件数	118 件	135 件	保健 予防課	
	小児の一次救急医療体制 が確保されている地域 （広域連携による整備を 含む）	32 市町村	39 市町村	地域医療 連携課	
6. 幼児期の 学校教育・ 保育及び 地域の子 育て支援 の推進	保育所入所待機児童がい る市町村数	10 市町村 （平成 26 年 10 月 1 日）	0 市町村 （平成 31 年度）	子育て 支援課	

	保育士人材バンクにおける就職あっせん数	40人 (平成26年12月31日)	累計 350人	子育て支援課	
	放課後児童クラブ利用待機児童がいる市町村数	7市町村 (平成26年5月1日)	0市町村	子育て支援課	
	放課後児童支援員認定数	0人	累計 1,200人	子育て支援課	
7. 子育てに関する多様な支援	利用者支援事業普及を図るための研修会の実施回数	0回	累計 15回	女性活躍推進課	
	地域子育て支援拠点事業従事者向け研修会の実施回数	6回 (平成24・25年計)	累計 10回	女性活躍推進課	
	祖父母対象の子育てセミナーの実施回数	21回 (平成22~25年度累計)	累計 30回	女性活躍推進課	
8. 保護や支援を必要とする子どもへの対応	オレンジリボンキャンペーンを実施する市町村数	33市町村	39市町村	こども家庭課	
	児童養護施設等による小規模化実施数	11箇所	26箇所	こども家庭課	
	養育里親登録数	79組	159組	こども家庭課	
	母子家庭等就業・自立支援センターのバンク登録者の就業率	43.8%	50.0%	こども家庭課	
	個別の指導計画作成率 (幼稚園、小学校、中学校、高校)	—	全国平均以上	学校教育課	
9. 人間性豊かな子どもたちがたくましく子育て環境を整備	小・中・高校生を合わせた1,000人あたりの暴力行為の発生件数(国公立)		4.2件	暴力行為発生件数の減少	生徒指導支援室
	児童生徒1,000人あたりの不登校児童生徒数(国公立)	小学生	5.0人	全国平均以下	生徒指導支援室
		中学生	30.8人	全国平均以下	
		高校生	11.6人	全国平均以下	
	子どもの体力(全国体力・運動能力・運動習慣等調査)	公立小学生	29位	全国平均以上	保健体育課
		公立中校生	42位	全国平均以上	
	運動場の芝生化	公立幼稚園	1.3%	屋外運動場の芝生化率割合の増加	保健体育課
公立小学校		7.4%	屋外運動場の芝生化率割合の増加		



	国際交流・異文化理解に関する講座等への国際交流員派遣回数	18回	24回	国際課
	県が実施する在県外国青年と県内青少年との交流イベント参加者数	1,484人	1,640人	国際課
	元気なならっ子約束運動（元気アップシートの取組）が大切だと回答した保護者の割合	—	90%以上	教育研究所
	奈良県学校・地域パートナーシップ事業、その他の補助事業実施箇所数	258箇所	305箇所	人権・地域教育課
	コミュニティ・スクール実施率	—	全国平均以上	人権・地域教育課
	総合型地域スポーツクラブの会員数	—	17,000人	スポーツ振興課
	条例関係事業者立入調査件数	1,510件 （平成22～25年度累計）	累計 1,750件	青少年・社会活動推進課
10. 子どもを守り、安心して子育てできる生活環境の整備	誘導居住面積水準達成世帯率	全世帯の 65.4%	70.0% （平成30年度）	住まいまちづくり課
	鉄道駅の段差解消率（平均利用者数3,000人/日以上の駅）	68.8%	93.8%	地域交通課
	生活道路における「ゾーン30」の整備	13箇所	46箇所 （平成31年度）	警察本部
	バリアフリー基本構想の策定数	—	10構想	道路環境課
	バリアフリー対応型信号機等の整備	278箇所	346箇所	警察本部
	児童対象の防犯訓練（防犯教室含む）実施率	—	小学校 100% （平成33年度）	保健体育課
	幼児児童を対象とした交通安全教室の実施率	—	幼稚園 100% 小学校 100% （平成33年度）	保健体育課

（出典：奈良こどもすくすく・子育ていきいきプランをもとに監査人作成）

### ③ 当プランの推進体制

当プランの推進に関しては、行政はもとより、家庭、地域、企業、NPO、その他関係団体等がそれぞれの役割を果たし、協働しながら一体となって各種施策に取り組むこととしている。具体的には、PDCA サイクル（計画、

実施、評価、改善の循環を繰り返す)の仕組みにより、毎年度、目標指標の進捗状況を把握し、利用者側の視点に立った点検・評価を実施している。

そして、点検・評価の結果を踏まえ、子育ての当事者や子ども・子育て支援関係団体、市町村等多様な主体が参画する「奈良県こども・子育て支援推進会議」において、施策の実施状況や課題、今後必要な取組等について審議し、その結果を以後の施策に反映させ、必要に応じ計画を変更していくこととしている。

## (5) その他の県の具体的な取組

### 妊産婦健康診査の公費負担制度について

#### (ア) 事業目的、内容及び成果

##### ア 目的

妊産婦健康診査は、母体の健康を確認し、分娩時期と分娩方法を決定したり胎児の状況を確認するなどの、妊婦が受ける健康診査のことをいう。健康な妊婦が受診することから医療保険の適用外であり、自己負担で受診する必要がある。そのため、経済的理由で受診を諦める妊婦を発生させないために、昭和 44 年度から妊産婦健康診査に対する公費助成を開始した。当時は、都道府県が委託した医療機関において、低所得世帯の妊婦を対象に公費(国 1/3、県 2/3)による健康診査(妊娠前期及び後期各 1 回)であった。その後、補助対象者や回数が順次拡大され、平成 20 年には、全市町村で、望ましいとされる 14 回以上の公費助成が実現している。

##### イ 事業内容

平成 9 年に母子保健の実施主体が都道府県から市町村に移管され、妊産婦健康診査の公費補助業務を実施しているのは市町村である。県では、生駒市、山添村、十津川村以外の県内市町村については、奈良県医師会と各市町村が集合契約を締結し、公費負担を実施している。生駒市、山添村、十津川村については、各市町村が各医師会と契約締結し、公費負担を実施している。県は、生駒市、山添村、十津川村以外の県内市町村が奈良県医師会と集合契約内容について交渉する際にオブザーバーとして参加し、契約締結を後押ししている。

[生駒市、山添村、十津川村以外の市町村と奈良県医師会と集合契約の概要]

妊産婦健康診査の受診者が検診時に補助券を医療機関に提示し、額面分の支払を免除される補助券方式を採用している。補助券の額面は 1 枚 2,500 円としており、国が望ましいと示している 14 回の検診ごと

に利用できる補助基本券と、いつでも使用可能な補助追加券の2種類が配布されている。補助追加券については、毎年、市町村と奈良県医師会で枚数を協議し、集合契約を締結している。現在は、1人あたり、補助基本券14枚と補助追加券25枚の計39枚、97,500円を助成している。

【妊産婦健康診査の公費助成の概要】

回数	補助基本券		補助追加券		国が示す標準的な検診内容及び単価		
	枚数	金額	枚数	金額	健診時期	健診内容 (基本健診：診察+尿検査)	
1回目	1	2,500	25	62,500	8週	基本健診	(血液検査)
2回目	1	2,500			12週	基本健診	
3回目	1	2,500			16週	基本健診	
4回目	1	2,500			20週	基本健診	
5回目	1	2,500			24週	基本健診	(血液検査)
6回目	1	2,500			26週	基本健診	
7回目	1	2,500			28週	基本健診	
8回目	1	2,500			30週	基本健診	HTLV-1・クラミジア・ 超音波・血液検査
9回目	1	2,500			32週	基本健診	
10回目	1	2,500			33週	基本健診	B群溶血性レンサ球菌検査
11回目	1	2,500			36週	基本健診	
12回目	1	2,500			37週	基本健診	超音波・血液検査
13回目	1	2,500			38週	基本健診	
14回目	1	2,500			39週	基本健診	
計	14	35,000					

(出典：県提出資料)

ウ 成果

妊産婦健康診査の受診者数は、少子化の影響を受けて減少傾向にある。ただ、一人あたり平均受診回数はおおむね増加傾向にあり、公費助成による一定の効果が出ていることがうかがえる。

【妊産婦健康診査の受診者数等の推移】

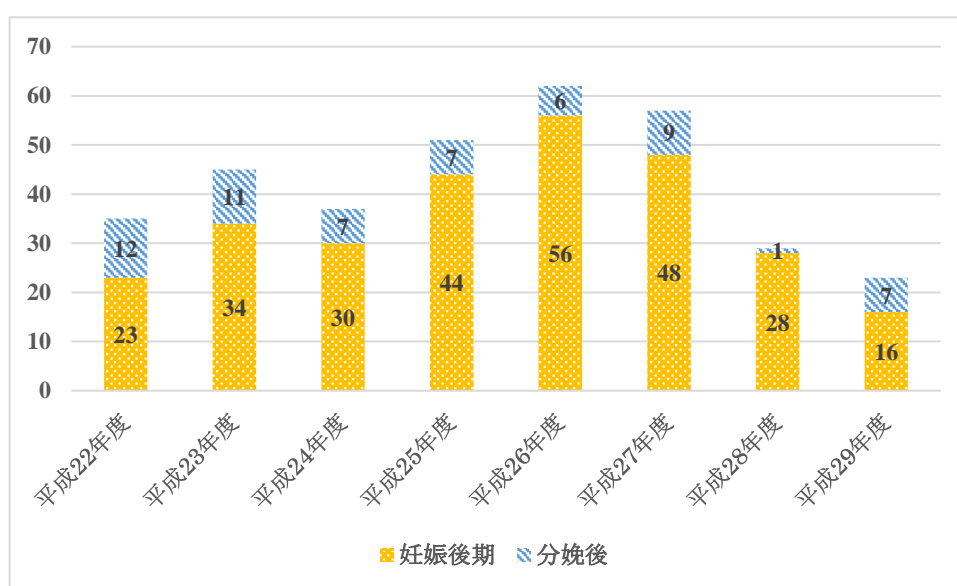
	受診実人員	受診延人員	1人あたり平均受診回数
平成22年度	16,190	119,150	7.4
平成23年度	15,981	123,905	7.8
平成24年度	15,919	127,862	8.0
平成25年度	14,975	118,598	7.9
平成26年度	15,392	121,776	7.9
平成27年度	14,571	116,043	8.0

	受診実人員	受診延人員	1人あたり平均受診回数
平成28年度	13,902	116,557	8.4
平成29年度	13,629	111,450	8.2

(出典：平成30年度奈良県母子保健運営協議会)

また、妊娠後期（28週目から分娩まで）及び分娩後の妊娠届出件数は平成27年度以降は減少傾向にあり、早期に妊産婦健康診査を受ける意識が広がっていることがうかがえる。

### 【妊娠後期・分娩後の妊娠届出件数の推移】



(出典：「平成30年度奈良県母子保健運営協議会」をもとに監査人作成)

なお、市町村ごとの平成 30 年度の妊産婦健康診査の実施状況は次のとおりである。

表2-1. 妊産婦健康診査実施状況(平成30年度)

区分 市町村	妊婦						産婦					
	一般健康診査				精密健康診査		一般健康診査				精密健康診査	
	受診 実人員	(再掲) 委託	受診 延人員	(再掲) 委託	受診 実人員	(再掲) 委託	受診 実人員	(再掲) 委託	受診 延人員	(再掲) 委託	受診 実人員	(再掲) 委託
奈良市	3,634	3,634	28,759	28,759	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良市保健所	3,634	3,634	28,759	28,759	0	0	0	0	0	0	0	0
大和郡山市	883	883	6,961	6,961	0	0	0	0	0	0	0	0
天理市	532	532	5,826	5,826	0	0	0	0	0	0	0	0
生駒市	816	816	9,892	9,892	0	0	0	0	0	0	0	0
山添村	0	17	0	109	0	0	0	9	0	9	0	0
平群町	141	141	1,079	1,079	0	0	0	0	0	0	0	0
三郷町	289	289	2,132	2,132	0	0	105	105	105	105	0	0
斑鳩町	356	356	2,869	2,869	0	0	160	160	248	248	0	0
安堵町	75	75	565	565	0	0	0	0	0	0	0	0
郡山保健所	3,092	3,109	29,324	29,433	0	0	265	274	353	362	0	0
大和高田市	589	589	4,667	4,667	0	0	0	0	0	0	0	0
橿原市	1,475	1,475	11,347	11,347	0	0	0	0	0	0	0	0
桜井市	587	587	4,656	4,656	0	0	0	0	0	0	0	0
御所市	173	173	1,258	1,258	0	0	0	0	0	0	0	0
香芝市	1,117	1,117	8,652	8,652	0	0	0	0	0	0	0	0
葛城市	477	425	3,420	3,145	0	0	0	0	0	0	0	0
宇陀市	178	178	1,355	1,355	0	0	0	0	0	0	0	0
川西町	59	59	493	493	0	0	0	0	0	0	0	0
三宅町	63	63	548	548	0	0	0	0	0	0	0	0
田原本町	347	347	2,544	2,544	0	0	0	0	0	0	0	0
曽爾村	7	7	53	53	0	0	0	0	1	1	0	0
御杖村	2	2	17	17	0	0	0	0	0	0	0	0
高取町	33	33	250	250	0	0	17	17	22	22	0	0
明日香村	32	32	48	48	0	0	30	30	30	30	0	0
上牧町	187	187	1,348	1,348	0	0	0	0	0	0	0	0
王寺町	349	349	2,519	2,519	0	0	0	0	0	0	0	0
広陵町	287	287	2,974	2,974	0	0	0	0	0	0	0	0
河合町	120	120	1,097	1,097	0	0	0	0	0	0	0	0
中和保健所	6,082	6,030	47,246	46,971	0	0	47	47	53	53	0	0
五條市	203	203	1,499	1,499	0	0	0	0	0	0	0	0
吉野町	38	38	274	274	0	0	0	0	0	0	0	0
大淀町	128	128	832	832	0	0	0	0	0	0	0	0
下市町	30	30	231	231	0	0	0	0	0	0	0	0
黒滝村	4	4	33	33	0	0	0	0	0	0	0	0
天川村	6	6	63	63	0	0	4	4	4	4	0	0
野迫川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
十津川村	25	0	262	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下北山村	8	8	65	65	0	0	0	0	0	0	0	0
上北山村	2	2	28	28	0	0	1	0	1	0	0	0
川上村	6	6	28	28	0	0	0	0	0	0	0	0
東吉野村	4	4	38	38	0	0	0	0	0	0	0	0
吉野保健所	454	429	3,353	3,091	0	0	5	4	5	4	0	0
県計 (奈良市除く)	9,628	9,568	79,923	79,495	0	0	317	325	411	419	0	0
県計 (奈良市含む)	13,262	13,202	108,682	108,254	0	0	317	325	411	419	0	0

(出典：平成 30 年度奈良県市町村事業実績報告(母子保健))

(イ) 結果又は意見

【意見】

妊産婦健康診査について、診査を実施した医療機関から各市町村へ診査結果が共有されていない。効果的な妊産婦治療の推進のためにも、早期に診査結果の共有体制を整備されたい。

妊産婦健康診査の実施に関して、生駒市・山添村・十津川村以外の各市町村と奈良県医師会との間で締結している集合契約に、診査結果の共有が盛り込まれていない。そのため、各医療機関で妊産婦健康診査を実施しても、現状は各医療機関から市町村への診査結果の共有がなされていない。

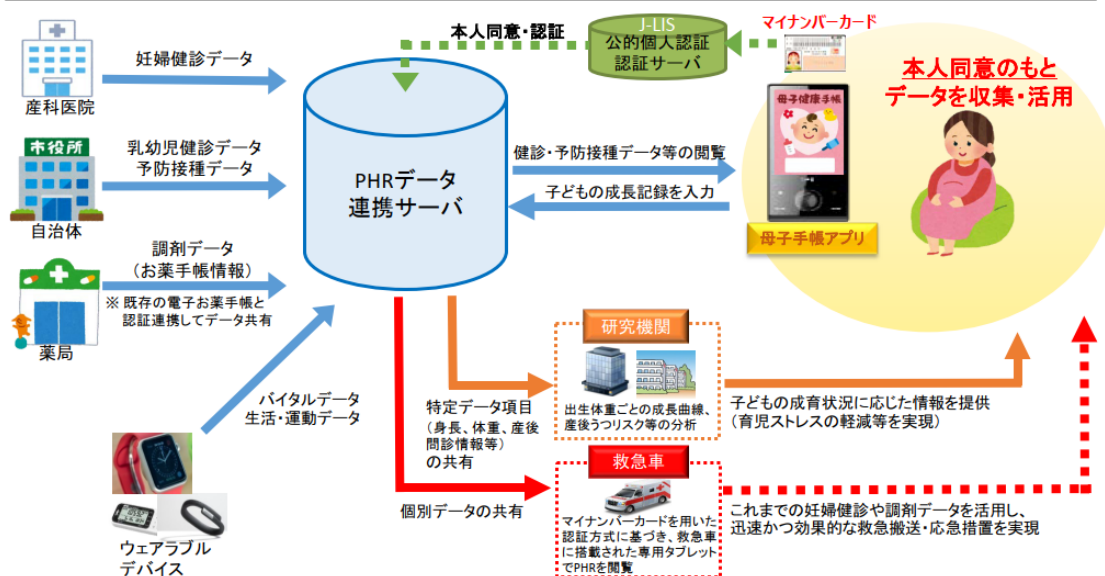
以前より、県が主導して奈良県医師会と診査結果の共有について交渉しているが、診査単価の上昇につながることから折り合いがつかず、交渉妥結に至っていない。健康診査の結果は、効果的な妊産婦治療の推進に欠かせない重要な情報と考えられ、他県においても共有が進んでいることから、県においても早期に診査結果の共有体制を整備されたい。

【妊婦健診データの共有事例】

(参考) 「妊娠・出産・子育て支援PHRモデル」(前橋市)の概要

3

- マイナンバーカードを活用した本人同意・認証のもと、自治体保有の乳幼児健診や予防接種に関するデータを自動で市民のアプリに連携する仕組みを実現した他、産科医院の妊婦健診に関するデータ、お薬手帳のデータ等もPHRとして入力することが可能となった。
- これらのPHRデータに関係者で共有・活用することで、母子への効果的な健康支援等へ活用する仕組みや救急時に活用する仕組みを推進。



(出典：未来投資会議 構造改革徹底推進会合「健康・医療・介護」会合(第6回))

## 2 女性の活躍に関する施策の概要

### (1) 女性の活躍に対する国の取組

日本において女性の社会進出が本格的に始まったのは戦後といわれている。連合国軍占領下における法整備によって、昭和 20 年に女性に対する参政権が認められ、教育の面においても、昭和 22 年に教育基本法が交付され男女共学が原則となった。その頃、世界でも女性の社会進出に関する取組が行われており、昭和 50 年に国連による「国際婦人会議」が開催され、「女性の平等と発展と平和への貢献に関するメキシコ宣言」と、国際婦人年の目標達成のための世界行動計画が採択された。さらに昭和 54 年には国連総会で「女性差別撤廃条約」が採択され、日本は昭和 60 年に当該条約を締結した。この条約締結を契機に同年に「男女雇用機会均等法」が成立し、日本での女性の社会進出を大きく後押しすることとなった。この男女雇用機会均等法は、募集・採用・昇進など雇用に関して男女間の差別を禁止する法律で、雇用に関してのみの法令であった。その後も平成 7 年に「第 4 回世界女性会議」において採択された「北京宣言及び行動綱領」や平成 8 年に男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえて、女性の社会活動全般に関しての法律である「男女共同参画社会基本法」が平成 11 年に制定され、男女が対等の立場で、個人として能力を十分に発揮し、家庭生活と仕事を両立させていく社会を目指していくこととなった。

### (2) 男女共同参画社会基本法について

平成 11 年に制定された「男女共同参画社会基本法」は、男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調を掲げ、次いで、国、地方公共団体、国民の責務をそれぞれ定めている。さらに、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な施策として、国の男女共同参画基本計画の策定、年次報告等の作成などについて規定している。

当該法律に基づき、平成 12 年に国により「男女共同参画基本計画」が定められて以降 5 年に一度計画が見直されており、平成 27 年制定の「第 4 次男女共同参画基本計画」（平成 28 年度～令和 2 年度末）が現行の計画となっている。

なお、県では、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、男女共同参画の推進に関し基本理念を明らかにしてその方向性を示し、将来に向かって県、県民及び事業者の男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成 13 年に「奈良県男女共同参画推進条例」を公布・施行している。

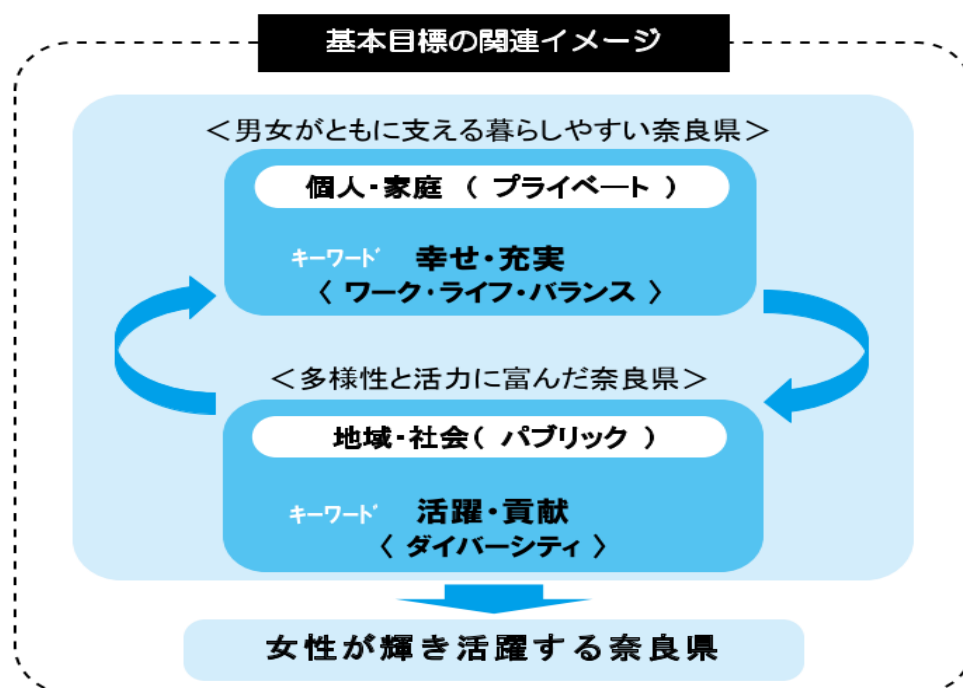
### (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律について

前述の男女共同参画基本計画をさらに推し進めるにあたり、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るために、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）が平成27年に公布・施行された。この法律では、国は女性の就業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定する一方、地方公共団体（都道府県、市町村）は、努力義務ではあるが、国の策定した基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の就業生活における活躍についての推進計画を策定することとされた。

### (4) 奈良県女性の輝き・活躍促進計画について

前述の男女共同参画社会基本法、奈良県男女共同参画推進条例、女性活躍推進法に基づき、県は、女性が能力を十分に発揮して活躍できる県を目指して、平成28年に「奈良県女性の輝き・活躍促進計画（第3次奈良県男女共同参画計画）」を策定した。この奈良県女性の輝き・活躍促進計画では、県の女性が輝き活躍するために、男女ともにライフステージの各段階で、多様な選択肢の中から自らの道を選択できる社会を実現することを基本理念とし、「男女がともに支える暮らしやすい奈良県」、「多様性と活力に富んだ奈良県」を目指すことを基本目標に置いている。

#### 【奈良県女性の輝き・活躍促進計画のイメージ】



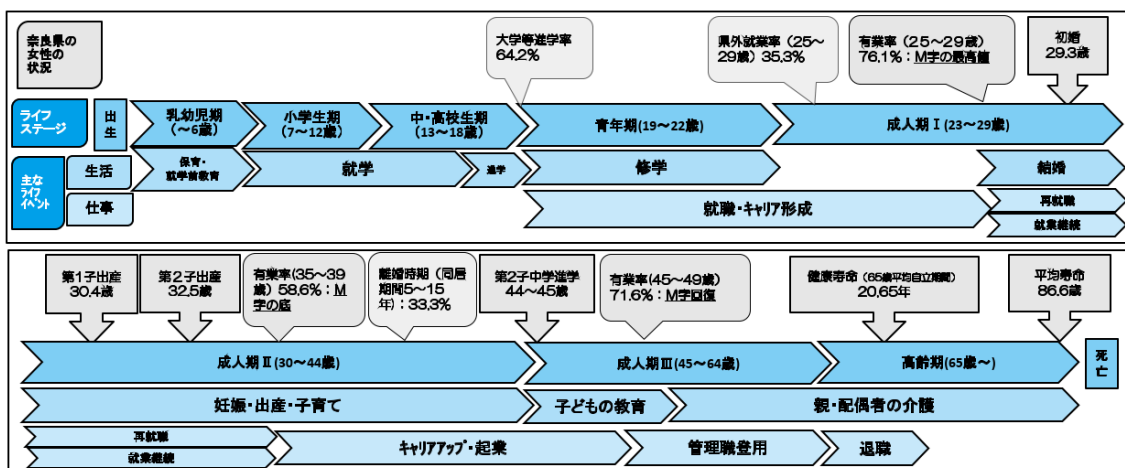
(出典：奈良県女性の輝き・活躍促進計画)



① 女性のライフステージについて

奈良県女性の輝き・活躍促進計画では、女性の活躍促進に関する課題解決の切り口として、県の特徴からみえる、県女性の生活上のライフイベント（進学、結婚、出産、子育て等）や仕事上のライフイベント（就職、再就職、退職等）の時期に合わせて、8つのライフステージに分類している。

【奈良県女性の輝き・活躍促進計画で想定する女性のライフステージ】



(出典：奈良県女性の輝き・活躍促進計画)

② 解決の方途について

奈良県女性の輝き・活躍促進計画では、統計等を分析することで、女性のライフステージごとに出現する課題を抽出し、4つの観点から解決の方途を分類し、基本施策として設定している。

- 1 マインド : 意識・考えを変えることで解決
- 2 フィールド : 活躍の場を拡大することで解決
- 3 スキル : スキル・能力を高めることで解決
- 4 ライフ : 女性の健康、生活環境等を改善することで解決

③ 目標指標について

奈良県女性の輝き・活躍促進計画では、ライフステージごとに抽出した課題、それに対する4つの観点での解決策が着実に実施されているかどうかを事後的に評価するために、推進状況の成果（アウトカム）を表す「成果指標」と、個別事業の進捗状況（アウトプット）を表す「行動指標」を策定し、毎年、それぞれの指標についての現況値を策定当初値と対比して進捗状況を報告している。

(ア) 成果目標（アウトカム）について

奈良県女性の輝き・活躍促進計画では、以下の7つの成果目標並びに参考指標を定めている。

【奈良県女性の輝き・活躍促進計画の成果目標、参考指標】

観点 「解決の方途」	成果目標	策定当初値
マインド： 意識・考え を変える	◆ 固定的な性別役割分担意識を払拭する 成果目標①：固定的な性別役割意識に肯定的な人の割合を40%にします	49.6% (平成26年)
	◆ 長時間労働の削減等により働き方を見直す 成果目標②：長時間労働（週間労働時間60時間以上）の男性雇用者の割合を12%にします	17.5% (平成24年)
フィールド： 活躍の場を 拡大する  スキル： スキル・能力を 高める	◆ 女性が働き続けられる 成果目標③：女性の就業率（25～44歳）を70%に高めます 成果目標④：第1子出産直後の女性の継続就業率を55%に高めます（平成31年度）	61.4% (平成22年) 39.6% (平成24年)
	◆ 女性の登用が進む 成果目標⑤：管理的職業従事者における女性の割合を20%に高めます	12.1% (平成24年)
	◆ 女性の社会参画が進む 成果目標⑥：女性のボランティア活動の行動者率を35%に高めます	28.8% (平成23年)
ライフ： 女性の健康、生活環境等を改善する	◆ 女性が安全・安心に暮らせる 参考指標：DVの相談件数を指標としますが、目標値の設定が困難なため、参考指標として推移を見守ります	1,406件 (平成26年)
	◆ 女性が健康に暮らせる 成果目標⑦：女性の健康寿命（65歳平均自立期間）を日本一にします（平成34年度）	全国33位 (平成26年)

(出典：奈良県女性の輝き・活躍促進計画)

(イ) 行動指標 (アウトプット) について

奈良県女性の輝き・活躍促進計画では、以下の44項目の行動指標を定めている。

【奈良県女性の輝き・活躍促進計画 行動指標 1/2】

解決の 方法	区分※3	目標	策定当初値	年度・時点	目標値 (H32年度) ※4	値の出典 (目標値を除く)
マインド	教育*	県民会議における企業・団体の男女共同参画推進取組事業数	119件	H26	150件	奈良県
		男女共同参画啓発イベント等を実施する市町村数	21市町村 (53.8%)	H27	39市町村 (100%)	奈良県
		教職員における男女共同参画に関する研修の受講者数	2,658	H23～H26計	3,250人 (H28～H32計)	奈良県
	教育/仕事*	若者の自立を図るキャリア教育の推進 (職場体験、インターンシップ等体験実施校の割合)	中 97.1% 高 78.0%	H26	100%	奈良県
		家庭・地域*	男女共同参画セミナー等における男性の受講者数	81名	H26	600名 (H28～H32計)
	男性の家事関連従事時間 (1日平均)		44分	H23	55分	社会生活基本調査 (5年毎)
	仕事*	県男性職員の「育児参加のための休暇」※1 取得率	32.0%	H26	奈良県特定事業主行動計画 (※5) に定める数値	奈良県
		企業における男性の育児休業取得率	0.5%	H26	(H28年度検討予定)	奈良県職場環境調査
	フィールド	安心・安全	養育里親登録数	89件	H26	159件 (H31)
家庭・地域*		なら子育て応援団登録店舗数	1,759店舗	H26	1,800店舗 (H31)	奈良県
		「利用者支援事業」※2 実施箇所数	8箇所	H27	28箇所 (H31)	奈良県
		地域子育て支援拠点設置箇所数	69箇所	H26	126箇所 (H31)	奈良県
		保育所入所待機児童がいる市町村数	7市町	H27	0市町村 (H29)	奈良県
		保育士人材バンクにおける就職あっせん数	125人	H26.7～H27.12計	350人 (累計) (H26～H31計)	奈良県
		放課後児童クラブ利用待機児童がいる市町村数	5市町	H27	0市町村 (H31)	奈良県
		放課後児童支援員認定数	—		1,200人 (累計) (H27～H31計)	奈良県
		介護員 (ヘルパー) 要請数	1,214人	H26	1,500人	奈良県
		自治会長に占める女性の割合	7.40%	H27	10%	市町村推進状況調査
		男女共同参画社会の形成の推進を図る活動を目的としているNPO法人数	68法人	H26	90法人	奈良県

- ※1 男性職員が妻の出産予定日の8週間 (多胎妊娠の場合14週間) 前の日から出産後8週間を経過する日までの期間に、生まれてくる子又は小学校就学前までの子を養育するための有給休暇 (5日以内)。小学校就学前までの上の子どもがいない場合は、当該子の出生後のみ取得可能。
- ※2 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。
- ※3 \*印を付した区分欄の項目については「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「推進計画」該当部分と位置づけます。なお、成果指標については①～⑥が「推進計画」該当部分となります。
- ※4 目標年度は平成32年度ですが、それ以外の場合は目標年度を目標値欄の( )内に記載しています。
- ※5 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき地方公共団体が策定する行動計画。

(出典：奈良県女性の輝き・活躍促進計画をもとに監査人作成)

## 【奈良県女性の輝き・活躍促進計画 行動指標 1/2】

解決の 方途	区分※3	目標	策定当初値	年度・時点	目標値（H32年度）※4	値の出典 （目標値を除く）
フィールド	仕事*	企業立地件数と企業立地に伴う雇用創出数	—		100件の企業立地とそれに伴う 1,000人の雇用の場を創出 (H27～H30計)	工場立地動向調査 奈良県
		県内企業の大学卒業後就職3年目までの離職率	39.3%	H23.3卒	34.9% (H26.3卒)	奈良労働局
		奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録企業数	84企業	H26	120社 (H30)	奈良県
		「子育て女性就職相談窓口」の相談件数	1,188件	H26	1,500件	奈良県
		女性の仕事時間（1日平均）	4時間50分	H23	5時間10分	社会生活基本調査 (5年毎)
		母子家庭当就業・自立支援センター（スマイルセンター） のバンク登録者の就業率	41.4%	H26	50%	奈良県
		農業経営における家族経営協定締結数	206件	H26	240件	奈良県
		県職員の管理職における女性の割合 （課長補佐級以上） （医療関係職員、教育委員会、県警を除く）	10.9%	H27.4.1	奈良県特定事業主行動計画 （※5）に定める数値	奈良県
		校長・教頭職における女性の割合（公立のみ）	9.5%	H27.4.1	奈良県教育委員会特定事業主 行動計画（※5）に定める数値	奈良県
		県審議会等における女性の割合	32.0%	H27.3.31	40%	奈良県
		市町村審議会等における女性の割合	22.1%	H27.3.31	30%	市町村推進状況調査
スキル	教育*	ひとり親家庭の子どもの「大学等進学率」 ※6	58.2%	H26	65% (H31)	奈良県
	家庭・地域*	地域の防災活動で活躍できる人材（防災リーダー）養成数	1,421人	H18～H26計	2,300人 (累計) (H18～H31計)	奈良県
	仕事*	職業訓練修了者の就職率	90%	H26	92% (H31)	奈良県
		女性の活躍応援関連講座受講者数	470名	H26	2,500名 (H28～H32計)	奈良県
		キャリアアップセミナーの受講者数	154人	H23～H26計	340人 (累計) (H23～H32計)	奈良県
		女性の起業セミナーの受講者数	159人	H25～H26計	270人 (累計) (H25～H32計)	奈良県
ライフ	安全・安心	DV予防啓発出前授業の実施校数	21校	H25～H27計	61校 (累計) (H25～H32計)	奈良県
	健康	性・妊娠等の思春期の課題に対する学校への専門家派遣件数	84校	H26	100校	奈良県
		県立学校におけるエイズ等性感染症に関する学習を実施し ている学校の割合（教科の保健学習を除く）	24.2%	H26	50%	奈良県
		子宮頸がん検診受診率	39.2%	H25	50% (H29)	国民生活基礎調査 (3年毎)
		乳がん検診受診率	39.4%	H25	50% (H29)	国民生活基礎調査 (3年毎)
		奈良県総人口に占める認知症サポーターの割合	3.3%	H27.1	5% (H31)	奈良県
推進体制		男女共同参画計画策定市町村数	12市町村 (30.8%)	H27	20市町村 (51%)	市町村推進状況調査
		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基 づく 「推進計画」策定市町村数	0市町村	H27	20市町村 (51%)	市町村推進状況調査

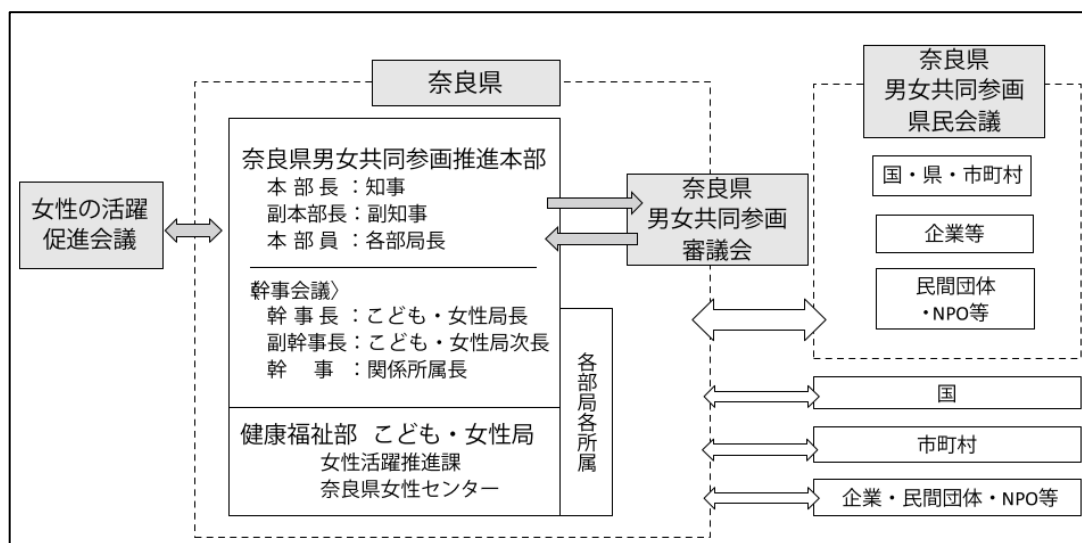
※6 大学等には大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部（正規の課程）の他、専修学校（専門課程、一般課程）を含む。

（出典：奈良県女性の輝き・活躍促進計画をもとに監査人作成）

④ 計画の推進体制

当該プランについては、男女共同参画の推進組織である「奈良県男女共同参画推進本部」を中心に、関係部局が連携を図りながら推進している。そして、奈良県男女共同参画推進条例に基づいて設置した「奈良県男女共同参画審議会」が、知事の重要な附属機関として重要事項を審議する。

【奈良県女性の輝き・活躍促進計画の推進体制】



(出典：奈良県女性の輝き・活躍促進計画)

⑤ 結果又は意見

【意見】

「奈良県女性の輝き・活躍促進計画」は、「成果目標」(アウトカム)について、4つの観点(マインド、フィールド、スキル、ライフ)による「解決の方途」から分類し、成果目標を達成するための具体的な施策の進捗状況(アウトプット)を表す指標として「行動指標」を設定している。一方、具体的な施策は、女性のライフステージごとに設定している。そのため、いくつかの具体的な施策については、行動指標との関連が明確でなく、どの指標の向上に資するのか判然としないものがある。具体的な施策を実施する際に、どの指標の向上を目的としているのかを意識しなければ、漫然と施策を遂行するだけに陥る可能性があるため、具体的な施策と行動指標の関連を明確化することが望ましい。

「奈良県女性の輝き・活躍促進計画」では、「成果指標」(アウトカム)と「行動指標」(アウトプット)を設定している。両者は、成果指標を達成するために具体的な施策を実施し、その個別の施策の達成状況を測るのが行動指標であるという関係にある。しかし、成果指標及び行動指標は、4つの観点(マインド、フィールド、スキル、ライフ)から分類しているのに対して、個別の施策はライフステージごとに設定しているため、例えば以下のとおり、行動指標と具体的な施策との関連性が明確でないものがある。行動指標と具体的な施策の関連性を明確化することで、具体的な施策を実施する際は、どの指標の向上に資するかを意識して事業を遂行していくことが必要である。

**【行動指標と具体的な施策に齟齬が生じているものの例】**

		解決の方途の分類	内容
事例 1	行動指標	ライフ	県立学校におけるエイズ等性感染症に関する学習を実施している学校の割合(教科の保健学習を除く)
	具体的な施策	マインド	エイズに関する正しい知識の普及啓発の実施
事例 2	行動指標	スキル	キャリアアップセミナーの受講者数
	具体的な施策	マインド	キャリアアップに関する研修・講座等の実施
事例 3	行動指標	スキル	女性の起業セミナーの受講者数
	具体的な施策	フィールド	起業希望者の相談会、交流会の開催

(出典：奈良県女性の輝き・活躍促進計画)

【行動指標と具体的な施策の関連性が判然としない事例】

	行動指標/具体的な施策	関連性
行動指標	介護員（ヘルパー）養成数	「介護施設等の職員を対象とした研修等の実施」が具体的な施策としてあげられているが、これは「高齢者虐待等の相談体制等の整備」のための施策として計画に記載されており、どの施策で左記の行動指標を向上させるのかが不明確である。
具体的な施策	マタニティ・ハラスメント被害者へのカウンセリングの実施	被害者の心身のケア（解決の方途はライフに分類）を目的として、左記を具体的な施策として計画に記載している。しかし、マタニティ・ハラスメントに関する行動指標が見当たらない。
具体的な施策	結婚応援活動の推進、出会いイベント開催等の情報提供	結婚応援活動の推進（解決の方途はマインドに分類）、出会いイベント開催等の情報提供（解決の方途はフィールドに分類）を具体的な施策として計画に記載しているが、結婚支援に関する行動指標が見当たらない。

（出典：奈良県女性の輝き・活躍促進計画）

### 3 子育て及び女性の活躍に関する計画の進捗状況の調査

(1) 奈良こどもすくすく・子育ていきいきプランの進捗状況についての調査

#### ① 調査の概要

奈良こどもすくすく・子育ていきいきプランについては、毎年、その進捗状況が報告されている。県が発表している平成29年度の進捗状況に関して、基本目標指標については、現況値が更新された2項目すべてが上昇(改善)した。具体的には、

- ・基本目標指標②：女性(35～49歳)の就業率が60.9%(平成22年)から67.5%(平成27年)に上昇
- ・基本目標指標③：200万円以上の人数割合が58.4%(平成24年)から61.9%(平成29年)に上昇

となっている。

また、成果(アウトカム)指標については、8指標が上昇したものの、以下の2項目が下降している。

- ・子育てに悩んだときなどに気軽に相談できる環境が整っていることの育児期の県民満足度が、3.07(平成26年)から2.80(平成30年)に低下
- ・住民が犯罪に遭うことがなく、その不安も感じることなく暮らせることの育児期の県民満足度が3.05(平成26年)から2.97(平成30年)に低下

これらの成果指標の基となった個別事業の行動指標については、全58項目中37項目が計画策定当初値より上昇しているが、10項目については逆に計画策定当初値より下降している(2項目は横ばい、9項目は平成29年度の修正プランより新たに追加)。したがって、下降した10項目について、原因の分析状況、指標向上にむけて実施している施策について、各行動指標の所管課への調査を実施した。結果は以下のとおりであった。

行動指標		所管課	
結婚応援・婚活支援に関するセミナー開催数		福祉医療部 こども・女性局 女性活躍推進課	
推進施策	策定当初値	現況値	
1. 社会全体での結婚から子育てまでの切れ目のない支援	0回	20回	



指標の状況並びに実施施策
平成 31 年度に 30 件開催することを目標としている。平成 29 年度 18 件、平成 30 年度 20 件の開催であったが、目標年度の平成 31 年度は 11 月時点で 28 件実施しており、目標を達成する見込みである。

行動指標	所管課	
ホームページ「子育てネットなら」のアクセス数	福祉医療部 こども・女性局 女性活躍推進課	
推進施策	策定当初値	現況値
1. 社会全体での結婚から子育てまでの切れ目のない支援	805,434 件/年	123,905 件/年

指標の状況並びに実施施策														
「子育てネットなら」とは、県の施策のみならず、民間子育て支援団体及び各市町村の情報へつながるポータルサイトとして運用しているものであり、平成 31 年度のアクセス数が目標 1,000,000/年に対して、以下の実績で推移している。														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成（年度）</th> <th>25 年</th> <th>26 年</th> <th>27 年</th> <th>28 年</th> <th>29 年</th> <th>30 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクセス数</td> <td>805,434</td> <td>719,415</td> <td>612,192</td> <td>833,403</td> <td>477,694</td> <td>123,905</td> </tr> </tbody> </table>	平成（年度）	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	アクセス数	805,434	719,415	612,192	833,403	477,694	123,905
平成（年度）	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年								
アクセス数	805,434	719,415	612,192	833,403	477,694	123,905								

（出典：県ホームページ及び県提出資料より監査人作成）

県は、平成 29 年度にアクセス状況解析ソフトの不具合により、ソフトの変更を実施した。その変更の過程で、従前はアクセス数としてトップページ及びトップページからつながる各種閲覧ページも含めた累積閲覧数をカウントしていたのが、トップページ閲覧数のみのカウント数に変更され、カウント数が平成 29 年度より急減している。詳細並びに【結果】については、「第 3 6 (7) ② 企業や民間団体による「総合的な結婚応援」参画促進事業」にて記述する。

行動指標	所管課	
ライフデザイン形成支援のためのセミナー・出張講座の開催数	福祉医療部 こども・女性局 女性活躍推進課	
推進施策	策定当初値	現況値
4. 次代の親の育成	0 回	6 回

指標の状況並びに実施施策
<p>今後結婚・出産をする世代のライフデザイン形成を支援することを目的とし、県が主体となりセミナー・出張講座を開催している。行動目標指標は、施策を開始した平成 27 年度から平成 31 年度までにセミナー・出張講座の累計開催数を 30 回としているが、平成 29 年度末時点での累計開催数は 6 回にとどまっております、目標達成が難しい状況にある。県が当初の目標よりもセミナー・出張講座を開催できていない理由として、県とは別に市町村が主体となり独自にセミナー・出張講座を開催しているため、県独自の開催に対する需要が少なくなったためであると分析している。</p>

行動指標	所管課	
乳児健診（4～5 か月）の未受診者の現認率	福祉医療部 医療政策局 健康推進課	
推進施策	策定当初値	現況値
5. 子どもと親の健康の確保	82.3%	73.2%

指標の状況並びに実施施策
<p>切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策の充実のため、乳児健診（4～5 か月）の未受診者を 0 にすることを目指して、平成 31 年度に現認率を 100% とすることを行動目標としている。奈良県保健医療計画においても乳幼児健康診査の取組を進めることを掲げている。なお、進捗報告している現認率は 4 月の速報値で県外への転出者が現認できずに数値が低い結果となっているが、転出者の影響を省いたりその後の受診勧奨・追跡・フォローの結果を反映させた結果、平成 29 年度の 9 月の確定値で修正現認率（※1）は 91.2% まで上昇する。ただ、修正現認率が 100% の市町村もあれば低い市町村もあり（※2）、市町村間でのばらつきが大きいことが課題となっている。</p> <p>※1 修正現認率＝未現認者÷（未受診者－転出者）          ※2 平成 30 年度に修正現認率が 100% でなかった市町村              御所市：0%              曽禰村：0%              下市町：0%              橿原市：16.7%              奈良市：92.5%              大和郡山市：94.1%          ※3 野迫村、上北山は出生者がおらず、修正現認率は算出不可である。</p>

行動指標		所管課	
不妊専門相談センター事業における相談件数		福祉医療部 医療政策局 健康推進課	
推進施策	策定当初値	現況値	
5. 子どもと親の健康の確保	118 件	85 件	
指標の状況並びに実施施策			
<p>不妊に悩む人々に対し、相談窓口における医学的な相談や心の悩みの相談を行い、精神的負担の軽減を図るために、平成 31 年度に不妊専門相談センターでの相談件数を 135 件にすることを行動目標として設定している。不妊専門相談センター事業では、原則、毎週金曜日に専門相談員（助産師）による電話相談を実施するほか、原則第 2 金曜日に一般社団法人奈良県医師会所属の産婦人科医師による面談相談を県医師会館にて実施している。しかし、どちらも平日の金曜日に相談する必要があることから、就業者が相談するのが難しく、相談者数が減少している要因となっている可能性がある。</p>			

行動指標		所管課	
放課後児童クラブ利用待機児童がいる市町村数		福祉医療部 こども・女性局 子育て支援課	
推進施策	策定当初値	現況値	
6. 幼児期の学校教育・保育及び地域の子育て支援の推進	7 市町村 (平成 26 年 5 月 1 日)	8 市町村 (平成 30 年 5 月 1 日)	
指標の状況並びに実施施策			
<p>出産・子育てへの支援、就業継続の支援のため、放課後児童クラブ利用待機児童がいる市町村数を平成 29 年度に 0 にすることを行動目標指標として設定していた。目標指標を放課後児童クラブ利用待機児童数ではなく市町村数としたのは、県では待機児童が生じている市町村が一部に偏っていること、待機児童対策は市町村が一義的に取組、県はそれを支援する立場であるという考えによる。平成 29 年度に 0 とする計画であったが、平成 30 年 4 月 1 日時点で策定当初値より多い 8 市町村で放課後児童クラブ利用待機児童が発生しており、目標未達となった。クラブ整備は進んでいるものの、全体の待機児童数はやや増加しており、今後も補助金を活用したクラブ整備施策を進める方針である。</p>			

行動指標		所管課	
利用者支援事業普及を図るための研修会の実施回数		福祉医療部 こども・女性局 女性活躍推進課	
推進施策	策定当初値	現況値	
7. 子育てに関する多様な支援	0回	7回（平成29年度）	
指標の状況並びに実施施策			
<p>子育てに関する多様な支援の普及を目的に、県が主体となり研修会を開催している。行動目標指標として、施策を開始した平成27年度から平成31年度までに研修会の累計実施回数を15回を目標としているが、平成29年度末時点での累計実施回数は7回にとどまっており、目標達成が難しい状況にある。現在、市町村職員による福祉サービスと保健師による母子保健サービスを協同することで、従来より質の高い効果的な支援サービスを提供できる体制の構築を図っている段階であり、県は研修会の実施よりも協同体制の整備に注力していることが目標達成が難しい理由と考えている。</p>			

行動指標		所管課	
母子家庭等就業・自立支援センターのバンク登録者の就業率		福祉医療部 こども・女性局 こども家庭課	
推進施策	策定当初値	現況値	
8. 保護や支援を必要とする子どもや家庭への対応	43.8%	33.5%	
指標の状況並びに実施施策			
<p>母子家庭等就業・自立支援センターにて、県在住の母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の者で、就業を希望する者、就職情報を必要としている者、就業に関する相談を希望する者等がバンク登録を行う。バンク登録者は、就業に関する質問・相談に対する助言やサポート、ワークシートを使った現状の整理や自己分析、就職に向けた行動スケジュール作成、応募書類の書き方や面接の受け方の指導、求人情報の送付、センターだよりや講習会案内など母子関連情報の送付等の支援を受けることができる。過去6年間の各年度の指標は、43.8%（平成25年）、41.4%（平成26年）、41.1%（平成27年）、40.2%（平成28年）、37.8%（平成29年）、33.5%（平成30年）と減少傾向にある。県は減少の要因について、県内の有効求人倍率が毎年上昇していることから、これまでより就業が困難な者の登録者が増えているためと考えているが、原因の特定は困難としている。これに対し、県は労働局と連携して求職者のニーズに対応した情報の提供に努めるとしている。</p>			

行動指標		所管課
児童生徒 1,000 人当たりの不登校児童生徒数（国公立）－高校生		教育委員会 生徒指導支援室
推進施策	策定当初値	現況値
9. 人間性豊かで心身ともにたくましい子供を育てる教育環境の整備	11.6 人	14.3 人（平成 29 年度）
指標の状況並びに実施施策		
<p>子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備に向け、不登校対策を充実させるために、平成 31 年度に 1,000 人当たりの不登校児童生徒数を全国平均以下とすることを目標として設定した。県では、高校生の中途退学を減らす取組も実施しており、不登校傾向を示す生徒に対して無理に登校を促すことをせず、進級や卒業に向けた支援を実施した結果、中途退学者数が減少した反面、不登校生徒数が増加した。また、平成 29 年 2 月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が施行され、学校復帰のみを目標とするのではなく、フリースクールや自宅等で ICT 等を活用した学習を支援することになったことも、不登校児童生徒の増加に繋がっている。さらに、文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（問題行動等調査）では、30 日以上欠席した児童生徒（長期欠席者）を「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の 4 つの欠席理由別に報告する必要があるが、従前までは、欠席理由が 4 分類のうち 2 つ以上あり、そのうち主たる理由が特定できない場合は「その他」として報告していた。しかし、平成 29 年度からは「病気」「経済的理由」「不登校」のいずれにも該当しない場合のみ「その他」として計上することになったため、これまで「その他」として報告されていたものが「不登校」として報告されるようになったことも、不登校生徒数の増加の要因となっている。</p>		

行動指標		所管課
子どもの体力（全国体力・運動能力・運動習慣等調査）－公立小学生		教育委員会 保健体育課
推進施策	策定当初値	現況値
9. 人間性豊かで心身ともにたくましい子供を育てる教育環境の整備	全国 29 位（平成 25 年）	全国 32 位（平成 29 年）
指標の状況並びに実施施策		
子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備の一環で、子ども		

が生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を良くするため、子どもの体力向上を目指し、令和元年度に全国体力・運動能力・運動習慣等調査の結果が全国平均以上になることを目標指標として設定している。目標達成に向け、運動習慣の定着を図るための各種スポーツ教室の開催や、体力向上支援員・体力向上推進コーディネーターとの連携による各小・中学校の「体育」「保健体育」の授業の充実を図っている。そのような取組の結果、当該調査結果の点数は平成 25 年より上昇しているが、全国平均点も上昇しているため、結果的に全国順位は下がっている。

行動指標		所管課	
運動場の芝生化-公立小学校		教育委員会 保健体育課	
推進施策	策定当初値	現況値	
9. 人間性豊かで心身ともにたくましい子供を育てる教育環境の整備	7.4% (平成 25 年)	7.0% (平成 29 年)	
指標の状況並びに実施施策			
<p>子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備の一環で、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を良くするため、子どもの体力向上を目指し、運動場の芝生化の割合上昇を指標とした。運動場の芝生化の取組は、平成 21 年から 23 年度にかけてモデル校として設定した 15 校の小学校並びに 5 校の県立学校の芝生化を実施した。その後、平成 27、28 年度に県立高校 2 校、平成 28 年、30 年度には新たに芝生化整備のための補助金制度を創設して幼稚園 3 園の芝生化を実施している。しかし、小学校については、平成 24 年度以降から新規の芝生化が行われず、既に芝生化していた小学校 2 校が合併したことに伴い、比率が低下している。運動場の芝生化については、特に整備後の維持管理費の負担が多いことやメンテナンス作業員の不足が、芝生化新設の課題となっており、また、芝生化に対する県単独の補助金事業も平成 30 年度で打ち切られているのが現状である。</p>			

行動指標		所管課	
県が実施する在県外国青年と県内青少年との交流イベント参加者数		総務部 知事公室 国際課	
推進施策	策定当初値	現況値	
9. 人間性豊かで心身ともにたくましい子供を育てる教育環境の整備	1,484 (平成 25 年)	1,111 (平成 29 年)	

### 指標の状況並びに実施施策

「施策方向（1）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備」の「⑤グローバル人材の育成」に寄与するものとの見方から、県が実施する在県外国青年と県内青少年との交流イベント参加者数を令和元年度に 1,640 人とすることを行動指標として設定している。具体的には、語学指導等を行う外国青年招致事業に参加する JET 青年によるイベント、留学生イベント、フリートーク、バスツアーの合計参加者数であるが、例えば JET 青年イベントについて、県のホームページや県民だよりで周知しているものの、同イベントのうち当日自由参加型のイベントの参加者数が減少しているのが実状である。

## ② 結果及び意見

### 【意見】

奈良県不妊専門相談センターへの相談件数が低迷している。相談窓口が平日のみ開催されていることが要因となっている可能性があるが、相談時には相談者の属性に関する情報を入手しているものの、データ集約ができおらず、分析に至っていないため、推測の域を出ない。有効な解決策を見出すためにも、相談者の属性を詳細に把握し分析する必要がある。

「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン」では、奈良県不妊専門相談センターへの相談件数を平成 31 年度に 135 件にする行動指標を掲げていたが、平成 30 年度は 85 件と低迷している。これについては、相談窓口を原則平日の金曜日のみ実施しているため、就業者が相談しづらい環境であることが原因ではないか、と県は推測している。しかし、例えば、相談者が就業者なのか、専業主婦・主夫なのかの分析をしていないため、仮に専業主婦・主夫が少ないのであれば、原因は周知不足など他にある可能性がある。相談者の詳細な属性データの集約と分析を実施し、相談件数の増加に結び付くような施策を打ち出すことが望まれる。

なお、仮に現在の県の推測が正しいのであれば、例えば、時間を問わないメールによる相談を受け付けることも有効ではないかと思われる。

### 【奈良県不妊専門相談センターへの相談件数の推移】

単位：件

年度（平成）	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年
電話相談	87	85	76	63	77	67
面接相談	29	28	38	22	29	18
合計	116	113	114	85	106	85

（出典：県提出資料）

## 【結果】

「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン」において、行動指標の一つとして「子どもの体力（全国体力・運動能力・運動習慣等調査）—公立小学生」（平成25年 全国29位、令和2年度目標 全国平均以上）を設定しているが、指標の具体値の設定が的確でない可能性があり、よりの確な算出方法を検討するか、別の指標を検討すべきである。

奈良こどもすくすく・子育ていきいきプランにおいて、人間性豊かで心身ともにたくましい子供を育てる教育環境の整備の対策として、「子どもの体力（全国体力・運動能力・運動習慣等調査）—公立小学生」を令和2年度に全国平均以上にすることを行動指標として設定している。この指標の具体値は、国（スポーツ庁）から発表されている「全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」をもとに、男女別の体力合計点（※下記参照）の全国順位を単純平均した数値としており、県独自の計算方法をとっている。

### 【体力合計点の推移と県の全国順位の推移】

単位：点（上4行）、位（下3行）

年度（平成）	25年	26年	27年	28年	29年	30年
全国（男子）	53.87	53.91	53.80	53.92	54.16	54.21
奈良県（男子）	53.82	53.93	53.66	53.57	53.64	53.89
全国（女子）	54.70	55.01	55.18	55.54	55.72	55.90
奈良県（女子）	54.04	54.61	54.60	55.00	55.41	55.42
順位（男子）	22	21	26	27	32	31
順位（女子）	33	31	35	33	31	35
順位（平均）	27.5	26	30.5	30	31.5	33

（出典：県報道資料及び県提出資料）

※ 体力合計点とは、種目ごとの測定値を10点満点で換算し、計8種目の80点満点での一人一人の体力合計点から平均値を算出したもの。種目は、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、シャトルラン、50m走、立幅跳び、ボール投である。

しかし、男女別の全国順位を単純平均するという計算方法では、児童生徒男女の人口比が各都道府県で異なることから男女を総合計した正確な順位とはならないし、国による都道府県別の体力合計点の公表が公立学校の児童生徒を母集団としたものに限定されているからという理由で、県内私立の児童生徒の実績を指標の計算に勘案しなくて良いのかという根本的な疑問が残る。

また、男子・女子ともに県の当該調査結果の平均合計点は上昇しており、全国平均の上昇との兼ね合いで指標が低下したことになっているが、



当初の施策の目標である「子どもの体力向上」に照らせば、少なくとも目標は達成されていると判断できる余地もある。さらに、仮に県の平均合計点が下降しても全国平均が下降すれば指標としては達成される可能性すらある。指標の設定については、施策の目的との適合性を判断してなされるべきである。

### 【結果】

「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン」において、行動指標の一つとして「母子家庭等就業・自立支援センターのバンク登録者の就業率」を設定しているが、就業率は毎年下落している状況であり、詳細な原因分析が行われていない。早急に原因を究明し事業の改善をすべきである。

奈良こどもすくすく・子育ていきいきプランにおいて、母子家庭等就業・自立支援センターのバンク登録者の就業率を令和元年度に50.0%とすることを行動指標として設定している。各年度ごとの指標の推移は以下のとおりであり、減少傾向にある。

#### 【母子家庭等就業・自立支援センターのバンク登録者の就業率の推移】

年度（平成）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
就業率	43.8%	41.4%	41.1%	40.2%	37.8%	33.5%

（出典：県提出資料）

減少理由について、県は、県内の有効求人倍率が毎年上昇しているため、従来バンク登録されていたような者の登録が減少し、より就業するための条件が厳しい者の登録者が増えているためではないかと推定されるものの原因の特定は困難としている。

#### 【県の有効求人倍率】

年度（平成）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
有効求人倍率	0.84倍	0.89倍	1.04倍	1.18倍	1.34倍	1.42倍

（出典：奈良労働局主要指標）

労働局と連携して求職者のニーズに対応した情報の提供に努めるとしているが、過去の5年間の就職率が減少し続けている現状からすれば、具体性がなく不十分である。そのため、より詳細な原因究明を行って改善施策に取り組むべきである。

### 【意見】

「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン」において、行動指標の一つとして「児童生徒 1,000 人あたりの不登校児童生徒数（国公立）」（平成 25 年 高校生 11.6 人、令和元年度目標 全国平均以下）を設定しているが、設定当時と社会情勢が変化しており、指標として適さなくなっている可能性がある。「中途退学率」等、他の指標に変更することが望ましい。

奈良こどもすくすく・子育ていきいきプランにおいて、高等学校における 1,000 人当たりの不登校生徒数（国公立）を令和元年度に全国平均（15.1 人）以下とすることを行動指標として設定している。各年度ごとの指標の推移は以下のとおりである。

#### 【高等学校における 1,000 人当たりの不登校生徒数の推移】

（単位：人）

年度	奈良県（国公立）	全国平均（国公立）
平成 25 年度	11.5	16.7
平成 26 年度	10.7	15.9
平成 27 年度	10.4	14.9
平成 28 年度	14.7	14.6
平成 29 年度	14.3	15.1

（出典：県提出資料）

県の高等学校における 1,000 人当たり不登校生徒数は、平成 25 年度から 1.2 倍近くに増加している。この理由について、担当課は、以下のとおり分析している。

- ・平成 28 年度の県公立高等学校入学者選抜より、欠席日数が多い生徒でも、客観的な資料として「医療機関の診断書、カウンセラーとの相談記録等」が提出できれば、状況に応じて公立高等学校進学が可能となったことから、不登校生徒数が増加した。
- ・平成 29 年 2 月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が施行され、不登校児童生徒支援については、「学校に登校すること」（学校復帰）のみを目標にするのではなく、フリースクールや自宅等で ICT 等を利用した学習を支援するなど、多様な学びによる社会的自立を目指す方向が打ち出された。「学校に登校しないこと」に対する捉え方が大きく変わり、不登校児童生徒の増加につながった。

- ・「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（問題行動等調査 文部科学省）において、長期欠席者（30日以上欠席した児童生徒）を「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の4つの欠席理由別に分類している。平成28年度までは、「病気」と「不登校」など欠席理由が2つ以上あり、かつ、主たる理由が特定できない場合は「その他」として分類していたが、平成29年度からは「病気」「経済的理由」「不登校」のいずれにも該当しない場合のみ「その他」として分類するようになった。そのため、これまで「その他」に分類されていた生徒の一部が「不登校」に分類されるようになった。

以上から、不登校に対する世間の捉え方が変わり、必ずしも減らすことが是とされるわけではなくなっており、また、指標の測定方法も変更されている。さらに、当該行動指標は「人間性豊かで心身ともにたくましい子どもを育てる教育環境の整備」を推進する施策に関連していること、不登校でも教育環境の整備が進んできたことからして、例えば、教育から完全に切り離されてしまう中途退学を防ぐ意味で、「中途退学率」を行動指標として用いることが望ましいのではないかと考えられる。実際、担当課では、不登校傾向を示す生徒が安易に中途退学を選択することがないように、進級や卒業に向けた粘り強い指導と支援を行っている。社会情勢の変化に合わせて、指標を再検討することが望まれる。

#### 【高等学校における不登校生徒数及び中途退学率の推移】

年度	1,000人当たりの 不登校生徒数（人）		中途退学率 （％）	
	奈良県 （国公私立）	全国平均 （国公私立）	県立 （全日制）	全国 （国公私立）
平成25年度	11.5	16.7	1.35	1.7
平成26年度	10.7	15.9	1.12	1.5
平成27年度	10.4	14.9	0.98	1.4
平成28年度	14.7	14.6	1.09	1.4
平成29年度	14.3	15.1	0.90	1.3

（出典：県提出資料）

#### 【意見】

「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン」において、行動指標の一つとして「県が実施する在県外国青年と県内青少年との交流イベント参加者数」（平成25年1,484人、令和2年度目標1,640人）を設定しているが、各年度に報告する実績には計画策定当初から実施しているイベントの

人数しか含めていない。他に類似のイベントを実施しているのであれば、そのイベントの参加者数も実績に含めることも検討すべきである。

奈良こどもすくすく・子育ていきいきプランにおいては、「施策方向  
(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備」の「⑤ グローバル人材の育成」に寄与するものとの見方から、県が実施する在県外国青年と県内青少年との交流イベント参加者数を令和元年度に 1,640 人とするを行動指標として設定している。各年度に報告する実績には、計画策定当初から実施しているイベント（JET 青年イベント、留学生イベント、フリートーク、バスツアー）の参加者数しか含めていない。

しかし、それ以外に、例えば平成 30 年度は「留学生による奈良の旧正月フェスティバル」を開催しており、同フェスティバルが上記の留学生イベントと類似のイベントであり、グローバル人材の育成に寄与するという意味合いにおいては、行動指標の実績に含めることも一案と思われる。施策の行動指標が、いかなる施策の目的をはかるための指標なのかという実質に照らして、指標の要件を満たすものであれば実績に含めることも検討すべきである。

## (2) 奈良県女性の輝き・活躍促進計画の進捗状況についての調査

### ① 調査の概要

前述のとおり、奈良県女性の輝き・活躍促進計画については、毎年、その進捗状況が報告されている。平成 30 年 11 月に発表された平成 29 年度の進捗状況に関して、成果目標については、参考指標を除く全 7 項目のうち、現況値が更新された 3 項目すべてが上昇（改善）した。具体的には、

- ・ 成果目標②：長時間労働（週間労働時間 60 時間以上）の男性雇用者の割合が 17.5%（平成 24 年）から 13.6%（平成 29 年）に改善
- ・ 成果目標⑤：管理的職業従事者における女性の割合が 12.1%（平成 24 年）1 から 14.5%（平成 29 年）に上昇
- ・ 成果目標⑦：女性の健康寿命（65 歳平均自立期間）が全国 33 位（平成 26 年）から全国 18 位（平成 28 年）に上昇

となっている。

一方、行動指標については、全 44 項目中 30 項目が計画策定当初値より上昇しているが、14 項目については逆に計画策定当初値より下降している。したがって、この 14 項目について、原因の分析状況、指標向上にむけて実施している施策について、各行動指標の所管課へ質問を実施した。結果は以下のとおりであった。

目標		所管課	
なら子育て応援団登録店舗数		福祉医療部 こども・女性局 女性活躍推進課	
解決の方法	区分	策定当初値	現況値
フィールド	家庭・地域	1,759 店舗(平成 26 年)	1,745 店舗(平成 29 年)
指標の状況並びに実施施策			
<p>出産・子育てへの支援、就業継続への支援を目的に、なら子育て応援団登録店舗数を平成 31 年度に 1,800 店舗とすることを目標指標として設定した。なら子育て応援団では、妊婦及び 18 歳未満の子どもがいる世帯を対象として、料金等の割引や特典などのサービスを提供している。しかし、平成 26 年度 1,759 店舗、平成 29 年度 1,745 店舗、平成 30 年度 1,738 店舗であり、横ばい推移の状況にある。登録店舗数が伸び悩む理由は、新規の登録店舗がある一方で、小規模の登録店舗においては経営状態により割引や特典などのサービスの提供が困難になったり廃業により登録をやめるケースがあるため、一進一退の状況であることが挙げられる。</p> <p>企業や民間団体による「総合的な結婚応援」参画促進事業において、選定企業等を対象に応援普及ツールを送付しているものの、参加数の伸びにつながらるまでは至っていないのが現状である。</p>			

目標		所管課	
保育所入所待機児童がいる市町村数		福祉医療部 こども・女性局 子育て支援課	
解決の方法	区分	策定当初値	現況値
フィールド	家庭・地域	7 市町 (平成 27 年)	7 市町(平成30年4月1日)
指標の状況並びに実施施策			
<p>出産・子育てへの支援、就業継続の支援のため、保育所入所待機児童がいる市町村数を平成 29 年度に 0 にすることを行動目標指標として設定していた。目標指標を保育所待機児童数ではなく市町村数としたのは、県では待機児童が生じている市町村が一部に偏っていること、待機児童対策は市町村が一義的に取り組み、県はそれを支援する立場であるという考えによる。平成 29 年度に 0 とする計画であったが、平成 30 年 4 月 1 日時点でも策定当初値と同数の 7 市町村で保育所待機児童が発生しており、目標未達となった。「第 3 4 (5) 結果又は意見」にて、【意見】を詳細に記述している。</p>			

目標		所管課	
放課後児童クラブ利用待機児童がいる市町村数		福祉医療部 こども・女性局 子育て支援課	
解決の方法	区分	策定当初値	現況値
フィールド	家庭・地域	5市町（平成27年）	8市町（平成30年4月1日）
指標の状況並びに実施施策			
<p>出産・子育てへの支援、就業継続の支援のため、放課後児童クラブ利用待機児童がいる市町村数を平成29年度に0にすることを行動目標指標として設定していた。目標指標を放課後児童クラブ利用待機児童数ではなく市町村数としたのは、上記の保育所入所待機児童における指標の設定と同様の考えによる。平成29年度に0とする計画であったが、平成30年4月1日時点で策定当初値より多い8市町村で放課後児童クラブ利用待機児童が発生しており、目標未達となった。クラブ整備は進んでいるものの、全体の待機児童数はやや増加しており、今後も補助金を活用したクラブ整備施策を進める方針である。</p>			

目標		所管課	
介護職（ヘルパー）養成数		福祉医療部 長寿・福祉人材確保対策課	
解決の方法	区分	策定当初値	現況値
フィールド	家庭・地域	1,214人（平成26年）	1,115人（平成28年）
指標の状況並びに実施施策			
<p>女性の高齢期の介護への支援を実施するために、介護人材確保の指標としてヘルパー等の養成数を指標として設定している。指標を設定した当時は、ヘルパー2級が初任者研修に移行した制度移行期で受講希望者が多かったが、景気動向により介護職の選択率が低下し、養成者数は減少している。平成27年度より、「奈良県介護人材確保対策総合補助金」の1メニューとして「介護職員初任者研修支援事業」（修了者一人当たり上限5万円の補助）を開始し、その結果、全体の養成数は減少する中、当該補助事業を利用した養成者数は増加している（平成27年度：98名→平成29年度：179名）。</p>			

目標		所管課	
「子育て女性就職相談窓口」の相談件数		福祉医療部 こども・女性局 女性活躍推進課	
解決の方法	区分	策定当初値	現況値
フィールド	仕事	1,188 人（平成 26 年）	988 人（平成 29 年）
指標の状況並びに実施施策			
<p>女性の就業率を向上させるために、子育てと仕事の両立に悩む女性のサポートを目的として「子育て女性就職相談窓口」を開設した。当窓口では、相談者の希望に沿った勤務形態と就労の障害となっている事象を把握し、その対応策をアドバイスしている。計画では、相談員が受入可能な稼働率をもとに、平成 31 年度に 1,500 件となることを目標として設定している。指標が下がっている要因として、県では、有効求人倍率が上昇しており、就職活動が売手市場に変化しているため、相談所を介する必要性が低下しているのではないかと分析している。</p>			

目標		所管課	
女性の仕事時間（1 日平均）		福祉医療部 こども・女性局 女性活躍推進課	
解決の方法	区分	策定当初値	現況値
フィールド	仕事	4 時間 50 分 （平成 23 年）	4 時間 43 分 （平成 28 年）
指標の状況並びに実施施策			
<p>行動指標を設定した平成 23 年度は、女性の平均就業時間は 5 時間 10 分であった。当時、女性はパートや非正規雇用が多かったが、平成 27 年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布される経緯もあり、女性の正規社員が増加すれば平均就業時間も伸びると考え、毎日 20 分増の全国平均値を目標値として設定した。しかし時代は変遷し、平成 30 年に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、就業時間を減少させることが重視されるようになった。指標が下がっている要因としても、このような時代の流れが原因だと分析している。県としても、当目標値が時代にそぐわないものとなっていることは認識しているが、一度設定した以上、中期に指標等を変更すると返って利用者を誤導する恐れもあるとの考えから、計画通り 5 年間は継続して就業時間について数値を収集している現状である。</p>			

目標		所管課	
母子家庭等就業・自立支援センター（スマイルセンター）のバンク登録者の就業率		福祉医療部 こども・女性局 こども家庭課	
解決の方法	区分	策定当初値	現況値
フィールド	仕事	41.4%（平成 26 年）	37.4%（平成 29 年）
指標の状況並びに実施施策			
<p>母子家庭等就業・自立支援センターには、県在住の母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の者で、就業を希望する者、就職情報を必要としている者、就業に関する相談を希望する者等がバンク登録を行う。バンク登録者は、就業に関する質問・相談に対する助言やサポート、ワークシートを使った現状の整理や自己分析、就職に向けた行動スケジュール作成、応募書類の書き方や面接の受け方の指導、求人情報の送付、センターだよりや講習会案内など母子関連情報の送付等の支援を受けることができる。過去 5 年間の指標の状況は、平成 25 年度 43.8%、平成 26 年度 41.4%、平成 27 年度 41.1%、平成 28 年度 40.2%、平成 29 年度 37.8%、平成 30 年度 33.5%と減少傾向にある。県は、この減少の要因について、県内の有効求人倍率が毎年上昇していることから、これまでよりは就業が困難な者の登録者が増えているためと考えているが、原因の特定は困難としている。これに対し、県は労働局と連携して求職者のニーズに対応した情報の提供に努めるとしている。</p> <p>「第 2 3（1）②結果又は意見」にて、【結果】を詳細に記述している。なお、現況値が 37.4%（平成 29 年度）となっているが、37.8%（平成 29 年度）の誤りである。</p>			

目標		所管課	
県審議会等における女性の割合		福祉医療部 こども・女性局 女性活躍推進課	
解決の方法	区分	策定当初値	現況値
フィールド	仕事	32.0%（平成 27 年）	30.9%（平成 30 年）
指標の状況並びに実施施策			
<p>目標を設定した平成 27 年度は、県の県審議会等における女性の割合は 32.0%であり、全国平均値が 40%であった。そのため、県としても全国平均の 40%を目指して目標値を設定した。審議会メンバーは参加団体の推薦によるところが大きく、いまだ参加団体の役員に占める女性比率が低いことから、必然的に審議会メンバーの女性比率が上昇しないと、県では分析している。</p>			



目標		所管課	
キャリアアップセミナーの受講者数		福祉医療部 こども・女性局 女性活躍推進課	
解決の方法	区分	策定当初値	現況値
スキル	仕事	154 人（平成 23～26 年）	232 人（平成 23～29 年）
指標の状況並びに実施施策			
<p>女性の管理職を増加させることを目標として、キャリアアップセミナーを開講しており、当セミナーの会場の定員が 30 名程度であったことから、目標値も 10 年間×30 余人で 340 人と設定していた。設定当時は、県、市町村、民間職員が当セミナーを受講する予定であったが、県は、人事課が独自に同内容の事業を実施することとなり、当セミナーの受講者数の減少を招いた。女性の管理職増加が目標であり、そのためのキャリアアップセミナーであることから、どの課が主導していても、目的が同一であれば、当指標に組み入れても問題はないと考えられる。</p>			

目標		所管課	
DV 予防啓発出前授業の実施校数		福祉医療部 こども・女性局 女性 活躍推進課	
解決の方法	区分	策定当初値	現況値
ライフ	安全・安心	21 校（平成 25 年度～ 平成 27 年度計）	37 校（平成 25 年度～ 平成 29 年度計）
指標の状況並びに実施施策			
<p>「DV 予防啓発出前授業の実施校数」を策定当初の平成 27 年度実施累計校数 21 校から、令和 2 年度までに実施累計校数を 61 校とすること（5 年間で 40 校実施、単純平均実施回数：年 8 回）を掲げている。平成 30 年度は 8 校実施して累積 45 校となっている事から、単年度においては目標を達成しているものの、令和 2 年度までの実施校数は翌期以降の予算の制約を理由に、単年度 6 校ずつ実施、累計で 47 校の実施が予定されており、目標未達が見込まれている。</p>			

目標		所管課																													
性・妊娠等の思春期の課題に対する学校への専門家派遣件数		福祉医療部 医療政策局 健康推進課																													
解決の方法	区分	策定当初値	現況値																												
ライフ	健康	84校（平成26年）	77校（平成29年）																												
指標の状況並びに実施施策																															
<p>青年期の保健対策として、妊娠・出産に至る医学的・科学的な知識の教育・啓発を目的に、当該指標を設定し、平成31年度に100校とすることを目標とした。奈良県保健医療計画においても、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策として、思春期保健対策の強化をうたっている。具体的には、学校の要請を受け、ピアカウンセラーの派遣や医師の派遣を行っている。派遣件数が減少しているのは、これまで県が実施していた派遣事業を廃止して市町村が保健師を派遣するよう変わったが、各市町村の取組が一樣ではないことから、派遣件数が減少したものと、県では分析している。</p> <p style="text-align: center;"><b>【性・妊娠等の課題への対策を実施した学校数】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>各平成○年度</th> <th>25年</th> <th>26年</th> <th>27年</th> <th>28年</th> <th>29年</th> <th>30年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県の派遣</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>市町村の衛生教育実績</td> <td>53</td> <td>74</td> <td>66</td> <td>67</td> <td>66</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td></td> <td>60</td> <td>82</td> <td>73</td> <td>73</td> <td>68</td> <td>63</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（出典）県提出資料</p>				各平成○年度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	県の派遣	7	8	5	6	2	1	市町村の衛生教育実績	53	74	66	67	66	62		60	82	73	73	68	63
各平成○年度	25年	26年	27年	28年	29年	30年																									
県の派遣	7	8	5	6	2	1																									
市町村の衛生教育実績	53	74	66	67	66	62																									
	60	82	73	73	68	63																									

目標		所管課	
県立学校におけるエイズ等性感染症に関する学習を実施している学校の割合（教科の保健学習を除く）		教育委員会 保健体育課	
解決の方法	区分	策定当初値	現況値
ライフ	健康	24.2%（平成26年）	19.6%（平成29年）
指標の状況並びに実施施策			
<p>思春期の保健対策として、妊娠・出産にいたる力等の医学的・科学的な知識の教育・啓発を促進するために、保健体育での学習以外にエイズ等性感染症に関する学習を実施する県立学校の割合を高めることを行動指標として設定した。当該指標を高めるために、保健体育課では、養護教育の研究会等において各校養護教諭に対する周知や、奈良県性教育研究会におい</p>			

て「性に関する指導」についての研修開催などの施策を実施している。ただ、平成 21 年に保健体育の学習指導要領が改訂され（改訂後の教科書は平成 25 年から使用開始）、それまで「エイズとその予防」とされていた項目が「性感染症・エイズとのその予防」に学習内容が拡充されたこととともない、教科の保健学習で目的が達成されるとして、教科の保健学習以外で当該学習を実施する学校が減少しているのが実状である。

目標		所管課	
子宮頸がん検診受診率		福祉医療部	医療政策局 疾病対策課
解決の方法	区分	策定当初値	現況値
ライフ	健康	39.2%（平成 25 年）	38.3%（平成 28 年）
指標の状況並びに実施施策			
<p>女性の成人期の疾病の予防・早期発見等健康支援のため、女性特有のがん検診受診率の向上の一つとして子宮頸がん検診の受診率を指標として設定している。国のがん対策推進基本計画で掲げられた目標受診率である 50%を平成 29 年度に達成することを目標としている。早期発見すれば 5 年相対生存率が大幅に向上することから、「がん検診を受けよう！」奈良県民会議の会員や奈良県がん検診応援団企業等と連携しながら、がん検診の受診率向上に向けた街頭啓発や講演会の実施などの対策を行っている。ただ、行動指標として設定している受診率は国民生活基礎調査をもとにしており、当該調査では抽出世帯に調査票を送付して「直近 2 年間にがん検診を受診した」と回答した者の割合を受診率と定義している。そのため、回答者の主観によるところや、精度管理が不適切な検診を受診した者も受診率に含まれる可能性があり、指標の増減に影響している可能性がある。</p>			

## ② 意見又は結果

### 【結果】

「奈良県女性の輝き・活躍促進計画」において、行動指標の一つとして「介護職（ヘルパー）養成数」（平成 26 年度実績値 1,214 人、令和 2 年度目標値 1,500 人）を設定しているが、過去の実績をベースに目標値設定をするのではなく、施策目的により適合した積極的な目標値を設定すべきである。

奈良県女性の輝き・活躍促進計画において、女性の高齢期の支援を評価する介護人材確保の達成状況を測る指標として「介護職（ヘルパー）養成数」を行動指標として設定している。そして、令和 2 年度に達成すべきその具体的目標値については、同計画策定当時のヘルパー養成数の過去実績推移から設定されたとのことである。

しかし、当該指標が介護人材確保を通して女性の高齢期を支援することを目標としていることに鑑みると、目標値は必要な介護人材数をもとに算出すべきである。平成30年度の介護人材需給推計結果では、令和7年度に県では31,073人の介護人材が必要との試算がなされており、平成29年度時点では8,695人が不足している。介護職（ヘルパー）養成者がすべて介護職に就いているわけではなく、また、ヘルパー養成者でなくとも介護職として就労できることから、介護人材のうちに占めるヘルパー養成者の割合やヘルパー養成者が実際に介護人材に就いた割合をもとにするなどして目標値を設定する必要がある。

### 【結果】

「奈良県女性の輝き・活躍促進計画」において、行動指標の一つとして「女性の仕事時間（1日平均）」（平成23年度実績値4時間50分、令和2年度目標値5時間10分）を設定しているが、行動指標として時間を用いた根拠が乏しく、指標の再考を検討すべきである。

計画を策定した平成23年度当時は、女性の就業者に占めるパートや非正規雇用の割合が高かったこと、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の公布が控えていたこともあり、女性の正規社員が増加すれば平均就業時間も伸長すると考え、女性の仕事時間を毎日20分増の全国平均値にすることを目標として設定した。

しかし時代は変遷し、平成30年に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、就業時間を減少させることが重視されるようになった。そもそも当指標は、女性の正社員の増加を仕事時間を用いて測ろうとするものであり、正社員でも残業をしないとすると、当指標では本来の目的は果たせなくなる。時間を用いて正社員の増減を測るという選択にも疑問を感じるが、少なくとも当初の目的を測ることが難しくなった指標を継続して用いる意義は低い。女性の就業率を測る目的が付随してあったと仮定すると、働く女性が増加すれば、仕事時間も比例して伸びるが、この場合においても仕事時間ではなく、就業の有無を調査すれば目的は果たされるため、指標の再考を検討すべきである。

### 【結果】

「奈良県女性の輝き・活躍促進計画」において、行動指標の一つとして「キャリアアップセミナーの受講者数」（平成23~26年累計実績値154人、平成23~令和2年累計目標値340人）を設定しているが、各年度に報告する実績には計画策定当初から実施しているセミナーの受講数しか含めてい

ない。他の所管課で類似のセミナーを実施しているのであれば、当該セミナーの受講者数も実績に含めるべきである。

計画を策定した当時は、県職員、市町村職員並びに民間職員が当セミナーを受講する予定であったが、県では人事課が独自に同内容の事業を実施することとしたため、当セミナーの受講者数の減少を招いた。女性の管理職増加が目標であり、そのためのキャリアアップセミナーであるということからすれば、どの課が主導しているかは関係なく、目的が同一であれば、実績に組み入れても問題はないと考えられる。どのような施策の目的をはかるための指標なのかに照らして、要件を満たすものであれば実績に含めるべきである。

### 【結果】

「奈良県女性の輝き・活躍促進計画」において、行動指標の一つとして「県立学校におけるエイズ等性感染症に関する学習を実施している学校の割合（教科の保健学習を除く）」（平成26年度実績値24.2%、令和2年度目標値50%）を設定しているが、策定当時と状況が変化しており、指標の再考を検討すべきである。

奈良県女性の輝き・活躍促進計画において、思春期の保健対策として「県立学校におけるエイズ等性感染症に関する学習を実施している学校の割合（教科の保健学習を除く）」の向上を行動指標と設定している。計画策定当時の平成27年は、学習指導要領の改訂にともない学習範囲がエイズのみから性感染症を含むように拡充されてまだ期間が浅く、教科の保健学習のみで思春期の保健対策が事足りるかどうかの見極め期間であったことから、教科以外での学習の実施を促進する行動指標を設定したことに一定の合理性はあったといえる。

しかし、その後、教科の保健学習で十分に思春期の保健対策としての目的が達成されると判断して教科以外の学習を実施する県立学校が減少していることからすると、当該指標を行動指標として設定することが意味をなさなくなっている可能性がある。むしろ、教科の保健学習を充実させるために指導教員の研修参加を促すような指標に再設定するなど、指標を再考すべきである。

### (3) 子育て及び女性の活躍に関する計画の進捗管理に関する課題

#### ① 子育て及び女性の活躍に関する計画の進捗管理の状況

(1)(2)に記載のとおり、「奈良こどもすくすく・子育てプラン」並びに「奈良県女性の輝き・活躍促進計画」の進捗管理の状況を把握するため、各行動指標の所管課に対して調査を実施した。両計画の策定から数年

が経過していることから、策定当時の担当者が異動しているケースが多数あり、さらに、現任の担当者へ各行動指標設定の経緯や根拠が引き継がれていない事例が多数見受けられた。両計画の策定担当部署である、こども・女性局女性活躍推進課では、当初の行動指標の設定根拠を把握していたものの、他の部署では、年に1度、女性活躍推進課からの照会に対して、行動指標の具体的実績値を機械的に計算・回答して進捗状況の報告とするのみで、設定した行動指標を意識して各事業を実施しているとはいえない状況であった。

## ② 結果又は意見

### 【結果】

「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン」及び「奈良県女性の輝き・活躍促進計画」において定められた行動指標（アウトプット）に関して、女性活躍推進課以外の所管課においては、行動指標をそれとして選択・設定した根拠を認識していない事例や、当初設定時より制度や状況が変化しているにも関わらず当初設定した指標の実績値を報告するだけにとどまっている事例が、多数見受けられた。実施している施策がどのように行動指標の向上に資するのか意識せずに業務を遂行していることの証左であると考えられる。

県としてあるべき姿を実現するために事業を行っているのであるから、中でも特に子育てや女性といった重層的な社会的課題に取り組むには、関連する各部局の認識と理解が不可欠である。各所管課においては、行動指標の設定根拠を継続的に把握認識し、その指標の向上を意識して業務を遂行することが必要である。

「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン」及び「奈良県女性の輝き・活躍促進計画」において定められた行動指標（アウトプット）に関して、当初の計画策定時には、行動指標をそれとして選択・設定した根拠について議論がされ関係各課で共有されていたとのことであるが、女性活躍推進課以外の所管課においては、当初の設定根拠を認識しておらず、それ故に設定当時から状況が変化しているにも関わらず目標値や指標そのものの見直しが行われていない事例が見受けられた。

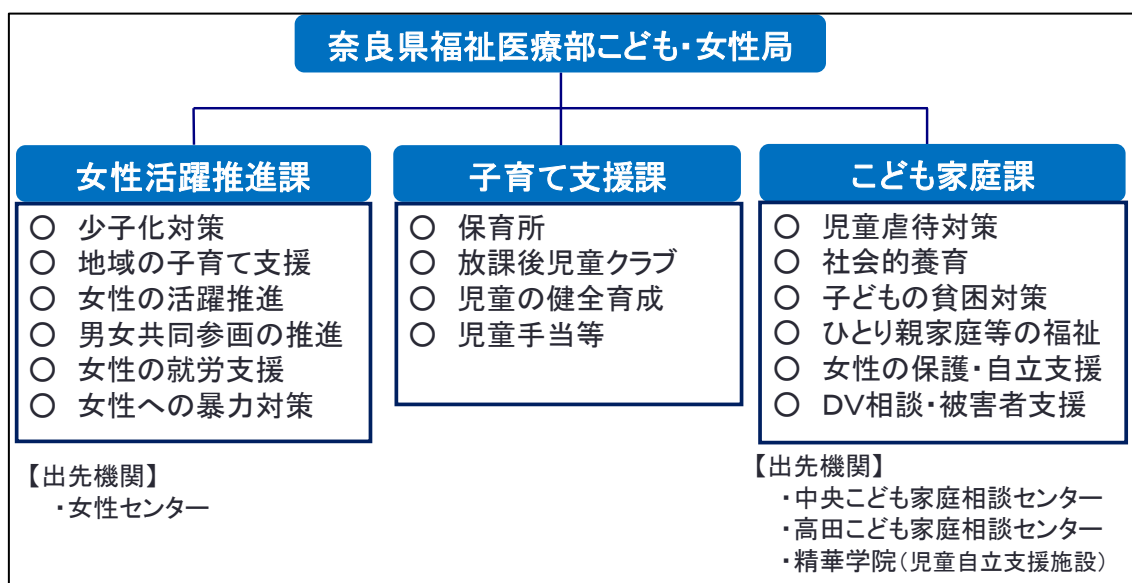
これでは、事業の評価や今後の改善に向けたアクションを効果的に推進することが難しく、局所的・感覚的な検討に終始することが懸念される。まずは所管課が指標や目標値に対して自分事としての認識を持つことが重要であり、関係各課間におけるコミュニケーションの活性化が必要である。県こども・子育て支援推進会議及び県男女共同参画審議会においても、より深度あるモニタリングを期待したい。

### 第3 福祉医療部 こども・女性局の実施事業について

#### 1 福祉医療部 こども・女性局の実施事業の全体像

県における子育て及び女性の活躍に関する施策の中心的な役割を果たしているのは、福祉医療部 こども・女性局である。当該部局は、女性活躍推進課、子育て支援課、こども家庭課の3課からなり、以下の通りの業務区分となっている。

【福祉医療部 こども・女性局の業務分担】



(出典：県提供資料)

本項では、県の子育て及び女性の活躍に関してより詳細に把握するために、福祉医療部 こども・女性局の実施事業を詳細に見ていくこととする。

なお、課ごとに実施事業を見ていく場合、近視眼的な指摘・意見に終始する可能性が高い。そのため、今回は、より大きな視点で各事業を見ていく方法を検討した。具体的には、福祉医療部 こども・女性局では、「女性活躍推進」・「少子化対策」・「こども・女性への支援」という3つの大きな政策と、それぞれの政策を3分割にした9つの取組課題を設定している。これを利用し、政策ごとに、現状分析とそれに対する国・県の施策を把握したうえで、個別の実施事業を把握していくアプローチを採用する。以下、政策ごとに記述していくものとする。

【福祉医療部 こども・女性局の政策】



(出典：県提供資料)

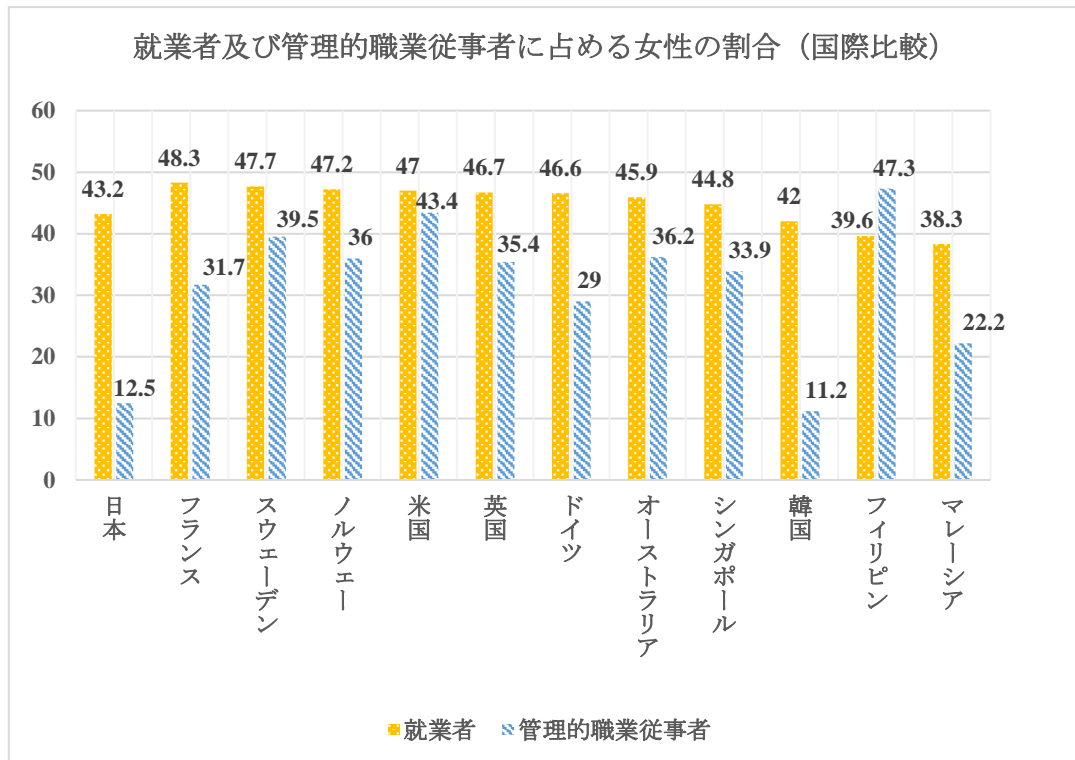
## 2 女性活躍推進—企業とともに進める女性活躍・男女共同参画の促進

### (1) 現状認識

「第2 2女性の活躍に関する施策の概要」で述べた通り、日本は昭和60年に「女性差別撤廃条約」を締結し、同年「男女雇用機会均等法」が成立。これにより、女性の社会進出は大きく跳躍し、さらに平成11年には「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を担うこととなった。平成27年には、すべての女性労働者が自己の個性と能力を發揮して活躍できる社会を実現することを目的とした「女性活躍推進法」が公布・施行された。

男女間の平等が求められるようになり30年、改めて「女性活躍推進法」が必要とされた背景は、依然として女性管理職の割合が低い状況が変わらず、女性のキャリア形成を十分に支援できていない現状にあるためである。国際的にみても、他の先進国等と比較して韓国を除いて日本の管理職に占める女性の割合はかなり低い結果となっている。





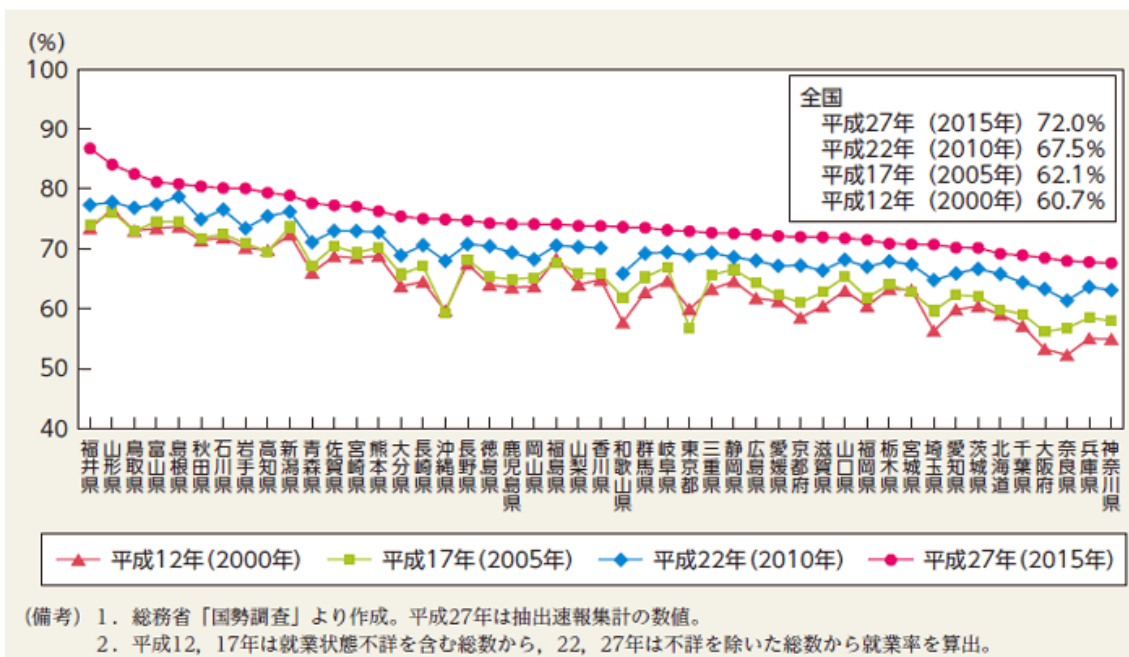
(注)

1. 総務省「労働力調査（基本方針）」（平成 27 年）、その他の国は ILO“ILOSTAT”より作成。
2. 日本、フランス、スウェーデン、ノルウェー及び英国は 2015（平成 27）年、米国は 2013（平成 25）年、その他の国は 2014（平成 26）年の値。
3. 総務省「労働力調査」では、「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等。また、「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

（出典：内閣府男女共同参画局「就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合」をもとに監査人作成）

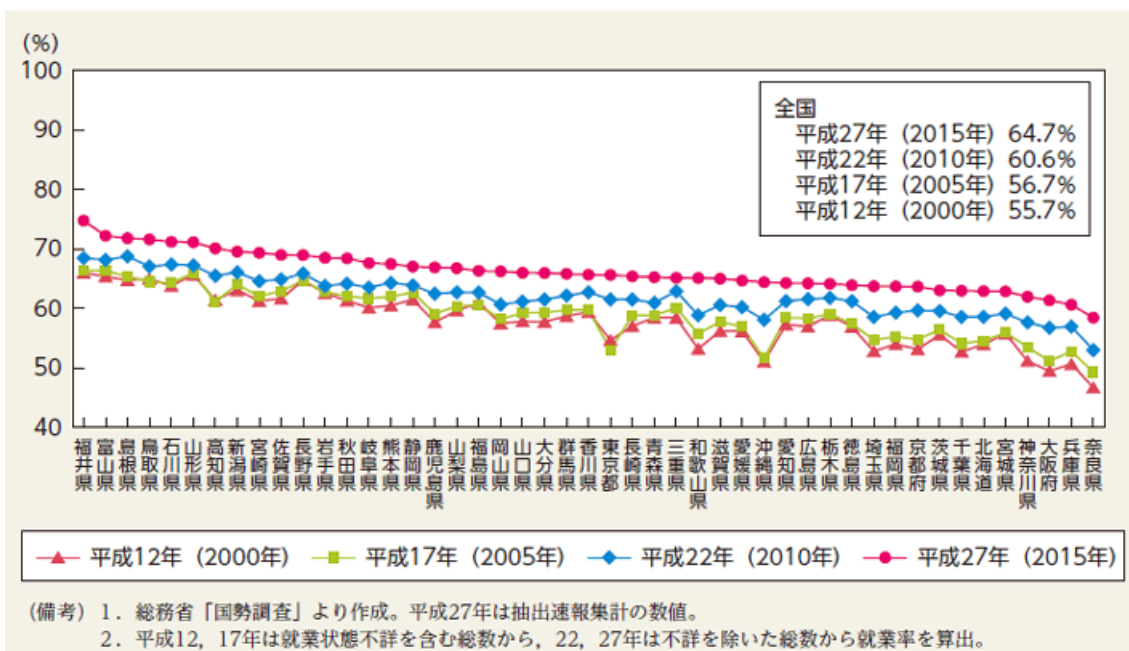
県においては、平成 29 年度、企業の管理職に占める女性の割合は 18.7%と、全国値の 12.1%を大きく上回っている（厚生労働省「奈良労働局」）。しかし平成 27 年、子育て期に当たる 25 歳から 44 歳の県の女性の就業率は下位から 3 番目に低く、労働力人口とされる 15 から 64 歳の女性の就業率にいたっては全国最下位となっている。

## 【都道府県別 女性の就業率（25～44歳）の推移】



(出典：内閣府男女共同参画局「都道府県別女性の就業率（25～44歳）の推移」)

## 【都道府県別 女性の就業率（15～64歳）の推移】



(出典：内閣府男女共同参画局「都道府県別女性の就業率（15～64歳）の推移」)

上述のとおり、県の女性の就業率は全国最下位の状況にあるが、これは、県が、「夫が外で働き、妻は家庭を守る」といった役割意識が全国一高い県である（内閣府「平成27年地域における女性の活躍に関する意識調査」）ことが要因の一つとなっている可能性がある。実際、就業を希望しない女性の割

合が全国値 39.1%に対して、県では 43.8%（総務省「平成 29 年就業率構造基本調査」）と全国第 3 位の数値となっていることからもうかがわれる。

しかし、一方で、県では、就業を希望するも就業していない女性の割合が全国値 24.5%に対して 27.9%（総務省「平成 29 年就業率構造基本調査」）と全国で 8 番目に高い数値となっており、働く意思を持ちながらも働いていない女性が多いことも事実である。その理由として多く挙げられるのは、「子育てに専念したい」が最も多く、次いで「子育ての負担が大きい」、「希望の勤務時間に合う勤め先が見つからない」と続く（平成 30 年奈良県結婚子育て実態調査）。

なお、県はさきほど述べたとおり、女性の就業率が低いにもかかわらず女性管理職の割合が高いことから、組織内での地位向上を目指す優秀な女性が相対的に多い可能性が考えられる。これは、大学等への進学率からも読み取れ、文部科学省による平成 27 年学校基本調査によると、県の高等学校を卒業した女性のうち、県では全国平均値の 56.9%を大きく上回る 64.2%が大学等へ進学しており、これは全国第 3 位の高さとなっている。

これらをまとめると、県は、優秀な女性が多いにもかかわらず、「夫が外で働き、妻は家庭を守る」といった役割意識を受容して就業希望そのものを持たない女性が相対的に多い可能性や、就業希望を持っていても条件が満たされない状況で敢えて働くことはせずに家事や子育てに専念する女性が多い可能性がある。男女共同参画白書では、“女性が希望に応じた就業を実現できるようにするためには、同時に男性の家事や育児への参画意識を高め、男性の長時間労働の是正を図ることが重要”と述べられており、県でも男性も含めた意識改革が必要かと考えられる一方で、家庭レベルで見ると、家庭外に働きに出ていなくても生活できる状況、あるいは子育てに注力したいという方針に対して、どこまで変化を働きかける必要があるのか、という素朴な疑問も拭いえない。

## （2）国の施策

男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる社会の実現のために、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が施行された。当該法律に基づき、平成 12 年に「男女共同参画基本計画」が定められ、以降 5 年に一度計画が見直されている。平成 27 年に定められた「第 4 次男女共同参画基本計画」では、令和 7 年度末までの「基本的な考え方」と令和 2 年度末までを見通した「施行の具体的方向」及び「具体的な取組」が定められた。

「第 4 次男女共同参画基本計画」では、下記の 4 つを目指すべき社会とし、その実現を通じて、基本法が目指す男女共同参画社会の形成促進を図っていくこととなっている。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳をもって個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

第3次までの基本計画に基づいて各種施策が打ち出されてきた中で、「第4次男女共同参画基本計画」において改めて強調されている視点は以下の2つである。

- ・ 女性の活躍促進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場、地域、家庭等あらゆる場面における施策を充実させること。
- ・ あらゆる分野において女性の参画が拡大することは、社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要である。そのため、女性活躍推進法の着実な施行とともに、さらに踏み込んだ積極的改善処置の実行等を通じた積極的な女性採用・登用のための取組や、将来指導的地位へと成長していく人材の層を厚くするための取組を進めること。

当計画によって、目指すべき社会の理想像が共有され、各分野でポジティブ・アクション（積極的改善措置）に自主的に取り組むことを奨励されている。また、当計画において触れられている女性活躍推進法は、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的に、平成27年に公布・施行された。

これにより、国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則に従い必要な施策を策定し、実施しなければならない。

同時に、事業主は、基本原則に従い、雇用し又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

これらの行動義務によって、より一層の女性の活躍が期待されている。

### (3) 県の施策

(1) 現状認識で述べたとおり、県では男女の役割分担意識が根強いことも相まって、家事や育児、介護に看護が女性の就業に一定の制約を及ぼしている。そこで県は、女性が能力を十分に発揮して活躍できる県を目指して、平成28年に「奈良県女性の輝き・活躍促進計画（第3次奈良県男女共同参画計画）」を策定した。当計画は、マインド、フィールド、スキル、ライフの4つの観点から課題の解決を図るものであり、「第2 2 (4) ③ (ア) 成果目標（アウトカム）について」に記載されている7つの成果目標を達成するため、44項目の行動指標を設定している。

県では、これらの行動指標をひとつずつ改善させることで、固定的な性別役割分担意識や長時間労働を良しとする「マインド」を払拭し、女性の登用、社会参画が進み、女性が働き続けられるよう「スキル」の向上、「フィールド」の拡大を目指し、安心して健康に暮らせる「ライフ」を確保することを目指している。

### (4) 実施事業

(単位：千円)

事業名	所管課	平成30年度 歳出額
子育て女性就職相談支援事業	福祉医療部	8,516
なら女性活躍推進倶楽部運営事業	こども・女性局	202
働きやすく働きがいのある環境づくり事業	女性活躍推進	2,133
新 女子大学生ワーク&ライフ事業	課	2,682
新 再就職希望女性ワーク&ライフ事業		134
女性の活躍推進ジャーナルの発行		736
女子大学生のためのキャリア形成講座		242
男女共同参画行政推進事業		787
男女共同参画広報啓発事業		71
男女共同参画週間啓発事業		72
女性人材情報バンク事業		54
男女共同参画県民会議事業		119
地域文化向上のための女性人材育成事業		9,000
男性のための相談事業物件費		326
働く女性のための情報・相談事業		1,807
男女共同参画推進のための人材養成事業		676
女性団体活動支援事業		71
女性のチャレンジ応援事業物件費		566

(5) 結果又は意見

奈良県女性の輝き・活躍促進計画に関する指摘又は結果は、第 2 3  
(2)(3) で述べているため、ここでの記載は省略する。

(6) 各実施事業

① 子育て女性就職支援事業「子育て女性就職相談」

(ア) 事業目的、内容及び成果

ア 目的

主に子育て中の就職活動に悩んでいる女性から、女性相談員が悩みを傾聴し、希望の働き方の整理から仕事探しまでを一環してサポートする。当該事業は、相談に乗る過程で得られる情報を用いて、就労の障害となっている事象の把握と、就職活動に悩む女性の問題を解決し、子育て中の女性の就業率を向上させることを目的としている。

イ 事業内容

事業内容としては、主にカウンセリング、応募書類の書き方・面接対策、情報提供の 3 つがある。

[カウンセリング]

キャリアコンサルタント(国家資格)である女性相談員が、無料で就職に関する様々な悩みを傾聴し、仕事の探し方や、計画的な就職活動についてアドバイスをする。相談者に関する情報(子どもの有無、相談者の年齢、退職理由)や相談の内容はすべて記録しており、子育て中の女性が就業の障害と感じている事象を把握するために活用している。

平成 29 年度及び平成 30 年度の相談者の状況と相談内容の概要は以下のとおりである。

【平成 29 年度、平成 30 年度の相談者の状況】

子どもの有無別就業状態（新規相談時点）

		無職	有職	不明	計			無職	有職	不明	計
平成30年度	子ども有り	60	24	1	85	平成29年度	子ども有り	51	23	5	79
	うち12歳以下の子有り	55	22	1	78		うち12歳以下の子有り	48	19	5	72
	うち13歳以上の子有り	5	2	0	7		うち13歳以上の子有り	3	4		7
	子ども無し（不明）	5	0	32	37		子ども無し（不明）	3	2	46	51
	計	65	24	33	122		計	54	25	51	130

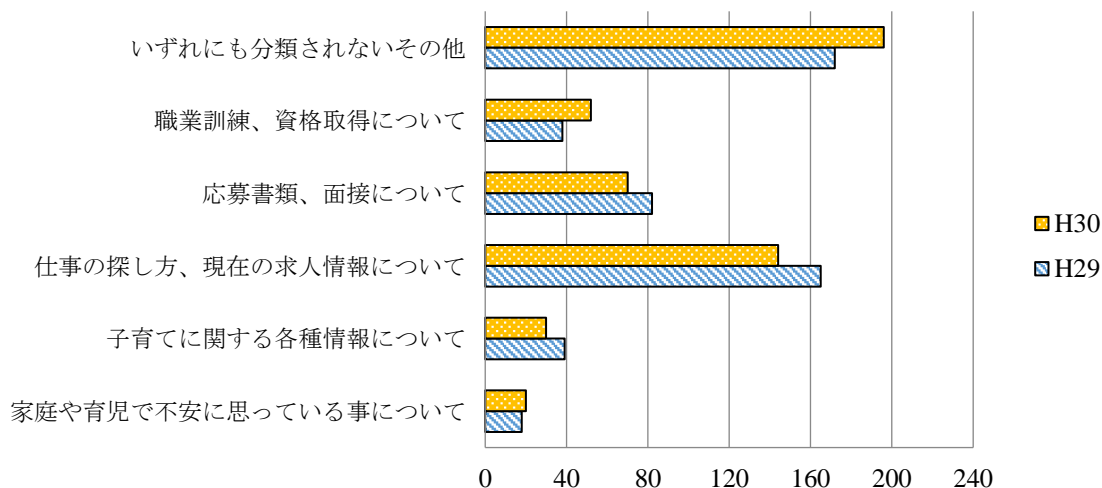
年齢別就業状態（新規相談時点）

		無職	有職	不明	計			無職	有職	不明	計
平成30年度	19歳以下					平成29年度	19歳以下				0
	20歳以上～24歳以下	1			1		20歳以上～24歳以下	2			2
	25歳以上～29歳以下	8	1	4	13		25歳以上～29歳以下	7	2	1	10
	30歳以上～34歳以下	5	1	12	18		30歳以上～34歳以下	17	7	3	27
	35歳以上～39歳以下	17	9	8	34		35歳以上～39歳以下	12	4	4	20
	40歳以上～44歳以下	5	5	3	13		40歳以上～44歳以下	12	6	3	21
	45歳以上～49歳以下	6	2	3	11		45歳以上～49歳以下	3	5		8
	50歳以上～54歳以下	1	1	1	3		50歳以上～54歳以下	2	1	1	4
	55歳以上～59歳以下	1	1		2		55歳以上～59歳以下				0
	60歳以上			2	2		60歳以上				0
	不詳	4		21	25		不詳	1		37	38
	計	48	20	54	122		計	56	25	49	130

（出典：県提供 相談件数等例月報告）

【平成 29 年度、平成 30 年度の相談内容】

相談内容（複数回答）



（出典：県提供 相談件数等例月報告をもとに監査人作成）

[応募書類の書き方・面接対策]

相談者の強みを活かした履歴書、職務経歴書、添え状の作成方法、作成に当たって注意すべきポイントについてのアドバイスを実施している。



また面接の流れや面接時の注意点、企業側の視点を知らせ、面接に対する不安の解消を後押ししたり対策方法を指導している。

【情報提供】

当該事業を実施している女性相談窓口はハローワークに併設され、連携もしている。そのため、相談室内で求人情報の閲覧ができ、条件に合う求人があればハローワークで応募することも可能である。また、相談者の要望に沿った求人情報、資格取得セミナー、研修・訓練の開催などの情報が入り次第、相談者に対して、随時メールや電話、資料発送を実施している。

また、想定される相談者の多くが子育て中の母親ということもあり、相談窓口（出張窓口を除く）にはキッズコーナーが設けられているため、どの相談窓口においても子どもを連れて相談することができる。

さらに、当該事業を啓蒙させるために主にチラシを用いた広告宣伝を実施しており、県内市町村、図書館や、ハローワーク、幼稚園や保育園といった地域子育て支援拠点などで配布している。

## 奈良県子育て女性就職相談窓口

**・お子様連れOK！**  
**・希望の働き方の整理から仕事探しまで**  
**・女性相談員が一環してサポート**

「働き方」と子どもの「預け方」  
 どちらを先に考えるべき？

求人情報は見ているけど  
 自分の希望に合う仕事が見つからなくて…

勤務条件や希望、自分に合った働き方を  
 一緒に整理するなど  
 『あなたの就職活動』をスムーズに  
 進めるためお手伝いをします！

子どもが小さいけど  
 いつ頃から働き出すのがいい？

**カウンセリング**  
 キャリアコンサルタント（国家資格）の女性相談員が  
 就職に関する様々な悩みをきめ細かく聞き取り、  
 仕事の探し方、計画的な就職活動についてアドバイス  
 いたします。しつこく相談できる担当制です。

**応募書類の書き方・面接対策**  
 あなたの強みを活かした履歴書・職務経歴書・志状  
 などの作成方法、作成にあたって注意すべきポイントに  
 ついてアドバイスいたします。

また、面接の流れや企業、企業側の視点などを知って  
 いただき、面接への不安を軽減します。

**情報提供**  
 ハローワークと連携しており、相談室内で求人情報を閲覧  
 できます。また、館内のハローワークで求人応募すること  
 もできます。

**相談日時** 9：00～17：00  
 (12：00～13：00を除く)  
**月曜日～土曜日**  
 (日祝・年末年始除く)

**電話** **0742-24-1150**  
 <要予約・相談無料>

**住所** エルトピア奈良内2階  
 (奈良市西本辻町93-6)

※ご予約の時間に、2階相談室へ直接お越しください。

■JR 奈良駅(東口)  
 から徒歩10分

■近鉄奈良駅から、  
 9番のりばより  
 バス市内循環内回り  
 「瓦町」下車すぐ

出張相談も行っています。  
 詳しくは裏面へ。

## 出張相談

奈良県子育て女性就職相談窓口

**完全予約制** 予約は前日17：00まで(桜井市は前々日まで)

**予約電話番号** **0742-24-1150** 出張相談の相談室は個室です  
 ※キッズコーナーはありませんが  
 お子様連れの相談も可能です

\*受付日時は裏面をご覧ください

<p><b>橿原市</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 場所：かしはらナビプラザ 4階 (橿原市内藤町1-6-8)</li> <li>■ 日時：毎月第2・4金曜日(10時～16時) (祝日除く)</li> </ul>		<p>近鉄 大和八木駅 南口出てすぐ</p>
<p><b>桜井市</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 場所：保健福祉センター 「藤だまり」3階 会議室3 (桜井市大字東殿1000-1)</li> <li>■ 日時：毎月第2月曜日 9時～12時 (祝日の場合は第3月曜日)</li> </ul>		<p>○JR・近鉄 桜井駅から 徒歩15分</p> <p>○バス 「保健福祉 センター」 下車すぐ</p>
<p><b>生駒市</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 場所：コミュニティセンター 2階 (生駒市元町1-6-12)</li> <li>■ 日時：毎月第3水曜日 9時～12時 (祝日の場合は日程変更)</li> </ul>		<p>近鉄 生駒駅から 徒歩2分</p>
<p><b>香芝市</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 場所：香芝市役所会議室棟 第4会議室 (香芝市本町1397)</li> <li>■ 日時：毎月第2火曜日 9時～12時 (祝日の場合は翌日水曜日)</li> </ul>		<p>近鉄 下田駅から 徒歩10分</p>
<p><b>王寺町</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 場所：リーベル王寺東館5階 小会議室3 (北葛城郡王寺町久度2-2-1-501)</li> <li>■ 日時：毎月第3木曜日 9時30分～12時30分 (祝日の場合は日程変更)</li> </ul>		<p>JR 王寺駅から 徒歩</p>

(出典：県ホームページ「奈良県子育て女性就職相談窓口」チラシ)



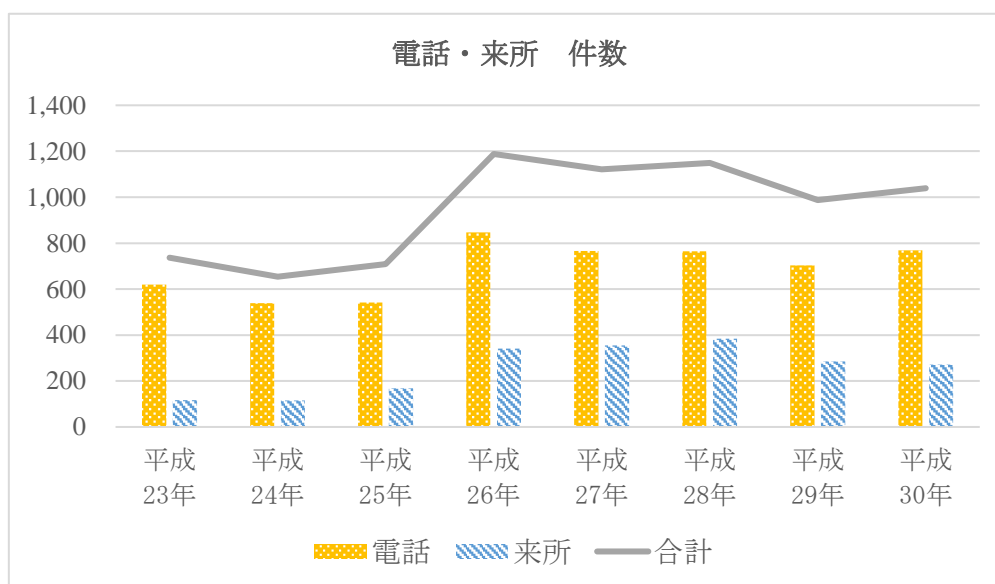
当該事業は、「女性の活躍推進」の柱の一つである「女性の就業率の向上」を目指すうえで課題となっている、「出産期を境とした女性の離職」や「子育てと就業を両立できない」といった原因を究明し得る事業である。就職相談窓口に来所する女性は、すなわち、就職したいが就職できていない、または子育てと就業に不安・困難さを感じている女性たちである。これら相談者らの就業を妨げている原因を分析し、予防・改善策を打ち出すことができれば、県の女性の就業率は向上すると考えられる。

## ウ 成果

当該相談窓口は平成 23 年 6 月の開所以来、継続して運営されており、「櫃原市」「桜井市」「生駒市」「香芝市」「王寺町」の 5 つの出張窓口と合わせ、平成 30 年度 3 月期までに累計 7,584 件（内、電話相談 5,548 件）の相談を受けてきた。

以下の表のとおり、近年の相談者数は、来所・電話併せて約 1,000 人程度で横ばい状態である。

【平成 30 年度の相談者数の内訳】



(単位：件)

	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	総計
電話	619	539	541	847	766	765	703	768	5,548
来所	117	115	168	341	355	384	285	271	2,036
合計	736	654	709	1,188	1,121	1,149	988	1,039	7,584

(出典：県庁提出資料をもとに監査人作成)

また、相談窓口を利用した相談者のうち、平成30年度に実際に就業した旨の報告を受けた人数は56名にのぼり、その業種は多岐に渡っている。平成26年度から平成30年度の累計では、終業後の雇用形態として「パート・非常勤」が8割強を占めているが、「正規職員」も1割弱に及んでいる。

### 【平成30年度の就職決定件数】

就職決定件数（就業報告月別）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年度												計	H26～H30計
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
全体	83	76	74	69	11	3	7	3	3	3	5	5	3	1	5	7	56	358
正規	11	7	4	7				1			1	1	1		1		5	34
パート・非常勤	67	63	64	59	11	2	6	2	3	3	4	4	1	1	3	7	47	300
派遣	3	4	2	2		1							1		1		3	14
自営業	0	0	0	0													0	0
内職	1	0	0	0													0	1
その他	1	2	4	1			1										1	9
製造業	11	7	5	5					2		1				1		4	32
卸小売・飲食店業	9	17	13	16	2	2	1	1	1		1	1			2	1	12	67
サービス業	5	4	12	7	2		1						1	1			5	33
公務	14	12	12	9	3	1		1		2	2		1		1	1	3	14
建設業	6	0	1	1									1				1	9
運輸通信業	3	3	3	1											1		1	11
医療・福祉	24	22	23	17	4		3	1		1	2	2				3	16	102
金融・保険・不動産業	0	3	1	5								1					1	10
農林水産業	0	0	0	0													0	0
その他	11	8	4	5			1						1				2	30

※平成27年1月例月報告書より集計基準を【就業開始月別】から【就業報告月別】に変更  
 （平成26年12月までの例月報告書は【就業開始月別】で集計）

（出典：県提供 相談件数等例月報告をもとに監査人作成）

#### （イ）結果又は意見

##### 【結果】

「子育て女性就職相談窓口」の利用者に対して、当該相談窓口を認知した経緯を受付表に記載するよう求めているが、当該情報を相談窓口の効果的な広告宣伝の検討のために活用できていない。直ちに改善が必要である。

相談者が相談窓口に来所した際に、相談者に対して受付票の記入を依頼し、相談者に関する情報を収集している。当該受付票には、「この相談窓口を知ったきっかけ」なる選択肢付きの質問事項があり、当該窓口を認知した経緯等を測る仕組みが設けられているが、当該情報を十分に活用しておらず情報収集にとどまっている。

受付票の選択肢には、①ハローワーク、②チラシ、③地域就職支援センター、④雑誌・インターネット、⑤公的機関、⑥テレビ、⑦県民だより、⑧知人、⑨その他、とあり、この情報を分析すれば、当該相談窓口の広告

宣伝に関する有用な情報を入手し得るはずであるが、県は、予算の範囲内で前年度を参考にしながら広告宣伝の方法を決定しているに過ぎない。

就業の障害となっている事象は十人十色であり、複合的であることが予想され、より多くの事例を収集して分析することが、正確な原因の究明に繋がると考えられるが、まずは悩みを持つより多くの女性に当該事業を周知することが最重要である。これまでに 697 件の受付票データが収集蓄積されていることから、当該情報を早急に活用すべきである。

【受付票のサンプル】

来所 / 電話		受付	
<b>受付票</b>			
さしつかえない範囲でご記入ください。 年 月 日 時 分			
ふりがな	来所	初めて ・ 再来所	
氏名	生年月日	S・H	( 歳)
郵便番号	電話番号		
	携帯番号		
住所			
本日希望する相談 該当する項目に☑を入れて下さい。			
<input type="checkbox"/> 家庭や育児で不安に思っている事について		<input type="checkbox"/> 子育てに関する各種情報について	
<input type="checkbox"/> 仕事の探し方、現在の求人情報について			
<input type="checkbox"/> 応募書類、面接について (履歴書、職務経歴書、添え状 本日持参 (有・無))			
<input type="checkbox"/> 職業訓練、資格取得について			
<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 状況確認/報告		<input type="checkbox"/> 情報提供	<input type="checkbox"/> 来所予約 ( 月 日 時 分)
<input type="checkbox"/> 他 ( )			
本日の相談内容について、他の機関で相談されていますか? はい(機関名: )・いいえ			
◎以下については、前回より変更がなければ記入不要			
退職について			
1 退職した時期	結婚 ・ 出産直前 ・ 出産後		
2 退職理由 該当する項目に☑を入れて下さい。			
<input type="checkbox"/> 子育てに専念したかった			
<input type="checkbox"/> 結婚出産を機に辞める女性が多かった			
<input type="checkbox"/> 出産・育児休暇が取得しにくい職場だった			
<input type="checkbox"/> 職場から退職を促された			
<input type="checkbox"/> 通勤時間が長い			
<input type="checkbox"/> 保育所が見つからない			
<input type="checkbox"/> 夫や家族の理解や協力が得られない			
<input type="checkbox"/> 学校行事に多忙となる為		<input type="checkbox"/> その他 ( )	
就職について			
1 就職を希望する理由 該当する項目に☑を入れて下さい。			
<input type="checkbox"/> 子育てが一段落した		<input type="checkbox"/> 社会との関わりを持ちたい	
<input type="checkbox"/> 経済的な理由		<input type="checkbox"/> その他 ( )	
2 就職に向けての問題点			
<input type="checkbox"/> 知識の不足		<input type="checkbox"/> 子育て情報の不足	
<input type="checkbox"/> 仕事経験		<input type="checkbox"/> その他 ( )	
この相談窓口を知ったきっかけ (該当する項目に○をつけて下さい)			
ハローワーク	地域就職支援センター	公的機関	県民だより
チラシ	雑誌	インターネット	知人
(その他: )			

(出典：県提供「受付表」)

## 【結果】

女性の就労に関して2つの相談窓口事業が実施されているが、それら事業間の連携が取れておらず情報共有がされていない。その結果、当該業務がお互いに非効率になっているおそれがあることから、両事業間で情報共有し、連携を図る必要がある。

県は、女性を対象として、「子育て女性就職相談窓口」と「働く女性のための情報・相談事業」の2つの相談窓口を運営している。前者においては「就職活動」で悩んでいる子育て中の女性の相談を扱っており、後者においては、「継続勤務」について悩んでいる女性の相談を扱っている。

両窓口を持ち込まれる相談内容には非常に類似したものが見受けられる事例もありながら、それぞれの窓口が収集した情報は別々に管理され、両窓口間で情報共有を十分に行っているとは言い難いことから、就労の障害となっている事象を把握するには非効率である。

そのため、両窓口が情報共有し、連携して取り組む必要がある。

## ② なら女性活躍推進倶楽部事業「女子大学生ワーク&ライフ事業」

### (ア) 事業目的、内容及び成果

#### ア 目的

女性活躍推進に向けて県と民間企業との繋がりを確保するために、平成29年度に「なら女性活躍推進倶楽部」を創設した。同倶楽部では、会員登録した県内企業・事業所等が行政・関係団体等とともに、男性も女性も働きがいを感じ生き生きと働き続けることができる職場づくりの構築に取りかかっている。具体的には、会員同士で行う交流会やセミナー、アドバイザー派遣、人材確保に向けたイベント等を企画、実行しており、最終的には女性に働きがいを感じてもらい、女性の就業率の向上を図ることを目的としている。

#### イ 事業内容

なら女性活躍推進倶楽部の1つのイベントとして、「女子大学生ワーク&ライフ事業 EXPO2018」を奈良女子大学において開催した。当該イベントは、就職活動のスタートラインに立つ女子大学生が、「働く女性のリアルな話」を聞くことで、働き続けることを含めたライフプランをイメージするとともに、県内企業の魅力を知る機会を提供した。

女子大学生ワーク&ライフ事業 EXPO2018の主な演目としては、下記の6つが挙げられる。

#### [企業テーブル]

なら女性活躍推進倶楽部会員登録企業 25 社の、県内企業で働く先輩女性社員と、丸テーブルを囲んで和やかに、働く女性の本音を気軽に聞けるコーナー。

#### [基調講演]

元サッカー女子日本代表で現在、関東学園大学准教授である東明有美氏を講師として開演された、社会で活躍する女性になる方法を伝授する講演。

#### [ライフデザインミニセミナー]

就職活動の先にあるキャリアプランについて、10年後の自分の将来像を考え、現在の就職活動を見直すきっかけとなるセミナー。

#### [就活メイク講座]

就職活動でのメイクについて、普段のメイクと何が違うのか、メイクのプロが秘技を伝授する講座。

#### [就活眉毛カットコーナー]

自分では難しい眉毛のカットについて、その極意を伝授するコーナー。

#### [社会人スキル プチ講座]

電話での話し方、実用的な敬語、ビジネスメールの書き方をしっかりと学べる 3 つの講座を開講。

当該事業は、女子大学生をターゲットにしていることから、Twitter や Facebook といったソーシャルネットワーキングサービスを存分に活用し、ターゲットに合わせた広告を行っている。



ツイート 282   フォロー 704   フォロワー 227   いいね 67

### 県庁×女子大生！就活応援プロジェクト

@naraWcareer

H29年度に始まったこのプロジェクト🌟  
 ご好評につき今年H30年度もやります！  
 就職する時に不安な育休であったり、女性としての働き方、キャリア形成の仕方等のアドバイスが『実際に働く女性』からどんどん聞けます！🌟 気軽に足を運んで頂けるよう励んでまいります🌟👏  
 (奈良女子大生と奈良県庁との共同プロジェクト)

ツイート   ツイートと返信   メディア

固定されたツイート



県庁×女子大生！就活応援プロジェクト @naraWcareer · 2018年7月15日

私たちは、奈良県内の女性就職の促進を目標に活動しています🌟

女子大生の、女子大生による、女子大生のためのプロジェクトです🌟👏

これから、たくさんの情報を発信していく予定なので、就活に向けて🌟なにかしたい🌟、と思っている方や🌟不安、がある方は、是非フォローしてください🌟



🗨️ 8   ❤️ 15



県庁×女子大生！就活応援プロジェクト @naraWcareer · 2018年11月4日

(出典：Twitter「県庁×女子大生！就活応援プロジェクト」)

(出典：facebook「女子大学生のためのキャリア形成・県内就職促進プロジェクト」)

また、参加企業から提供された制服を着て EXPO 参加記念写真も撮影可能であり、大手コーヒーチェーン店による無料コーヒーテイastingや、アイスモナカなどの和菓子や焼き菓子の販売を併設するなど、若い女性にフォーカスした方法で集客に臨んでいる。

#### ウ 成果

「女子大学生ワーク&ライフ事業 EXPO2018」には、1年生から3年生を中心に県内外13大学から78名の女子大学生が参加した。参加した学生の大半が、イベント前には「就職に不安があった」と回答していたが、当イベントを終えてからは、「新たな発見があった」や「企業の方に直接会えて参考になった」といった回答が得られていることから、参加した学生には将来を考える良い機会になり意義のあるイベントであったと評価できる。

ただ、開催初年度である平成29年度の参加者数が278名であったことからすると、大きく減少している。この要因としては、開催地でもある奈良女子大学が独自に同じく県内就職に力を入れたこと、興味のある学生は前年に既に参加したことなどが考えられる。

#### (イ) 結果又は意見

記載すべき指摘や意見はない。

### ③ 地域文化力向上のための女性人材育成事業

#### (ア) 事業目的、内容及び成果

##### ア 目的

女性の生涯学習や自主的な活動を奨励し、促進するとともに、地域で活躍する人材を育成し、女性の社会参画促進と健康増進を図ること、ならびに国際性豊かな女性ボランティア人員を育成することを目的としている。

##### イ 事業内容

当該事業では、歴史や語学を学べる無料講座を既に行っていた公益財団法人奈良婦人会館と連携し、語学・歴史・地域防災の知識、実技を無料で学べる講座を開講してきた。受講生は、受講開始時に県ボランティアスタッフの案内を受け、受講中にボランティアスタッフの登録することも可能であり、ボランティアのノウハウを教えるだけでなく、希望者にはボランティアを実際に体験しやすい仕組みが築かれている。

平成 30 年度の無料講座の内容としては次のとおりである。

[歴史に関する講座]

- ・ 奈良の歴史Ⅰ（初級）
- ・ 奈良の歴史Ⅱ（上級）
- ・ 奈良の食文化の歴史と今

[語学に関する講座]

- ・ 韓国語
- ・ 中国語
- ・ 英語で伝える奈良の文化

[地域防災人材育成に係る講座]

- ・ 地域の女性防災力向上講座
- ・ 地域の女性防災力向上実技研修会

奈良を訪れた国内外の旅行者と、交流やおもてなしができる人材を育成するため、「奈良の歴史Ⅰ，Ⅱ」では、座学による学習を実施するほか、実際に寺院等の現地へ赴き、歴史を肌感じてもらう講義を実施した。また、「奈良の食文化の歴史と今」では、奈良の食文化のルーツを学ぶとともに、毎回講義テーマの料理の試食体験を実施した。

また、外国人旅行者に対して英語、中国語又は韓国語で対応できるように、各言語の既学者を対象に、それぞれの言語でおもてなしができるように育成講義を実施した。

さらに、「地域の女性防災力向上講座・実技研修会」は、地域防災に関する知識を習得し、災害時に活動できる女性人材の育成を目的としており、帰宅困難者疑似体験や、防災かまどベンチでのご飯焼きなどを実施した。

なお、受講生の継続受講を促す策として、規定の回数以上受講した場合には受講した証として賞状を授与しており、受講生のモチベーションのアップを図っている。



## ウ 成果

各講座の申し込み及び受講状況は、次のとおりである。

講座名	定員数	申込者数	受講人数
奈良の歴史Ⅰ（初級）	30名	43名	29名
奈良の歴史Ⅱ（上級）	若干名	34名	31名
奈良の食文化の歴史と今	30名	36名	28名
韓国語	20名	17名	17名
中国語	20名	25名	25名
英語で伝える奈良の文化	20名	103名	20名
地域の女性防災力向上講座	20名	20名	17名
地域の女性防災力向上実技研修会	20名	16名	16名

（出典：県提出「平成30年度地域文化力向上のための女性人材育成業務委託実施報告書」）

半数の講座で定員数を超過しており、抽選を実施して受講可能な人数まで申込者を絞る結果となっていることが見て取れる。また、受講者のうち約94%は受講完了にいたっており、無料講座特有の未受講となる割合も低く、意義のある講義を実施していたのではないかと推察される。

## （イ）結果又は意見

### 【意見】

地域文化力向上のための女性人材育成事業について、協定を締結し事業を委託していた公益財団法人奈良婦人会館（以下、「婦人会館」という。）が閉館したことを理由に、平成30年度に当該事業を廃止している。しかし婦人会館でなければ委託できない理由はないことから、他の事業者へ委託するなど事業継続に向けた検討をすべきである。

県は平成27年度に、語学や奈良の文化を学べる事業を既に実施していた婦人会館と協定を締結し、平成29年度から令和3年度までの5年間にわたって地域文化力向上のための女性人材育成事業を委託することに合意していた。しかし、婦人会館が平成30年度末をもって閉館したことを理由に、協定期間の満了前に当該事業の廃止を決定している。

上述したように、平成30年度の実績は良好であり、事業目的や事業の必要性が問題視された事実もないことから、婦人会館の閉館を理由に当該事業の廃止を決定するのは適切ではなく、他の事業者へ委託を試みるなどの対応が必要であったと考えられる。特殊な設備等が必要となる事業でもないため、婦人会館なしでも今後の事業の復活・継続は可能であると判断される。

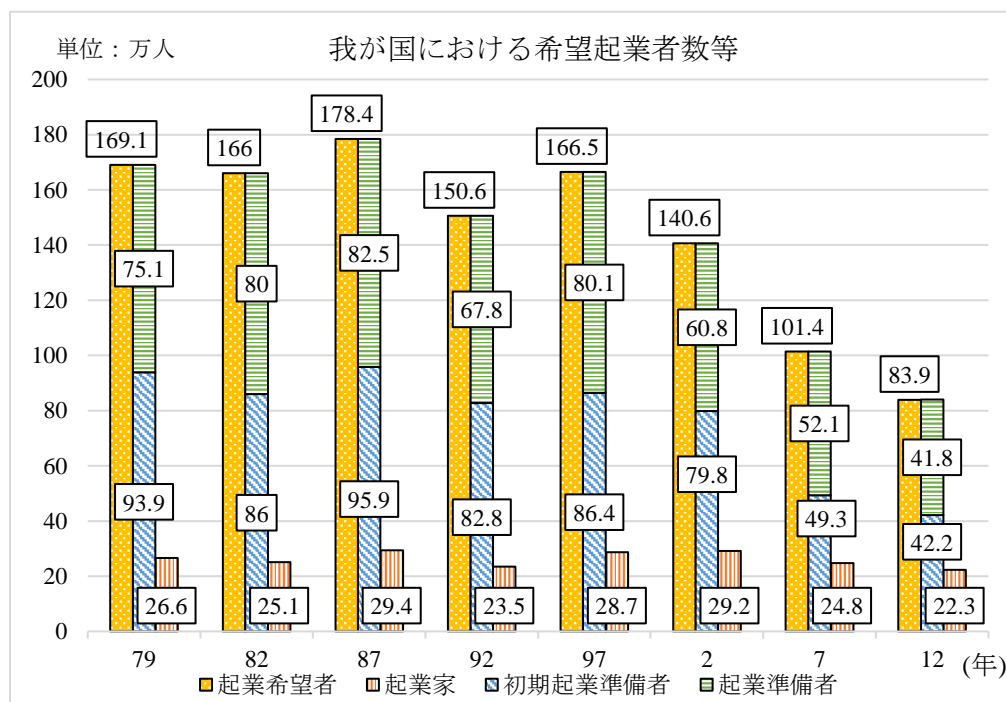
### 3 女性活躍推進—起業等による女性活躍

#### (1) 現状認識

経済、社会構造の変化に加え、経営者の高齢化の進展に伴い、中小企業や小規模事業者の数は年々減少している。平成 24 年に中小企業及び小規模事業者の数は約 385.3 万者であったのが、2 年後の平成 26 年には約 380.9 万者と 4.4 万者減少し、さらに 2 年後の平成 28 年には約 357.8 万者と、23.1 万者の減少が確認されている（中小企業庁「中小企業の企業数・事務所数」より）。地域経済を支えてきた中小企業や小規模事業者が減少すると、地域経済の活力の低下が懸念され、我が国の経済社会再生にも支障が生じる。

このような状況下において、新たな地域経済の担い手として、起業を促進させる意義は大きい。起業による新規事業の参入が、産業の新陳代謝を促し、経済の活性化につながるためである。

現在我が国における、起業「希望者」数、起業「準備者」数、「起業家」数の経年推移をみると、起業「希望者」数、起業「準備者」数は、平成 9 年（1997 年）以降減少傾向にあり、その結果「起業家」数も減少していることが分かる。



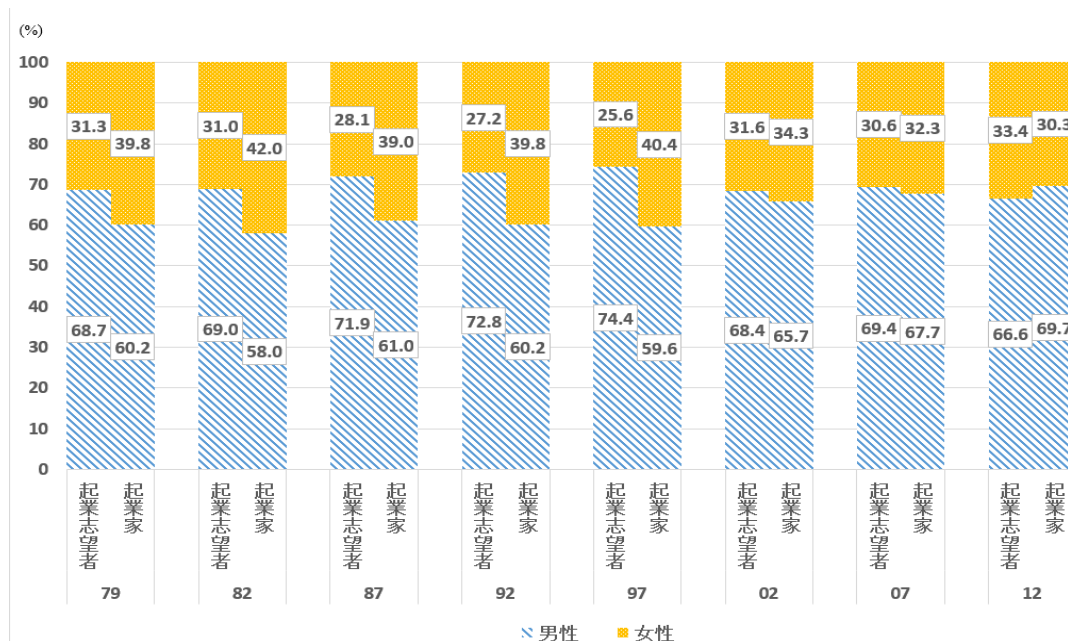
(注)

1. ここでいう「起業希望者」とは、有業者の転職希望者のうち、「自分で起業を起こしたい」、又は、無業者のうち、「自分で事業を起こしたい」と回答した者をいう。
2. ここでいう「起業準備者」とは、起業希望者のうち、「(仕事を)探している」、又は、「起業の準備をしている」と回答した者をいう。
3. ここでいう「初期開業準備者」とは、起業希望者のうち起業準備者でない者をいう。
4. ここでいう「起業家」とは、過去 1 年間に職を変えた又は新たに職についた者のうち、現在は自営業主（内職者を除く）となっている者をいう。

(出典：「平成 26 年中小企業白書」をもとに監査人作成)

なお、平成 24 年の起業「希望者」に占める女性の割合は昭和 54 年（1979 年）以降でみると過去最大となっているが、実際の「起業家」に占める女性の割合は過去最低であることから、起業を志望する女性の割合の増加が、必ずしも起業に結び付いていない状況がうかがえる。

【我が国における起業希望者数、企業家数の年度推移】



(注)

1. ここでいう「起業希望者」とは、有業者の転職希望者のうち、「自分で起業を起こしたい」、又は、無業者のうち、「自分で事業を起こしたい」と回答した者をいう。
2. ここでいう「起業家」とは、過去 1 年間に職を変えた又は新たに職についた者のうち、現在は自営業主（内職者を除く）となっている者をいう。

(出典：平成 26 年中小企業白書をもとに監査人作成)

「起業家」数を増加させるには、まず将来に起業を希望する起業「希望者」を増加させることと、起業「希望者」が実際に「起業家」にいたる決断をすることが重要となる。そのためには、起業を意識するきっかけを増やし、起業に向けた一歩を踏み出しやすい環境作り、そして、起業「希望者」が実際に起業できるよう、起業に要する手続の簡略化や起業コストの軽減といった環境の整備が必要になる。

女性の場合、起業を意識したきっかけとしては、介護や子育てが一段落し「時間的余裕」が生まれたことや、結婚、離婚、出産等による「家庭環境の変化」といった家庭面に関する要因を挙げることが多い。また、女性起業家の特徴として、家事と両立しながら起業する傾向や、生活のニーズに根ざした、起業コストを抑えた小さな起業を行う傾向がみられる（中小企業白書よ

り)。後述する国の施策では、基本的に補助金や助成金といった形で、起業コストを軽減させる方法か、起業後の経営面での支援がメインとなっており、小さな起業を行う傾向のある女性の起業支援となると効果的とは言い難い。そのため、県によるニーズに合った施策が有効に成果を発揮するともいえ、各地域の特色に合わせた支援が重要であると考えられる。

## (2) 国の施策

平成 27 年に、内閣府男女共同参画局により、「女性のチャレンジ応援プラン」として、就職や地域貢献、起業にチャレンジする女性を応援する支援策がまとめられた。当プランには 5 つの柱があり、そのうち女性の起業を支援するものとしては、「女性のアイデアで地域を元気づける起業支援」がある。

「女性のアイデアで地域を元気づける起業支援」での具体的な支援策としては、下記の 5 つである。

### ① 起業の知識を習得できる「創業スクール」の開催

全国各地で創業スクールを開催し、経営、マーケティング、会計、税務などの必要な知識の習得や、ビジネスプランの策定を支援する。

### ② WEB 上で、事業経営に役立つ情報を配信

「未来の企業★応援サイト」では、これから起業したい方や小規模な事業を運営する方のために国や、公的機関の補助金情報などを一元的に掲載し、情報を発信している。またメールマガジンも配信しており、WEB 上のコミュニティを通じて、先輩経営者や専門家との情報交換が可能である。ここでは、希望する専門家への相談も可能である。

### ③ 農業に取り組む女性の経営力を高める

農業を営む女性が地域農業活性化のリーダーとなれるように、農産物の直接販売や、商談会に参加するなど実践を通じてマーケティングを学ぶ場を提供しているほか、女性農業者を対象としたビジネススキルを磨くためのセミナーも実施している。

### ④ 資金面で女性の起業を支援

日本政策金融公庫では、女性の起業家向けに貸付利率を 0.4%（上限あり）引き下げて融資を行っている。新規起業前や起業後 1 年以内の場合、貸付利率をさらに 0.3%引き下げている。また、融資額 300 万円以内であれば、雇用の創出や経験を問わず、原則として無担保・無保証融資の対象としている。

### ⑤ 創業に必要な費用を補助

新たに起業にチャレンジしたい女性へ、店舗借入費や設備費等の 3 分の 2（上限あり）を補助している。

これらのうち、①②の支援によって起業後の経営に関する悩みは払しょくされ、④⑤の支援によって金銭的な悩みに対してある程度の効果が期待できる。

### (3) 県の施策

県としても、資金を融資する制度を設けており、既に事業を始めている起業家を対象にした「チャレンジ応援資金」では、設備投資を伴う事業資金を必要とし、下記の融資条件のいずれかを満たす場合に、融資限度額 2 億 8 千万円、保証料率 0~1.2%の範囲内で融資を受けることができる。

- ・ 県内で事業所または設備の新增設等、事業を拡大しようとする場合
- ・ 現在行っている事業を廃業し、県内で異なる業種の事業を開始することにより、事業の転換を図ろうとする場合（開始後 6 か月未満の場合を含む）
- ・ 現在行っている事業を継続しながら、県内で異なる業種の事業を開始することにより、経営の多角化を図ろうとする場合（開始後 6 か月未満の場合を含む）

また、これから起業する者も対象とした「創業支援資金」では、県内で創業しようとしている者、または創業後 5 年未満の者に、融資限度額 3 千 5 百万円、融資利率 1.575%、保証利率 0.8%で融資を実施している。

さらに融資以外に、起業に関する知識を学ぶための 2 種類のセミナーを開催している。1 つは、「女性の起業～私たちの場合～」と題して、実際に起業した女性起業家から“起業のリアル”を直接聞くセミナーを開催している。このセミナーでは、10 年以上にわたって主に女性起業家の支援をしているコーディネーターから、上手く軌道に乗る起業家とそうでない起業家を決定づける特徴等の経験談を聞くことができる機会も設定している。また、もう 1 つは、「起業に効果的な SNS の活用を学ぶ」と題して、ソーシャルネットワークサービス活用法を WEB 集客のプロが伝授するセミナーを開催している。

このほかにも、県女性の起業支援プロジェクト「Leap なら」による活動がある。「Leap なら」では、女性が起業する際には下記の 5 項目を望む傾向があると分析し、その想いを大切に希望に寄り添うサポートを実施している。

- ・ 始めは小さくビジネスをスタートしたい
- ・ 家庭との両立を重視したい
- ・ 利益よりも社会性を重視した事業展開をしたい
- ・ ビジネスに対するブランクをゆっくり埋めていきたい
- ・ 価値観を共有できる仲間とともに活動したい

これらの項目は、前述した中小企業庁が分析している女性の傾向とも一致しており、このような傾向を持つ女性の具体的なサポートとして有効なのは、彼女たちの起業ステージに合ったセミナーや相談会を開催することや、同じ悩みや不安を持った女性起業家と一緒に学ぶ機会を提供すること、又は、コワーキングスペース、シェアオフィスといった新たな気付きや出会いの場ともなる仕事スペースを提供することが挙げられる。

#### (4) 実施事業

(単位：千円)

事業名	所管課	平成 30 年度歳出額
女性の起業支援事業	福祉医療部	594
女性起業家販売促進支援事業	こども・女性局 女性活躍推進課	816

#### (5) 結果又は意見

記載すべき指摘又は意見はない。

#### (6) 各実施事業

##### ① 女性起業家販売促進支援事業「女性のためのショップ出店講座」

###### (ア) 事業目的、内容及び成果

###### ア 目的

働き方の1つの選択肢として、起業し事業を続ける道を選ぶ女性起業家を支援するため、起業のスタートアップ時の重要な課題の1つである売上確保の手法を学ぶセミナーと、販売の実演を兼ね備えた講座を開講した。これにより、女性の起業や、起業後の事業の継続を促し、女性の就業率を向上させることを目的としている。

###### イ 事業内容

実際に起業した女性に調査を実施し、起業して事業を続けていくにあたっての最も大きな課題が「売上の確保」であったことから、販売の実演を備えたショップ出店講座を開講した。

受講生は、ショップでの陳列や飾り付けの方法を学ぶセミナーを2回受け、その後にある販売実演では、大型商業施設の一角を借りて実際に出店を行うこととなる。出店後には、受講生のディスプレイ写真を全員で共有しながら、良かった点や改善点を共有する振り返りセミナーを実施する。

当事業では、販売実演で販売する商品、サービスを受講生が用意する必要があるため、受講生に関しても一定の参加条件が存在する。

受講生の条件としては以下のとおり、女性でかつ以下の全てを満たす場合のみとなる。

- ・ 講座 2 回およびチャレンジショップ出店にすべて参加できること
- ・ 起業を目指している、又は起業後 5 年以内であること
- ・ 県内に在住または在勤・在学のこと、又は県内で起業・出店を考えていること
- ・ 現在お店を構えている、又は今後お店を構える意志があること
- ・ 販売実演での販売活動に意欲的であり、自ら集客する意志があること
- ・ 販売実演の売上報告やアンケート、県広報誌等での事業内容の掲載に協力できること

#### ウ 成果

24 名が参加し、原則として 1 人 1 日出店した。平成 29 年度までは受講生にアンケートを実施していたが、令和元年度は事業の不継続が決まっていたことから、平成 30 年度はアンケートを実施していない。また、販売実演においても、大型商業施設の一角を借りて実施したため、オープンスペースであるという理由で実際に購入した消費者からのアンケートや質問も実施していない。したがって、平成 30 年度の事業の成果はつかめない状況である。

なお、令和元年度の事業不継続が決定した理由としては、5 年という期間を経て 1,000 名を超える参加者がいたことから、起業を目指す人の掘り起こしや成長支援よりも、これまでの参加者が相互に課題解決を図れる様に起業家同士の交流を促進させる方向へシフトしたためである。

#### (イ) 結果又は意見

##### 【結果】

女性起業家販売促進支援事業「女性のためのショップ出店講座」について、当該事業が女性の起業や、女性起業家の売上増に結びついたかの追跡調査を実施しておらず、効果検証が適切に実施されているとは言いがたい。事業の効果測定を意識した仕組み作りが急務である。

当該講座の受講後に、受講生が実際に起業したのか、又は売上増加につながったのかどうかを検証する追跡調査を実施していない。そのため、当該事業が女性の起業・売上確保にどのように役立ったのか、事業の効果検証が十分になされていない。

当該事業は、起業後に事業を続けていく女性を一人でも増やし女性の活躍を促進することが目的である以上、実際に起業・売上増に寄与したかどうかを指標として設定すべきであり、そのためには、少なくとも当該講座の受講者の追跡調査をするか、当該講座の受講者が起業後に県に報告する仕組み作りが必要である。

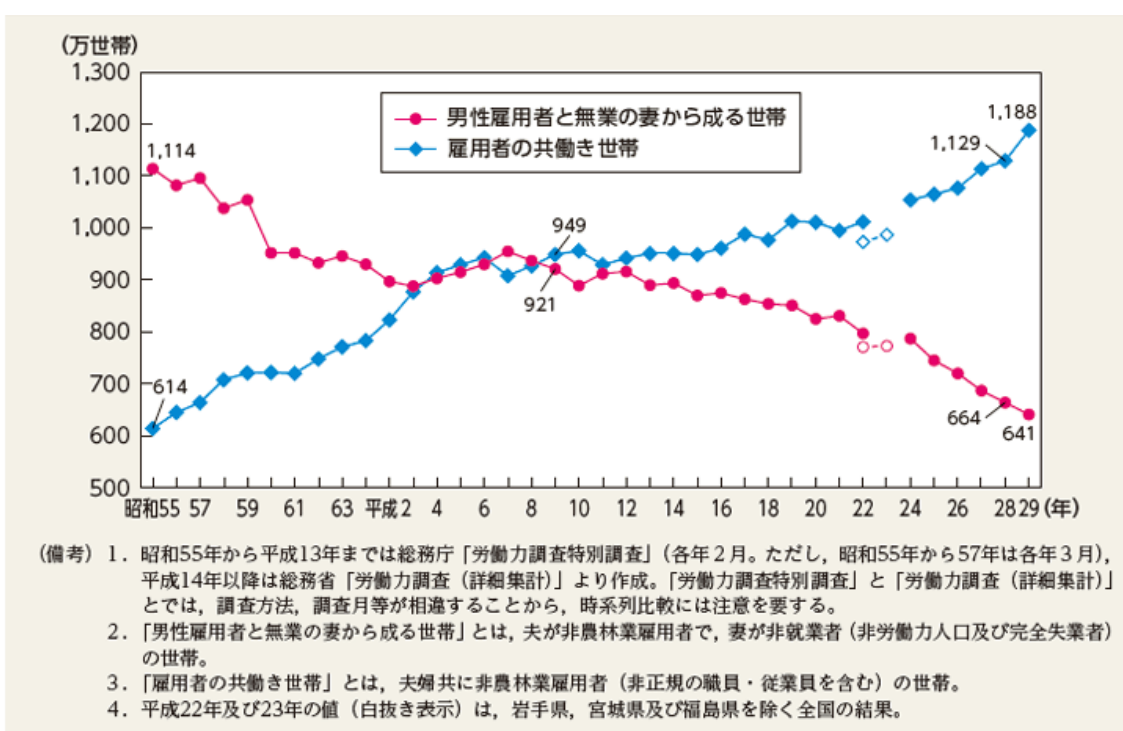


## 4 少子化対策—保育・放課後児童対策

### (1) 現状認識

今から約40年前の昭和55年には、我が国では夫婦のうち男性が主な働き手となる片働き世帯が主流であった。その後、共働き世帯数は継続的に増加し、平成9年には共働き世帯が片働き世帯数を上回ることとなった。その後も共働き世帯は増加を続けている。

【共働き世帯数の推移（全国）】

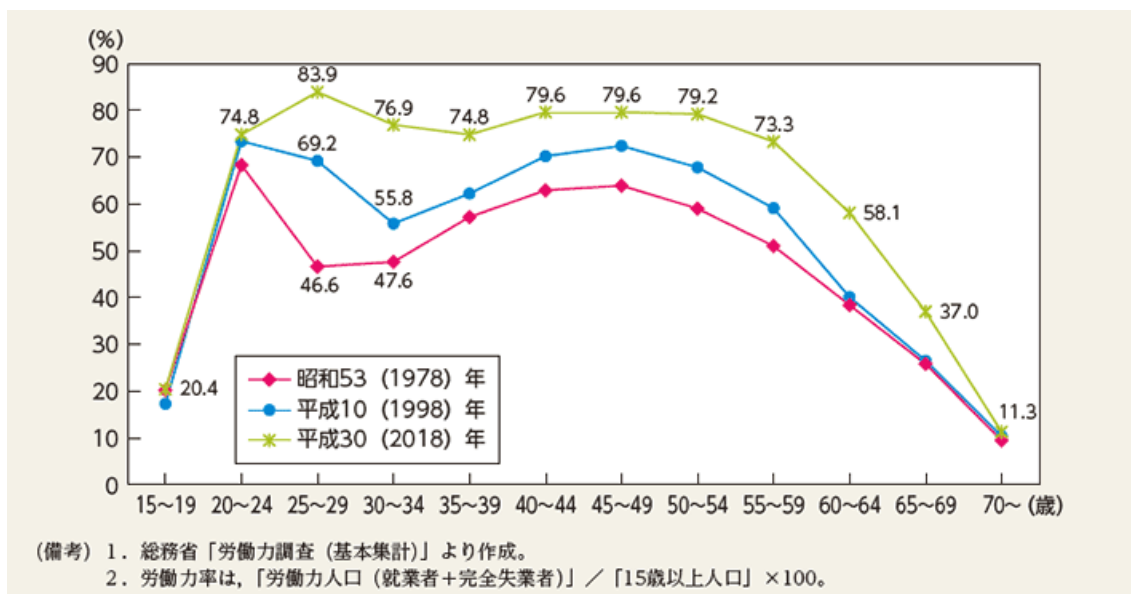


(出典：内閣府ホームページ)

我が国の女性の年齢階級別の労働力率は、結婚・出産時期に当たる20代後半から30代にかけて著しく減少するいわゆる「M字カーブ」を描く。このM字カーブの形状は、就業しても結婚・出産・育児に伴って一時的に退職する者が相当程度いることを示しており、依然としてM字を描く落ち込みが見られるものの、凹みは年々浅く緩やかになっており、この変化は、未婚・晩婚化、結婚・出産年齢の変化、結婚・出産に伴う退職の動向の変化、雇用形態の変化等の様々な要因によって引き起こされていると考えられる。また、出産後に復職するとしても、育児と両立がしやすいパートタイム労働など非正規雇用の形で就業することが多い。

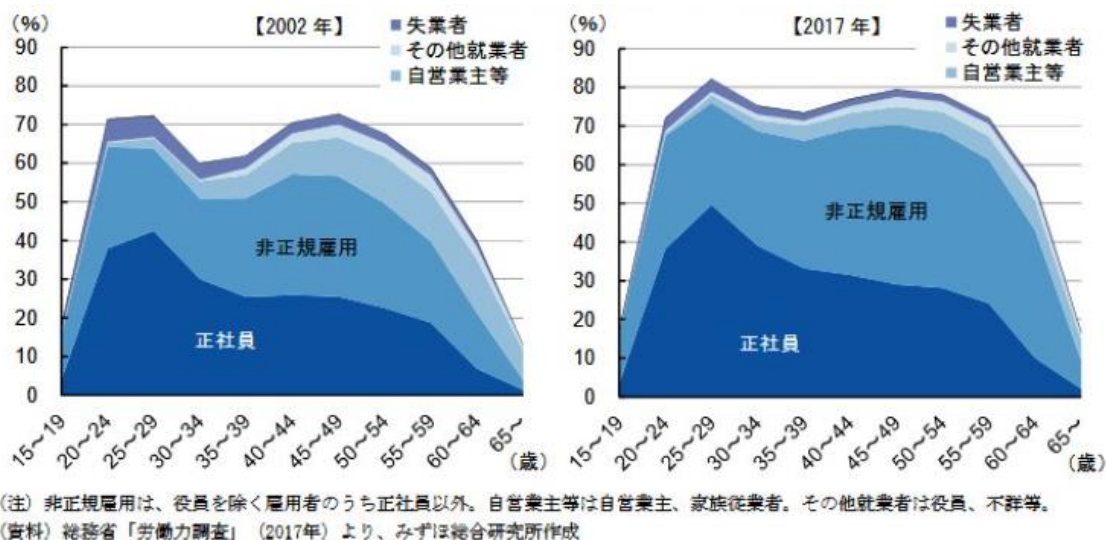
ここで労働力率とは、就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が15歳以上の人口に占める割合である。

### 【女性の年齢階級別労働力率の推移（全国）】



(出典：内閣府ホームページ)

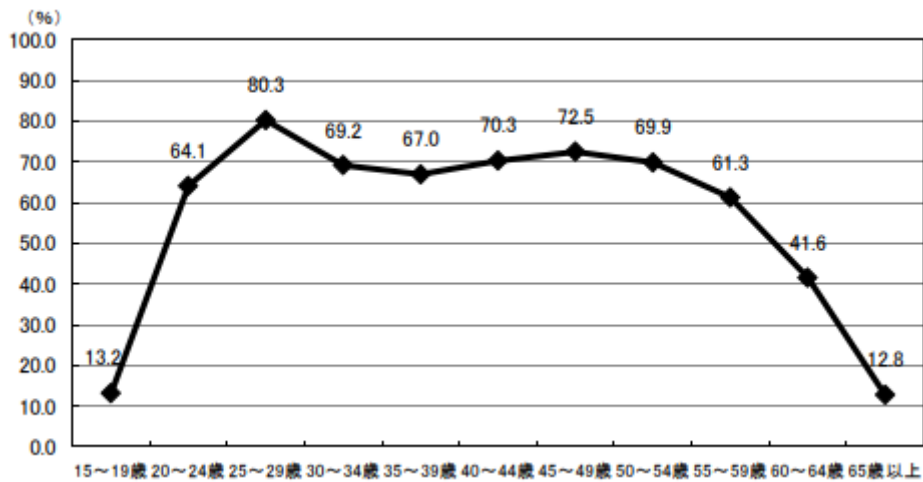
### 【女性の年齢階級別労働力率の内訳】



(出典：内閣府ホームページ)

次に、県の女性の年齢階級別労働力率は、25歳から29歳で80.3%であったのが35歳から39歳には67.0%となっており、その後、緩やかに回復するが、ピークであった25歳から29歳の水準に戻ることはない。

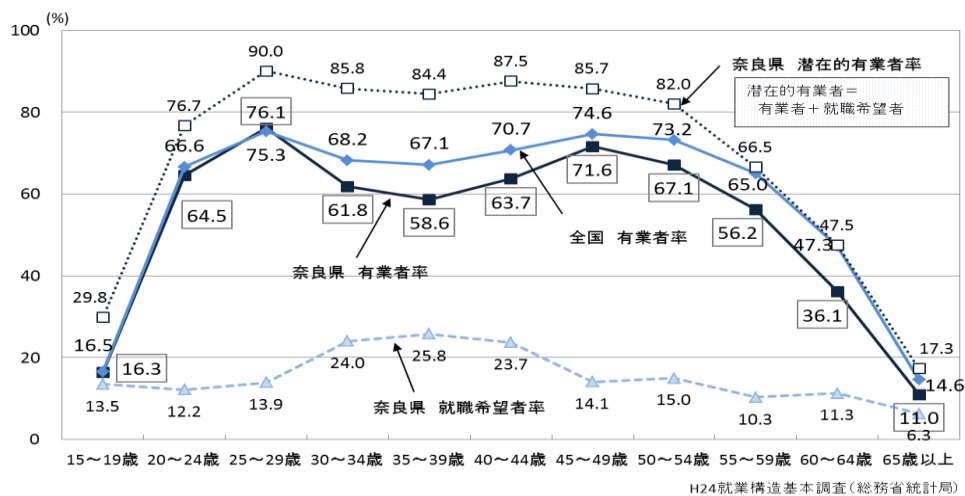
【女性の年齢階級別労働力率（奈良県）】



(出典：総務省「国勢調査」平成27年)

県では、就職を希望しているが就職していない者、すなわち就職希望者の割合や推移を分離して個別に表して分析することが有益であるということから、労働力率に代えて有業者率をもって以下のようにデータを集計分析をされている。ここで有業者率とは、生産年齢人口に占める有業者の割合であり、労働力率から就職希望者率を除いた割合である。(下表での潜在的有業者率は、有業者数と就職希望者数とを合わせた労働力人口が生産年齢人口に占める割合を指す。)

【女性の年齢階級別有業者率等（奈良県）】



(出典：県ホームページ)

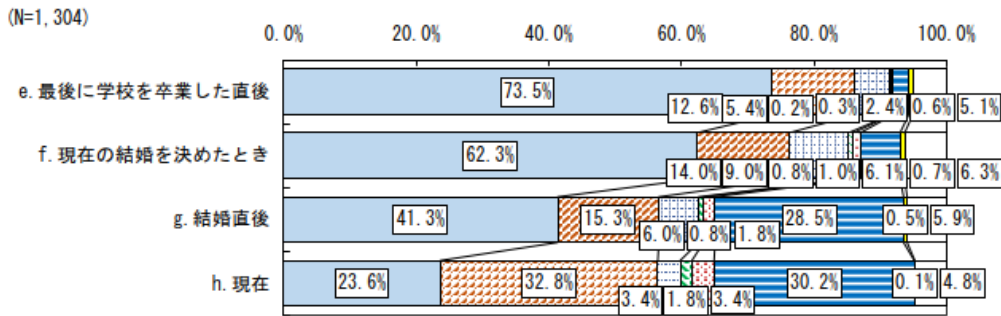
さきのグラフのとおり、県では30歳から34歳においてM字カーブの急激な落ち込みがみられ、35歳から39歳においてM字カーブの底が更に深くなっている。また40歳以降についても女性の労働力率は全国と比べて低くなっている。その一方で、潜在的有業者率のグラフでは、ほとんどM字形の凹みがみられない。希望する就業形態等までは把握できないものの、結婚・出産後も働きたい女性はほとんど減少しないことが分かる。

県の29歳までの女性有業者率は全国の有業者率と差が見られないことも考え合わせると、県においては特に結婚・出産を機に退職する割合が相対的に多く、継続して働きたいと考えている女性、さらには子育てが落ち着いた後に再就職を希望する女性が、いずれも相当程度存在するものの断念されていると考えられる。

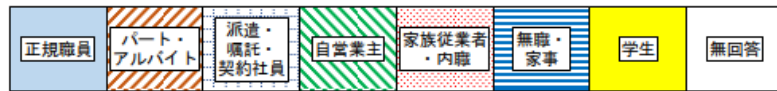
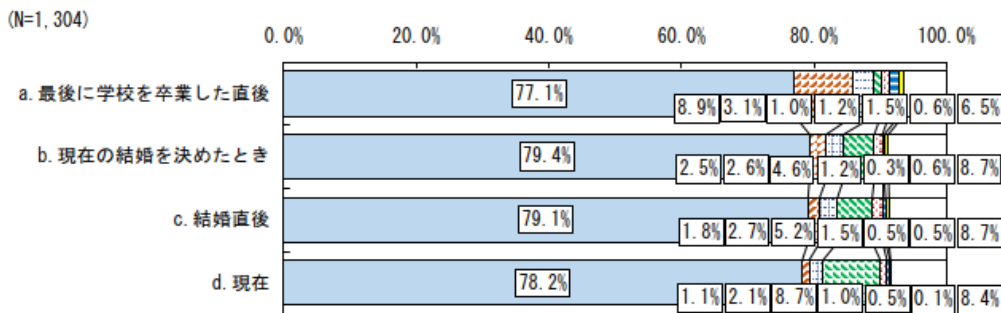
そして、M字カーブの凹みの部分の年齢層の女性の有業率を上昇させるため、この就業を断念せざるを得ない状況を改善する施策に取り組むことが期待されている。

なお、平成25年及び平成30年に県が行った奈良県子育て実態調査のアンケートにおいて、女性が働くための条件として子育て支援に関するサービス（保育所等（事業所内保育施設を含む。）、放課後児童クラブ）が利用できること、との回答が20%程度あることから、保育・放課後児童対策は女性の就業率向上に有用ではないかと考えられる。

図表 時期別・就労状況（妻）

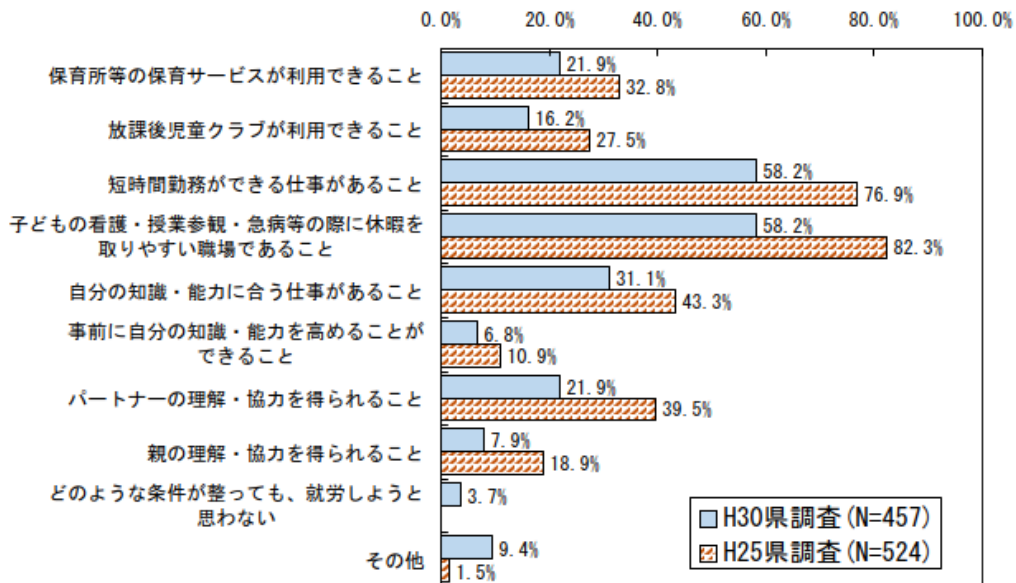


図表 時期別・就労状況（夫）



(出典：奈良県結婚・子育て実態調査 報告書)

図表 就労条件（複数回答）



(出典：奈良県結婚・子育て実態調査 報告書)

## (2) 国の施策

政府は、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及びこれを実現するための今後5か年の目標や施策の基本的な方向、具体的な施策を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を取りまとめ、平成26年に閣議決定した。

また、子育て面については、平成27年4月から実施されている「子ども・子育て支援新制度」により、幼児教育・保育、地域の子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を図っている。

当該支援制度の中で、保育サービスについては、3歳から5歳までの全ての子どもの幼稚園、保育所、認定こども園の費用の無償化を進めている。また、保育の受け皿整備を着実に進め、遅くとも令和2年度末までに待機児童の解消を目指す（待機児童数平成30年4月 19,895人）ことを主な重要実績評価指標の一つとして設定している。

一方、放課後児童対策については、子どもの小学校就学後に仕事を辞めざるを得ない「小1の壁」を打破するため、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、令和3年度末までの待機児童解消を目指している。具体的には、「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」について、全ての小学校区（約2万か所）で一体的に又は連携して実施することを目指しており、うち1万か所以上（平成29年5月 4,554か所）を一体型とすることを主な重要実績評価指標の一つとして設定している。

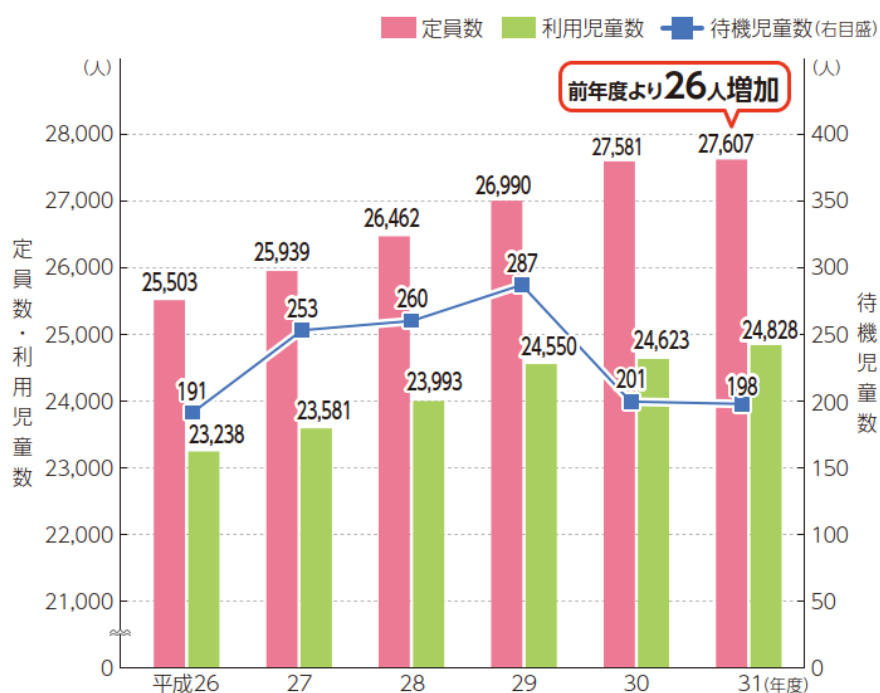
## (3) 県の施策

県では、平成17年3月に策定した奈良県次世代育成支援行動計画「新 結婚ワクワク子どもすくすく Plan」及び平成22年3月に策定した奈良県次世代支援後期行動計画「奈良県子ども・子育て応援プラン」に基づき、子どもを健やかに育むことができる環境づくりを推進してきた。

少しずつ改善はみられるものの合計特殊出生率は依然として低位であり、さらなる少子化改善を図るため、保護者が安心して子育てができる環境を整えることを重要施策と位置付けている。

県の保育所等の状況、保育所利用児童数及び待機児童数の推移は次のとおりである。保育所利用児童数は増加しているが、待機児童数は毎年4月1日時点で約200人前後で推移している。次の表では、定員が利用児童数を上回っているため、待機児童の発生状況は深刻ではないように見受けられるが、待機児童の多くは奈良市と生駒市の都市部で発生し（全体の約7割）、地域間格差がみられるため、その解消が大きな課題となっている。

【保育所等定員数、利用児童数および待機児童数の推移】



(出典：県ホームページ)

【奈良県の市町村別待機児童数（過去5年推移）】

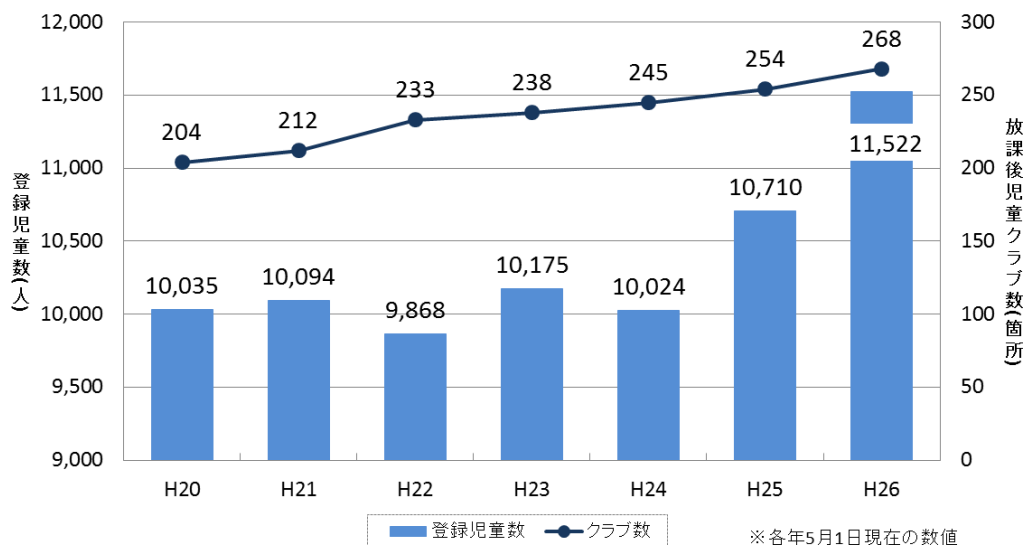
	平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年		平成 31 年	
	4 月 1 日		4 月 1 日		4 月 1 日		4 月 1 日		4 月 1 日	
	利用 児童数 A	待機 児童数 B	利用 児童数 A	待機 児童数 B	利用 児童数 A	待機 児童数 B	利用 児童数 A	待機 児童数 B	利用 児童数 A	待機 児童数 B
奈良市	5,570	79	5,660	85	5,758	163	5,810	76	5,865	69
大和高田市	1,019	0	1,045	0	1,092	0	1,094	0	1,104	0
大和郡山市	1,499	11	1,516	20	1,560	20	1,523	12	1,579	18
天理市	1,316	21	1,302	21	1,334	13	1,305	25	1,273	17
橿原市	2,271	92	2,317	45	2,363	20	2,290	13	2,307	3
桜井市	1,130	0	1,104	0	1,114	0	1,068	0	1,138	0
五條市	666	0	645	0	666	0	617	0	583	0
御所市	411	0	409	0	452	0	456	0	407	0
生駒市	2,120	38	2,253	36	2,344	46	2,366	63	2,349	77
香芝市	1,666	6	1,694	44	1,713	16	1,757	0	1,819	0
葛城市	818	0	858	0	896	2	933	6	962	4
宇陀市	330	0	346	0	360	0	369	0	385	0

	平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年		平成 31 年	
	4 月 1 日		4 月 1 日		4 月 1 日		4 月 1 日		4 月 1 日	
	利用 児童数 A	待機 児童数 B	利用 児童数 A	待機 児童数 B	利用 児童数 A	待機 児童数 B	利用 児童数 A	待機 児童数 B	利用 児童数 A	待機 児童数 B
山添村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平群町	267	0	279	0	300	0	318	0	284	2
三郷町	434	0	467	0	478	0	469	0	463	0
斑鳩町	462	0	499	0	506	0	562	0	574	0
安堵町	151	0	155	0	138	0	142	0	125	6
川西町	152	0	138	0	154	0	157	0	165	0
三宅町	129	0	133	0	115	0	117	0	116	0
田原本町	533	6	536	9	511	6	523	6	571	2
曾爾村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御杖村	0	0	14	0	14	0	10	0	7	0
高取町	110	0	109	0	96	0	94	0	86	0
明日香村	60	0	61	0	71	0	70	0	74	0
上牧町	325	0	324	0	311	0	326	0	328	0
王寺町	431	0	480	0	549	0	570	0	596	0
広陵町	843	0	848	0	871	0	901	0	909	0
河合町	234	0	229	0	253	0	256	0	262	0
吉野町	62	0	63	0	54	1	59	0	56	0
大淀町	451	0	419	0	391	0	371	0	352	0
下市町	47	0	48	0	52	0	48	0	45	0
黒滝村	8	0	14	0	6	0	9	0	10	0
天川村	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0
野迫川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
十津川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下北山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上北山村	0	0	5	0	4	0	4	0	3	0
川上村	1	0	14	0	17	0	19	0	21	0
東吉野村	4	0	6	0	6	0	9	0	9	0
	23,520	253	23,990	260	24,550	287	24,623	201	24,828	198

(出典：県提出資料)



県でも全国と同様に共働き家庭は増加しており、共働き家庭等の小学生が利用する放課後児童クラブの箇所数及び登録児童数は増加傾向にある。



県子育て支援課資料

(出典：県ホームページ)

本項のテーマは、少子化対策の一つとなっている保育・放課後児童対策である。本対策においては、待機児童解消に向けた保育の量的拡充と質の向上、放課後児童クラブ等小学生の放課後に関する取組の充実といった事業を展開している。また、待機児童解消のために必要な施策として、保育士の確保を重点取組項目とし、保育士の魅力向上（保育士の定着促進）を図っている。

#### (4) 実施事業

事業については多岐にわたり多数実施されているが、主な事業を下記に示す。

(単位：千円)

事業名	所管課	平成30年度歳出額
安心子育て支援対策事業	福祉医療部	175,039
放課後児童健全育成事業	こども・女性局	626,859
放課後児童クラブ施設整備事業	子育て支援課	85,885
放課後児童支援員研修事業		128
保育士人材バンク運営事業		15,376
保育士等の研修関連4事業 (保育士等研修事業(報償費)、認定保育士Grade3研修事業(報償費)研修受講経費補助金、保育士研修事業(物件費))		782 (4事業の合計)

(5) 結果又は意見

**【結果】**

「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン」及び「奈良県女性の輝き・活躍促進計画」の5年程度の期間に渡る計画において、計画時点では具体的な行動指標の目標値を設定しているにもかかわらず、対する実績を把握していないものが数多く見受けられる。((6)各実施事業の各表参照。)これでは進捗管理が行われていないと考えられるから、今後は適時に実績を把握し、推移や目標値との乖離を分析したうえで、施策の取組み状況の改善や計画の見直しを図るようすべきである。

上記計画に関して、達成目標として計画時に設定された指標に対する実績データの提供を県に依頼したが、計画時点における具体的な行動指標の目標値と同程度詳細には把握していないとのことで確認できなかったものが多数あった。例を挙げると年齢別認定号別の保育所入所待機児童人数、保育士等人数や認定こども園の設置数といった定量的なものであり、適時の把握は可能であると思われる。

計画策定時と同じ水準の詳細な成果データを把握してこそ、それぞれの事業に対するきめ細かなアプローチができるのであるから、当該データを適時に把握して進捗管理をする必要がある。

**【意見】**

「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン」における行動指標の具体的な目標項目として、「保育所入所待機児童がいる市町村数」、「放課後児童クラブ利用待機児童がいる市町村数」が設定されており、目標値として該当する「市町村数」が挙げられているが、目標項目としてそのような市町村数を設定するのは適切ではなく、「待機児童数」や「待機児童割合」等を目標項目とするべきである。

県では、保育所入所待機児童が生じている市町村が一部に偏っていること、また当該待機児童については市町村が第一に取り組み県はそれを支援するという考えのもと、上記のように「市町村数」を目標項目として設定しているが、待機児童の解消状況を示す指標としては間接的・定性的であり、推移の詳細な把握が困難となることから、より適切な指標を設定するべきと考える。例えば待機児童数を目標項目とするほうが直接的で明確であるから、目標項目の設定については見直しを検討されたい。

## (6) 各実施事業

各実施事業のうち、今回の調査対象とした事業について、以下事業内容を記載する。

### ① 安心子育て支援対策事業

#### (ア) 事業目的、内容及び成果

##### ア 目的

子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）を財源として県に造成された基金を活用し、保育サービス等を充実させることで、子どもを安心して育てることができるような体制を整備し、待機児童の解消を図る。

##### イ 事業内容

本事業は、大別して、保育所等整備事業、保育士人材等確保事業の2種の事業から成る。

##### [保育所等整備事業]

- ・ 保育所緊急整備事業
- ・ 賃貸物件による保育所整備事業
- ・ 認可化移行総合支援事業
- ・ 認定こども園整備事業
- ・ 小規模保育設置促進事業

##### [保育士人材等確保事業]

- ・ 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業
- ・ 保育園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業
- ・ 保育所等保育士資格取得支援事業
- ・ 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

##### ウ 成果

##### [保育所等整備事業]

保育所等整備の成果を量的拡充の観点で比較評価すると次の表のとおりである。計画策定時点の年度ごとの幼児期の学校教育・保育の「量の見込み（需要）」及び「確保の内容（供給）」（過去における保育士の離職率や新規採用人数等を元に算出した保育受入可能児童人数）の県全体の総計、それに対する実績を示す。

次の表において、例えば平成31年度の0歳児の場合、奈良こどもすくすく・子育ていきいきプランの策定時には、利用希望児童人数が2,509人、受入可能児童人数を2,864人と見込んでいたが、実際に平成

31年4月1日時点では、利用希望児童人数が1,276人、利用児童人数が1,178人であったことを示す。

保育ニーズの実績データより、県全体のそれぞれの年度における定員は、平成29年度から令和元年度のいずれにおいても、定員が利用児童人数を上回っていることが分かるが、待機児童人数がいずれの年度においても数百人発生していることから、保育所における需要と供給に市町村による偏りがみられ、供給の不足する区域が発生していることが分かる。

【奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン策定時の計画】

(a) 3歳以上児(教育ニーズ)【1号認定+2号認定(教育ニーズ)<sup>3</sup>】

(単位:人)

需要・供給	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(需要)	17,942	17,825	17,556	15,946	15,499
1号認定	15,548	15,439	15,196	14,094	13,663
2号認定(教育ニーズ)	2,394	2,386	2,360	1,852	1,836
確保の内容(供給)	23,729	23,716	23,386	22,358	22,198
特定教育・保育施設 <sup>4</sup> (認定こども園・幼稚園)	19,638	19,610	19,274	18,264	18,104
確認を受けない幼稚園 <sup>5</sup>	4,091	4,106	4,112	4,094	4,094

(b) 3歳以上児(保育ニーズ)【2号認定(保育ニーズ)<sup>1</sup>】

(単位:人)

需要・供給	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(需要)	13,393	13,276	13,066	14,102	13,895
確保の内容(供給)	15,674	15,818	15,753	16,229	16,324
特定教育・保育施設	15,383	15,523	15,459	15,745	15,834
認可外保育施設 <sup>2</sup>	291	295	294	484	490

(c) 3歳未満児(保育ニーズ)【3号認定】

(単位:人)

年齢	需要・供給	H27	H28	H29	H30	H31
1・2歳児	量の見込み(需要)	8,862	8,667	8,557	8,641	8,578
	確保の内容(供給)	8,515	8,611	8,731	9,242	9,354
	特定教育・保育施設	8,243	8,327	8,357	8,620	8,699
	特定地域型保育事業 <sup>3</sup>	84	108	231	232	257
0歳児	認可外保育施設	188	176	143	390	398
	量の見込み(需要)	2,768	2,731	2,690	2,510	2,509
	確保の内容(供給)	2,800	2,819	2,832	2,804	2,864
	特定教育・保育施設	2,722	2,737	2,727	2,616	2,663
特定地域型保育事業	28	32	70	72	83	
認可外保育施設	50	50	35	116	118	

(出典: 県ホームページ)

【保育ニーズの実績】

(単位：人)

【平成 31 年 4 月 1 時点の保育ニーズの状況】

年齢	申込	利用
0 歳児	1,276	1,178
1 歳児	4,196	3,796
2 歳児	4,955	4,767
3 歳児	5,228	5,114
4 歳以上児	10,221	10,130
計	25,876	24,985

(単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
定員	27,343	27,934	27,960
利用児童人数	24,734	24,793	24,985
待機児童人数	287	201	198

(出典：県提出資料)

次に、認定こども園の成果を量的拡充の観点で比較すると次の表のとおりである。計画策定時点の年度ごとの設置目標数及び県計画で定める数の県全体の総計、それに対する実績を示す。

次の表において、例えば平成 31 年度においては、奈良こどもすくすく・子育ていきいきプランの策定時は認定こども園の設置目標数が県全体で 89 としていたが、実際に平成 31 年 4 月 1 日時点では認定こども園の設置数が 71 あったことを示す。

認定こども園は保護者の就労状況にかかわらず柔軟に就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備えており、多様化する子育てサービスへのニーズに応えることができる施設であることから、さらなる量的拡充が望まれる。

**認定こども園の設置目標数及び「県計画で定める数」**

市町村	設置目標数		県計画で定める数(人) 【1号認定】(*2)
	H27(*1)	H28～31	
奈良市	11	28	
大和高田市	3	3	10
大和郡山市	1	6	
天理市	3	2	47
橿原市	1	1	5
桜井市	1	4	15
五條市		1	
御所市		1	
生駒市		9	
葛城市		1	
宇陀市	2	2	
平群町	2		
三宅町		1	
田原本町		2	
広陵町		1	
吉野町	2		
大淀町	1		
合 計	27	62	77
	89		

(\*1) 既存の認定こども園を含みます。

(\*2) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に伴い、増加する定員数を記載。

この「県計画で定める数」については、現時点での予定を踏まえ設定していますが、今後、地域の実情等状況の変化に応じ、変更することがあります。

(出典：県ホームページ)

**【認定こども園設置数の実績】**

類型	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
幼保連携型	25	29	44	56	66
幼稚園型	1	1	2	3	4
保育所型	1	1	1	1	1
地方裁量型	0	0	0	0	0
合計	27	31	47	60	71

(出典：県提出資料)

**[保育士人材等確保事業]**

保育士人材等確保の成果を量的拡充の観点で比較評価すると次の表のとおりである。

計画策定時点の年度ごとの保育教諭、保育士、幼稚園教諭等特定教育・保育及び特定地域型保育を行う「量の見込み(需要)」及び「確保

の内容（供給）（過去における保育士の離職率や新規採用人数等を元に算出した保育士等の人数）の県全体の総計、それに対する実績を示す。

保育士等の人数の計画策定時点の予測と実績データより、保育士等の人数は、計画策定当初の予測を上回るものの、県内において待機児童が発生していることから、さらなる拡充が必要であると言える。待機児童の発生状況については、前項の県の施策にて示したとおりである。

(i) 国配置基準に対応する人数を需要とした場合

(単位:人)

種別	需要・供給	H27	H28	H29	H30	H31
保育教諭	需要 A	315	311	306	300	294
	供給 B	440	441	440	440	441
	需給の過不足 B-A	125	130	134	140	147
保育士	需要 A	2,649	2,606	2,569	2,519	2,465
	供給 B	3,600	3,596	3,595	3,593	3,593
	需給の過不足 B-A	951	990	1,026	1,074	1,128
幼稚園教諭	需要 A	643	639	630	620	604
	供給 B	1,449	1,436	1,424	1,411	1,397
	需給の過不足 B-A	806	797	794	791	793

(単位:人)

種別	需要・供給	H27	H28	H29	H30	H31
保育従事者(*1)	需要 A	11	11	11	10	10
	供給 B	11	11	11	11	11
	需給の過不足 B-A	0	0	0	1	1
家庭的保育者(*2)	需要 A	42	41	40	40	39
	供給 B	42	42	42	42	42
	需給の過不足 B-A	0	1	2	2	3
家庭的保育補助者(*3)	需要 A	42	41	40	40	39
	供給 B	42	42	42	42	42
	需給の過不足 B-A	0	1	2	2	3
家庭的保育者(*4)	需要 A	42	41	40	40	39
	供給 B	42	42	42	42	42
	需給の過不足 B-A	0	1	2	2	3

(\*1) 小規模保育事業B型における保育従事者

(\*2) 小規模保育事業C型及び家庭的保育事業における家庭的保育者

(\*3) 小規模保育事業C型及び家庭的保育事業における家庭的保育補助者

(\*4) 居宅訪問型保育事業における家庭的保育者

※小規模保育等については、新制度における新事業のためデータがないことから、「これまでの配置の実態に即して必要となる人数を需要とした場合」の推計は行っていません。

(ii) これまでの配置の実態に即して必要となる人数を需要とした場合

(単位:人)

種 別	需 要・供 給	H27	H28	H29	H30	H31
保育教諭	需 要 A	499	493	485	475	466
	供 給 B	440	441	440	440	441
	需給の過不足 B-A	▲ 59	▲ 52	▲ 45	▲ 35	▲ 25
保育士	需 要 A	3,786	3,724	3,672	3,601	3,524
	供 給 B	3,600	3,596	3,595	3,593	3,593
	需給の過不足 B-A	▲ 186	▲ 128	▲ 77	▲ 8	69
幼稚園教諭	需 要 A	985	979	965	951	926
	供 給 B	1,449	1,436	1,424	1,411	1,397
	需給の過不足 B-A	464	457	459	460	471

<sup>1</sup> H24 社会福祉施設等調査から、最低基準に、実態に応じて配置されている上乗せした保育士の比率を算出し、この上乗せ比率が今後も続くものとして算出した人数  
(出典：県ホームページ)

平成 31 年 4 月 1 時点の保育士等の人数

雇用形態	人数
正規	3,295
非正規	2,624
計	5,919

(出典：県提出資料)

(イ) 結果又は意見

**【意見】**

安心子育て支援対策事業について、財源となる「安心こども基金」の年度当初残高をそのまま予算額としており、予算額と決算額が大きく乖離している（平成 30 年度予算額：323,800 千円、決算額：175,039 千円。）。実効性のある予実比較を実施して効率化を含めた次のアクションに役立てるためには、効果的な事業実施に見込まれる執行予定額を予算として設定した上での PDCA サイクルの繰り返しが必要である。

安心子育て支援対策事業は、「安心こども基金」を財源とし、待機児童の解消を目指して保育サービス等の充実をはかる事業である。県は、予算額を当該基金の年度当初残高、決算額を実際の執行額として予実比較を実施している。当該基金残高をすべて当年度に執行する予定であるのであれば、当該基金の年度当初残高を予算額として設定することに問題はないが、基金残高をすべて執行する予定がないのであれば、予算額の設定が不適切であると言わざるを得ない。



これに対し、県によると、保育所等整備に対する補助金については、県の安心こども基金と国の保育所等整備交付金があるが、保育所等整備交付金を活用するには、安心こども基金の残高が不足している場合に限られており、安心こども基金の活用を優先する必要がある、このような国の意向を受け、年度途中の案件についても、基金により柔軟に対応し、残高を減らすために、基金残高を予算計上しているとのことである。支出予算には、執行の上限を画するという意義はあるが、支出予算と実績の乖離が大きい場合には、予実比較が意味をなさなくなることから、当年度の執行予定額を適切に見積もって予算額として設定することで、実効性のある予実比較を実施すべきである。

### 【意見】

補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額について、交付先の市町村から県へ返還すべき金額がないか否かの積極的な確認をしていない。市町村が適切に返還事務を実施していないことが有りうることから、県から積極的に市町村に返還すべき金額の有無を確認することが望まれる。

課税事業者は、課税売上高に対する消費税額から、課税仕入れに係る消費税額等を控除した額を消費税として納付することとなっている。また、補助金収入は、消費税法上不課税取引に該当するが、補助事業に掛かった経費を控除対象仕入税額に算入することも出来るため、報告された仕入控除税額は、事業者に対して重複して交付したこととなる。そのため、返還の可否を判断するために、消費税等の計算結果について、事業者から補助金の交付元に報告するよう、要綱で定めている。なお、一部の事業者は重複して交付することがないように、消費税の計算時に重複交付とされないように調整することが義務付けられており、その場合に返還義務は生じない。

安心子育て支援対策事業では、補助金は県から市町村を通じて事業者に交付されることになるため、事業者による消費税等の計算結果の報告は一義的には市町村になされる。そして、仮に返還すべき金額がある場合は、市町村を通じて県に返還されることになるが、県では、市町村から返還の有無に関する連絡が来ないことを理由に、返還すべき金額は発生しないと判断していた。

他の自治体では、事業者からの報告の徴取を失念している事例が多数発生していることから、市町村任せにするのではなく、県から積極的に市町村に確認することが望まれる。

**【指摘4】消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の未提出について**

**<要旨>**

「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金交付要綱」の規定に従い、平成 28 年度分及び平成 29 年度分の仕入控除税額報告書を早急に提出させるとともに、返還額の有無を確認する必要がある。

② 放課後児童支援員研修事業

(ア) 事業目的、内容及び成果

ア 目的

保護者が安心して仕事と子育ての両立ができるための支援として、放課後に児童が安全かつ安心して遊び過ごせる居場所を確保し、健全な育成ができるよう、放課後児童クラブの整備と拡充を図る。また、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員の確保及び必要な理解を深めるための研修（認定研修）を実施するなど資質の向上を図る。

イ 事業内容

放課後児童クラブ関連事業は、放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブ施設整備事業、放課後児童支援員研修事業から成る。

[放課後児童健全育成事業]

放課後児童クラブの運営費に対し補助を行う。

[放課後児童クラブ施設整備事業]

放課後児童クラブの施設整備を行う、又は施設整備に対し補助を行う、市町村に対し補助を行う。

[放課後児童支援員研修事業]

放課後児童クラブに必置となった放課後児童支援員の資格を取得するための研修を実施する。

ウ 成果

放課後児童クラブ関連事業の実績は次のとおりである。クラブ数は堅実に増加しているものの、県内において待機児童が発生していることから、受入体制のさらなる拡充が必要であると言える。待機児童の発生状況については、前項の県の施策にて示したとおりである。

【放課後児童クラブのクラブ数、利用児童数、待機児童数】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
クラブ数	251	260	267
利用児童人数	14,584	15,248	16,056
待機児童人数	81	121	93

(出典：県提出資料)

【放課後児童支援員研修 認定数】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
認定数	225	246	249

(出典：県提出資料)

(イ) 結果又は意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

③ 保育士人材バンク運営事業

(ア) 事業目的、内容及び成果

ア 目的

県が設置した「奈良県保育士人材バンク」において、保育士資格を有しているものの保育士として保育現場において保育に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職を促進し、保育士の確保を容易にすることで待機児童の解消を図る。

イ 事業内容

[保育士の仕事の紹介・あっせん]

- ・ 支援にあたり、求人側と求職側の条件をきめ細かくマッチングを行う。

[就職支援・就職支援研修の実施]

- ・ 離職後にブランクのある方への研修を行う。
- ・ 資格取得後の「潜在保育士」化を防ぐため、新卒者の就職支援を行う。
- ・ 保育士・保育所等の合同就職フェア等のイベントを開催する。

なお、本事業は就職支援として職業紹介事業を含むが、職業紹介事業には一般に有料職業紹介事業と無料職業紹介事業がある。無料職業紹介事業については、職業安定法第 4 条第 2 項において『この法律において「無料の職業紹介」とは、職業紹介に関し、いかなる名義でも、

その手数料又は報酬を受けないで行う職業紹介をいう』とされており、職業紹介の対価として、手数料又は報酬を受け取ることはできない。

ただし、職業紹介事業の業務運営要領（厚生労働省職業安定局）において、地方公共団体が民間事業者へ委託することは認められており、また、委託費が成果に比例するものや委託内容が紹介事業のみでなければ、無料職業紹介事業の認可事業者へ委託することが可能とされている。職業紹介に係る委託料が成果に比例せず定額であれば、職業紹介以外の事業との抱き合わせにより、無料職業紹介事業の認可事業者へ有料で委託できるということである。

#### ウ 成果

保育士人材バンク運営事業の実績は下記のとおりである。子育て支援課によると、奈良こどもすくすく・子育ていきいきプランの策定時は平成27年度から平成31年度までに斡旋人数累計350人を目標としていたが、平成30年3月31日時点では310人であり、堅調であると判断できる。

【保育士人材バンク斡旋人数】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
斡旋人数	71	83	60

(出典：県提出資料)

保育士人材バンクイベント実施回数・参加人数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施回数	2	4	3
参加人数	111	127	84

(出典：県提出資料)

#### (イ) 結果又は意見

##### 【結果】

保育士人材バンク運営事業に関して、事業者が選定時に提出した提案書に事業目標を記載し、四半期ごとに事業効果を測定して時点修正を行うとも記載している。しかし、事業実施後に提出された業務実績報告が当該事業目標を達成しておらず、また、四半期ごとの時点修正も行われていない。事業者が提案書に記載した事項を適切に履行するよう、県として促す必要があるとともに、今後は有料職業紹介事業として照会実績に応じた委託料支払契約への転換を検討されたい。

保育士人材バンク運営事業に関しては、事業者選定にあたり公募型プロポーザル方式を採用しており、応募事業者は提案書に実施目標を記載し、さらに、四半期ごとに事業効果を測定して時点修正を行うとしていた。そして県は、応募事業者の事業実施体制等を評価して選定することになっていた。

しかし、事業終了後に事業者から提出された業務実績報告に関して、提案書記載の事業目標が達成できておらず、また、四半期ごとの時点修正も行われてなかった。県担当者は、随時、当該事業者の業務の進捗状況を確認していたとのことであるが、そうであれば尚更、提案に示された事業目標の進捗状況は早期に把握できたはずであり、提案書に記載されている四半期ごとの時点修正がなされていないことも把握できたはずである。

このように事業者から提案された事業目標が達成されていないにもかかわらず、問題なしとして検収されているのは、無料職業紹介事業者に委託したために職業紹介の実績件数に応じた委託料の設定や事後精算ができないことに起因している。今後は、事業者が提案書に記載した事項を適切に履行するよう、県として適時に促す必要があるとともに、有料職業紹介事業として目標達成度合いに応じた委託契約に転換していくことを検討すべきである。

#### ④ 保育士研修事業

##### (ア) 事業目的、内容及び成果

###### ア 目的

保育の質の向上のため、保育士を対象として計画的に研修を実施する。また、キャリア認定制度により、保育士のキャリアデザインを支援し、モチベーションを向上させることにより保育士の定着を図る。

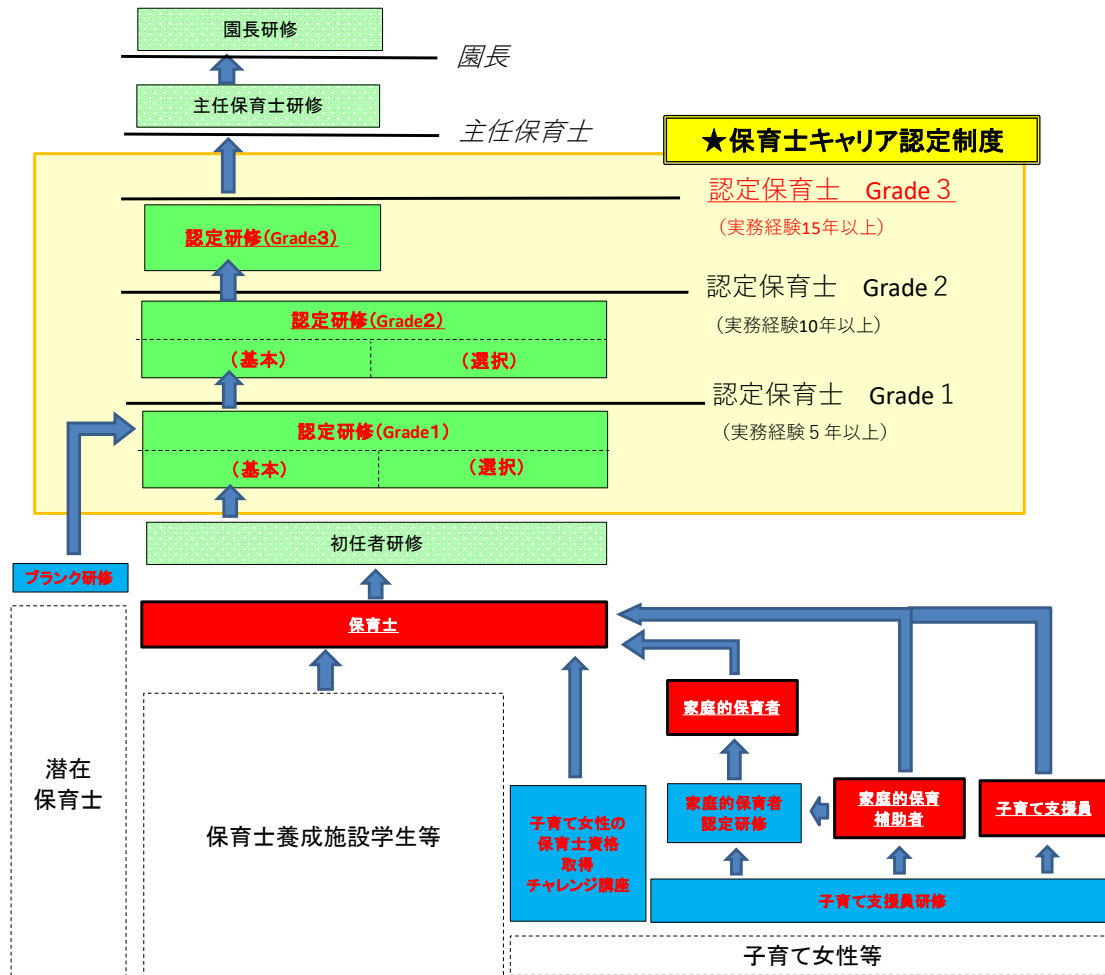
###### イ 事業内容

- ・ 保育士のキャリア認定制度に沿った体系的な研修の実施
- ・ 保育士研修を受講する者の代替職員の雇上経費の補助

※当該事業で交付している認定保育士研修事業補助金は、保育士の定着促進のため、保育士キャリア認定制度の一環である認定保育士研修事業に係る研修受講経費について交付される補助金である。当該補助の対象となる経費は代替職員雇上経費であり、民営保育所に勤務する保育士であって、県が実施する認定保育士研修（Grade3）を受講する者の代替職員（保育士に限る。）の雇上げに要する経費である。

## 奈良県における保育士のキャリアパス

■ 多様な担い手による子育て人材の確保に向けた研修体系と認定制度(イメージ)



(出典：県ホームページ)

### ウ 成果

保育士研修事業については、事前に事業目標となる行動指標が設定されていないが、認定保育士の認定要件、認定基本研修の分野、研修実施計画が定められ、県ホームページにて公開されている。毎年、体系的な研修プログラムに沿ってスケジュールどおりに開催されている。

#### (イ) 結果又は意見

##### 【意見】

認定保育士研修事業補助金について、平成30年度は交付実績がない。事業者が交付申請を実施しない要因をより詳細に分析する必要がある。そして、当該要因が補助要件や申請・実績報告手続等に原因があるのであれば、補助金を使用しやすいように要件や手続を変更すべきである。しかし、そ

もそも当該補助金に対する需要がないのであれば、当該補助金の廃止を検討すべきである。

研修受講経費補助金は、保育士が研修を受講する際に代替職員を雇用するための経費を助成する補助金であるが、平成30年度は交付実績がない。また、本補助金交付開始年度からの予実比較は下表のとおりであり、いずれの年度でも決算額が予算額を大幅に下回っており、施策の実効性に欠ける。

#### 【研修受講経費補助金】

単位：千円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算	1,770	1,770	893	239
決算	295	171	206	0
乖離	1,475	1,599	687	239

(出典：県提出資料)

県では、事業者が積極的に交付申請を実施しない要因として、以下の2点があると分析している。

- ・代替職員を雇用する度に交付申請及び実績報告の提出が求められる一方、補助される経費が少額であること。
- ・外部の保育士を一時的に雇用しなくとも、勤務シフト外の所属保育士を補填すれば事足りる場合が多いこと。

ただ、上述の分析は県担当者の主観であり、事業者からのアンケート結果や事業者へのヒアリング等による分析結果ではない。

県は、予算を減少させてはいるが、予実の乖離の要因分析については積極的に行っていない。少なくとも、過去に補助金の交付実績のある事業者に対して、交付申請を実施しなくなった理由を確認する必要がある。その分析の結果、要綱や手続を変更すれば申請が増えことが見込まれるのであれば、事業者が利用しやすいように制度の変更を検討すべきであるし、もそも当該補助金の需要がないのであれば、当該補助金を廃止し、他の必要な事業に予算を振り向けるべきである。

## 5 少子化対策—安心子育ての地域づくり

### (1) 現状認識

保育・放課後児童対策の現状認識として前述したとおり、共働き世帯の増加に伴い子育て支援に関するサービスへのニーズが高まっている。一方で、子育てへの不安・負担が少なからずあり、結婚・出産を機に退職するケースも多い上に、その後の再就職が進まず、女性の就業率低下の要因となっている。

まずは子育て支援サービスを充実させ、子育てへの負担を軽減し不安を解消することが女性の就業率向上につながると考えられる。幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブだけではサービスが充実しているとは言えず、特に待機児童の発生は地域間格差が顕著である。そこで、地域でのさらなる子育て支援サービスの拡充を図るとともに、地域ごとに異なるニーズを充たせるよう広域的な観点から市町村連携が促進されることが期待される。

### (2) 国の施策

少子化や子育て家庭の孤立化、待機児童などが社会的な課題となり、国や地域による支援環境の整備が求められる中で、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、これに基づく子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から施行された。

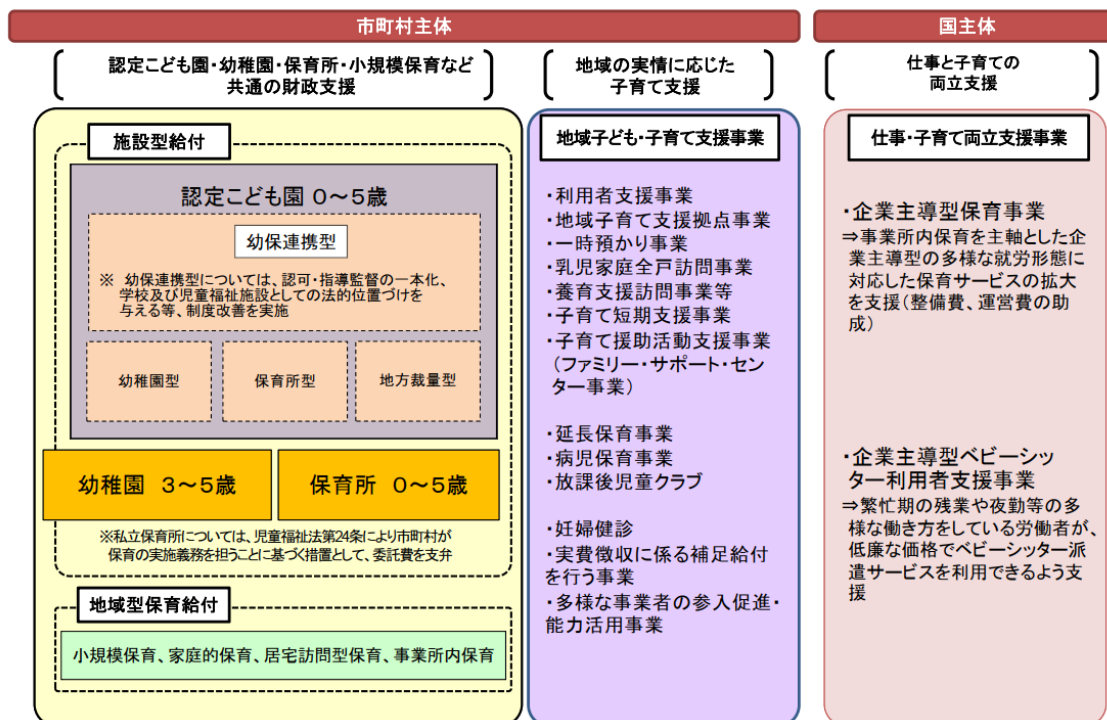
子ども・子育て支援新制度の主なポイントとして次の3点があげられている。

- ① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付としての「施設型給付」を創設して財政支援を一本化するとともに、「地域型保育給付」を創設して都市部での待機児童の解消と人口減少地域での子育て機能の維持・確保を目指す。
- ② 認定こども園制度の改善
- ③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

これらのうち③について、実施主体である市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、次の表中「地域子ども・子育て支援事業」の13事業を実施する。



## 子ども・子育て支援新制度の概要



(出典：内閣府ホームページ)

県は市町村の子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、幼児期の学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業が適切に実施されるように支援している。地域の子育て支援の推進は、子ども・子育て支援法第 62 条の規定に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」に位置づけられている。

なお、当該新制度においては、次の 13 の事業が地域子ども・子育て支援事業として位置づけられており、事業を実施する市町村に対し、補助金交付等を行う。

地域子ども・子育て支援事業（下記の 13 事業）

① 利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
② 延長保育事業 (時間外保育事業)	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
⑤ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
⑥ 子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）、及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））
⑦ 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
⑧-1 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
⑧-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）	要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業
⑨ 地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
⑩ 一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
⑪ 病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業
⑫ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
⑬ 妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、及び保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

（出典：県ホームページ）

### (3) 県の施策

県は、市町村が策定した子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、市町村による事業が適切に実施されるように支援する。また、市町村の区域を超えた広域的な調整を行うことも期待されている。

県は、女性活躍推進・少子化対策の展開について3つの政策「女性活躍推進」「少子化対策」「子ども・女性への支援」とそれぞれについての「目指す方向」を打ち出している。ここでは、「少子化対策」として掲げられる3本柱の一つである保育・放課後児童対策を取り上げ、県が目指す、地域において多様な子育て支援サービスを利用することができる環境整備、地域の企業・店舗・大学等による子育て応援活動の促進について見ることにする。

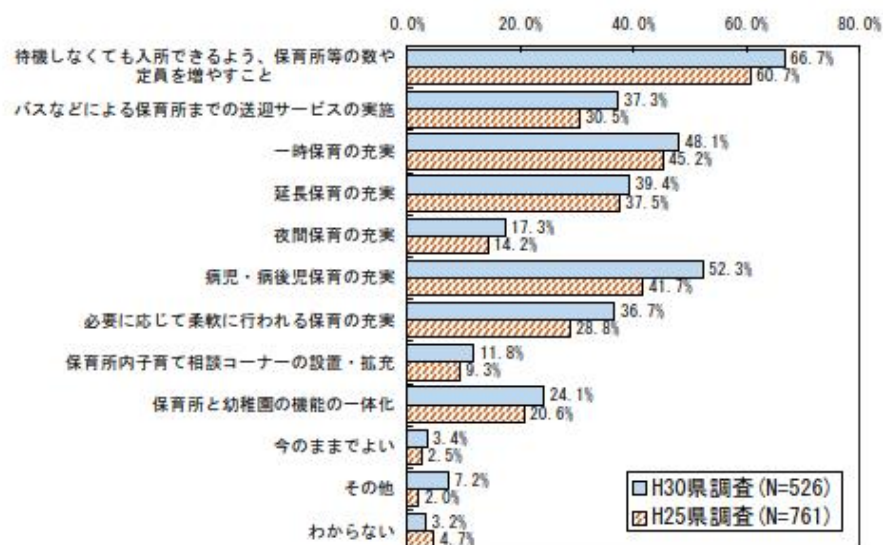
なお、県は、平成25年及び平成30年に「奈良県結婚・子育て実態調査」を行っている。当該調査は結婚・子育て全般について、50歳未満の男女を対象にアンケート形式で実施されたが、子育て支援策の項目もあり、保育サービスで望むこともアンケート項目に含まれている。

問 29 あなたは、保育所等のサービスに対し、どのようなことを望みますか。(〇はあてはまるものすべて)

保育サービスで望むことをみると、「待機しなくても入所できるよう、保育所等の数や定員を増やすこと」が66.7%で最も多く、次いで「病児・病後児保育（風邪などの病児又は病後児を預かること）の充実」(52.3%)、「一時保育（緊急時など、一時的に利用すること）の充実」(48.1%)となっている。

前回調査に比べて、すべての選択肢の割合が上昇しており、とくに「病児・病後児保育（風邪などの病児又は病後児を預かること）の充実」で10.6ポイント、「必要に応じて柔軟に行われる保育（週2～3日程度又は午前か午後のみ）の充実」で7.9ポイントと、上昇の幅が他の選択肢に比べて大きくなっている。

図表 保育サービスで望むこと（複数回答）



※平成30年県調査は6歳未満の子どもがいる夫婦。平成25年県調査は6歳未満の子どもがいる夫婦の妻

※他にH25にのみ存在する選択肢として、「休日保育の充実」、「0歳児保育の充実」がある。

(出典：奈良県結婚・子育て実態調査 報告書)

(4) 実施事業

事業については多岐にわたり、多数実施されている。「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン」の計画時に、地域の子育て支援における量の見込み（需要）及び確保の内容（供給）について検討されていた事業（下表）のうち、主な事業を抽出して平成30年度歳出額を示すとともに、詳細な実施内容を後述する。

地域の子育て支援における量の見込み(需要)及び確保の内容(供給)

事業名	需要・供給	単位	H27	H28	H29	H30	H31
(a)利用者支援事業	量の見込み(需要)	箇所	25	25	27	28	28
	確保の内容(供給)	箇所	19	20	24	27	28
(b)延長保育事業	量の見込み(需要)	人	7,153	7,199	7,215	7,230	7,219
	確保の内容(供給)	人	8,027	8,093	8,123	8,155	8,174
(c)実費徴収に係る補足給付を行う事業	事業実施市町村	市町村数	3	6	6	6	6
(d)多様な主体の参入促進事業	事業実施市町村	市町村数	0	0	0	0	0
(e)放課後児童クラブ	量の見込み(需要)	人	13,395	13,419	13,381	13,345	13,273
	確保の内容(供給)	人	13,333	13,867	14,080	14,141	14,202
(f)子育て短期支援事業(ショートステイ)	量の見込み(需要)	人日	2,168	2,173	2,179	2,181	2,177
	確保の内容(供給)	人日	2,510	2,520	2,529	2,535	2,536
(g)乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み(需要)	人	9,834	9,654	9,480	9,311	9,123
	事業実施市町村	市町村数	38	38	38	38	38
(h)養育支援訪問事業	量の見込み(需要)	人	1,334	1,395	1,487	1,532	1,580
	事業実施市町村	市町村数	33	33	33	33	33
(i)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	事業実施市町村	市町村数	12	13	13	13	13
(j)地域子育て支援拠点事業	量の見込み(需要)	人回	369,963	378,208	388,531	398,560	408,470
	確保の内容(供給)	箇所	119	121	122	125	126
(k)一時預かり事業(幼稚園在園児)	量の見込み(需要)	人日	367,134	363,876	358,468	351,894	342,397
	1号認定による利用	人日	140,430	138,786	136,634	134,304	131,268
	2号認定による利用	人日	226,704	225,090	221,834	217,590	211,129
	確保の内容(供給)	人日	379,886	387,841	383,289	379,975	374,674
(l)一時預かり事業(幼稚園在園児以外)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)、ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応強化事業以外)	量の見込み(需要)	人日	157,148	155,045	153,377	151,545	149,740
	確保の内容(供給)	人日	142,360	147,548	159,770	158,922	157,806
	一時預かり事業(幼稚園在園児以外)	人日	132,796	137,988	150,165	149,322	148,223
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	人日	474	494	494	494	494
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業以外)	人日	9,090	9,066	9,111	9,106	9,089

(出典：奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン)

事業名	需要・供給	単位	H27	H28	H29	H30	H31
(m)病児保育事業、 ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業)	量の見込み(需要)	人日	15,928	15,800	15,722	15,666	16,170
	確保の内容(供給)	人日	17,645	18,141	18,144	18,378	18,297
	病児保育事業	人日	16,145	16,641	16,644	16,878	16,797
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	人日	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
(n)ファミリー・サポート・センター 事業(就学児のみ)	量の見込み(需要)	人日	13,046	12,675	12,263	11,994	11,979
	確保の内容(供給)	人日	8,851	13,219	13,283	13,266	13,304
(o)妊婦健康診査	量の見込み(需要)	人回	138,515	135,581	133,171	130,927	128,506

(出典：奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン)

(単位：千円)

事業名	所管課	平成30年度 歳出額
一時預かり事業	福祉医療部 こと	96,955
延長保育事業	も・女性局 子育て	47,588
病児・病後児保育事業	て支援課	64,101
子育て支援員研修事業		2,909
企業主導型保育利用者負担軽減事業		14,176

#### (5) 結果又は意見

##### 【意見】

県は平成25年及び平成30年に「奈良県結婚・子育て実態調査」を実施したが、県の現状を踏まえた効果的な施策を実施するためには、調査対象者の拡大などを検討することが望ましい。

県は、県の現状を踏まえた施策を実施するために、平成25年及び平成30年に「奈良県結婚・子育て実態調査」を実施した。当該調査は50歳未満の男女を対象に実施しているが、子育て時に共働きであった50歳以上の県民を調査対象に加えることも有用であると考えられる。なぜなら、現在よりも共働き女性の就業環境が整っていなかった時代に共働きでの子育てを経験した県民の意見を聞くことで、女性が出産後も就業し続けるのに必要な条件や支援が把握でき、効果的な子育て支援サービスの計画や実施が可能になると考えられるからである。

(6) 各実施事業

① 一時預かり事業

(ア) 事業目的、内容及び成果

ア 目的

保育所等において児童を一時的に預かることにより、安心して子育てができる環境を整備する。

イ 事業内容

市町村を通じて、一時預かりを実施する保育所等に対し、運営費、開設準備経費の補助を行う。

ウ 成果

平成 28 年度から平成 30 年度に一時預かり事業を行った拠点数の推移を下記に示す。

事業名	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
一時預かり事業	拠点数	131	164	166

(出典：県提出資料)

(イ) 結果又は意見

③病児・病後児保育事業にて、まとめて意見を記載する。

② 延長保育事業

(ア) 事業目的、内容及び成果

ア 目的

通常の利用日・利用時間以外の日及び時間において保育を実施することで、就労形態の多様化に対応する。

イ 事業内容

市町村を通じて、延長保育を実施する施設に対し、保育人数、延長時間、保育形態に応じて補助を行う。

ウ 成果

平成 28 年度から平成 30 年度に延長保育事業を行った拠点数の推移を下記に示す。

事業名	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延長保育事業	拠点数	132	136	148

(出典：県提出資料)

(イ) 結果又は意見

③病児・病後児保育事業にて、まとめて意見を記載する。

③ 病児・病後児保育事業

(ア) 事業目的、内容及び成果

ア 目的

病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育する等により、安心して子育てができる環境の整備を行う。

イ 事業内容

市町村を通じて、病児・病後児保育を実施する施設に補助を行う。

ウ 成果

平成 28 年度から平成 30 年度に病児保育事業を行った拠点数の推移を下記に示す。

事業名	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
病児保育事業	拠点数	35	37	40

(出典：県提出資料)

(イ) 結果又は意見

**【意見】**

一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業については、保育所等に直接補助金を交付している各市町村が実施した需要予測に基づいて、県から各市町村に交付すべき金額を見積り、総額を予算額として設定しているが、各市町村間で需要予測に対する交付実績の比率にばらつきが生じている可能性がある。差異が生じた要因を分析し、当該比率の低い市町村に対しては、県から積極的に指導することが望まれる。

一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業については、市町村が各事業を実施する保育所等に対して補助金を交付している。県から市町村に対して補助金の交付を行っており、その負担割合は3分の1である。そして、県は各市町村が実施した需要予測に基づき県から各市町村に交付すべき金額を合算し、予算額として設定している。

平成 30 年度の各事業の執行率は、一時預かり事業が 88%、延長保育事業が 63%、病児保育事業が 71%といずれも 100%を下回っている。これは、需要予測に対する交付実績の比率が低い市町村があったことによるもので、各市町村間でばらつきが生じている可能性がある。



各市町村の当該比率について分析し、もしばらつきが生じている場合には、当該比率の低い市町村に対しては比率の高い市町村の取組や情報を提供するなどし、県として積極的に指導していくことが求められる。

なお、平成30年に行った「奈良県結婚・子育て実態調査」の自由記述意見において、『子育て支援制度の周知を図ってほしい、子育てに関する情報がほしい』といった意見が多かった（子育て支援制度に関する回答件数73件中14件）ことから、市町村で各事業の周知方法に差が出ている可能性もあり、分析してみる価値があるといえる。

#### 【延長保育事業】

単位：千円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算	52,465	68,882	74,780	75,861
決算	50,248	50,380	47,914	47,588
乖離	2,217	18,502	26,866	28,273

(出典：県提出資料)

#### 【病児保育事業】

単位：千円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算	53,528	62,099	62,836	90,887
決算	53,926	57,583	63,602	64,101
乖離	-398	4,516	-766	26,786

(出典：県提出資料)

#### ④ 子育て支援員研修事業

##### (ア) 事業目的、内容及び成果

###### ア 目的

育児経験や職業経験など多様な経験を有し、地域において子育て支援の仕事に関心を持つ者を対象に、子育て支援分野に関して必要となる知識や技能を習得させ、子育て支援の担い手となる子育て支援員の資質の確保を図る。

###### イ 事業内容

子育て支援員研修を実施する。



ウ 成果

【子育て支援員研修 実施内容・認定数】

単位：人

分類	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
基本研修	106	95	77
地域保育コース	60	66	51
地域型保育	39	54	41
一時預かり事業	12	-	-
ファミリーサポートセンター事業	9	12	10
地域子育て支援コース	51	52	51
利用者支援事業基本型	12	7	-
利用者支援事業特定型	10	-	25
地域子育て支援拠点事業	29	45	26
放課後児童コース	42	21	26
社会的養護コース	20	21	22

(出典：県提出資料)

(イ) 結果又は意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

⑤ 企業主導型保育利用者負担軽減事業

(ア) 事業目的、内容及び成果

ア 目的

企業主導型保育事業は、保育の受け皿拡大を図るとともに、県内女性の就労を育成し、併せて企業誘致を図ることを目的とする。

イ 事業内容

企業主導型保育事業を実施する事業者に対し、利用者負担額の軽減に要する費用について、補助金を交付する事業である。

ウ 成果

企業主導型保育利用者負担軽減事業は平成 29 年度から始めた県独自の事業であり、県として定量的な指標は定められておらず、実績も把握されていない。

(イ) 結果又は意見

**【意見】**

企業主導型保育利用者負担軽減事業について、達成すべき目標指標が設定されておらず、実績も把握されていないため、事業の事後検証ができていない。県の重要目標に照らして当該事業の目標指標を設定し、実績を把握することで、PDCA サイクルを通じた事業の改善を目指すことが求められる。

企業主導型保育利用者負担軽減事業について、達成すべき目標指標が設定されていない。そのため、当該事業の事後検証を実績に基づいて行うことも出来ておらず、事業成果の検証ができていない。例えば、企業主導型保育利用者負担軽減事業の実施企業数や利用者数を目標指標とするなど、県の掲げる重要目標に照らして当該事業で達成すべき目標指標を設定することで、PDCA サイクルを通じた事業の改善を目指すことが求められる。

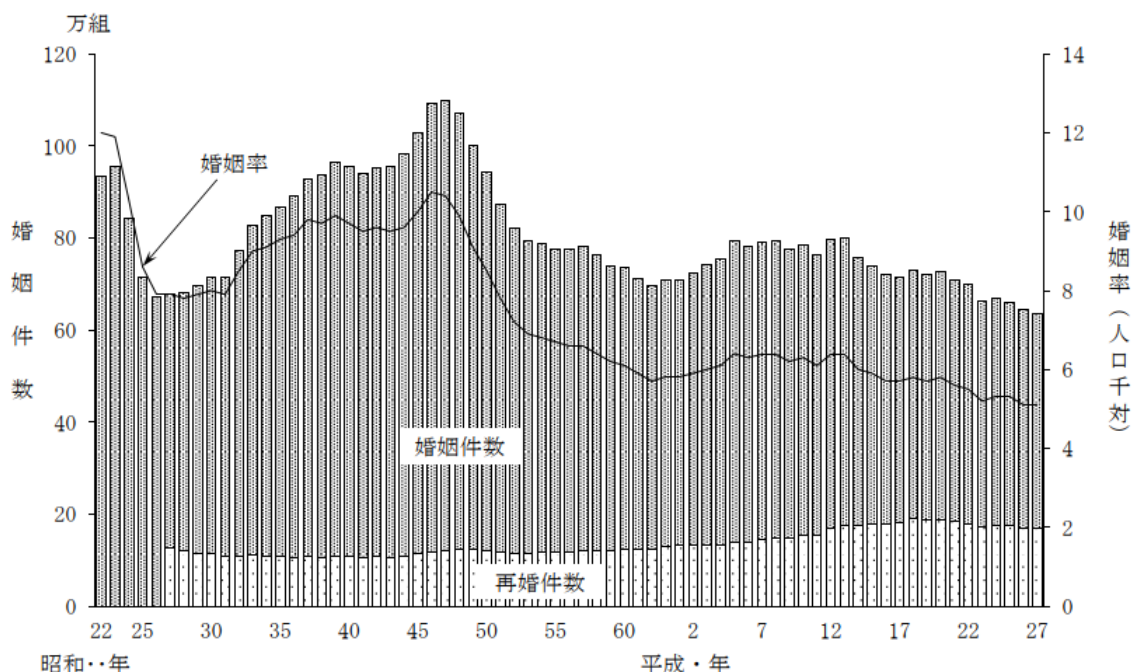
## 6 少子化対策—結婚を応援する地域・職場づくり

### (1) 我が国における現状認識

厚生労働省が発表している平成 28 年度「婚姻に関する統計」によると、婚姻件数及び婚姻率は、以下の表のとおり、昭和 45 年頃から昭和 47 年にかけての第 2 次結婚ブームをピークとして、それ以降減少、平成 6 年以降においては増減を繰り返し、平成 21 年以降おおむね減少傾向となっている。また、同省が発表している平成 30 年（2018）人口動態統計月報年計（概数）によると、全国の婚姻件数が 586,438 組、婚姻率（人口千対）が 4.7 であるのに対して、県は、婚姻件数が 5,232 組、婚姻率（人口千対）が 3.9 となっている。

#### 【婚姻件数及び婚姻率（人口千対）の年次推移（全国）】

図 1 婚姻件数及び婚姻率（人口千対）の年次推移 —昭和 22～平成 27 年—

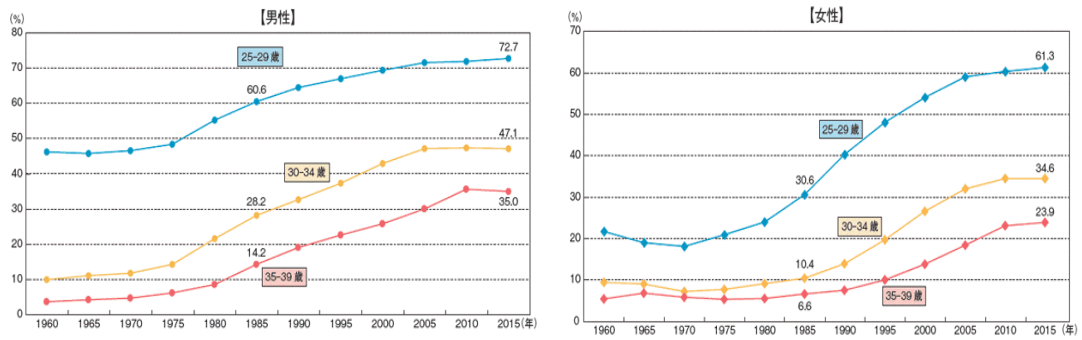


（出典：厚生労働省 平成 28 年度「婚姻に関する統計」）

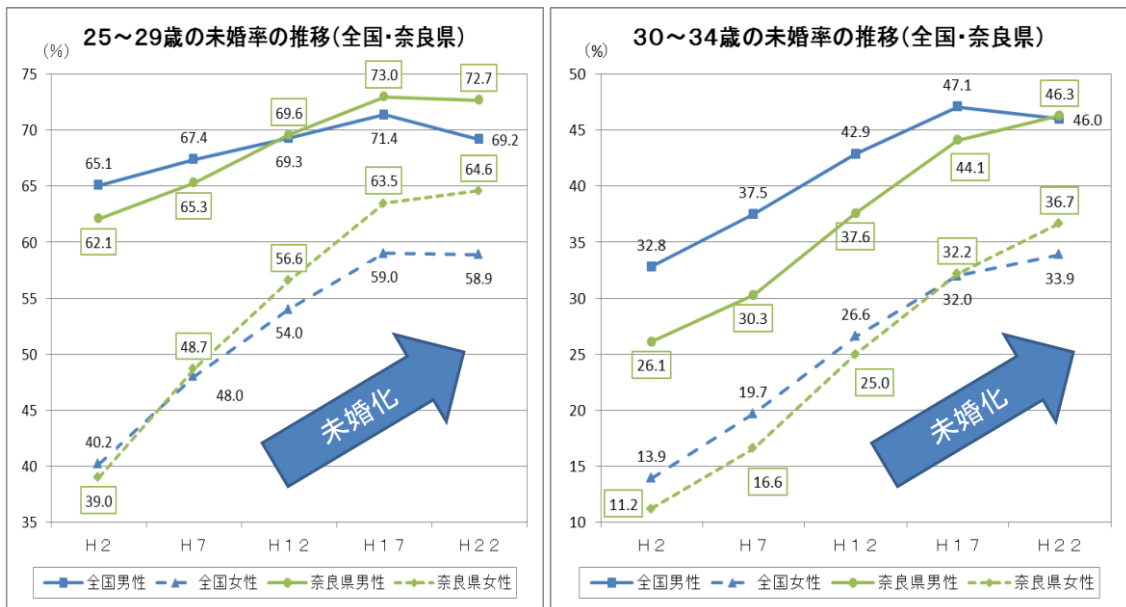
また、総務省が発表している平成 27 年国勢調査によると、全国の年齢別（5 歳階級別）未婚率は、例えば女性の 25 歳～39 歳の未婚率においては平成 22 年調査時から概ね横ばいとなっているものの、長期的にみると上昇傾向が続いている。厚生労働省が発表している人口動態調査の平均初婚年齢も全国的に上昇傾向が続いている。県においても同様の傾向がみられ、特に 25 歳～29 歳の未婚率が男女ともに全国より高い。

県では、全国と同程度かそれ以上に未婚化・晩婚化が進行しているものと考えられる。

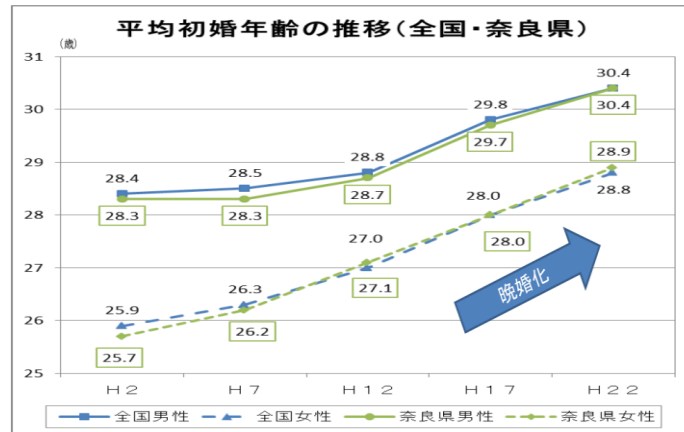
【全国の年齢別（25歳から39歳まで、5歳階級別）未婚率の推移】



【25歳から29歳の未婚率の推移比較（全国・奈良県）（左）、30歳から34歳の未婚率の推移比較（全国・奈良県）（右）】



【平均初婚者年齢の推移比較（全国・奈良県）】



出典：人口動態調査

(出典：県人口ビジョン)

一方、国立社会保障・人口問題研究所が発表している「2015年社会保障・人口問題基本調査<結婚と出産に関する全国調査>」によると、次の表のとおり、平成27年6月1日時点で「いずれは結婚しよう」と考える未婚者の割合は男女ともに80%超と高い水準にある。しかし、主に「結婚資金」や「結婚のための住居」といった結婚への障害があることや、結婚意思のある未婚者の独身でいる理由として、若い年齢層（18～24歳）では「（結婚するには）まだ若すぎる」、「まだ必要性を感じない」「仕事（学業）にうちこみたい」、25～34歳の年齢層では、「適当な相手にまだめぐり会わない」が多く挙げられており、これらの独身にとどまる理由により、未婚化・晩婚化が進展していることが伺われる。

また、結婚する意思のある未婚者が結婚相手に求める条件としては、男女とも「①人柄」を考慮・重視する人が最も多いが、「⑥家事・育児の能力」、「⑦自分の仕事への理解」も大多数の未婚者が考慮・重視している。

その他、「④容姿」、「⑧共通の趣味の有無」は男女ともに考慮・重視する割合が高いことに加え、女性では「②経済力」、「③職業」を考慮・重視する割合がこれらよりも高い。しかし、近年では、男性でも「経済力」、「職業」を考慮・重視する割合が増加している。

## 【未婚者の生涯の結婚意思（全国調査別推移）】

図表 I -1-1 調査別に見た、未婚者の生涯の結婚意思

生涯の結婚意思		第9回調査 (1987年)	第10回 (1992年)	第11回 (1997年)	第12回 (2002年)	第13回 (2005年)	第14回 (2010年)	第15回 (2015年)
【男性】	いずれ結婚するつもり	91.8 %	90.0	85.9	87.0	87.0	86.3	85.7
	一生結婚するつもりはない	4.5	4.9	6.3	5.4	7.1	9.4	12.0
	不詳	3.7	5.1	7.8	7.7	5.9	4.3	2.3
	総数（18～34歳） （客体数）	100.0 (3,299)	100.0 (4,215)	100.0 (3,982)	100.0 (3,897)	100.0 (3,139)	100.0 (3,667)	100.0 (2,705)
【女性】	いずれ結婚するつもり	92.9 %	90.2	89.1	88.3	90.0	89.4	89.3
	一生結婚するつもりはない	4.6	5.2	4.9	5.0	5.6	6.8	8.0
	不詳	2.5	4.6	6.0	6.7	4.3	3.8	2.7
	総数（18～34歳） （客体数）	100.0 (2,605)	100.0 (3,647)	100.0 (3,612)	100.0 (3,494)	100.0 (3,064)	100.0 (3,406)	100.0 (2,570)

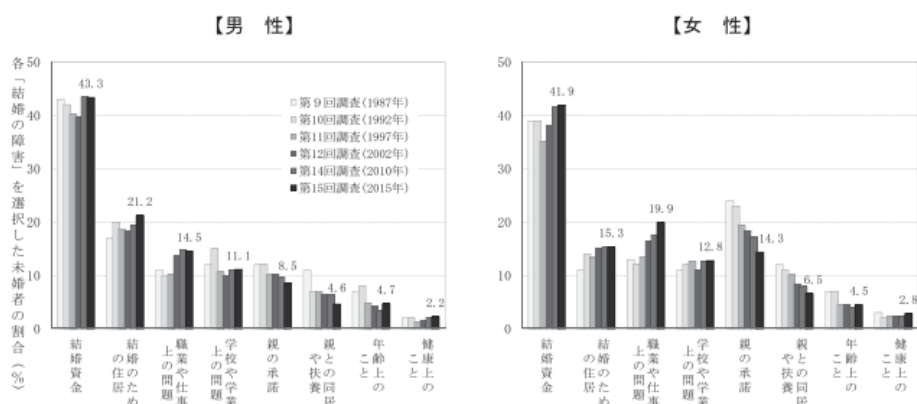
注：対象は18～34歳の未婚者。

設問「自分の一生を通じて考えた場合、あなたの結婚に対するお考えは、次のうちのどちらですか。」(1. いずれ結婚するつもり、2. 一生結婚するつもりはない)。

(出典：国立社会保障・人口問題研究所「2015年社会保障・人口問題基本調査」)

## 【結婚の障害の内容（全国調査別推移）】

図表 I -1-10 調査別に見た、結婚の障害の内容

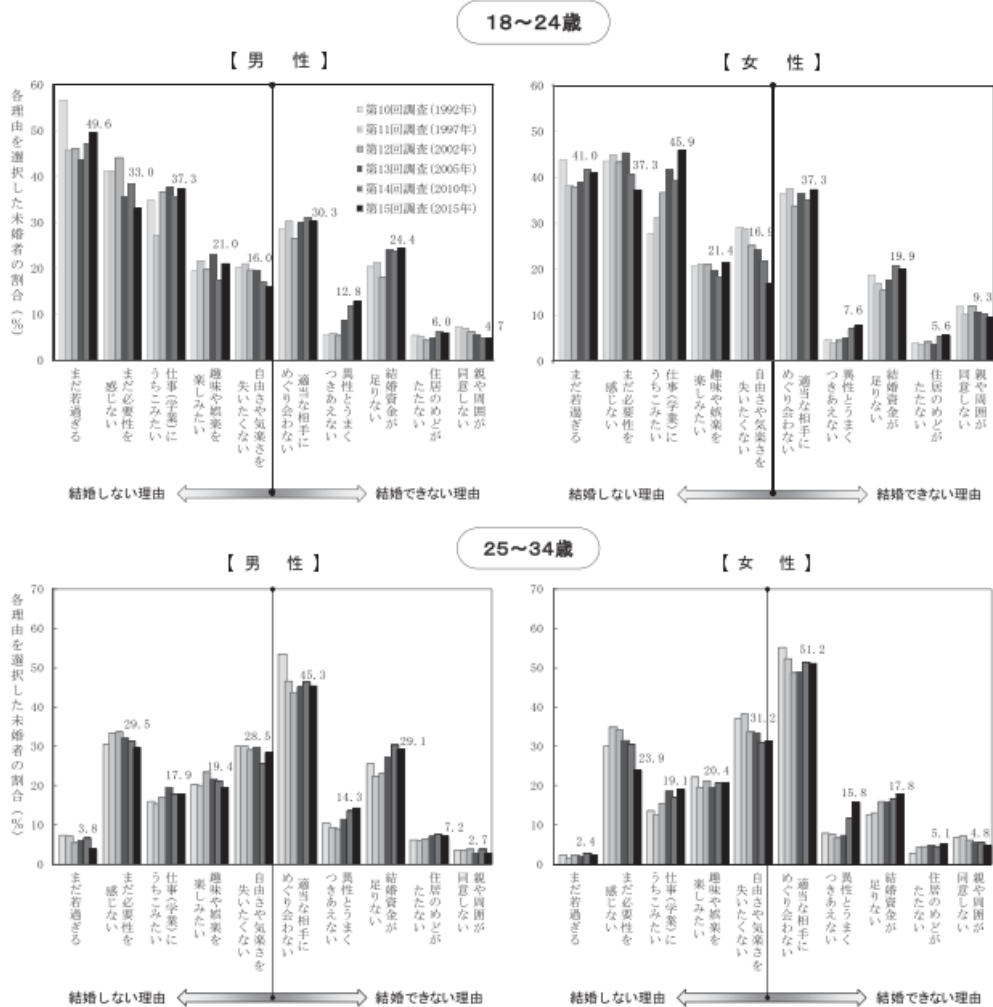


注：18～34歳未婚者のうち何%の人が各項目を結婚の主要な障害（二つまで選択）と考えているかを示す。グラフ上の数値は第15回調査の結果。

(出典：国立社会保障・人口問題研究所「2015年社会保障・人口問題基本調査」)

【各独身にとどまっている理由（全国調査別・年齢別・男女別推移）】

図表 I-1-11 調査・年齢別にみた、各「独身にとどまっている理由」の選択割合



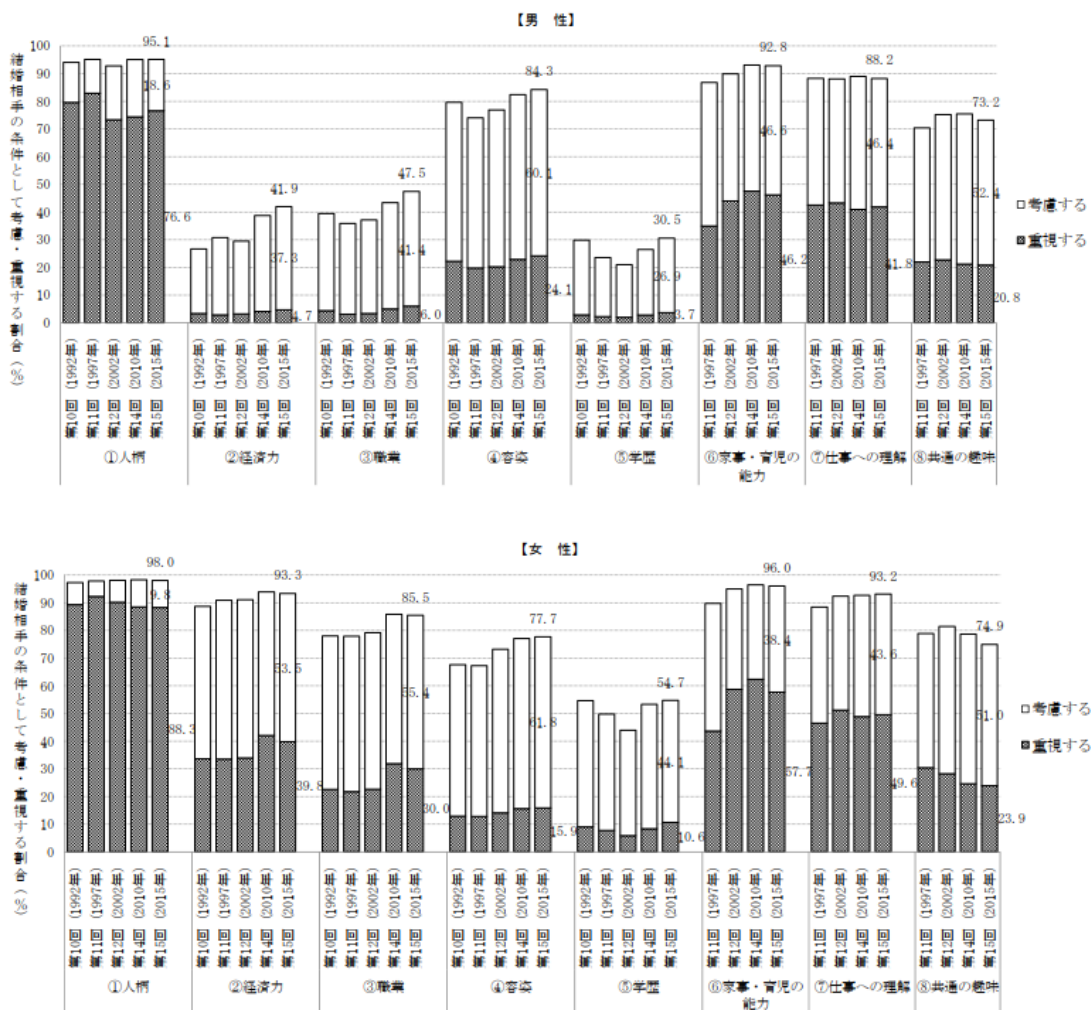
注：対象は18～34歳の未婚者。何%の人が各項目を独身にとどまっている理由（3つまで選択）として挙げているかを示す。グラフ上の数値は第15回調査のもの。  
 設問「あなたが現在独身でいる理由は、次の中から選ぶとすればどれですか。ご自分に最もあてはまると思われる理由を最高3つまで選んで、右の回答欄に番号を記入してください（すでに結婚が決まっている方は、「最大の理由」の欄に12を記入してください。）」

（出典：国立社会保障・人口問題研究所「2015年社会保障・人口問題基本調査」）



【結婚相手の条件として考慮・重視する割合（全国調査別・男女別推移）】

図表 I-3-4 調査別に見た、結婚相手の条件として考慮・重視する割合の推移



注：対象は「いずれ結婚するつもり」と回答した18～34歳未婚者。  
 設問「あなたは結婚相手を決めるとき、次の①～⑧の項目について、どの程度重視しますか。それぞれあてはまる番号に○をつけてください。」  
 (1.重視する、2.考慮する、3.あまり関係ない)。

(出典：国立社会保障・人口問題研究所「2015年社会保障・人口問題基本調査」)

(2) 県の現状認識

県においては、奈良県結婚・子育て実態調査報告書（概要版）（平成31年3月発表）によると、次の図のとおり、いずれ結婚するつもりとするの回答割合は、男性・女性ともに増加しており（男性：平成25年度67.1%、平成30年度79.7% 女性：平成25年度72.9%、平成30年度67.2%）、全国比とも概ね近似している状況である。一方で、独身でいる理由の1位は男女とも「適当な相手にまだめぐり会わないから」であった。

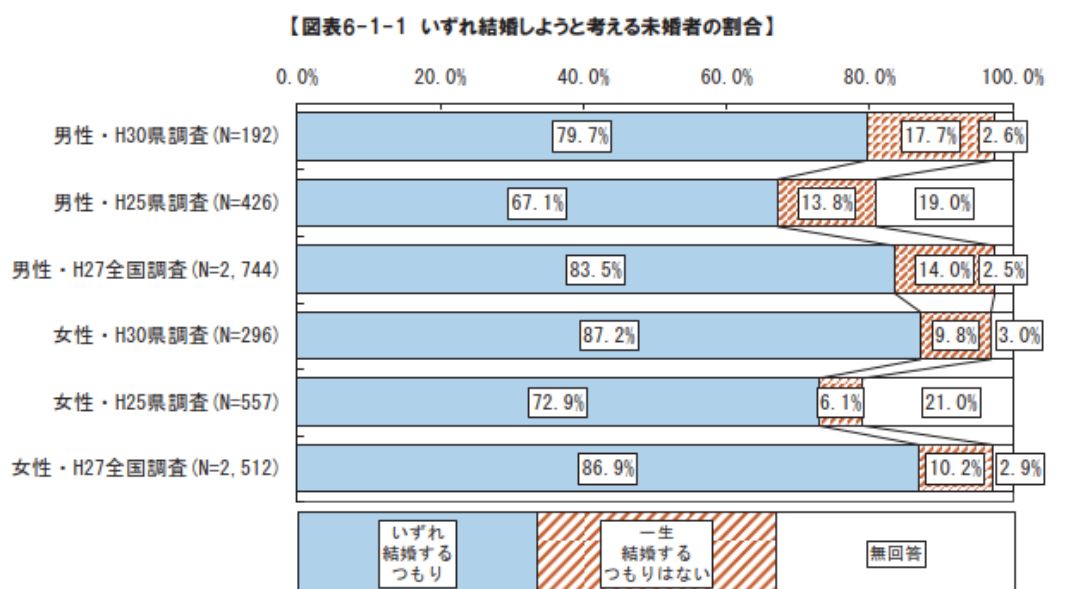
さらに、独身者が結婚相手を決める際に重視することとして、①「相手の経済力」、②「相手の性格」、③「自分の仕事や生き方に対する理解と協力」、④「家事育児に対する能力や姿勢」、⑤「価値観が合う事」の5項目について



質問を行っており、特に②「相手の性格」、⑤「価値観が合う事」については、県の男女ともに7割を超えており、結婚相手に求める重要な前提指標となっている。

なお、全国と比較すると、①「相手の経済力」を女性が重視するとの回答割合（奈良県：男性9.0%、女性50.4%、全国：男性4.7%、女性39.8%）と、③「自分の仕事や生き方に対する理解と協力」を男女が重視するとの回答割合（奈良県：男性68.8%、女性65.1%、全国：男性41.8%、女性49.6%）が高くなっており、④「家事育児に対する能力や姿勢」を女性が重視するとの回答割合が低くなっている。

### 【いずれは結婚しようとする未婚者の割合】

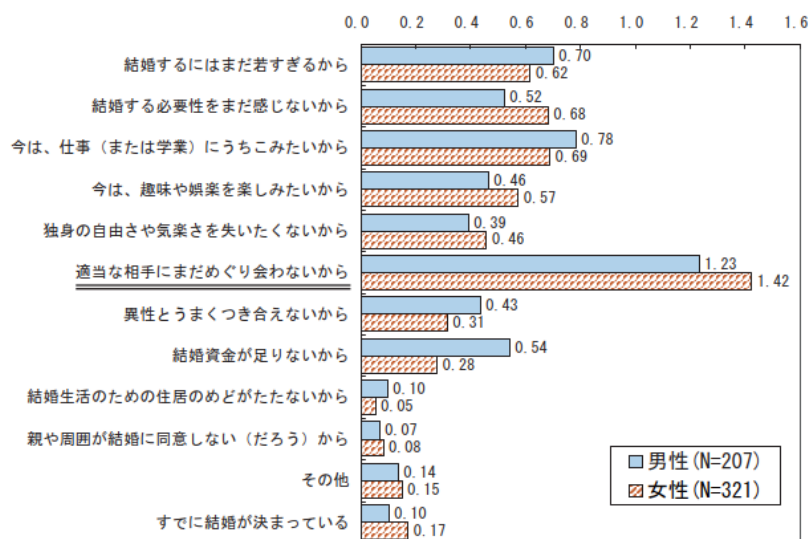


※20～39歳の結婚経験のない未婚者

(出典：奈良県結婚・子育て実態調査報告書)

## 【独身者の結婚意欲（奈良県調査別推移）】

【図表6-4-1 現在独身している理由】(あてはまる理由を3つ選択)

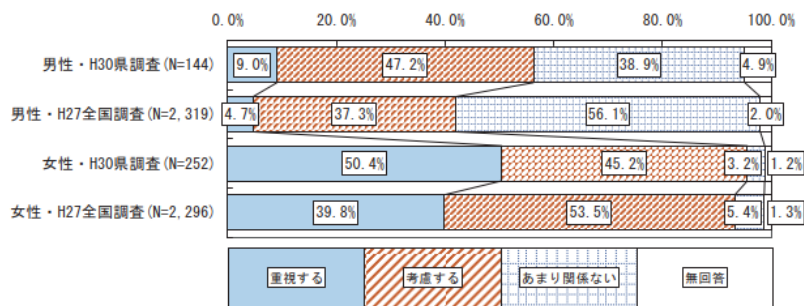


※結婚の意思があり、結婚経験のない方について、最大の理由=3点、第二の理由=2点、第三の理由=1点として合計し、対象の母数で割った値を得点とした。

(出典：奈良県結婚・子育て実態調査報告書)

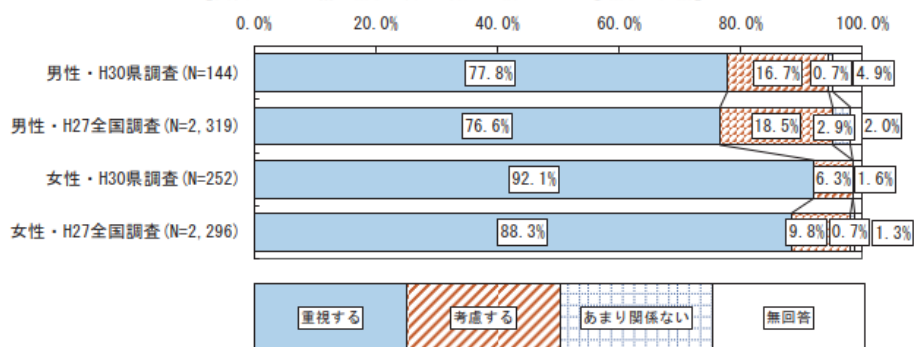
## 【結婚相手を決める際に重視すること（5項目回答）】

【図表6-7-1 結婚相手を決める際に重視すること ①相手の経済力】



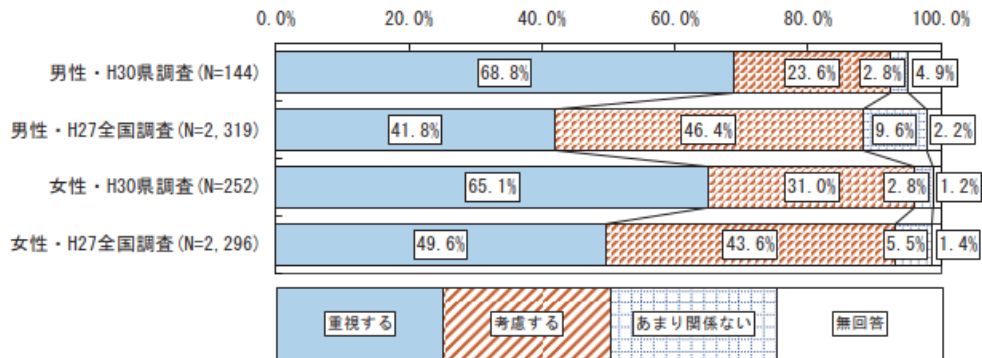
※いずれ結婚するつもり18～34歳の未婚者

【図表6-7-2 結婚相手を決める際に重視すること ②相手の性格】



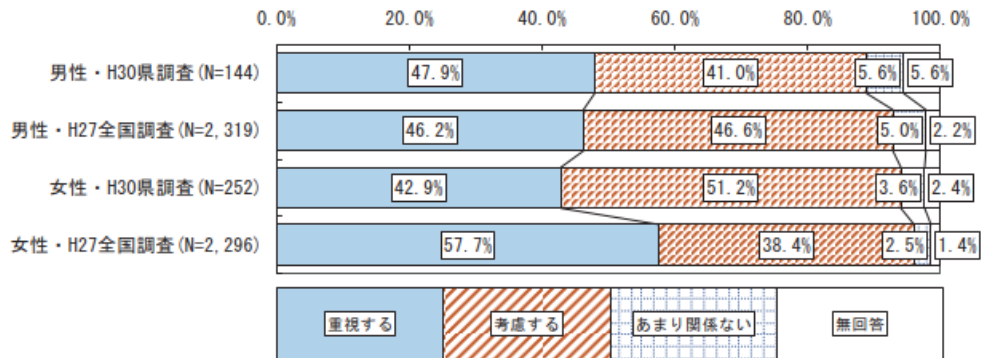
※いずれ結婚するつもり18～34歳の未婚者

【図表6-7-3 結婚相手を決める際に重視すること ③自分の仕事や生き方に対する理解と協力】



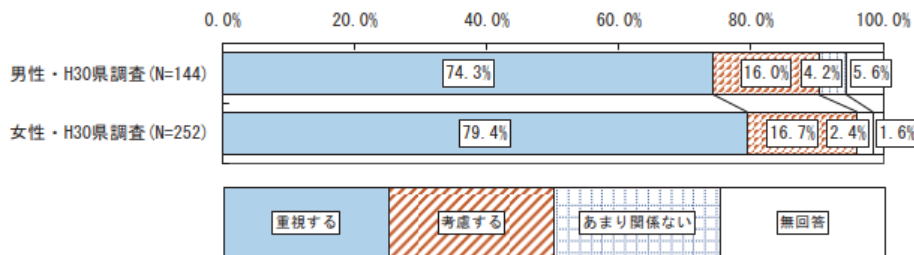
※いずれ結婚するつもり18～34歳の未婚者  
 ※全国調査の質問内容は「自分の仕事に対する理解と協力」

【図表6-7-4 結婚相手を決める際に重視すること ④家事・育児に対する能力や姿勢】



※いずれ結婚するつもり18～34歳の未婚者

【図表6-7-5 結婚相手を決める際に重視すること ⑤価値観が合うこと】



※いずれ結婚するつもり18～34歳の未婚者

(出典：奈良県結婚・子育て実態調査報告書)

### (3) 国の施策

内閣府は、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、この長期ビジョンを踏まえて平成 27 年度を初年度とする 5 か年の政策目標や施策の基本的方向及び具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、平成 26 年 12 月 27 日に閣議決定している。

その「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、人口減少と地域経済縮小の悪循環という課題を克服するために、「『東京一極集中』の是正」、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」、「地域の特性に即した地域課題の解決」という 3 つの基本的視点を設定し、「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」により、活力ある日本社会の維持を目指していくこととしている。

そして、地方が「地方版総合戦略」を策定・実施していくにあたり必要と考えられる支援策が政策パッケージの形で用意され、その中で「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」ために設定された主な重要業績評価指標(KPI)と主な施策は以下のとおりである。(平成 30 年度(2018)改訂版の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」による。)

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

#### ① 少子化対策における「地域アプローチ」の推進

KPI	第 1 子出産前後の女性の継続就業率を 55%に向上 (平成 27 年度 53.1%)
	男性の育児休業取得率を 13%に向上 (平成 29 年度 5.14%)
	週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 5%へ低減 (平成 29 年度 7.7%)
主な施策	「地域働き方改革会議」における取組の支援、先駆的・優良な取組の横展開
	「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策の推進
	出生数や出生率の向上を実現した好事例の横展開

#### ② 若い世代の経済的安定

KPI	若者(20~34歳)の就業率を 79%に向上 (平成 29 年度 78.6%)
	若い世代の正規雇用労働者等(自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。)の割合について、全ての世代と同水準を目指す (平成 29 年度 15~34 歳の割合 95.0%、全ての世代の割合 95.0%)
	フリーター数を 124 万人に減少 (平成 29 年度 152 万人)
主な施策	若者・非正規雇用対策の推進(新卒者等への就職支援、フリーター等の正社員化支援)

③ 出産・子育て支援

KPI	支援ニーズの高い妊産婦への支援実施の割合：100%
	保育の受け皿整備を着実に進め、遅くとも 令和 2 年度末までに待機児童の解消を目指す(待機児童数 平成 30 年 4 月時点 19,895 人)
主な施策	妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援（「子育て世代包括支援センター」の整備、周産期医療の提供体制の確保）
	子ども・子育て支援の更なる充実（幼児教育の無償化、待機児童の解消）

④ 地域の実情に即した「働き方改革」の推進（仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現等）

KPI	第 1 子出産前後の女性の継続就業率を 55%に向上（平成 27 年度 53.1%）（再掲）
	男性の育児休業取得率を 13%に向上（平成 29 年度 5.14%）
	週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 5 %へ低減（平成 29 年度 7.7%）（再掲）
	年次有給休暇取得率を 70%に向上（平成 29 年度 51.1%）
主な施策	ワーク・ライフ・バランスの推進
	長時間労働の見直し
	時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の普及・促進
	地域における女性の活躍推進
	地域の実情に即した「働き方改革」の実現

一方、平成 15 年 9 月に施行された少子化社会対策基本法に基づき、少子化に対処するための総合的かつ長期的な施策の指針として「少子化社会対策大綱」が平成 16 年 6 月に閣議決定され、以降、概ね 5 年を目途に見直ししている（平成 22 年 1 月、平成 27 年 3 月に見直し内容について閣議決定）。平成 16 年 6 月に内閣府が発表した少子化社会対策大綱によると、子育ての流れを変えるための 3 つの視点と、4 つの重点課題を、以下のとおり定めている。

【3 つの視点】

- ① 自立への希望と力
- ② 不安と障壁の除去
- ③ 子育ての新たな支え合いと連帯 一 家族のきずなと地域のきずな

## 【重点課題】

- ①若者の自立とたくましい子どもの育ち
- ②仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
- ③生命の大切さ、家庭の役割等についての理解
- ④子育ての新たな支え合いと連帯

また、厚生労働省の発表した少子化社会対策大綱（概要）によると、平成16年6月以降の見直しにより、平成27年3月に閣議決定された少子化社会対策大綱の重点課題は、次の図のとおりであり、まち・ひと・しごと創生総合戦略と連携しつつ、少子化対策の新たな局面に合わせて重点課題が拡充されている。

## 【少子化社会対策大綱 重点課題一覧】

Ⅲ 重点課題	
<p><b>1. 子育て支援施策を一層充実</b></p> <p><b>○「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財源を確保しつつ、「量的拡充」と「質の向上」</li> <li>・都市部のみならず、地域の実情に応じた子育て支援に関する施設・事業の計画的な整備</li> </ul> <p>⇒27年4月から施行。保育の受け皿確保等による「量的拡充」と保育士等の処遇改善等による「質の向上」</p> <p>⇒地域のニーズに応じて、利用者支援事業、地域子育て支援拠点、一時預かり、多様な保育等を充実</p> <p>⇒今後さらに「質の向上」に努力</p> <p><b>○待機児童の解消</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「待機児童解消加速化プラン」「保育士確保プラン」</li> </ul> <p>⇒認定こども園、保育所、幼稚園等を整備し、新たな受け入れを大胆に増加。処遇改善や人材育成を含めた保育士の確保</p> <p>⇒29年度末までに待機児童の解消をめざす</p> <p><b>○「小1の壁」の打破</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「放課後子ども総合プラン」</li> </ul> <p>⇒小3までから小6までに対象が拡大された放課後児童クラブを、31年度末までに約30万人分整備</p>	<p><b>3. 多子世帯へ一層の配慮</b></p> <p><b>○子育て・保育・教育・住居などの負担軽減</b></p> <p>⇒幼稚園、保育所等の保育料無償化の対象拡大等の検討や保育所優先利用</p> <p><b>○自治体、企業、公共交通機関などによる多子世帯への配慮・優遇措置の促進</b></p> <p>⇒子供連れにお得なサービスを提供する「子育て支援パスポート事業」での多子世帯への支援の充実の促進</p>
<p><b>2. 若い年齢での結婚・出産の希望の実現</b></p> <p><b>○経済的基盤の安定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若者の雇用の安定</li> </ul> <p>⇒若者雇用対策の推進のための法整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢世代から若者世代への経済的支援促進</li> </ul> <p>⇒教育に加え、結婚・子育て資金一括贈与非課税制度創設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年者や低所得者への経済的負担の軽減</li> </ul> <p><b>○結婚に対する取組支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体や商工会議所による結婚支援</li> </ul> <p>⇒適切な出会いの機会の創出・後押しなど、自治体や商工会議所等による取組を支援</p>	<p><b>4. 男女の働き方改革</b></p> <p><b>○男性の意識・行動改革</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間労働の是正</li> </ul> <p>⇒長時間労働の抑制等のための法整備、「働き方改革」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人事評価の見直しなど経営者等の意識改革</li> </ul> <p>⇒部下の子育てを支援する上司等を評価する方策を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性が出産直後から育児できる休暇取得</li> </ul> <p>⇒企業独自の休暇制度導入や育児取得促進</p> <p><b>○「ワークライフバランス」・「女性の活躍」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場環境整備や多様な働き方の推進</li> </ul> <p>⇒フレックスタイム制の弾力化、テレワークの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の継続就労やキャリアアップ支援</li> </ul> <p>⇒「女性活躍推進法案」</p>
	<p><b>5. 地域の実情に即した取組強化</b></p> <p><b>○地域の「強み」を活かした取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域少子化対策強化交付金等により取組支援</li> <li>・先進事例を全国展開</li> </ul> <p><b>○「地方創生」と連携した取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国と地方が緊密に連携した取組</li> </ul> <p style="text-align: right;">2</p>

（出典：厚生労働省ホームページ）

さらに、この少子化社会対策大綱の掲げる重点課題を解決するため、内閣府は、平成17年度から平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を提示した「こども・子育て応援プラン」を平成16年12月に策定しており、以下のとおり、目標を設定し施策を実施している。



## 【「子ども・子育て応援プラン」の概要】

【4つの重点課題】	【平成21年度までの5年間に講ずる施策と目標(例)】	【目指すべき社会の姿【概ね10年後を展望】(例)】
若者の自立とたくましい子供の育ち	<ul style="list-style-type: none"> <li>○若年者試用(トライアル)雇用の積極的活用(常用雇用移行率80%を平成18年度までに達成)</li> <li>○日本学生支援機構奨励金事業の充実(基準を満たす希望者全員の貸与に向けて努力)</li> <li>○学校における体験活動の充実(全国の小・中・高等学校において一定要件のまとまった体験活動の実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○若者が意欲をもって就業し経済的にも自立【フリーター約200万人、若年失業者・無業者100万人それぞれについて低下を示すような状況を目指す】</li> <li>○教育を受ける意欲と能力のある者が経済的理由で修学を断念することのないようにする</li> <li>○各種定見活動機会が充実し、多くの子どもが様々な体験を持つことができる</li> </ul>
仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○企業の行動計画の策定・実施の支援と好事例の普及(次世代法認定企業数を計画策定企業の20%以上、ファミリーフレンドリー表彰企業数を累計700企業)</li> <li>○個々人の生活等に配慮した労働時間の設定改善に向けた労使の自主的取組の推進、長時間にわたる時間外労働の是正(長時間にわたる時間外労働を行っているものを1割以上減少)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○希望するものすべてが安心して育児休業等を取得【育児休業取得率 男性10%、女性90%、小中学校の就業始業までの勤務時間の短縮等の措置の普及率25%】</li> <li>○男性も家庭でしっかりと子供に向き合う時間が持てる【育児期の男性の育児等の時間が他の先進国並みに】</li> <li>○働き方を見直し、多様な人材の効果的な育成活用により、労働生産性が上昇し、育児期にある男女の長時間労働が是正。</li> </ul>
生命の大切さ、家庭の役割等についての理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所、児童館、保健センター等において中・高校生が乳幼児とふれあう機会を提供(すべての施設で受入を推進)</li> <li>○全国の中・高等学校において、子育て理解教育を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多くの若者が子育てに肯定的な(「子どもはかわいい」、「子育てで自分も成長」)イメージを持てる</li> </ul>
子育ての新たな支え合いと連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の子育て支援の拠点づくり(ついでに広場事業、地域子育て支援センターを合わせて全国6,000か所を実施)</li> <li>○待機児童ゼロ作戦のさらなる展開(待機児童の多い市町村を中心に保育所受入児童数を215万人に拡大)</li> <li>○児童虐待防止ネットワークの設置(全市町村)</li> <li>○小児救急医療体制の推進(小児救急医療圏404地区すべてカバー)</li> <li>○子育てバリアフリーの推進(構築物、公共交通機関及び公共施設等の段差解消、バリアフリーマップの作成)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全国のどこでも歩いて行ける場所に気兼ねなく親子で集まっておやこで集まって相談や交流ができる(子育て拠点施設がすべての中学校区に1か所以上ある)</li> <li>○全国のどこでも保育サービスが利用できる【待機児童が50人以上いる市町村をなくす】</li> <li>○児童虐待で子どもが命を落とすことがない社会をつくる【児童虐待死の撲滅を目指す】</li> <li>○全国どこでも子どもが病気の際に適切に対応できるようになる</li> <li>○妊産婦や乳幼児連れの人が安心して外出できる【不安なく外出できると感じる人の割合の増加】</li> </ul>

(出典：厚生労働省ホームページ)

### (4) 県の施策

県では、(1)現状認識に記載のとおり、全国と同程度かそれ以上の未婚化・晩婚化が進展している。したがって、当該状況を改善するために、結婚や子育てに関する希望を阻んでいる要因を取り除くことと、子どもの幸せを第一に考え保護者が安心して子育てができる環境を整えることを最優先事項の一つと位置づけ取組を進めている。

具体的には、県の子ども・子育ての現状を踏まえ、子どもを生み育てやすく、子どもが健やかに育つ県づくりを推進する計画として、県は、平成27年3月に計画期間を平成27年度～平成31年度までの5年間とする「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン」を策定している。

なお、当該プランは、次世代育成支援対策推進法第9条第1項で定められている「都道府県行動計画」と、子ども・子育て支援法第62条第1項に基づいて作成が義務付けられている「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を一体的に計画策定したものである。

また、男女共同参画社会基本法、奈良県男女共同参画推進条例、女性活躍推進法に基づき、県が、女性が能力を十分に発揮して活躍できる県を目指して、平成28年に「奈良県女性の輝き・活躍促進計画(第3次奈良県男女共同参画計画)」を策定している。当該計画では、女性の活躍促進に関する課題解決の切り口として、県の特徴からみえる、県女性の生活上のライフイベント(進学、結婚、出産、子育て等)や仕事上のライフイベント(就職、再就職、退職等)の時期に合わせて、8つのライフステージに分類して課題設定し、4

つの観点（マインド、フィールド、スキル、ライフ）から解決の方途を分類し、基本施策として課題解決策を設定している。

(5) 実施事業

本稿のテーマである「結婚を応援する地域・職場づくり」は、県が推進する以下の2つの計画に関連する。

[奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン]

基本目標（施策体系）：結婚・子育てをみんなで支える社会づくり

推進施策：社会全体での結婚から子育てまでの切れ目のない支援

施策方向：結婚子育て応援の機運醸成

地域における結婚支援活動の推進

[奈良県女性の輝き・活躍促進計画]

ライフステージ：成人期Ⅰ（23歳～29歳）

ライフイベント：結婚

施策テーマ：結婚に向けた支援

基本施策：結婚支援活動の推進

前述の計画に関連する具体的な事業は、以下のとおりである。

単位：千円

事業名	所管部署	平成30年度 歳出額
結婚・子育て実態調査事業	福祉医療部 こと	4,306
企業や民間団体による「総合的な結婚 応援」参画促進事業	も・女性局・女性活 躍推進課	3,195

(6) 結果又は意見

**【意見】**

結婚に対する最も大きな障害となっている結婚資金に関する課題を解決するために、県として有効な施策を検討し、未婚化・晩婚化の防止につとめることが望まれる。

奈良県結婚・子育て実態調査報告書によれば、過去より県では、「いずれ結婚するつもりとする男女の割合」は高水準にあるにもかかわらず、未婚化・晩婚化が進展している。また、国立社会保障・人口問題研究所が発表している社会保障・人口問題基本調査によると、結婚に対する最も大きな障害は「結婚資金」であることが判明しているが、県が未婚化・晩婚化の防止のために実施している施策は、各種の結婚応援支援を通じて当事者間の意識を高めるものにとどまっている。



「結婚資金」に対する課題を直接的に解決するために、例えば、結婚新生活支援事業（地域少子化対策重点推進交付金）の県内対象市町村の拡大を促進する、成婚した男女が県にて居住する場合の県や市町村等による具体的なサポートの認知度を向上させる、挙式費用の助成や挙式費用に関する意識障壁の低下促進する（近年の挙式スタイルや平均的結婚費用の動向、親族からのサポート等の情報提供）といった施策を実施することが有用と考えられる。

## （7）各実施事業

### ① 結婚・子育て実態調査事業

#### （ア）事業目的、内容及び成果

##### ア 目的

「子どもを産み育てやすく、子どもが健やかに育つ奈良県」の実現に向けた施策を推進するために、結婚や子どもを持つこと、子育てに対する県民の意識や実態等について現状を把握することを目的とする。また、平成27年3月に策定した「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン（平成27年度～平成31年度）」で掲げた施策の効果検証を行い、県が取り組むべき課題を検討したうえで、令和2年度以降を対象とする次期プランの策定のための基礎資料とすることを目的としている。なお、次期プランは、次世代育成支援対策推進法並びに子ども・子育て支援法で定められている計画を一体として策定するものである。

##### イ 事業内容

契約名	奈良県結婚・子育て実態調査業務委託契約
契約内容	奈良県結婚・子育て実態調査業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）に従い、県の既婚者・独身者調査及びグループインタビュー調査を業務委託するもの
契約先名	株式会社 地域社会研究所
契約期間	平成30年7月27日から平成31年3月20日まで
契約金額(税込)	4,305,960円

当該委託業務は、各調査をし、調査結果を分析するものである。

調査項目： 夫婦調査及び独身者調査

調査期間： 平成30年9月5日から平成30年10月24日まで

調査対象： [夫婦調査]県内在住の既婚50歳未満の男女

[独身者調査]県内在住の18歳以上50歳未満の独身の男女

調査標本数： 各調査 3,000 人  
 抽出方法： 県内市町村から 306 地点を系統抽出し、当該地点内から選挙人名簿に基づく無作為抽出により上記調査対象に該当する方を選定。  
 （前回平成 26 年実施分においては、県内市町村から 188 地点を系統抽出し、当該地点内からエリアサンプリングの手法により上記の調査対象に該当する方を選定していた）  
 調査手段： 郵送配布・郵送回収  
 （前回平成 26 年実施分においては、訪問留置調査）

回収結果：(各件数)

	配布数	送達不能数	回収数	無効票	有効回答数	有効回答率
夫婦調査	3,978	15	1,313	9	1,304	32.9%
独身者調査	3,978	33	777	9	768	19.5%

(出典：県ホームページをもとに監査人作成)

調査内容： [夫婦調査] (全 48 項目のうち、主なものを抜粋記載する。)  
 ・ 就労に関すること  
 ・ 夫婦の出会いと結婚のきっかけに関すること  
 ・ 妊娠・出産に関すること  
 ・ 子育ての手助けの有無及び支援制度の利用に関すること  
 ・ 子どもを持つことについての考え  
 ・ 出産や子育ての不安感・負担感に関すること  
 ・ 重要と考える子育て支援策に関すること  
 [独身者調査] (全 24 項目のうち、主なものを抜粋記載する)  
 ・ 就労に関すること  
 ・ 結婚や独身生活、子どもを持つこと等についての考え  
 ・ 子育てに関するイメージ  
 その他： 2 回程度若者の結婚観及び子育てについてグループインタビュー調査を実施。

追加調査：仕様書によると、「各調査 1,500 人分の有効票を回収する。有効票が 1,500 に満たない場合は、委託者の指示により、新たな調査

区を抽出し、同様に調査する。(この場合、変更契約額の増減は行わないため注意すること。ただし、調査票の回収期限は10月31日迄とする)」とされている。

標本の代表性と全国比較：

夫婦調査並びに独身者調査の回答者がどの程度母集団を反映しているかを検証するため、平成27年国勢調査の県結果(以下、「国勢調査」という。)及び平成27年に国立社会保障・人口問題研究所が実施した「第15回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」(以下、「全国調査」という。)の調査結果と比較している。

夫婦調査については、対象となった世帯の妻の年齢の分布において、おおむね母集団の年齢構成に沿った回答が得られたとしている。一方で、独身者調査については、今回調査と国勢調査及び全国調査について、全年齢を対象とした集計結果をみる際には、回答された年代層のウエイトに違いがあることを考慮する必要があるとしている。

なお、全国調査との比較については、全国での結果と、県での結果とを比較しているため、必ずしも傾向が一致するとは限らないとされている。

その他、分析の際の留意点として、主に以下3点が挙げられている。

- ・全国調査や前回調査結果との比較をする図表については、対象を同一にして比較する必要があるため、原則、今回調査の対象を絞って集計している。
- ・今回調査の調査方法は郵送法であり、訪問留置調査を実施した平成20年・25年の県調査及び平成27年の全国調査結果とは方法が異なるため、結果の単純比較はできないが、本調査目的を達成するための参考データとして、比較結果を有効活用する。以下の表は過去の調査実施方法の概要となる。

### 【過去の調査実施概要の比較】

調査名称	本文・図表の表記	調査の実施概要
奈良県子育て実態調査	前回調査、H25 県調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成 25 年度実施（奈良県）</li> <li>○調査対象（数） <ul style="list-style-type: none"> <li>①夫婦調査：奈良県内に居住する妻の年齢 50 歳未満の夫婦（回答者は妻）2,115 人</li> <li>②独身者調査：奈良県内に居住する 18 歳以上 50 歳未満の独身男女 1,822 人</li> </ul> </li> <li>○調査方法 訪問留置調査</li> <li>○回収結果（回収率） <ul style="list-style-type: none"> <li>①夫婦調査：1,884 人（89.1%）</li> <li>②独身者調査：1,591 人（87.3%）</li> </ul> </li> </ul>
奈良県少子化実態調査	H20 県調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成 20 年度実施（奈良県）</li> <li>○調査対象（数） <ul style="list-style-type: none"> <li>①夫婦調査：奈良県内に居住する妻の年齢 50 歳未満の夫婦（回答者は妻）1,549 人</li> <li>②独身者調査：奈良県内に居住する 18 歳以上 50 歳未満の独身男女 1,549 人</li> </ul> </li> <li>○調査方法 訪問留置調査</li> <li>○回収結果（回収率） <ul style="list-style-type: none"> <li>①夫婦調査：982 人（63.4%）</li> <li>②独身者調査：985 人（63.6%）</li> </ul> </li> </ul>
第 15 回出生動向基本調査	全国調査、H27 全国調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成 27 年度実施（国立社会保障・人口問題研究所）</li> <li>○調査対象（数） <ul style="list-style-type: none"> <li>①夫婦調査：年齢 50 歳未満の有配偶女性 7,511 人</li> <li>②独身者調査：18 歳以上 50 歳未満の独身男女 11,442 人</li> </ul> </li> <li>○調査方法 配票自計、密封回収方式</li> <li>○回収結果（回収率） <ul style="list-style-type: none"> <li>①夫婦調査：6,598 人（87.8%）</li> <li>②独身者調査：8,752 人（76.5%）</li> </ul> </li> </ul>

（出典：奈良県結婚・子育て実態調査報告書）

- ・夫婦調査の過去の調査および全国調査は妻のみを回答の対象としているが、今回の調査は、新たに夫も回答の対象としている。
- ・今回の調査結果をまとめるにあたり、県での審議会等委員および関係会議・事業等の参画実績のある有識者の中から県が分析したいと考えるテーマにあった下記有識者の協力を得ている。

梅田直美（奈良県立大学地域創造学部准教授）  
 小崎恭弘（大阪教育大学教育学部准教授）  
 清水益治（帝塚山大学現代生活学部こども学科教授）  
 筒井淳也（立命館大学産業社会学部教授）  
 新川泰弘（関西福祉科学大学教育学部准教授）

分析方法:平成 20 年度及び平成 25 年度に実施した調査結果と比較し、有識者の意見を踏まえて男女別や年代別などの属性分析や施策効果を分析

【有識者別専門分野及び分析予定テーマ】

有識者氏名・実績等	専門分野等	分析予定テーマ
梅田 直美（うめだ なおみ） 奈良県立大学地域創造学部 准教授 奈良県男女共同参画県民会議 副会長	男女共同参画	・妻の就労希望の現状と課題
小崎 恭弘（こざき やすひろ） 大阪教育大学教育学部 准教授 NPO法人ファザーリング・ジャパン 顧問 H24 年度～父親の子育て参加促進事業	保育 児童福祉 子育て支援 (父親支援)	・父親の育児参画の現状 ・男性の意識改革の必要性
清水 益治（しみず ますはる） 帝塚山大学現代生活学部 こども学科 教授 奈良県こども・子育て支援推進会議委員	教育心理学 保育心理学	・既婚者と独身者の結婚・子育てに関する意識について
筒井 淳也（つつい じゅんや） 立命館大学産業社会学部 教授 H29 年度 懇談会実施 「仕事と家族」について	家族社会学 計量社会学	・家庭の就労状況及び年収における子どもの数・夫婦の関係性
新川 泰弘（にいかわ やすひろ） 関西福祉科学大学教育学部 准教授 平成 29・30 年度「地域の多様な人材による子育て支援策検討会議」アドバイザー	子ども家庭福祉学 家庭支援 相談援助	・夫婦の関係と妻の不安・負担感の関係 ・子育ての不安・負担感と子育て支援

(出典：県提供資料)

結果：奈良県結婚・子育て実態調査報告書（概要版）（平成 31 年 3 月発表）より、以下調査結果を抜粋する。

1) 夫婦の世帯構成

- ・ 独身者の約 8 割（76.0%）が親と同居しているが、結婚後の夫婦の約 8 割は核家族となっている。

2) 子どもの数

- ・ 理想の子ども数を持たない理由の 1 位が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」。その要因の 1 位は「大学教育にかかる費用」

3) 子育ての楽しさ・しんどさ

- ・ 独身者では子育てが「楽しいと思う」割合は約 2 割（17.7%）だが、約 6 割の夫婦が「子育ては楽しい」と感じている（夫 58.5%・妻 59.4%）

4) 夫婦の子育て

- ・ 妻の家事や子育てを一番助けてくれる人は「妻の母親」であるが、一番助けてほしい人は「夫」
- ・ 育児の夫婦の分担状況は、「子どもをあやす」や「離乳食・食事」等 12 項目すべての項目で妻に負担が偏っており（約 8～9 割）、妻が一番しんどいと感じる「夜泣きの対応」では、夫の 5 割近く（45.8%）が「まったくしていない」
- ・ 子育てに関わっていない夫の理由は、8 割近くが「仕事が忙しいから」（78.9%）

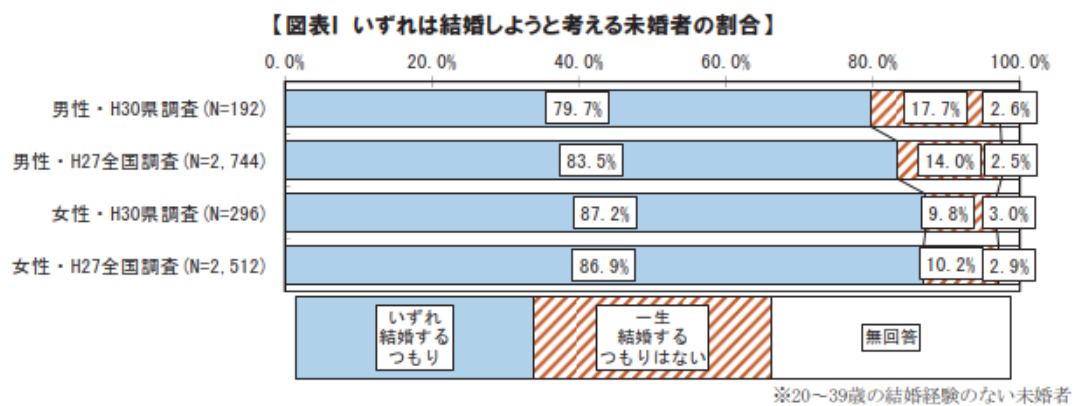
5) 妻の就労状況

- ・ 妻が第一子出産を機に退職した割合は、前回調査の約 6 割から約 5 割に減少
- ・ 仕事を辞めた理由の 1 位は「家事・子育てに専念したい」から（49.0%）
- ・ 未就労の妻の約 6 割が働きたいと思っている（60.8%）。希望する勤務形態は、短時間勤務のパートやアルバイトが多く、希望する勤務条件は、子どものための休暇がとりやすく、家から近い職場であること

## 6) 結婚観

- ・ 独身者の結婚意欲がある人の割合は、全国の水準とほぼ同程度
- ・ 独身でいる理由の1位は男女とも「適切な相手にまだめぐり会わないから」だが、女性が結婚相手に「経済力」を求める割合は、全国平均より10ポイント以上高い。
- ・ 夫婦調査では、結婚を決めたきっかけの第1位は「年齢的に適当な時期だと感じた」からだが、夫婦の約9割が(93.4%)、結婚してよかったと思っている。

### 【いずれは結婚しようとする未婚者の割合】(再掲)



(出典：奈良県結婚・子育て実態調査報告書)

## ウ 成果

当該業務の仕様書に記載されている調査目的は、以下の3つである。

- 1) 結婚や子どもを持つこと、子育てに対する県民の意識や実態等現状把握
- 2) 「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン(平成27年度～平成31年度)」における施策の効果検証
- 3) 令和2年度以降を対象とする次期プランの策定のための基礎資料とすること

それぞれの目的について、以下のとおり成果を記述する。

- 1) 各調査の有効回答率が、夫婦調査 32.9%(配布数 3,978 件に対して、有効回答数 1,304 件)、独身者調査 19.5% (配布数 3,978 件に対して、有効回答数 768 件)と、平成 26 年度実施調査(夫婦調査 89.1%、独身調査 87.3%) に比べて有効回答率が低下しており、回答結果が母集団を代表しているのか疑念が生ずる。
- 2) 「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン (平成 27 年度～平成 31 年度)」において掲げた基本目標指標のうち 3 つ、成果目標指標のうち 3 つの指標の測定に使用している。

[基本目標指標]

- ・ 第 1 子出産前後の女性の継続就業率
- ・ 結婚の実現希望率
- ・ 理想の子供数に対する実際の子供数

[成果指標指標]

- ・ 結婚希望する未婚者割合
- ・ 子育てに心理的・精神的不安・負担及び金銭的・経済的な不安・負担を強く感じている母親の割合
- ・ 「子育ては楽しい」と思う子どものいない独身者の割合

- 3) 年齢などにより回答者の対象範囲を限定して、県が過去に実施した調査や国勢調査や全国調査と比較することにより、調査結果の特徴を顕在化させ、令和 2 年度以降を対象とするプランを策定するための基礎資料を提供する結果となっている。

(イ) 結果又は意見

**【結果】**

奈良県結婚・子育て実態調査委託業務において、仕様書の記載内容が曖昧で一義に理解されないため、契約内容が適切に履行されたのか判断する際に支障をきたす可能性がある。複数の解釈ができるような仕様書は、検収の適否について説明責任を果たすことの障害となり、時に紛争のもととなることから、多義的な解釈の余地を残さないように仕様書の記載内容を定める必要がある。

奈良県結婚・子育て実態調査委託業務は、事業者選定にあたり一般競争入札を採用しており、仕様書にて「各調査 1,500 人分の有効回答を回収する。有効回答が 1,500 に満たない場合は、委託者の指示により、新たな調査区を抽出し、同様に調査する」という条件を提示して業者の応募を募っていた。また、選定後に委託業者と締結した契約書添付の仕様書において



も、同様の内容を記載している（1,500人分に満たない場合は追加調査を実施し、回収期限は平成30年10月31日と定められている）。

しかし、平成30年度に実施した各調査において、有効回答数はいずれも1,500人分に満たなかったが、県は仕様を満たすと判断して検収をしている。その理由は、

- ・ 本委託業務において、有効回答数は県民の回答意思に委ねられ、有効回答数の回収未達は受託業者の不可抗力によるところもあること
- ・ 調査票の回収期限を平成30年10月31日としているのは、集計・報告書の作成期限に間に合わない可能性があり、この期限を超えてまで無制限に追加調査を指示することまでは想定していない（契約書上、追加調査を実施しても契約額の変更は行わないとしており、無制限に業者に追加費用を負担させるのは信義則に反すると判断している）

一方、仕様書の記載内容に関して、それぞれの調査において1,500人の有効回答を平成30年10月31日期限内で回収することが必須であると字義に即して解釈することも可能であり、このほうが県が受け取る成果物としては充実しており有利である。

このように、複数の解釈が可能な仕様書の内容では、検収の適否について説明責任を果たすことができない、あるいは委託業者との間で紛争をまねく可能性があることから、多義的な解釈の余地を残さないように仕様を定めておく必要がある。

平成30年度 実施分	配布数	送達 不能数	回収数	無効票	有効 回答数	有効 回答率
夫婦調査	3,978	15	1,313	9	1,304	32.9%
独身者調査	3,978	33	777	9	768	19.5%

（出典：県ホームページをもとに監査人作成）

## 【結果】

平成30年度に実施した奈良県結婚・子育て実態調査において、5年前の調査より有効回答率・数ともに大きく減少している。調査方法の再考が必要である。

平成30年度に実施した奈良県結婚・子育て実態調査において、次の表のとおり、有効回答率が夫婦調査32.9%（配布数3,978件に対して、有効回

答数 1,304 件)、独身者調査 19.5% (配布数 3,978 件に対して、有効回答数 768 件) であり、前回の平成 26 年度実施調査の有効回答率に比べて、極端に低迷した回答率となっている。

県では、当該要因について、平成 26 年度調査においては訪問留置方式 (調査員が対象者を訪問し、調査依頼をして調査票を渡し後日回収する方法) としていたところ、平成 30 年度調査においては郵送配布・郵送回収に変更したことによって、主に以下の 2 点が影響していると分析している。

- ・ 郵送対象者を抽出するために利用した選挙人名簿には独身者か既婚者であるかの記載がないため、例えば「1 つの住所に単身で済む者は独身である可能性が高い」といった一定の仮定を置いて母集団を設定している。そのため、質問受取者個人の属性と調査対象となる属性に不一致が生じる可能性がある。
- ・ 郵送配布時に、質問票を同居人から間接的に受取る場合、または質問対象者が住所地に居住していない場合、対象者が適時に質問票を受け取らない可能性や、対象者に質問票が届かない可能性が生じる。また、対象者が記入後に質問票をポストに投函する手間を敬遠する可能性もある。

当該実態調査の結果は、各種施策策定・実施の基礎情報となり、今後の県の施策に重要かつ広範な影響を及ぼすものであるため、有効回答率・数の著しい低下は、県の施策を誤った方向に導く可能性すらある。

母集団の属性情報の精度向上や、発送回数数の増加、質問項目の変更等の調査方法の再考が求められ、特に独身者調査においては有効回答率の低下が著しいことから、訪問留置方式等による追加調査の実施を検討すべきであったといえる。

平成 30 年度 実施分	配布数	送達 不能数	回収数	無効票	有効 回答数	有効 回答率
夫婦調査	3,978	15	1,313	9	1,304	32.9%
独身者調査	3,978	33	777	9	768	19.5%

平成 26 年度 実施分	配布数	回収数	無効票	有効 回答数	有効 回答率
夫婦調査	2,115	1,964	80	1,884	89.1%
独身者調査	1,822	1,653	62	1,591	87.3%

(出典：県ホームページをもとに監査人作成)

② 企業や民間団体による「総合的な結婚応援」参画促進事業

(ア) 事業目的、内容及び成果

契約名	若者（結婚・子育て）応援啓発業務委託契約
契約内容	若者（結婚・子育て）応援啓発業務委託仕様書の定めに従い、若者（結婚・子育て）応援普及啓発先の企業等選定、応援普及啓発ツール作成、選定企業等への普及啓発を業務委託するもの
契約先名	富士通エフ・オー・エム株式会社
契約期間	平成 30 年 11 月 12 日から平成 31 年 3 月 22 日まで
契約金額(税込)	3,132,000 円

ア 目的

県の合計特殊出生率は全国平均と比べて低く、その主な要因は、若者世代の未婚率の上昇と晩婚化であると考えられている。そのため、若者の結婚の希望がかなえられる環境を社会全体で整備することや、安心して出産・子育てができる地域づくりが求められている。

本委託業務においては、県内企業、民間団体、大学等（以下、「企業等」という。）に向けて自社・自団体及び地域全体に向けての結婚・子育て支援への参画を働きかけることで、これらの取組を実施する意義やメリットについての理解を深めてもらい、若者世代への結婚・子育て応援の機運醸成を図ることを目的としている。

イ 事業内容

業務委託内容：

- 1) 若者（結婚・子育て）応援普及啓発先の企業等の選定
  - ・ 若者（結婚・子育て）応援普及啓発ツールの送付先企業等の選定 250 社
  - ・ 個別訪問企業等の選定 40 社
- 2) 若者（結婚・子育て）応援普及啓発ツールの作成
  - ・ 若者（結婚・子育て）応援普及啓発リーフレット（有識者 3 名、支援者 2 名を選定し取材を行って、リーフレット作成 1,000 部）
  - ・ 「なら結婚応援団」・「なら子育て応援団」入団啓発リーフレット各 1,000 部、チラシ（結婚応援団 5,000 部、子育て応援団 20,000 部）、ステッカー各 200 部

### 3) 選定企業等への若者（結婚・子育て）応援の普及啓発

- ・ 各種啓発ツールの送付：選定 250 社、結婚応援団団員 58 団体、県下 39 市町村を対象
- ・ 個別訪問：県の選定した 250 社から 50 社選定した企業を対象若者（結婚・子育て）応援普及啓発リーフレット、「なら結婚応援団」・「なら子育て応援団」入団啓発リーフレット・チラシを元に、対象企業等が取組への参画を容易にイメージできるよう説明を行う。
- ・ 普及啓発先企業等への個別相談支援：1 社
- ・ 昨年度訪問先企業へのアンケート調査：31 社実施
  - ① 回答数 16 件（電話回答 7 件、郵送回答 9 件）
  - ② 未回収 15 件（宛先不目 3 件、未回答 12 件）
  - ③ 回答内容については、若者への結婚応援の取組を企業等が応援する必要性の理解については、普通～理解できたが 13 件（81%）、しかし昨年の個別訪問後の新たな結婚応援に関する取組実施の有無については 2 件（12.5%）であった。
- ・ 「なら結婚応援団」入団希望の企業に向けた説明会の実施：2 回実施計 5 社参加

### ウ 成果

当該事業は、若者世代への結婚・子育て応援の機運醸成を図ることを目的としている。当該事業の成果は、「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン」及び「奈良県女性の輝き・活躍促進計画」で掲げる行動目標指標の達成率で測ることができ、平成 30 年度の達成状況は以下のとおりである。

#### [奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン]

指標	平成 25 年度実績	平成 29 年度実績	平成 30 年度実績	平成 30 年度達成率	平成 31 年度目標値
なら結婚応援団登録団員数	38	60	60	120%	50
なら子育て応援団登録店舗数	1,688	1,745	1,738	96.5%	1800
結婚応援・婚活支援に関するセミナー開催数	0	18	20	66.7%	30
ホームページ「子育てネットなら」アクセス数	805,434/年	477,694/年	123,905/年	12.3%	1,000,000/年
社員・シャイン職場づくり推進企業の登録企業数	77	178	190	95%	200

[奈良県女性の輝き・活躍促進計画]

指標	平成26年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	平成30年度達成率	平成31年度目標値
なら子育て応援団登録店舗数	1,759	1,745	1,738	96.5%	1,800 (平成31)
県社員・シャイン職場づくり推進企業登録企業数	84	178	190	111.3%	160 (平成31)

(出典：県ホームページ及び県提出資料から監査人作成)

「なら結婚応援団」登録団員数、「社員・シャイン職場づくり推進企業」登録企業数は、計画当初より増加傾向であることから、当該事業実施による一定の効果がみられる。

一方、「なら子育て応援団」は横ばい、『ホームページ「子育てネットなら」アクセス数』に至っては悪化傾向にある。

各市町村・民間団体の情報や啓発ツールによる普及啓発事業単独では、若者世代への結婚・子育て応援の機運醸成や上記のような行動指標の成果発揮に一定の限界があることから、他事業との相乗効果や目的により適合する事業の実施を総合的に検討する余地がある。

特に「子育てネットなら」については、県の施策のみならず、民間子育て支援団体及び各市町村の情報への玄関口としてのポータルサイト（※下記参照）として運用しているものである。システムを搭載しているサーバの老朽化に伴うセキュリティの脆弱性を解決するため、平成30年度においてシステム改修を行い、併せてサイトコンテンツの見直しを行い、県の実施する施策に関連するサイト情報に限定してサイトの作り直しを行っている。

なお、平成29年度にサイトへのアクセス状況解析ソフトの不具合により、約4ヶ月間解析ができず、当該ソフトによる復旧も困難であったため、アクセス数のカウント方法に以下の変更が行われている。

従前：トップページ及びトップページからつながる各種閲覧ページも含めた閲覧累積数をカウント

変更後：トップページの閲覧数のみをカウント

この結果、サイトの更新後にアクセス数が急減している。

※ポータルサイトとは、インターネット上にある様々なページの玄関口となる巨大なWebサイトのことをいう。

(イ) 結果又は意見

**【意見】**

企業等を個別訪問して実施した結婚応援についてのアンケートについて、前年度に個別に訪問した先を選定しているにもかかわらず回答率が50%程度となっている。原因を分析し、回答数を増加させるための対策を講ずる必要がある。

平成30年度に実施した結婚応援についてのアンケートについて、回答率が50%程度（個別訪問実施数31社、アンケート回答数16社）にとどまっている。前年度（平成29年度）に個別に訪問した先を選定しているにもかかわらず回答率が低い要因について、県では、企業等の間で結婚・子育てに対する支援の機運に依然として温度差があることと分析しているが、未回答の企業等にヒアリングをし、アンケート方法や項目、内容について再考する必要がある。

なお、得られたアンケート結果においては、若者への結婚応援の必要性についての理解を示した企業等は8社、新たに結婚応援の取組を実施した企業等は2社という結果であった。したがって、結婚・子育て応援に関して、これまで実施してきたチラシ・リーフレット等で広く啓発・認知を促す事業は、企業等の結婚・子育てに対する支援の機運の醸成には有効に機能していない可能性が高く、企業等に直接働きかける施策を実施することが、結婚応援の取組を実施する企業数を増加させることに有用かも知れない。例えば、なら女性活躍推進倶楽部の会員企業との意見交換などを通じて、働き方改革と絡めて企業の取組みやすいコンテンツを提供することが考えられる。

**【結果】**

ポータルサイト「子育てネットなら」について、平成29年度にアクセス状況解析ソフトの不具合に伴う同ソフトの入替えにより、当サイトへのアクセス数のカウント方法が変更され、アクセス数が急減している（平成25年度実績に比べると平成30年度実績は84.6%減少）。

当サイトのアクセス数は、「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン」の行動指標の1つとなっているが、測定方法が変更されたのであれば、それに応じて行動指標を変更すべきであったと考えられ、少なくとも次善の策としてはカウント方法の変更が行われた旨を注記して開示すべきである。

ポータルサイト「子育てネットなら」について、平成29年度のアクセス状況解析ソフトの変更以後、当ホームページへのアクセス数が急減してい

る。これは、当該ソフトの変更時にアクセス数のカウント方法が以下のとおり変更された影響が大きい。

従前：トップページ及びトップページからつながる各種閲覧ページも含めた閲覧累積数をカウント

変更後：トップページの閲覧数のみをカウント

県としては、純粹な閲覧者数をカウントすべきという意味では、従前のカウント方法より変更後のカウント方法の方が妥当であると判断している。一方で、当ホームページへのアクセス数は、「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン」の行動指標の1つとなっており、平成31年度に100万件のアクセス数とすることを目標としているが、新しいカウント方法では達成が困難といわざるを得ない。新しいカウント方法が正しいのであれば、それに合わせて適切な行動指標を設定し直す必要があったといえる。

実績	ホームページ 「子育てネットなら」アクセス数	目標値に対する 達成率
平成25年度	805,434/年	89.5%
平成26年度	719,415/年	79.9%
平成27年度	612,192/年	61.2%
平成28年度	833,403/年	83.3%
平成29年度	477,694/年	47.8%
平成30年度	123,905/年	12.4%

※平成25年・平成26年目標値900,000件/年、平成27年度以降目標値1,000,000件/年

(出典：県ホームページ及び県提出資料より監査人作成)

## 7 こども・女性への支援—児童虐待対策

### (1) 現状認識

児童虐待の防止等に関する法律第2条によると、「児童虐待」とは、「保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

奈良県歯科医師用児童虐待予防マニュアルによると、以下の事例を示している。

身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 外傷とは打撲痕、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓破裂、刺傷、たばこなどによる火傷など。</li><li>・ 生命の危険にある暴行とは首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物をのませる、食事を与えない、冬戸外に締め込め、縄などにより一室に拘束するなど。</li><li>・ 意図的に子どもを病気にさせる。 など</li></ul>
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 子どもへの性交、性的暴力、性的行為の強要・教唆など。</li><li>・ 性器を触る又は触らせるなどの性的暴力、性的行為の強要・教唆など。</li><li>・ 性器や性交、またはそれらの映像を見せる。</li><li>・ ポルノグラフィティー被写体などに子どもを強要する。 など</li></ul>

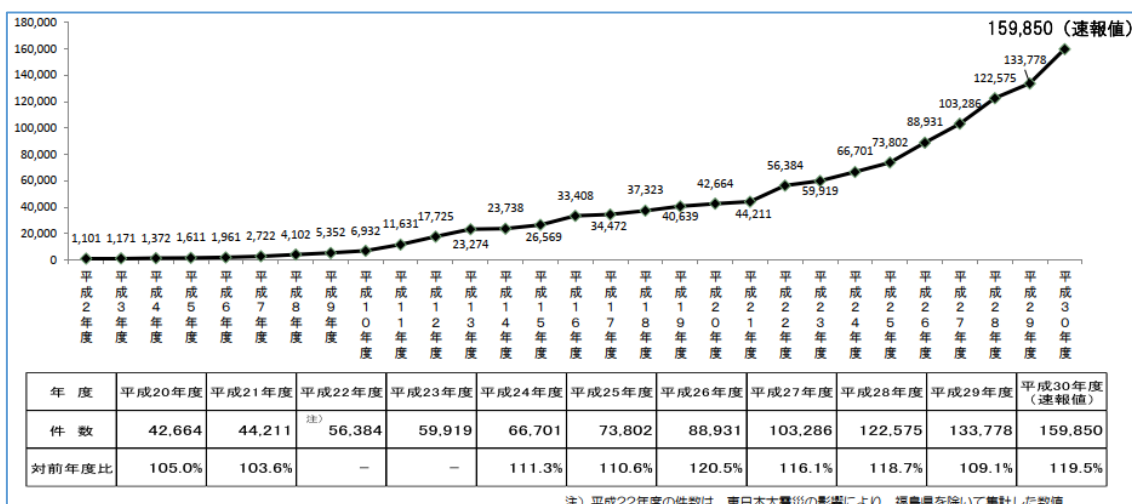


ネグレクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、家に閉じ込める（子どもの意に反して学校等に登校させない）、重大な病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したまま度々外出する、乳幼児を車の中に放置するなど。</li> <li>・子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）。</li> <li>・食事、衣服、住居などがに不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など。例えば、適切に食事を与えない、下着などを長期間ひどく不潔なままにする、極端に不潔な環境の中で生活をさせるなど。</li> <li>・親がパチンコに熱中している間、乳幼児を自動車の中に放置し、熱中症で子どもが死亡したり、誘拐されたり、乳幼児だけを家に残して火災で子どもが焼死したりする事件も、ネグレクトという虐待の結果であることに留意すべきである。</li> <li>・子どもを遺棄する。</li> <li>・祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人が身体的虐待、性的虐待又は心理的虐待に掲げる行為と同様な行為を行っているにもかかわらず、それを放置する。など</li> </ul>
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ことばによる脅かし、脅迫など。</li> <li>・子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。</li> <li>・子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。</li> <li>・子どもの自尊心を傷つけるような言動など。</li> <li>・他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。</li> <li>・子どもの面前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるう。 など</li> </ul>

(出典：歯科医師用児童虐待予防マニュアル)

虐待問題に対応するのは児童相談所である。厚生労働省ホームページによれば、児童相談所とは、子どもに関する家庭などからの相談に応じ、子どもが有する問題や子どものニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、子どもや家庭に適切な援助を行い、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを目的とした機関である。設置主体は、都道府県・政令指定都市及び児童相談所設置市（横須賀市、金沢市）であり、平成 29 年 4 月 1 日現在、全国に 210 か所ある。県には、奈良市と大和高田市の 2 か所にある。

以下の表のとおり、全国の児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数は、平成30年度で159,850件（速報値）で、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、3.7倍に増加している。



（出典：平成30年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値） 厚生労働省）

平成29年度での児童虐待の相談対応件数の内訳は、以下のとおりである。

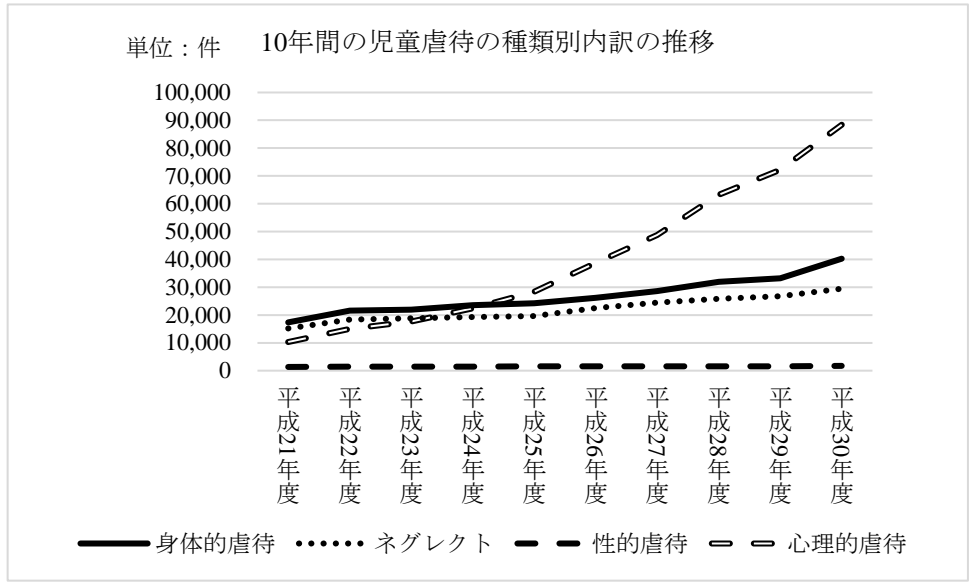
[種類別内訳]

心理的虐待が54.0%で最も高く、次いで身体的虐待が24.8%となっている。

（単位：件）

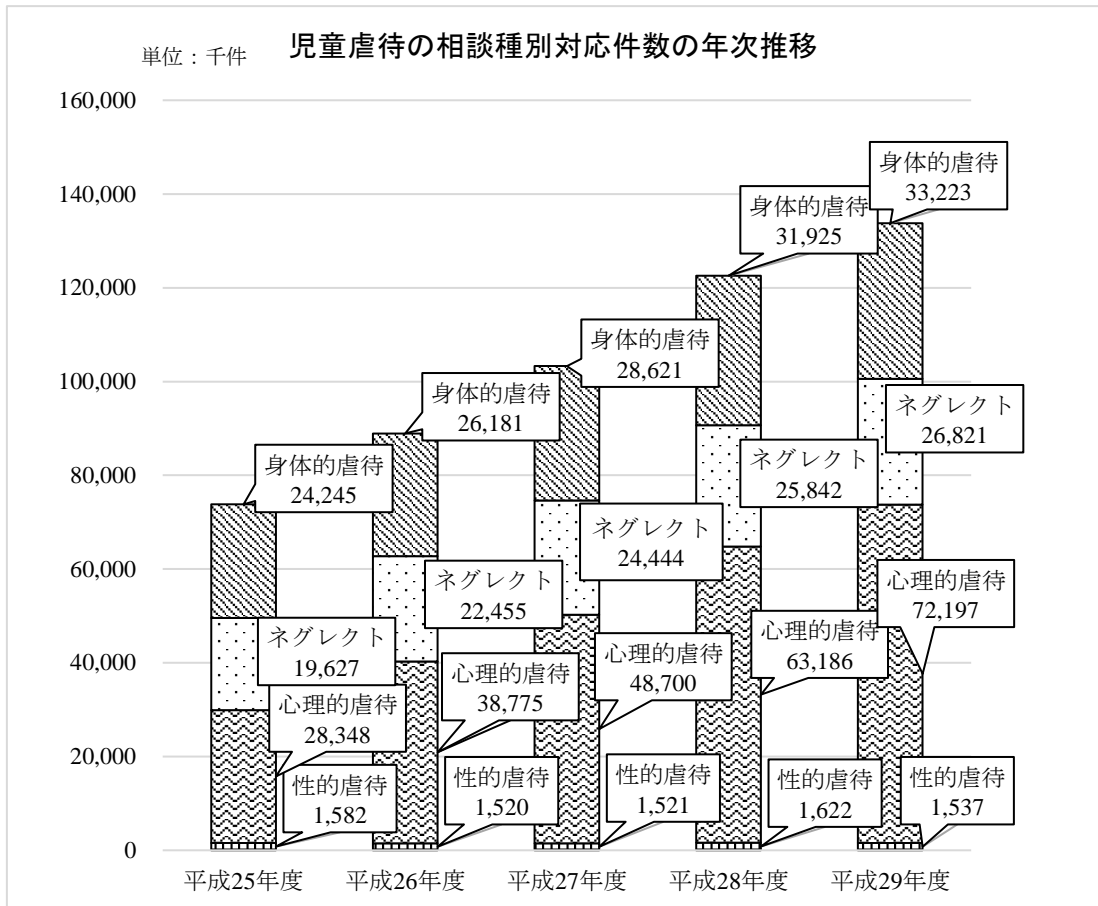
種類	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
	33,223 (24.8%)	26,821 (20.0%)	1,537 (1.1%)	72,197 (54.0%)	159,850 (100.0%)

（出典：平成30年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値） 厚生労働省）



(出典：「平成30年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値）厚生労働省」  
をもとに監査人が作成)

上記のグラフからわかるとおり、「心理的虐待」は平成21年度では10,305件（23.3%）であったが、平成24年度に「ネグレクト」を上回り、平成25年度には「身体的虐待」を上回り、大幅に増加している。



(出典：「平成 29 年度福祉行政報告例の概況 厚生労働省」をもとに監査人が作成)

[虐待者別内訳]

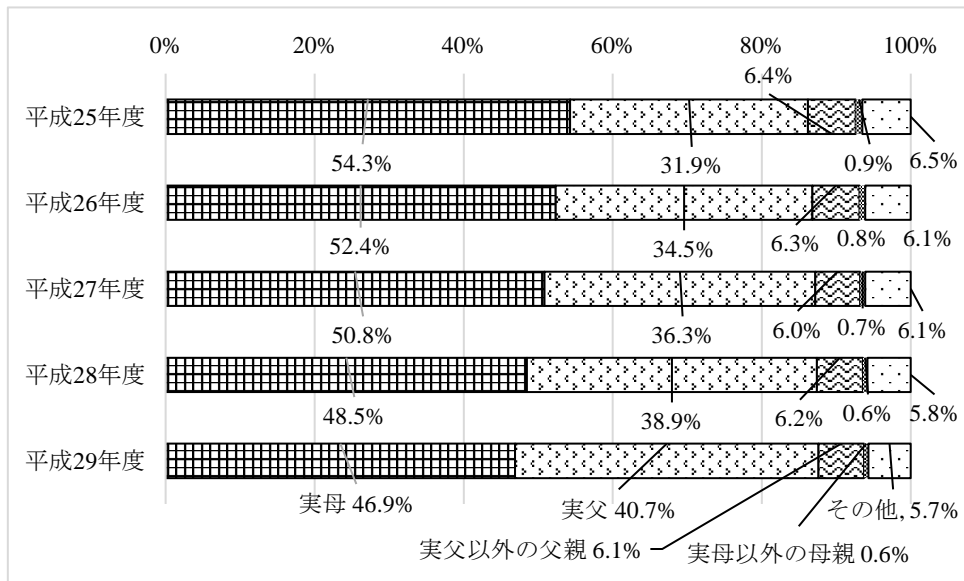
実母が 46.9%と最も高く、次いで実父が 40.7%となっており、両者を合わせて 87.6%となる。

(単位：件)

虐待者	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他(*)	総数
	54,422 (40.7%)	8,167 (6.1%)	62,777 (46.9%)	754 (0.6%)	7,658 (5.7%)	133,778 (100.0%)

(\*) その他には祖父母、伯父叔母等が含まれる。

(出典：平成 29 年度福祉行政報告例の概況 厚生労働省)



(出典：「平成 29 年度福祉行政報告例の概況 厚生労働省」をもとに監査人が作成)

[虐待を受けた子どもの年齢構成別内訳]

下記の区分単位では小学生が 33.3%と最も高いが、0 歳から就学前の子どもの割合は 45.7%となっており、小学生区分よりも高い割合を占めている。

(単位：件)

被虐待児	0 歳～ 3 歳未満	3 歳～ 学齢前	小学生	中学生	高校生等	総数
	27,046 (20.2%)	34,050 (25.5%)	44,567 (33.3%)	18,677 (14.0)	9,438 (7.1%)	133,778 (100.0%)

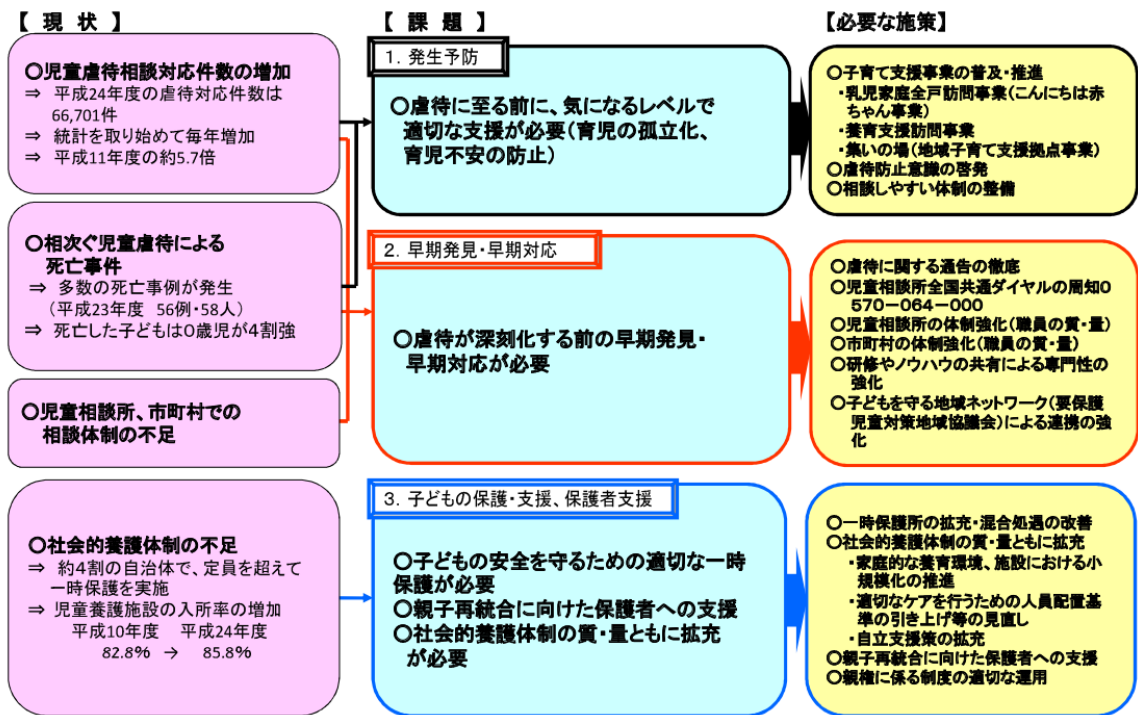
(出典：平成 29 年度福祉行政報告例の概況 厚生労働省)

(2) 国の施策

以上のような現状を踏まえ、厚生労働省では、児童虐待防止対策強化プロジェクトとして、以下のとおり、

- ①児童虐待の発生予防（発生予防）
  - ②児童虐待発生時の迅速・的確な対応（早期発見・早期対応）
  - ③虐待を受けた子どもの自立支援（子どもの保護・支援、保護者支援）
- の 3 点の取組を進めている。

## 児童虐待対策の現状と今後の方向性



(出典：厚生労働省ホームページ)

### ① 児童虐待の発生予防

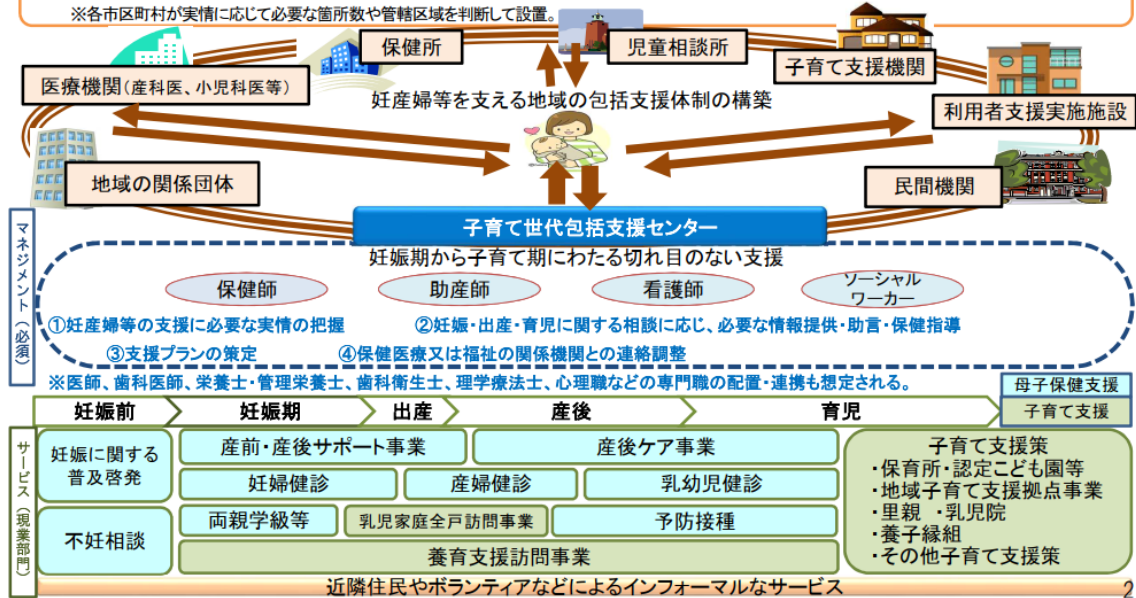
妊娠・出産・育児期の家庭では、産前産後の心身の不調や妊娠・出産・子育てに関する悩みを抱え、周囲の支えを必要としている場合がある。したがって、こうした家庭に適切な支援が差しのべられずに痛ましい児童虐待に至ってしまうことのないよう、厚生労働省では、妊娠・出産・子育てに関する相談がしやすい体制の整備や、地域の子育て支援サービスの充実を図っている。

具体的な施策として、厚生労働省では、地域のつながりの希薄化等により、妊産婦等の孤立感や負担感が高まっていることに対応するため、妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供するために相談支援等を行う「子育て世代包括支援センター」の全国展開を目指している。

子育て世代包括支援センターの実施状況(平成31年4月1日時点 厚生労働省母子保健課調べ)では、全国の983市区町村に対し、子育て世代包括支援センターが1,717か所あるのに対し、県には28自治体に対し35か所に留まっている。

## 子育て世代包括支援センターの全国展開

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(2017年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)。  
 > 実施市町村数:525市区町村(1,106か所)(平成29年4月1日現在) > 2020年度末までに全国展開を目指す。  
 ※各市区町村が実情に応じて必要な箇所数や管轄区域を判断して設置。



(出典：厚生労働省ホームページ)

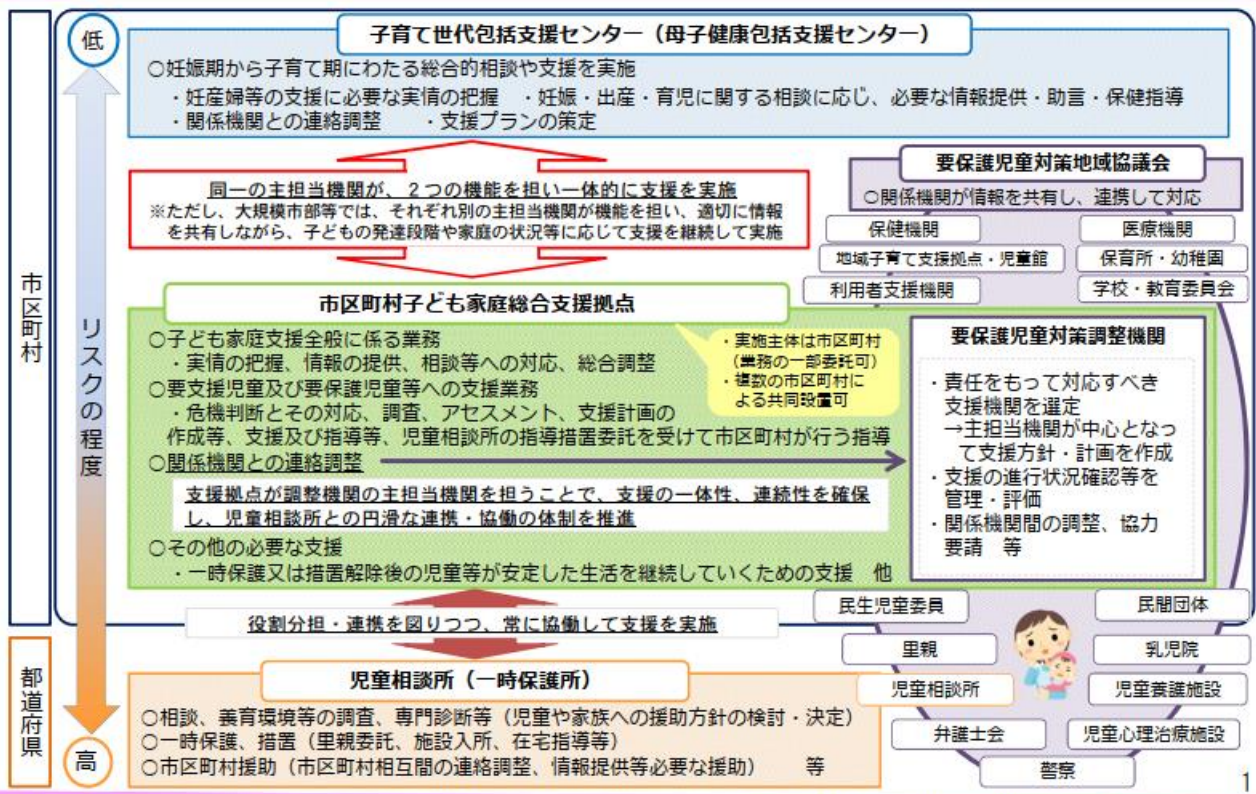
### ② 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を図るためには、関係機関の間で情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要である。このことから、関係機関が子どもや保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う場として、児童福祉法第25条の2で規定されている「要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)」の設置促進と活動内容の充実に向けた支援を行っている。

要保護児童対策地域協議会は、県また市町村等が設置主体となって、児童福祉法第6条の3に規定する「要保護児童(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童)」を対象児童とすることから、虐待を受けた子どもに限らず、非行児童なども含む。



## 市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



※子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機関が2つの機能を担うなどの設置方法を含め、各市区町村の母子保健及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて検討すること。

（出典：厚生労働省ホームページ）

また、子どもとその家庭や妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務まで行う機能を担う拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点）の整備に努めることとされており（児童福祉法第10条の2）、厚生労働省では市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置を推進している。

さらに、児童虐待が発生した時に迅速・的確な対応ができるよう、児童相談所の体制強化を推進している。

### ③ 虐待を受けた子どもの自立支援

虐待を受けた子どもの自立に向けて、親子関係の再構築支援を強化するとともに、里親委託等の家庭養育を推進している。また、18歳以上の者への支援の継続など、それぞれの状況に合わせた支援を行っている。



### (3) 県の現状と施策

児童虐待の防止等に関する法律第 4 条では、(国及び地方公共団体の責務等)として、

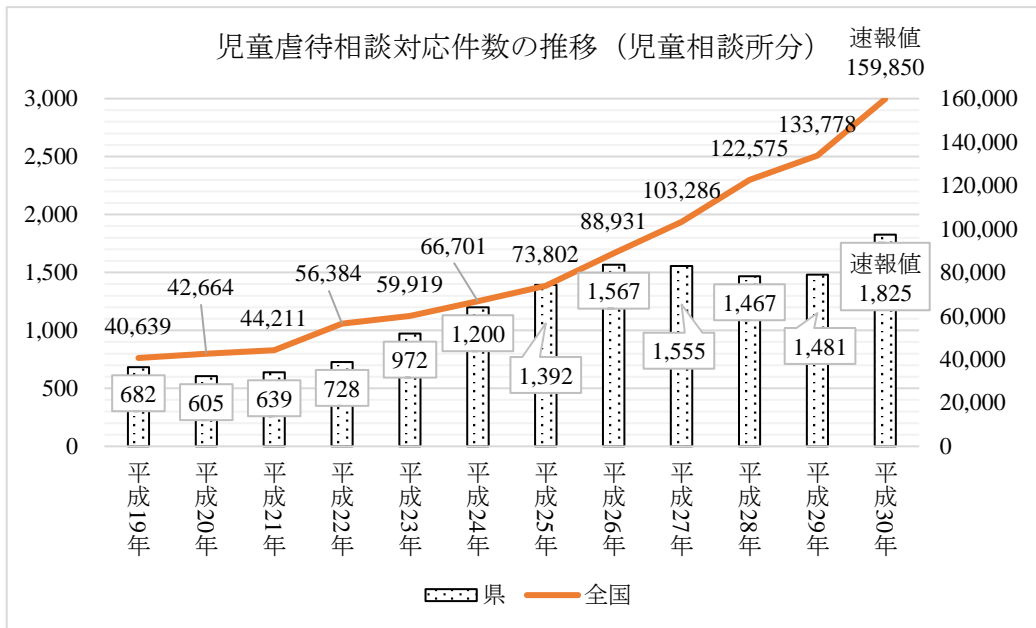
「第 4 条 国及び地方公共団体は、児童虐待の早期発見及び児童虐待を受けた児童の迅速かつ適切な保護を行うため、関係機関及び民間団体の連携の強化その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童に対し専門的知識に基づく適切な保護を行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に通る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めるものとする。
- 4 何人も、児童の健全な成長のために、良好な家族の関係及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。」

と規定している。

これに基づき、県では、奈良県児童虐待防止アクションプランを作成し、県として具体的行動を実施していくとともに、市町村と県が一体となって取り組むため、市町村に対しても実施を要請していかなければならない。

県においても例外ではなく、全国と同様に児童虐待相談対応件数は増加しているからである。児童虐待の相談対応窓口は県こども家庭相談センター(児童相談所)と市町村の 2 つがあるが、どちらの対応件数も平成 30 年度に過去最高を記録している。



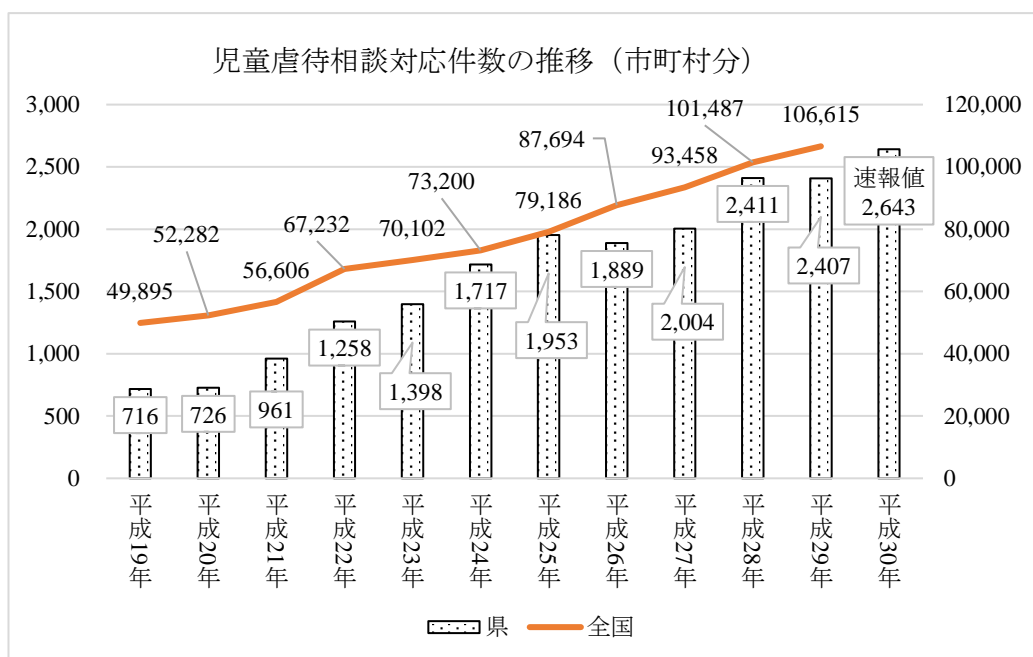
（出典：「資料1【グラフ】奈良県の児童虐待相談件数の推移 奈良県」  
をもとに監査人が作成）

平成27年度から平成29年度にかけて児童虐待相談対応件数（児童相談所分）が減少している理由は、市町村が相談窓口として、県民の認知度が高まってきたことや、虐待リスクの重症度から事案を担当する児童相談所（県子ども家庭相談センター）と市町村の役割分担が定着化してきたためである。このため、次の市町村分は、平成28年度から大幅に増加している。

（単位：件）

年度	児童相談所分	市町村分	合計
平成26年度	1,567	1,889	3,456
平成27年度	1,555	2,004	3,559
平成28年度	1,467	2,411	3,878
平成29年度	1,481	2,407	3,888
平成30年度	1,825	2,643	4,468

（出典：県提出資料）



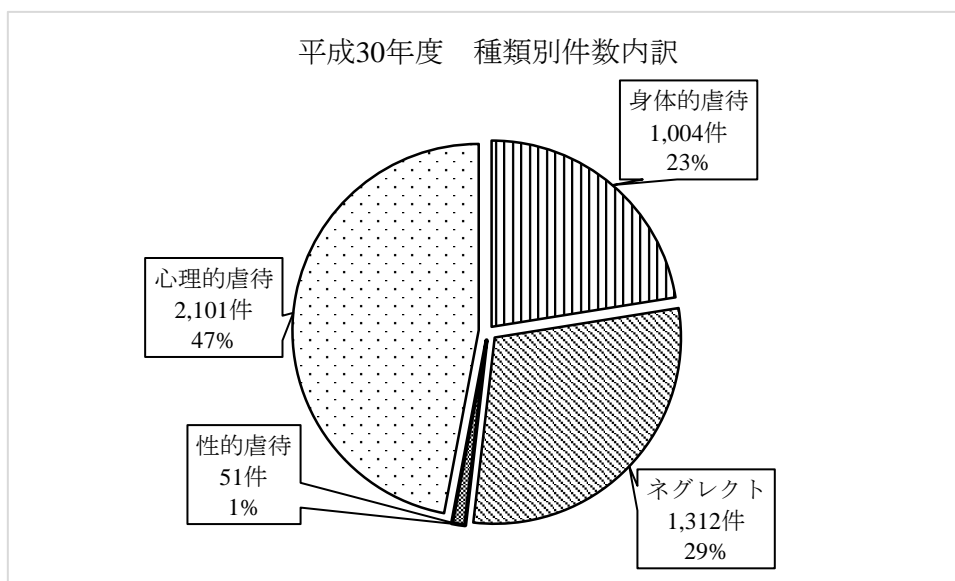
（出典：「資料1【グラフ】奈良県の児童虐待相談件数の推移 奈良県」をもとに監査人が作成）

上記の児童虐待の相談件数の内訳は、以下のとおりである。

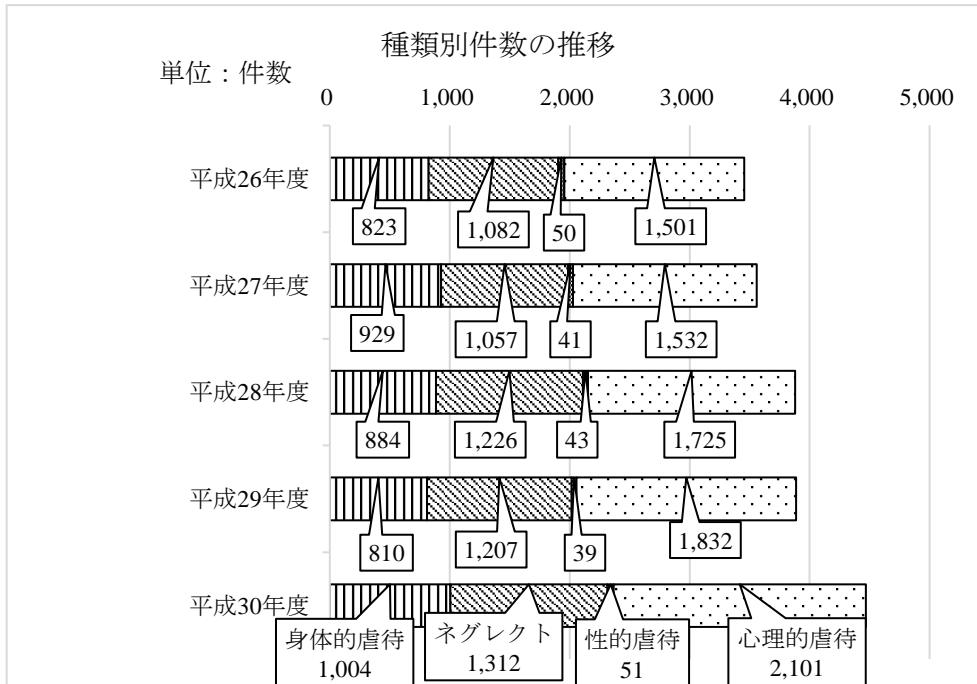
[種類別内訳]

「心理的虐待」が47.0%で最も高くなっており、次いで「ネグレクト」29.4%及び「身体的虐待」22.5%が続く。「性的虐待」1.1%と僅かである。

全国比率（平成29年度）と比較すると、ネグレクトが全国20.0%に対し、県が29.4%、心理的虐待が全国54.0%に対し、県47.0%と、ネグレクトが割合的に高く、心理的虐待が低い傾向にある。

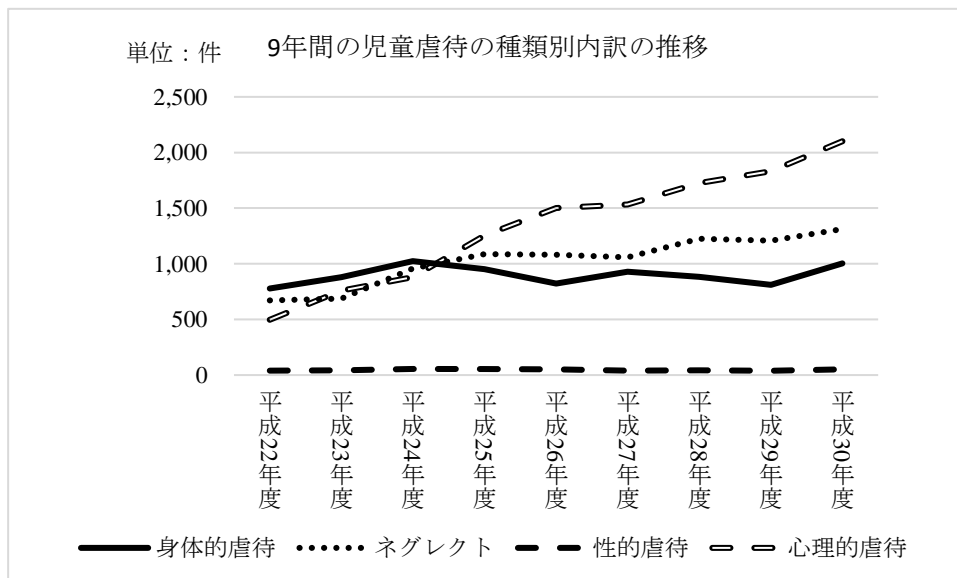


（出典：県ホームページをもとに監査人が作成）



(出典：県ホームページをもとに監査人が作成)

また、県ホームページより「県の児童虐待相談対応件数の推移」を入手し、9年間の児童虐待相談対応件数のグラフを作成した。



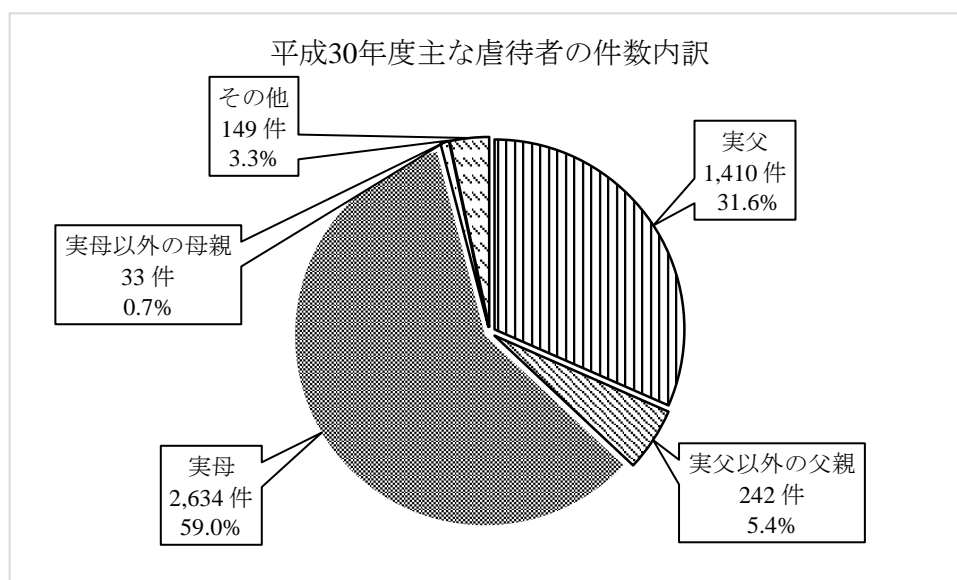
(出典：県ホームページをもとに監査人が作成)

前述のグラフからわかるとおり、「心理的虐待」は平成 22 年度では 497 件（25.0%）であったが、平成 25 年度に「ネグレクト」及び「身体的虐待」を上回り、全国同様に大幅に増加している。

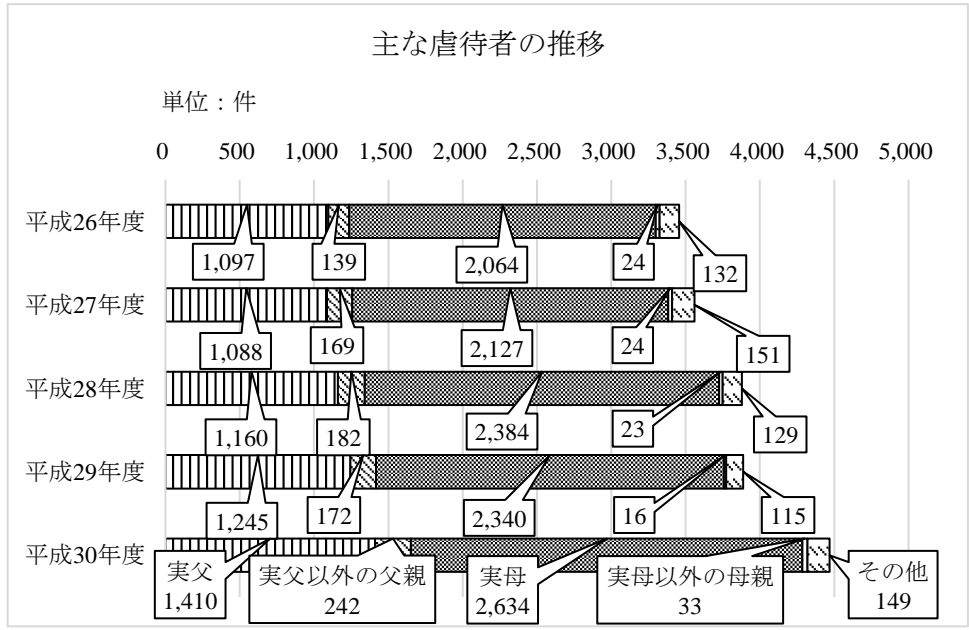
[虐待者別内訳]

「実母」の割合が 59.0%と比較的高く、「実父」31.6%と合わせた「実親」の割合が全体の 9 割を超えている。

全国比率（平成 29 年度）と比較すると、「実母」が全国 46.9%に対し、県 59.0%、「実父」が全国 40.7%に対し、県 31.6%と、県では「実母」による虐待の割合が高く、実親の割合は全国の割合 87.6%と一致する。



（出典：県ホームページをもとに監査人が作成）

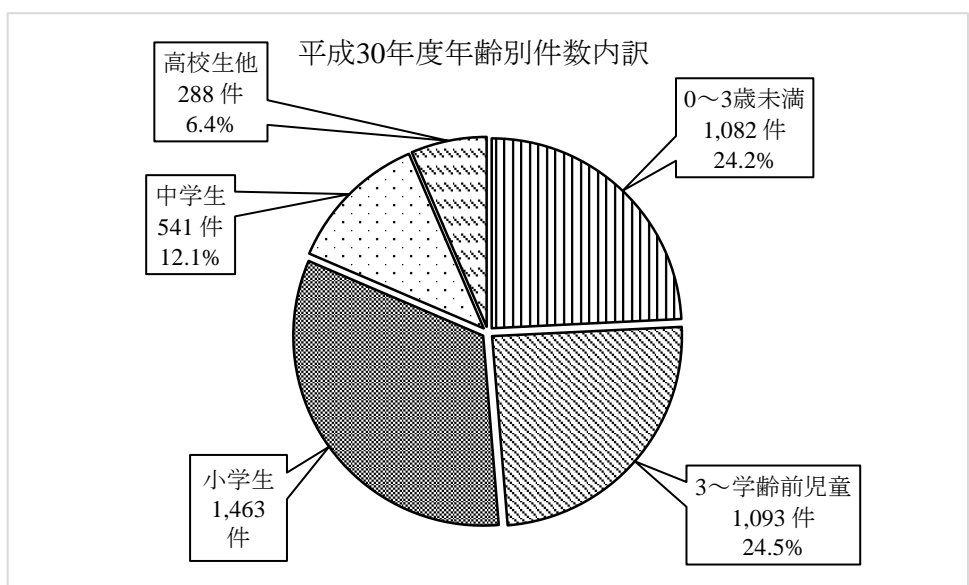


(出典：県ホームページをもとに監査人が作成)

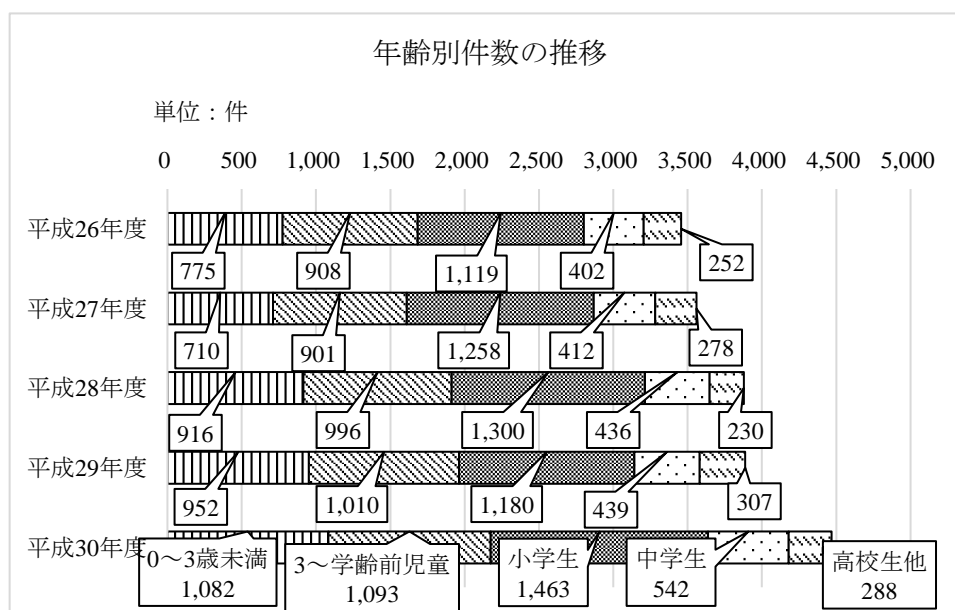
[虐待を受けた子どもの年齢構成別内訳]

小学生 32.8%が最も高く、次いで0歳から3歳未満 24.2%及び3歳から学  
 齢前児童 24.5%が続く。

全国比率と比較すると、「0歳～3歳未満」で全国が 20.2%、県が 24.2%と、  
 県においては「0歳～3歳未満」に対する虐待が高い傾向にある。



(出典：県ホームページをもとに監査人が作成)



(出典：県ホームページをもとに監査人が作成)

以上から、県においては、「実親」による「0歳～3歳未満」に対する「心理的虐待」が高いと言えるが、全体的には全国比率から大きく乖離するものではなく、県特有の顕著な傾向は見られなかった。

県では、児童相談所の相談内容の分析や、国で定めた児童虐待防止対策強化プロジェクト（厚生労働省）に基づき、県の実情に即した対策として、「奈良県の女性活躍推進・少子化対策の展開」（県こども・女性局）で以下の3つの主要な施策を掲げている。

- ・ 切れ目のない子育て支援の展開による未然防止・早期対応の強化
- ・ 虐待発生後の子どものケアと家庭への支援の充実
- ・ 関係機関の連携強化と職員の適正配置による体制整備

また、それぞれの施策において、以下の取組項目を掲げている。

[切れ目のない子育て支援の展開による未然防止・早期対応の強化]

- ・ 虐待の実態調査、検証結果の活用
- ・ 子育て世代包括支援センターと連携した、妊産婦や子育て家庭への切れ目のない訪問型支援の展開

[虐待発生後の子どものケアと家庭への支援の充実]

- ・ 里親希望者を増やす啓発を行う
- ・ 委託を進めるための職員の拡充とスキルの向上
- ・ 家族再統合や児童の自立・就労等に向けた施設入所後のケアを実施

[関係機関の連携強化と職員の適正配置による体制整備]

- ・ 連携と相互理解を深めるための人的交流の実施
- ・ 医療機関、学校、警察、検察等との連携
- ・ 児童相談所及び施設職員等の専門性の向上のための研修
- ・ 市町村格差の解消に向けた実態調査の実施と重点的な支援。

ただ、上述の施策・取組については、国が取り組んでいる対策の区分とは違えど大きく異なるところはなく、子ども食堂等を除くほぼすべての実施事業が国からの補助対象事業となっている。

厚生労働省の 児童虐待防止のための取組	県の児童虐待対策の強化
1. 児童虐待の発生予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 切れ目のない子育て支援の展開による未然防止・早期対応の強化</li> <li>・ 関係機関の連携強化と職員の適正配置による体制整備</li> </ul>
2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応	
3. 虐待を受けた子どもの自立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虐待発生後の子どものケアと家庭への支援の充実</li> </ul>

(4) 実施事業

(単位：千円)

事業名	所管課	平成30年度 歳出額
う蝕ハイリスク児歯科保健指導事業	福祉医療部 こども・女性 局 こども家 庭課	71
望まない妊娠相談対応力向上研修		340
アウトリーチ型子育て支援プログラム普及事業		102
児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業		8,000
子どもの「自立」サポート事業（生活支援）		6,200
新 里親支援機関委託業務		8,900
里親委託推進事業		116
新 専門里親研修事業		261
市町村体制強化支援事業		43
児童虐待24時間対応職員		7,628
スーパーアドバイスチーム		110



#### [切れ目のない子育て支援の展開による未然防止・早期対応の強化]

県では、妊娠期から乳幼児期にかけての切れ目のない子育て支援を実施したり、要保護児童対策地域協議会を中心とした包括的な支援を継続して実施している。子どもの虐待死や重症事例の発生を未然に防ぐためには、虐待にいたってからでは遅く、虐待に至る前の段階から早期に保護者を支援することが必要となる。虐待の原因となる子育て時における孤立感や不安感を解消し、安心した子育て環境と良好な親子関係の構築を図るため、例えば以下のような事業を実施している。

- ・ 望まない妊娠相談等の相談支援事業
- ・ アウトリーチ型（訪問型）の子育て支援事業
- ・ ペアレント・トレーニング等のプログラムを活用した子育て支援事業

「家庭をひらき、地域と人と繋げる」という方針のもと、積極的な子育て支援の推進を通じて、虐待の原因・機会の低減を目指している。当該目標を達成するため、県は市町村と密に連携するとともに、子育て支援分野と母子保健分野とも密に連携しながら、育児不安の解消や子どもの安全確認を進めている。

また、児童虐待防止推進事業では、未然防止啓発強化事業を中心に、近い将来に親になりうる若者や妊婦、乳幼児を養育する保護者を対象に啓発を行い、児童虐待の未然防止を目指している。

#### [虐待発生後の子どものケアと家庭への支援の充実]

虐待の再発防止や虐待の世代間連鎖を断絶するためには、一時保護所や養護施設等に入所する子ども達に対するケアの実施だけでなく、退所後に再度家族関係を構築するための支援や子どもが自立するための支援を充実させる必要がある。

そこで、平成 28 年度に改正された児童福祉法では、施設入所等の措置や一時保護等によって親子分離が図られた親子に対する親子関係再構築支援の実施や、自立援助ホーム対象者の拡大、里親委託の推進等が明記され、親子関係の再構築や子どもへのケア、自立支援に関する取組の充実が求められている。

これを受けて、県では、親子関係の修復や保護者のセルフケア力の回復、子どもの自立支援に向け、以下のような取組を継続して実施している。

- ・ 養護施設等における家庭的養護を促進する計画の策定
- ・ 虐待を行った保護者に対する家族再統合プログラムの実施
- ・ 施設退所後の児童の就労支援

また、子どもの心身の成長や発達を促し、乳幼児期の早期における愛着関係の形成と、安定し継続した家庭的な養育環境を保証していくため、新生児や乳幼児において里親委託が可能な場合は、特別養子縁組の実施を含めた取組も推進している。具体的には、平成28年度の児童福祉法の改正により、里親の選定及び里親と児童との間の調整並びに児童の養育に関する計画の作成までの一貫した里親支援を都道府県の業務として位置付けた（児童福祉法第11条第1項第2号）措置児童を家庭と同様の養育環境において、継続的に養育されることが原則であると明記されたことから、県では「新 里親支援事業」として事業を実施している。県の里親委託率は18.1%（平成28年度末）であり、全国平均18.3%を下回っていることから、委託率を上げることが課題といえる。さらに、現在委託中の里親への訪問支援や新たな里親の開拓があまり進んでおらず、当該状況も課題といえる。

これらの課題に対応するため、県では以下のような事業を実施している。

- ・ 里親制度の普及啓発
- ・ 里親希望者や里親を対象にした養育能力向上のための研修事業
- ・ 里親への訪問による指導援助等の実施

また、児童養護施設等児童保護措置費として、児童養護施設等に入所措置した要保護児童等の入所後の保護、又は委託後の養育のために児童福祉施設が最低基準を維持するための費用を措置している。

#### [関係機関の連携強化と職員の適正配置による体制整備]

複雑化し困難性を伴う児童虐待相談に適切に対応するためには、各関係機関が専門性と強みを活かした多機関連携と組織体制の充実が必要である。児童福祉分野だけでなく、保健、教育、警察、司法等の幅広い分野との多機関連携を行うためには、関係機関の相互理解を十分に図る必要がある。そのため、共同での研修会の実施や関係機関での人的交流の促進等を通じた、関係機関職員の互いに顔が見える関係づくりを図る取組を実施している。

県では、県、市町村、関係機関の連携体制の充実・強化を目的として、以下の事業を実施している。

- ・ 警察、市町村、こども家庭相談センターとの連携促進
- ・ 養育支援が必要な家庭等の転居時における情報提供、情報共有方法の検討
- ・ 県と市町村との人的交流を通じた連携促進

また、多機関連携を通じたより良い支援に繋げるため、市町村の相談体制状況と課題及びニーズ等、現状把握のための調査を実施し、各市町村の実情に応じた支援も実施している。

県では、市町村の組織体制の充実・強化対策として、以下のような事業を実施している。

- ・ 子ども家庭総合支援拠点の設置促進
- ・ 虐待相談対応職員、家庭児童相談員の適正配置
- ・ 市町村要保護児童対策地域協議会調整機関における専門職を対象とした義務研修の実施
- ・ 市町村における相談支援体制の実態調査と支援の実施

児童福祉法改正に合わせ、児童相談所の専門性強化や市町村要保護児童対策地域協議会調整機関における専門職配置の義務化に必要な人員配置のほか、支援者支援員や研修会の充実も図っている。

県は、県独自の組織体制の充実・強化として、以下の事業を実施している。

- ・ こども家庭相談支援センターにおける児童福祉士の適正配置
- ・ スーパーアドバイザーチーム活用による専門性の向上
- ・ 市町村研修担当職員や里親支援員等の職員の拡充

(5) 結果又は意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

(6) 各実施事業

① う蝕ハイリスク児歯科保健指導事業

(ア) 事業目的、内容及び成果

契約名	う蝕ハイリスク児歯科保健指導事業
契約内容	乳幼児期（うち 3~6 歳）・少年期（うち 7~17 歳）を対象として、県中央こども家庭センターをモデル施設とし、一時保護児童を対象に歯科医師及び歯科衛生士が歯ブラシ指導を中心とした歯科口腔保健指導を実施する。
契約先名	一般社団法人 奈良県歯科衛生士会
契約期間	平成 30 年 10 月 18 日 平成 30 年 11 月 15 日 平成 30 年 12 月 20 日 平成 31 年 1 月 17 日

	平成 31 年 2 月 21 日 平成 31 年 3 月 14 日
契約金額（税込）	実費

#### ア 目的

う蝕罹患リスクの高い若年層の県民に歯ブラシ指導を実施することにより、県民の歯科口腔保健の向上を図る。

#### イ 事業内容

乳幼児期（うち 3~6 歳）・少年期（うち 7~17 歳）を対象として、奈良県中央こども家庭センターをモデル施設とし、一時保護児童を対象に歯科医師及び歯科衛生士が歯ブラシ指導を中心とした歯科口腔保健指導を実施する。

平成 30 年度では、6 回実施し、指導を実施した。

回数	実施日	参加者数
第 1 回	平成 30 年 10 月 18 日(木)	11 人
第 2 回	平成 30 年 11 月 15 日(木)	9 人
第 3 回	平成 30 年 12 月 20 日(木)	8 人
第 4 回	平成 31 年 1 月 17 日(木)	6 人
第 5 回	平成 31 年 2 月 21 日(木)	13 人
第 6 回	平成 31 年 3 月 14 日(木)	12 人
	合計	59 人

県は、平成 19 年 10 月から平成 23 年 8 月まで、奈良県歯科医師会（以下、「歯科医師会」という。）に委託し、被虐待児の口腔内の状況把握を通して、児童虐待（child abuse）の早期発見につながるか否かを調査した。当該委託業務の成果物として平成 24 年 3 月に歯科医師会から提出された報告書によると、歯科から虐待の兆候を発見し、適切な指導や関係機関と連携を取りながら養育者を支援していくことは、児童虐待の予防、重大な虐待事象の減少に貢献とすると結論付けている。これは、全国的に言われていることではあるが、子どものう蝕が減少傾向にある一方、養育者から‘不適切な扱い’を受けている被虐待児童にはう蝕が多いことが分かっている。県においても、同様の傾向が明らかになったことによる。

これを受けて、県では、「児童虐待対応マニュアル」を作成し、児童福祉法第 33 条に基づく一時保護の措置を行うために設置されている一時保護所（中央こども家庭相談センター内に設置。）にて、一時保護

された児童を対象に、生活習慣の確立を第一としながら、う蝕による虐待の兆候を発見するために、歯科医師、歯科衛生士による健康学習を交えた口腔衛生指導・歯科検診を行っている。

当該事業では、奈良県立医科大学から口腔衛生指導・歯科検診を行う歯科医師の派遣を受け、県は歯科医師個人に対し、県の予算単価に基づき、毎月の事業実施ごとに謝金を支払っている。また、歯科衛生士については、一般社団法人奈良県歯科衛生士会（以下、「歯科衛生士会」という。）から派遣を受け、県は歯科衛生士会に対し、県の予算単価に基づき、毎月の事業実施ごとに謝金を支払っている。なお、歯ブラシ、ディスポミラー、手袋等の消耗品については、歯科衛生士会から見積を提出させ、当該見積に従い、県は歯科衛生士会から購入している。

#### （イ）結果又は意見

##### 【結果】

う蝕ハイリスク児歯科保健指導モデル事業において、平成 30 年度では歯科衛生士会から歯ブラシを購入して供用しているが、未使用のままの余剰在庫が相当数生じている。平成 29 年度までは委託契約により歯科衛生士会の見積りに任せており、その見積数を踏襲するような形で購入数量を決定したところ、実際の使用数を大幅に上回ったものである。

令和元年度からは再び歯科衛生士会への委託契約に戻しているが、これまでのままでは年間使用量を大幅に上回る余剰在庫購入に相当する委託料の支出が生じてしまうことから、歯科衛生士会の見積りを信頼するのではなく、事実上の過大発注にならないように当該委託契約の内容を見直すとともに、本事業の従事者全員の意識を改める必要がある。

う蝕ハイリスク児歯科保健指導モデル事業では、平成 30 年度においては当該事業で使用する歯ブラシを歯科衛生士会から購入する形式をとって供用していた。第 1 回目の保健指導実施直後に、幼児用と大人用合わせて 350 本（50 本入り×7セット）を購入したが、平成 30 年度の検診者数が 59 名であったため、令和元年度は納品を中止してもなお令和元年 12 月 31 日現在で 436 本の余剰在庫が生じていた。令和元年度に入ってから検診者が 54 名であったことを勘案すると、平成 30 年度末時点でも 500 本弱の余剰在庫が生じていたものと推察され、過去の検診者数実績からしても、年 350 本の購入は明らかに過剰であった。

今後、当面は現在の在庫を消化することで済む状況であるので、県は、現在の委託契約を見直すとともに、今後においても、事業完了時に歯ブラ

シの使用実績数に応じて精算を行う等、事実上の余剰在庫を発生させないような契約内容にする工夫が必要である。

下の表は、平成 28 年度から令和元年度にかけて、本事業で購入等された「歯ブラシ、衛生用品等」の「実支出額」とされる金額と各年度の検診者数の年次推移を示すものである。

【歯ブラシ等の「実支出額」と検診者数の推移】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
契約形態	委託	委託	購入	委託
「実支出額」 ないし購入額	24,000 円	24,000 円	24,500 円 (含、歯ブラ シ 350 本分)	0 円
検診者数	70 名	90 名	59 名	令和元年 12 月 末時点 54 名

(出典：事業実績報告書等から監査人が作成)

平成 28 年度及び平成 29 年度の実支出額は、平成 30 年度の実支出額とほぼ変わらないことから、平成 30 年度と同様の歯ブラシ等相当額が委託料に含めて支出されていたと考えられる。各年度の検診者数からして、平成 30 年度と同様に、余剰在庫が生じていたことが推定される。

### 【結果】

う蝕ハイリスク児歯科保健指導モデル事業において生じた歯ブラシの余剰在庫について、受払管理が実施されておらず、あるべき在庫数が把握されていない杜撰な状態である。受払簿を作成することにより、適切な受払管理を行うべきである。

う蝕ハイリスク児歯科保健指導モデル事業において、上記指摘のとおり、大量の歯ブラシの余剰在庫が生じている。しかし、中央こども家庭相談センターでは、余剰在庫の受払管理を実施していないため、あるべき在庫数が把握されていない。令和元年 12 月 31 日現在での在庫数の調査を県に依頼した結果、436 本であった。

上記指摘のとおり、余剰在庫が生じないような契約内容に改めることが先決であるが、余剰在庫相当が生じた場合には、盗難防止や無駄遣い防止の観点から適切に受払管理を実施する必要がある。

## ② 子どもの「自立」サポート事業委託契約

### (ア) 事業目的、内容及び成果

契約名	子どもの「自立」サポート事業委託契約
契約内容	<p>児童養護施設、ファミリーホーム、里親、児童自立支援施設、自立援助ホーム（以下「児童養護施設等」という。）に入所させる措置又は里親に委託する措置を解除し自立生活する子どもを対象に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退所を控えた子どもに対する支援</li> <li>・退所後の支援</li> <li>・「児童養護施設等退所者等に対する自立支援資金貸付事業」への協力</li> </ul> <p>を行う。</p>
契約先名	特定非営利活動法人おかえり
契約期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
契約金額（税込）	6,200,000円

#### ア 目的

児童養護施設等から退所する子ども（18歳以上の者を含む。以下同じ。）は、その約6割が家族や親族からの支援を得ることがかなわなかったり、住み込みや一人暮らしをしながらの就労が多く、就職しても5年以内に約半数が転職や離職を経験している。地域社会において自立生活を送るためには、様々な生活・就職上の問題を克服しながら、自らの努力で生活基盤を整備することが求められている。

そのため、これらの子どもに寄り添い、生活や就業に関する相談に応じながら、子どもが意見交換や情報交換等を行うためのグループ（以下、「自助グループ」という。）の活動を支援することで、地域社会における社会的自立の促進を図ることを目的としている。

#### イ 事業内容

児童養護施設等に入所させる措置又は里親に委託する措置を解除し自立生活する子どもを対象に以下の業務を行う。

##### [退所を控えた子どもに対する支援]

- ・子どもとの関係性を深めるため、児童養護施設等を訪問し、施設等と連携しながら、退所を控えた子どもが抱える自立生活への不安や悩み等の相談に応じること。

- ・ 高校等の中退・退学した子ども等の進路や求職活動等に関する問題について相談に応じ、必要に応じて専門機関の活用や面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。
- ・ その他、地域生活を始める上で必要な支援を行うこと。

#### [退所後の支援]

- ・ 住居、家族、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応じ、必要に応じて他機関と連携する等の必要な支援を行うこと。
- ・ 進路及び就学継続、就労及び就業継続等の相談に応じるとともに、ハローワーク等専門機関の活用、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。
- ・ 子どもが気軽に集まる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信当自助グループの活動育成支援を行うこと。

#### [「児童養護施設等退職者等に対する自立支援資金貸付事業」への貸付]

- ・ 「児童養護施設等退職者等に対する自立支援資金貸付事業」が円滑に実施されるよう貸付対象者への制度の周知等の協力を行うとともに、貸付を受けた者に対し、上記[退所後の支援]を行うこと。

### (イ) 結果又は意見

#### 【結果】

子どもの「自立」サポート事業委託契約において、契約上、委託先業者が再委託を行う場合は、県から事前に承認を得る必要があるが、事前に承認を受けずに再委託を実施していた。再委託の事前申請に係る事務について適正な理解と処理が励行されるように組織的な取組を実践すべきである。

子どもの「自立」サポート事業委託契約において、契約書第9条に、「乙（委託先業者）は、業務の一部を第三者に再委託する場合は、書面により、あらかじめ甲（奈良県）の承認を得るものとする。」とある。また、仕様書の「7 その他 (3) 再委託の禁止」では、「受託者は、当該事業の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得た場合は、当該業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委託することができる。」とある。これらにより、委託先業者が再委託を行う場合には、事前に県の承認を得ることが必要である。

しかし、委託業務終了後に委託先業者から提出された活動計算書には「業務委託費」による支出が計上されていることから、県が委託した業務の一部について委託先業者から再委託がなされたものと考えられる。これにつ



いて県の担当者は、委託先業者が業務委託費として報告した業務は、ホームページの運営や税務業務の報酬であり、仮に県が会計処理する場合には委託費として経理するものに該当しないことを理由に、再委託に該当しないと判断したとのことである

軽微な再委託を定義して再委託の申請対象から除外することを事前に規定しているならば検討の余地はあろうが、そのような規定もないままでの上記のような判断による不作為は失当である。県においては、再委託の事前申請に係る事務について適正な理解と処理が励行されるように組織的な取組を実践すべきである。

### ③ 望まない妊娠相談対応力向上研修

#### (ア) 事業目的、内容及び成果

契約名	望まない妊娠相談対応力向上研修委託業務
契約内容	望まない妊娠、思いがけない妊娠をして悩んでいる女性や、その家族と関わる機会のある保健師、助産師、看護師、医師、児童相談所職員等の相談対応力を向上させるために研修を実施する。
契約先名	一般社団法人 全国妊娠 SOS ネットワーク
契約期間	平成 30 年 7 月 24 日から平成 30 年 10 月 31 日まで
契約金額（税込）	330,000 円

#### ア 目的

児童虐待件数は増加の一途を辿り、死亡に至る事例も後を絶たない。厚生労働省社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会が発表している「子ども虐待による死亡事例等の検証報告結果について」（第 1 次報告～第 12 次報告）によると、平成 15 年度から平成 27 年度末までの 12 年間で発生した虐待死事例は 1,080 人（心中以外の虐待死 626 人、保護者との心中による虐待死 454 人）と報告されている。心中以外の虐待死だけでいえば毎年 40~60 件で推移し、1 週間に 1 人の割合で虐待死が発生している状況にある。直近の第 12 次報告では、虐待死事例は 71 人（うち心中以外の虐待死 44 人）と報告されているが、心中以外の虐待死事例のうち 0 歳児が 27 人（61.4%）と最も割合が多く、0 歳のうち月齢 0 か月児は 15 人（55.6%）と高い割合を占めている。虐待者は「実母」（28 人 63.6%）が最も多く、高い割合で「望まない妊娠/計画していない妊娠」を課題として抱えている状況が確認されている（24 人 54.5%）。

前述の現状から、虐待死の未然防止のためには、出産前後から妊娠葛藤を抱える保護者を早期に把握し支援に繋げていくことが必要とされる。そのために望まない/思いがけない妊娠をして悩んでいる女性や、その家族に対して、適切な相談支援と社会資源の活用を行える人材を育成することを目的に、研修業務を委託している。

#### イ 事業内容

内容 : 研修の実施、事業目的と企画・立案

参加人数 : 50人程度

実施場所 : 県内の研修会場 (50人規模で研修が実施できる施設)

実施日 : 平成30年7月24日から平成30年10月31日まで

実施業務 : ・講師の選定

- ・講師への謝金、旅費等の支払い
- ・当日の司会、進行
- ・事業終了後の実績報告書の提出

#### (イ) 結果又は意見

##### 【結果】

望まない妊娠相談対応力向上研修委託業務において、業者との契約額を決定するのに使用した見積書記載の項目が実績報告書から削除されている。当該項目は本来不要であった可能性があり、見積書の内容の精査を徹底して契約金額を決定すべきである。

望まない妊娠相談対応力向上研修委託業務において、次の表のとおり、契約額を決定するために業者から徴取した見積書に記載されていた「資料代: 15,000円」が、実績報告書では削除されている。これは、研修当日は委託先業者の保有する資料を用いて研修が行われたため、資料代が発生しなかったとのことであるが、当初から委託業者が保有する資料を用いて研修を実施することが可能であったのならば、過大な見積書に基づいて契約額を決定していたことになる。結果的には講師の会費と会場費が見積額より過大となったことにより総額は見積書と同額になったとのことであるが、本委託契約は業務終了後に精算する必要がない契約となっていたことから、仮に講師の会費と会場費が見積り通りであれば委託業者は発生する見込みのない資料代相当額の利益を享受していたことになる。

このようなことがないように、見積書の内容を精査して契約額を決定する必要がある。

【見積書と実績報告書の比較】

(単位：円)

			見積書①	実績 報告書②	増減 ② - ①
謝金	基礎編	講師謝金 (基礎編)	90,000	90,000	0
	アドバンス編	講師謝金 (アドバンス編)	60,000	60,000	0
旅費	基礎編	講師旅費 (東京)	40,000	42,000	2,000
		講師旅費 (名古屋)	23,000	23,300	300
		講師旅費 (大阪)	2,000	2,140	140
	アドバンス編	講師旅費 (東京)	40,000	42,000	2,000
		講師旅費 (名古屋)	23,000	23,300	300
資料代等	資料代	資料作成及び印刷費 (ガイドブック)	15,000	-	△15,000
会場費等		会場使用料 (基礎編)	20,000	23,500	3,500
		会場使用料 (アドバンス編)	7,000	9,490	2,490
諸経費		事務局運営費等	10,000	14,270	4,270
合計			330,000	330,000	0

(出典：委託業者から提出された見積書と実績報告書をもとに作成)

## 8 こども・女性への支援—困難を抱える子ども・親への支援

### (1) 現状認識

平成27年国勢調査によると、総世帯53,449千世帯のうち、ひとり親と子供から成る世帯は4,748千世帯で、そのうち、男親と子供から成る世帯は703千世帯、母親と子供から成る世帯は4,045千世帯である。15年前の平成12年のデータと比較すると、ひとり親と子供から成る世帯は、その数において約1.3倍に、家族類型に占める割合において約1.3%、増加している。

表I-1 総世帯数、一般世帯数及び施設等の世帯数の推移—全国（平成12年～27年）

世帯の種類・世帯の家族類型	実数（千世帯）				割合（%）			
	平成12年	17年	22年	27年	平成12年	17年	22年	27年
総世帯 1)	47,063	49,566	51,951	53,449				
一般世帯 2)	46,782	49,063	51,842	53,332	100.0	100.0	100.0	100.0
単独世帯	12,911	14,457	16,785	18,418	27.6	29.5	32.4	34.6
うち65歳以上の単独世帯	3,032	3,865	4,791	5,928	6.5	7.9	9.3	11.1
核家族世帯	27,273	28,327	29,207	29,754	58.3	57.7	56.4	55.9
夫婦のみの世帯	8,823	9,625	10,244	10,718	18.9	19.6	19.8	20.1
夫婦と子供から成る世帯	14,904	14,631	14,440	14,288	31.9	29.8	27.9	26.9
ひとり親と子供から成る世帯	3,546	4,070	4,523	4,748	7.6	8.3	8.7	8.9
男親と子供から成る世帯	535	605	664	703	1.1	1.2	1.3	1.3
女親と子供から成る世帯	3,011	3,465	3,859	4,045	6.4	7.1	7.5	7.6
その他の世帯	6,598	6,278	5,765	5,024	14.1	12.8	11.1	9.4
(再掲) 3世代世帯	4,716	4,239	3,658	3,023	10.1	8.6	7.1	5.7
(再掲) 母子世帯	626	749	756	755	1.3	1.5	1.5	1.4
(再掲) 母子世帯 (他の世帯員がいる世帯を含む)	867	1,055	1,082	1,063	1.9	2.1	2.1	2.0
(再掲) 父子世帯	87	92	89	84	0.2	0.2	0.2	0.2
(再掲) 父子世帯 (他の世帯員がいる世帯を含む)	193	213	204	182	0.4	0.4	0.4	0.3
施設等の世帯	102	100	108	117	100.0	100.0	100.0	100.0

注) 平成12年及び17年の数値は、22年以降の家族類型の定義に合わせて組み替えて集計している。

1) 平成12～17年は、世帯の種類「不詳」を含む。

2) 平成22年及び27年は、世帯の家族類型「不詳」を含む。

(出典：統計局 平成27年国勢調査)

母親と子供からなる世帯が85%を占めるため、以下では、母子世帯に焦点を当てることとする。

平成28年に厚生労働省が実施した「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」によると、ひとり親世帯になった理由別の世帯構成割合は、以下のとおりであった。離婚が79.5%を占めており、昭和58年度の割合49.1%から1.6倍となっている。

表1-(1) 母子世帯になった理由別 構成割合の推移

調査年次	総数	死別	生別						不詳
			総数	離婚	未婚の母	遺棄	行方不明	その他	
昭和58	(100.0)	(36.1)	(63.9)	(49.1)	(5.3)	(*)	(*)	(9.5)	(-)
63	(100.0)	(29.7)	(70.3)	(62.3)	(3.6)	(*)	(*)	(4.4)	(-)
平成5	(100.0)	(24.6)	(73.2)	(64.3)	(4.7)	(*)	(*)	(4.2)	(2.2)
10	(100.0)	(18.7)	(79.9)	(68.4)	(7.3)	(*)	(*)	(4.2)	(1.4)
15	(100.0)	(12.0)	(87.8)	(79.9)	(5.8)	(0.4)	(0.6)	(1.2)	(0.2)
18	(100.0)	(9.7)	(89.6)	(79.7)	(6.7)	(0.1)	(0.7)	(2.3)	(0.7)
23	(100.0)	(7.5)	(92.5)	(80.8)	(7.8)	(0.4)	(0.4)	(3.1)	(-)
28	2,060 (100.0)	165 (8.0)	1,877 (91.1)	1,637 (79.5)	180 (8.7)	11 (0.5)	8 (0.4)	41 (2.0)	18 (0.9)

(出典：平成28年度全国ひとり親世帯等調査 厚生労働省)

母子世帯の母のうち 81.8%が就業している中で、うち正規の職員・従業員としての就労割合が 44.2%と平成 23 年度に比して増加しており、そうした母の帰宅時間をみると、午後 6 時から午後 8 時が過半を占めている。

表 7-(1)-1 母子世帯の母の就業状況

	総 数	就業している	従 業 上 の 地 位							不就業	不 詳
			正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	会社などの役員	自営業	家族従業者	その他		
平成23年 総 数	(100.0)	( 80.6) (100.0)	( 39.4)	( 4.7)	( 47.4)	( 0.6)	( 2.6)	( 1.6)	( 3.7)	( 15.0)	( 4.4)
平成28年 総 数	2,060 (100.0)	1,685 ( 81.8) (100.0)	745 ( 44.2)	78 ( 4.6)	738 ( 43.8)	16 ( 0.9)	57 ( 3.4)	9 ( 0.5)	42 ( 2.5)	193 ( 9.4)	182 ( 8.8)
死 別	165 (100.0)	116 ( 70.3) (100.0)	37 ( 31.9)	2 ( 1.7)	58 ( 50.0)	3 ( 2.6)	5 ( 4.3)	2 ( 1.7)	9 ( 7.8)	28 ( 17.0)	21 ( 12.7)
生 別	1,877 (100.0)	1,559 ( 83.1) (100.0)	702 ( 45.0)	76 ( 4.9)	676 ( 43.4)	13 ( 0.8)	52 ( 3.3)	7 ( 0.4)	33 ( 2.1)	162 ( 8.6)	156 ( 8.3)
不 詳	18 (100.0)	10 ( 55.6) (100.0)	6 ( 60.0)	- ( - )	4 ( 40.0)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	3 ( 16.7)	5 ( 27.8)

(出典：平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査 厚生労働省)

表 1 2-(2)-1 現在就業している母の地位別帰宅時間の構成割合

	総 数	午後 6 時 以前	午後 6 ～ 8 時	午後 8 ～ 10 時	午後 10 ～ 12 時	深夜・早朝	一定でない	不 詳
平成23年	( 100.0)	( 35.8)	( 39.8)	( 6.1)	( 1.7)	( 3.2)	( 11.9)	( 1.5)
平成28年 総 数	1,685 (100.0)	584 ( 34.7)	729 ( 43.3)	124 ( 7.4)	32 ( 1.9)	33 ( 2.0)	167 ( 9.9)	16 ( 0.9)
正規の職員 ・ 従業員	745 ( 100.0)	148 ( 19.9)	405 ( 54.4)	70 ( 9.4)	9 ( 1.2)	4 ( 0.5)	106 ( 14.2)	3 ( 0.4)
パート・ アルバイト等	738 (100.0)	366 ( 49.6)	241 ( 32.7)	35 ( 4.7)	18 ( 2.4)	23 ( 3.1)	48 ( 6.5)	7 ( 0.9)

(出典：平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査 厚生労働省)

平成 27 年の母子世帯の年間収入状況は次のとおりであり、母自身の平均収入は 243 万円（中央値は 208 万円）、世帯の平均収入は 348 万円（中央値は 300 万円）となっている。

表16-(1)-1 平成27年の母子世帯の年間収入状況

		平成22年の収入 (自身の収入)	平成22年の収入 (世帯の収入)	平成27年の収入 (自身の収入)	平成27年の収入 (世帯の収入)
平均世帯人員		-	3.42人	-	3.31人
平均収入		223万円	291万円	243万円	348万円
就労収入		181万円	-	200万円	-
年間収入 分布の 代表値	第Ⅰ4分位	120万円	150万円	150万円	200万円
	就労収入	90万円	-	100万円	-
	第Ⅱ4分位(中央値)	200万円	240万円	208万円	300万円
	就労収入	150万円	-	169万円	-
	第Ⅲ4分位	280万円	350万円	300万円	431万円
	就労収入	234万円	-	250万円	-
世帯人員1人当たり平均収入金額		-	85万円	-	105万円

注：1) 「平均収入」とは、生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、就労収入、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃・地代などを加えた全ての収入の額である。

注：2) 「自身の収入」とは、母子世帯の母自身又は父子世帯の父自身の収入である。

注：3) 「世帯の収入」とは、同居親族の収入を含めた世帯全員の収入である。

注：4) 「平均世帯人員」は、世帯収入が不詳の世帯を除いた値である。

※ 用語の定義は以下同じ。

(出典：平成28年度全国ひとり親世帯等調査 厚生労働省)

平成27年の児童のいる世帯の1世帯当たり平均所得金額が707.6万円であることから、母子世帯の年間収入は児童のいる世帯の平均所得金額の約半分という状況である。

表6 各種世帯の1世帯当たり平均所得金額の年次推移

世帯の種類 対前年増加率	平成 18年	19	20	21	22	23	24	25	26	27
全世帯(万円)	566.8	556.2	547.5	549.6	538.0	548.2	537.2	528.9	541.9	545.4
対前年増加率(%)	0.5	△1.9	△1.6	0.4	△2.1	1.9	△2.0	△1.5	2.5	0.6
高齢者世帯(万円)	306.3	298.9	297.0	307.9	307.2	303.6	309.1	300.5	297.3	308.1
対前年増加率(%)	1.5	△2.4	△0.6	3.7	△0.2	△1.2	1.8	△2.8	△1.1	3.6
児童のいる世帯(万円)	701.2	691.4	688.5	697.3	658.1	697.0	673.2	696.3	712.9	707.6
対前年増加率(%)	△2.3	△1.4	△0.4	1.3	△5.6	5.9	△3.4	3.4	2.4	△0.7

注：1)平成22年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

2)平成23年の数値は、福島県を除いたものである。

3)平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。なお、平成24年の熊本県分を除いた46都道府県の数値は、51頁の参考表7に掲載している。

(出典：平成28年度国民生活基礎調査 厚生労働省)

最後に、母子世帯の母が抱える子どもについての悩みとしては、「教育・進学」(56.1%)や「しつけ」(15.6%)が上位となっている。

表23-(1)-1 母子世帯の母が抱える子どもについての悩みの内訳（最もあてはまるもの）

	しつけ	教育・進学	就職	非行・交友関係	健康	食事・栄養	衣服・身のまわり	結婚問題	障害	その他
平成23年 総数	(15.6)	(56.1)	(7.2)	(3.6)	(5.3)	(2.6)	(0.8)	(0.1)	(*)	(8.7)
平成28年 総数	(13.1)	(58.7)	(6.0)	(3.0)	(5.9)	(2.6)	(0.8)	(0.4)	(4.3)	(5.2)
0歳～4歳	(42.7)	(24.4)	(-)	(-)	(8.4)	(9.2)	(3.1)	(1.5)	(3.1)	(7.6)
5歳～9歳	(26.7)	(48.2)	(-)	(3.0)	(6.3)	(4.0)	(0.7)	(-)	(5.3)	(5.9)
10歳～14歳	(10.4)	(67.4)	(1.3)	(4.7)	(4.7)	(1.7)	(0.4)	(0.2)	(4.4)	(4.7)
15歳以上	(2.4)	(63.7)	(14.2)	(2.1)	(6.1)	(1.3)	(0.8)	(0.6)	(4.0)	(4.7)

注：表中の割合は「特に悩みはない」と不詳を除いた割合である。以下同じ。

（出典：平成28年度全国ひとり親世帯等調査 厚生労働省）

## （2）国の施策

厚生労働省では、上述したような、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあるとの現状を踏まえ、これらの方の自立に向けて、次のような課題認識を行った。

- ・ 支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届いていない
- ・ 複数の困難な事情を抱えている方が多く、一人一人に寄り添った支援が必要
- ・ ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援が必要
- ・ 安定した就労による自立の実現

そして、こうした課題に対応してひとり親家庭・多子世帯等の自立を効果的に支援するため、各種施策を組み合わせた政策パッケージを策定する方向性を打ち出し、平成27年12月開催の「子どもの貧困対策会議」において『すくすくサポート・プロジェクト』（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト）の一部として「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」がとりまとめられた。このプロジェクトでは、「ひとり親家庭が孤立せず支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援するとともに、ひとり親家庭を社会全体で応援する仕組みを構築」するとしている。

## すくすくサポート・プロジェクト

### I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト

- 就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実
  - 具体的には、ひとり親家庭が孤立せず支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援するとともに、ひとり親家庭を社会全体で応援する仕組みを構築
- 【主な内容】
- ◇自治体の窓口のワンストップ化の推進
  - ◇子どもの居場所づくりや学習支援の充実
  - ◇親の資格取得の支援の充実
  - ◇児童扶養手当の機能の充実 など

### II 児童虐待防止対策強化プロジェクト

- 児童虐待について、発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援まで、一連の対策を更に強化。
- 【主な内容】
- ◇子育て世代包括支援センターの全国展開
  - ◇児童相談所体制強化プラン（仮称）の策定
  - ◇里親委託等の家庭的養護の推進
  - ◇退所児童等のアフターケア など

（出典：「すくすくサポート・プロジェクト」について  
平成 27 年 12 月 21 日「子どもの貧困対策会議」決定）

「すくすくサポート・プロジェクト」では、子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援の大きく 4 つに分けて事業を実施している。

厚生労働省が、子育て・生活支援で実施している主な事業は以下のとおりである。（出典：ひとり親家庭等の支援について 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 平成 31 年 4 月）

事業名	母子・父子自立支援員による相談・支援
支援内容	ひとり親家庭及び寡婦に対し、生活一般についての相談指導や母子父子寡婦福祉資金に関する相談・指導を行う。

事業名	ひとり親家庭等日常生活支援事業
支援内容	修学や疾病などにより家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等を行う。

事業名	ひとり親家庭等生活向上事業—相談支援事業
支援内容	ひとり親家庭等が直面する様々な課題に対応するために相談支援を行う。

事業名	ひとり親家庭等生活向上事業—家計管理・生活支援講習会等事業
支援内容	家計管理、子どものしつけ・育児や健康管理などの様々な支援に関する講習会を実施する。



事業名	ひとり親家庭等生活向上事業—学習支援事業
支援内容	高等学校卒業程度認定試験の合格のために民間事業者などが実施する対策講座を受講している親等に対して、補習や学習の進め方の助言等を実施する。

事業名	ひとり親家庭等生活向上事業—情報交換事業
支援内容	ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを相談しあう場を設ける

事業名	ひとり親家庭等生活向上事業—子どもの生活・学習支援事業
支援内容	ひとり親家庭の子どもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。

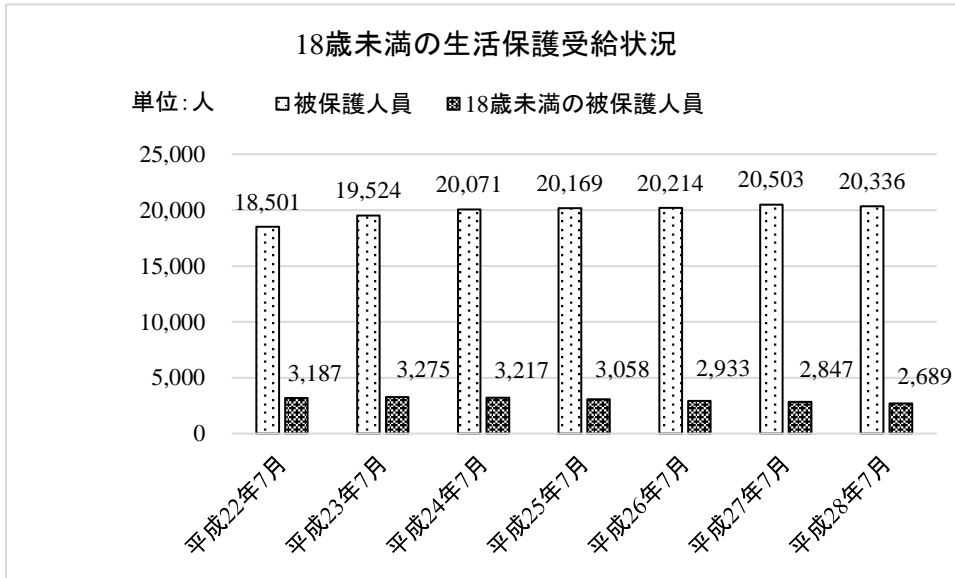
事業名	母子生活支援施設
支援内容	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

事業名	子育て短期支援事業
支援内容	児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる事業

### (3) 県の施策

県では、「経済的困難及び社会生活上の困難を抱える子どもを支援する奈良県計画」（平成28年3月奈良県）を作成し、経済的困難等を抱える子どもと家庭の「生きづらさ」に寄り添い、子どもの健やかな育ちを支援する総合的な施策を推進している。

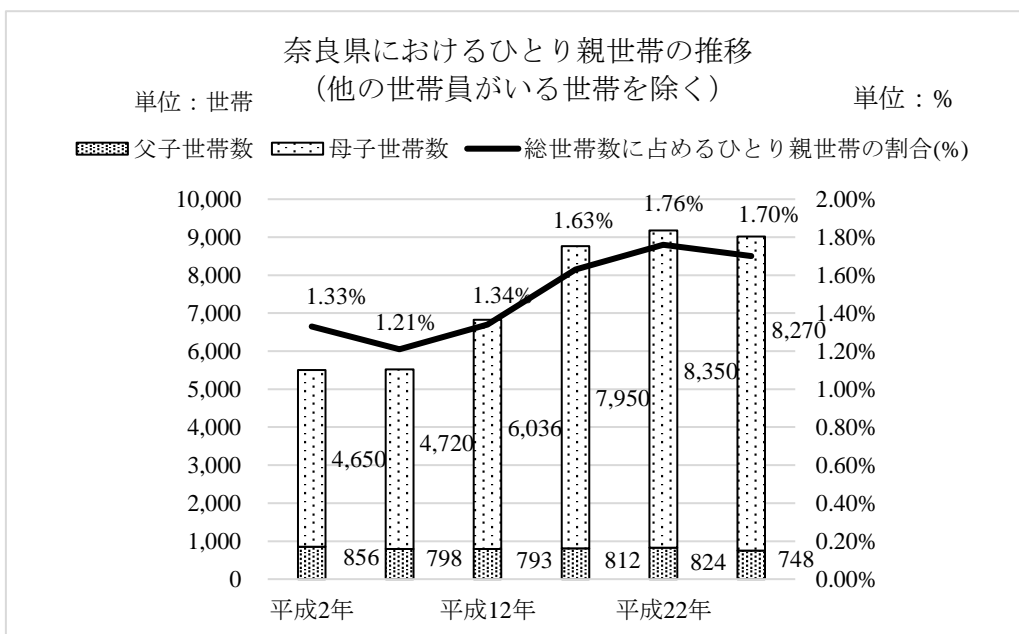
経済的困難を抱える子ども達の数把握するためには、生活保護を受給している世帯の子どもを把握することが考えられる。県では、生活保護を受給する世帯の子どもは平成28年7月現在で2,689人、平成29年10月1日現在でも2,549人であり、近年は漸減傾向にある。



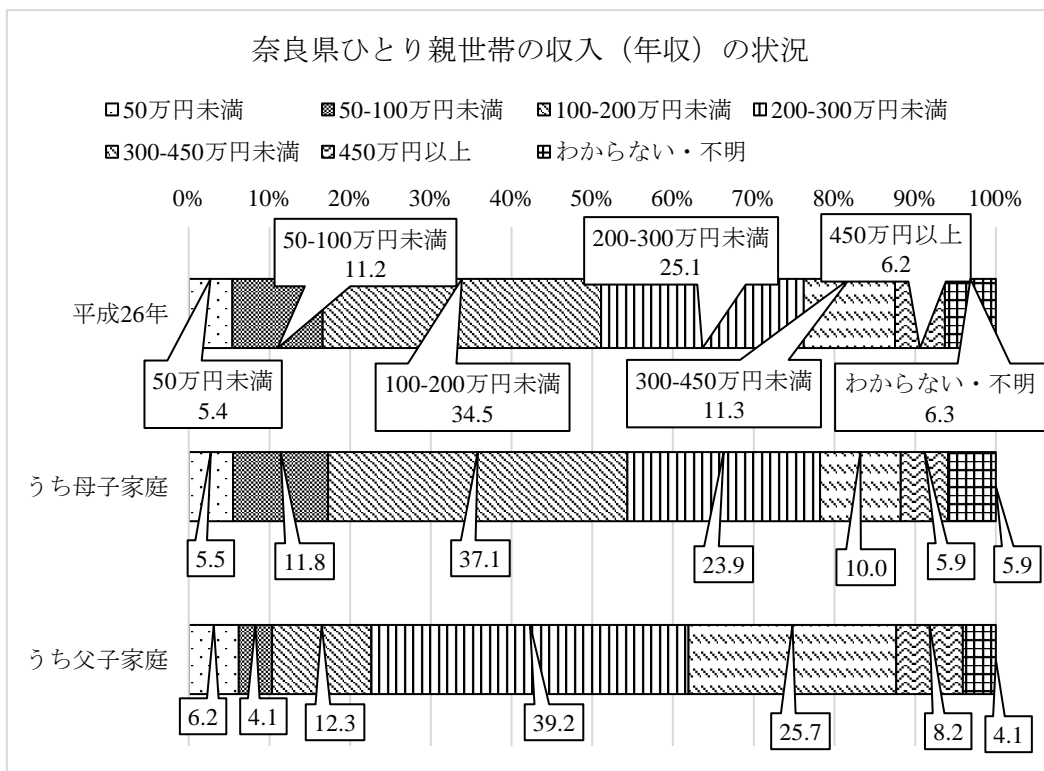
(出典:「被保護者調査 厚生労働省」をもとに監査人が作成)

ひとり親世帯は、平成22年の国勢調査によると、母子世帯数が8,350世帯、父子世帯が824世帯となっており(いずれも他の世帯員(祖父母等)がいる世帯を除く)、平成27年の国勢調査でもそれぞれ8,270世帯及び748世帯と、近年はほぼ横ばいの状況にある。

また、平成26年度に県が独自に実施した「奈良県ひとり親家庭等実態調査」からは、ひとり親世帯の父及び母の約9割が就労しているものの年収が200万円未満の世帯が51.1%(母子世帯にあっては54.4%)を占めており、ひとり親世帯が経済的に厳しい状況に置かれていることも明らかになっている。



(出典:「国勢調査 総務省統計局」をもとに監査人が作成)



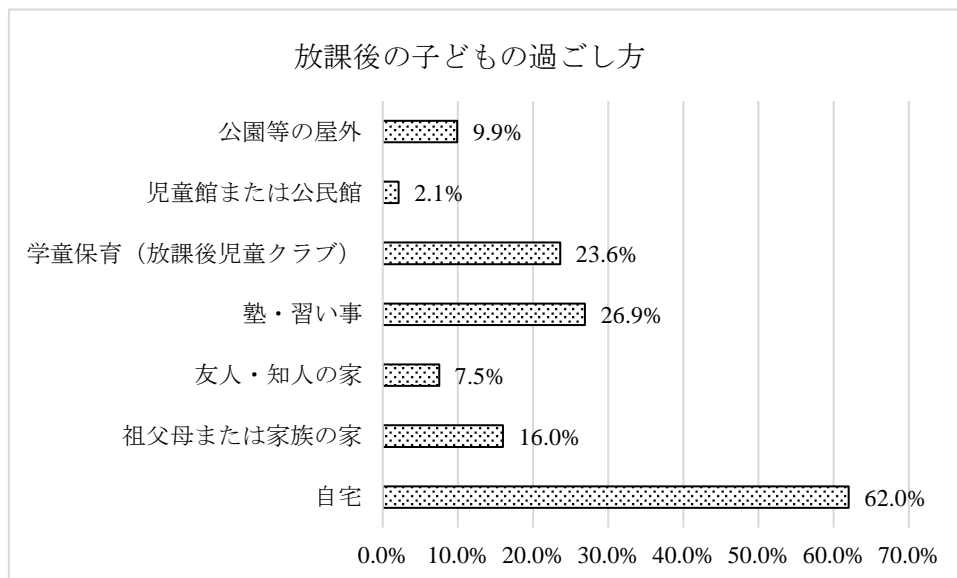
(出典：「平成26年度奈良県ひとり親家庭等実態調査 奈良県子ども家庭課」をもとに調査人が作成)

県のひとり親世帯の91.7%（平成27年度）が母子世帯であり、かつ母子世帯の51.1%（平成26年度）が200万円未満の収入であることから、県はひとり親女性の経済的自立に向け、安定的な就労を支援することが必要と判断している。そのため、例えば、ひとり親女性が人材不足に悩んでいる保育現場で働けるように、「保育従事者ガイダンス講座」等の受講の支援や、「保育補助者」（短時間勤務）の就労マッチング支援などの取組を実施している。

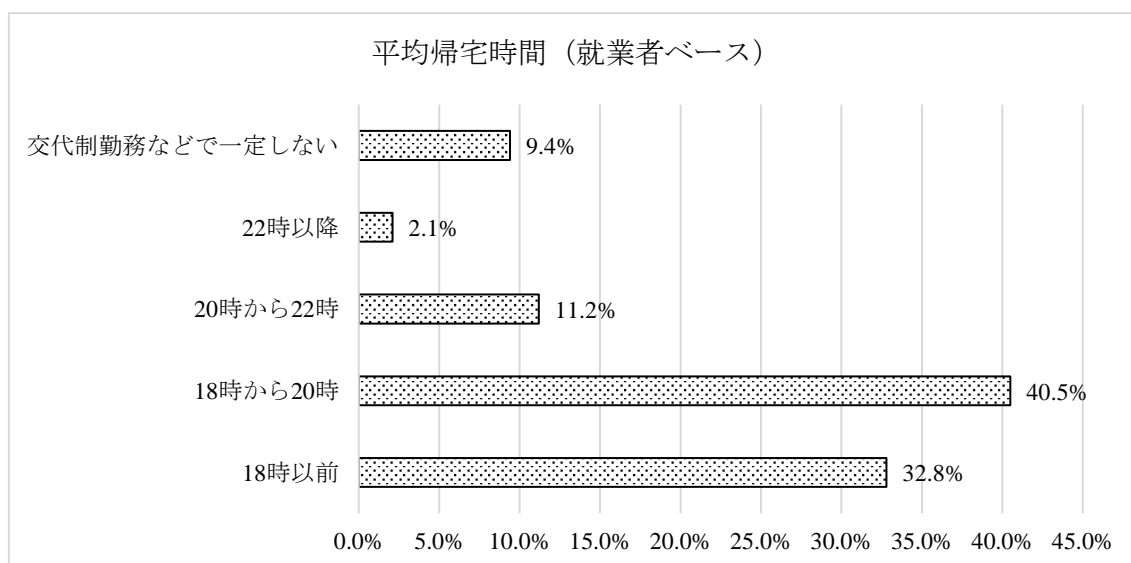
なお、県が平成26年度に実施した「児童虐待事例調査・分析事業」（平成24年度から平成25年度の2年間を対象）においても、県及び市町村が対応し、かつ重症度が中度以上と判定された（虐待が繰り返し行われている等）982事例の発生要因として、生活困窮等の経済的問題が約半数占めているという結果が出ている。このことから、生活困窮は虐待にもつながり得ることが分かっており、対応が急務となっている。

また、ひとり親家庭等実態調査では、子ども達が一人で過ごす時間が多いことも課題として浮かび上がっている。小学生の62%が放課後を自宅で過ごしているとのことであるが、その多くが子どもだけで過ごしている。さらに、ひとり親のうち平均帰宅時刻が20時以降である家庭と「交代制勤務などで一定しない」家庭を合わせると22.7%となっていたことから、ひとり親家庭の子どもの5人に1人が夜まで一人で過ごしていることになる。したがって、

当該調査では、子どもが放課後等に気軽に安心して集うことの出来る地域の居場所づくりが必要であると結論付けている。



（出典：「平成 26 年度奈良県ひとり親家庭等実態調査 奈良県」をもとに監査人が作成）

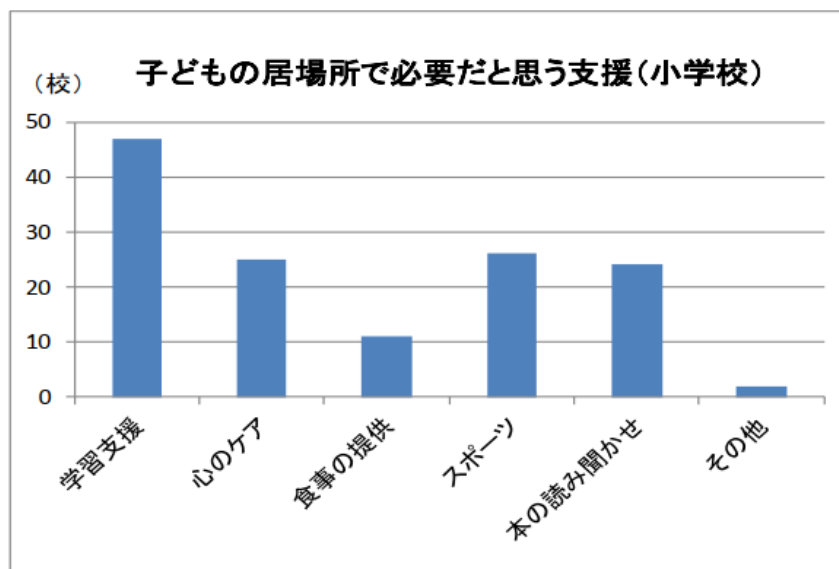


（出典：「平成 26 年度奈良県ひとり親家庭等実態調査 奈良県」をもとに監査人が作成）

県は、子どもが放課後等に気軽に安心して集うことの出来る地域の居場所づくりとして、ひとり親家庭のこどもを対象に、学習の場としてだけでなく、気軽に、集い、食事等も行える地域の居場所づくりを進めている。

具体的には、平成 28 年度に、地域の安心・安全な居場所づくりのため、市町村児童福祉担当課、公立小中学校を調査対象として、子どもの居場所の有

無、必要とされている支援などを調査項目とする「実態調査・ニーズ調査」を実施した。



奈良県こども家庭課「H28子どもの居場所づくり」調査

(出典：奈良県実態調査・ニーズ調査 奈良県)

当該調査結果では、子どもの居場所で求められている支援は学習支援が最も多かったが、学習支援はすでに放課後子ども教室等、県内で広く実施されている。したがって、回答の中でも 10%ほどを占める「食事の提供」というニーズを支援するために、地域の有志グループ等が開催している「子ども食堂」を始める団体への運営経費の補助を平成 29 年度より実施している。

#### (4) 実施事業

(単位：千円)

事業名	所管課	平成 30 年度 歳出額
母子家庭等自立支援対策事業	福祉医療部 医療 政策局 こども家 庭課	24,064
ひとり親家庭支援相談強化事業		4,358
母子家庭の母等の就業支援事業		16,541
母子生活支援施設整備事業		101,743
こども食堂開設・運営支援事業		1,397
新 こども食堂推進事業		34

#### [母子家庭等自立支援対策事業]

ひとり親家庭の親等の主体的な能力開発の取組を支援し、ひとり親家庭の就業による自立を促進することを目的とする。

具体的な事業内容は、以下のとおりである。

- ・ひとり親家庭の親が雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座を受講する場合に、自立支援教育訓練給付金を支給する「自立支援教育訓練給付金事業」
- ・ひとり親家庭の親が看護師等就業に結びつきやすい資格の取得を目的とする養成機関での受講に際し、その期間中の生活不安を解消するため高等技能訓練促進費を支給、終了後に修了支給給付金を支給する「高等職業訓練促進給付金等事業」
- ・ひとり親家庭の親等が、高卒認定試験合格のための講座を受け、これを終了したときに受講費用の一部として受講修了時給付金を支給、合格したときに合格時給付金を支給する。

#### [ひとり親家庭支援相談強化事業]

母子世帯の稼働所得が十分な水準とはいえないひとり親が多いことを踏まえ、より安定し、よりよい所得が得られるように支援する。特に、転職やキャリアアップへの支援が求められていることから、中和・吉野福祉事務所に就業支援専門員を配置し、ワンストップの相談窓口で総合的・包括的な支援を行うことで、中南和地域におけるひとり親の就業支援を強化することを目的とする。

具体的な事業内容は、母子・父子自立支援員と連携し、職業能力の向上や求職活動等就業についての相談業務等、教育訓練、求職活動を行う。また、これらにかかる各種制度等に関する情報提供、教育訓練、求職活動に関する助言、指導、子どもの年齢や生活状況に応じた働き方に関する適切な助言指導等を行っている。

#### [母子家庭の母等の就業支援事業]

急速に離婚が増加する中で、ひとり親の下で監護、養育される子どもが増えており、ひとり親家庭の親の就労等による収入をもって自立し、その上で子育てができることが子どもの成長にとって重要である。しかし、ひとり親家庭の親は、日々現実の生活に追われ、自立に向けた各種情報が得にくいことから、就業への意欲の高い離婚直後の時期に求人情報提供や資格取得支援等、ひとり親家庭の自立を総合的に支援することを目的とする。

[母子生活支援施設整備事業]

老朽化が著しく、耐震化をはかる必要がある母子生活支援施設について、現存施設を解体し、新築することを目的とする。

[こども食堂開設・運営支援事業]

子どもの未来が、その生まれ育った家庭の事情等に左右されることなく、すべての子どもが、その将来に夢や希望を持って成長していける県の実現を目指し、地域における子どもの支援活動である「こども食堂」を県内全域に広げることを目的とする。具体的には、新規に開設する団体に対し、開設及び運営に必要な経費の一部を補助している。

[新 こども食堂推進事業]

大和畜産ブランドや大和野菜など奈良県産の美味しい食材を「こども食堂」を通じて子ども達に提供し、生まれ育った奈良の食文化に親しむことにより、子ども達に奈良の地で育ったことの喜びや地域への誇りを実感してもらい、こころ豊かで健やかな子どもを育てることを目的とする。

(5) 結果又は意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

(6) 各実施事業

① 奈良県こども食堂開設・運営支援事業

(ア) 事業目的、内容及び成果

補助事業名	奈良県こども食堂開設・運営支援事業
補助目的	全てのこどもが、将来に希望を持って健やかに成長できるよう、地域のこども達に、無料または低額で「食事」を提供する。そして、こども達がコミュニケーションを図り、地域で安心して過ごすことのできる「居場所」を提供する食堂（以下、「こども食堂」という。）の拡大を目的として、こども食堂を開設する団体に対して、こども食堂の開設・運営に要する経費について、補助金を交付する。
補助先	「こども食堂」を運営していく団体
補助期間	補助事業開始後の最初の交付決定日から平成31年3月31日まで
補助金額（税込）	1団体2万円×補助対象月数を上限

## ア 目的

全てのこどもが、将来に希望を持って健やかに成長できるよう、地域のこども達に、無料または低額で「食事」を提供する。そして、こども達がコミュニケーションを図り、地域で安心して過ごすことのできる「居場所」を提供する食堂（以下、「こども食堂」という。）の拡大を目的とする。

## イ 事業内容

### 1) 補助対象団体（補助金を受けられる団体）

県内で「こども食堂」を平成 29 年 4 月 1 日以降に新たに開設し、3 年間以上、継続的に運営していく団体（営利団体又は、社会福祉法第 22 条（昭和 26 年 3 月法律第 45 号）に規定する社会福祉法人を除く。）で、下記の全てを満たす団体

- ・ 「こども食堂」を、開設した日から 1 年以内の団体であること。  
（ただし、平成 29 年度以降の継続事業であり補助期間が 12 か月に達していないものは、この限りではない。）
- ・ 「こども食堂」を運営する団体の所在地が県内であり、代表者が定められた団体であること。
- ・ こども食堂の事業運営を適切に行うことができる団体
- ・ 特定の政治力又は宗教的活動をする団体でないこと
- ・ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと

### 2) 補助事業実施要件（補助の対象となる取組）

次に掲げる要件の全てに該当すること。

- ・ 幅広くこどもが参加できる「こども食堂」を概ね月 1 回以上、定期的実施し、「こども食堂」開設から 3 年間以上、継続して実施する予定があること
- ・ こどもに無料又は低額（1 食あたり 200 円を上限とする。）で食事を提供すること
- ・ 1 回当たり 10 食以上提供できること
- ・ 「こども食堂」の実施にあたっては、単なる食事の提供だけでなく、こどもが配膳の手伝い等を通じてしつけを学ぶ活動や、食育等の学習、宿題を教える自主学習、参加者同士がコミュニケーションを図る遊び等の取組を実施することにより、こどもが社会性を学びながら、地域の仲間達と安心して過ごすことのできる「居場所」の機能を提供すること
- ・ こどもが広く参加できるよう広報活動を行うこと
- ・ 実施団体関係者等特定の者しか参加できない運営は行わないこと



- ・ 常時、運営に携わるスタッフのうち1名以上は食品衛生に関する講習会を受講し、「こども食堂」を開催する際には、左の者を少なくとも1名を配置することにより、食品衛生法（昭和22年2月法律第233号）をはじめとする諸法令等を遵守した運営を行うこと
- ・ 周囲の環境、運営時間等に配慮すること。また、安全の確保を十分に図ることとし、傷害保険に加入すること
- ・ 県の他事業の補助対象となっていないこと

### 3) 補助対象経費

- ・ 食材費（食材、調味料等）
- ・ 使用料及び賃借料（会場使用料、調理器具等のレンタル料等）
- ・ 消耗品費（チラシ代、洗剤・ラップ・鍋等の台所用品、食器類、調理器具等の1品の取得価格又は評価価格が1万円未満のもの）
- ・ 手数料及び負担金（食品衛生に関する講習会の受講費用等）
- ・ 保険料（こども食堂保険、傷害保険等）
- ・ 送料

### 4) 補助対象期間

交付決定日から平成31年3月31日まで

### 5) 補助金額

補助対象経費（寄付金、他団体からの補助金等その他の収入額を充当した経費を除く）に対して「1団体2万円×補助対象月数」を上限として補助する。

こども食堂に対する補助金に関して近隣の他府県と比較したところ、兵庫県や和歌山県などは、補助対象経費を開設に必要な経費（調理器具、電子レンジ、冷蔵庫、鍋、テーブル、椅子、食器等）や設備購入費に限定しているのに対して、県では、開設に必要な経費に加えて食材等の運営費まで対象としており、こども食堂の拡大を目指してより積極的な支援がなされている。

なお、大阪府では大阪市を含め15市町村で子ども食堂に関する補助を実施しているのに対し、県内では補助を実施している市町村がないことから、今後、県内の市町村による活発な支援が行われるよう、県から働きかけることが期待される。（出典：「子供の居場所」づくりに対する財政支援の一覧【近畿地方】（平成31年4月現在） 内閣府）

## ウ 成果

平成 29 年度が初年度で、平成 30 年度が 2 年目である。なお、県下で子ども食堂を運営する団体等（以下、子ども食堂運営者という。）は、平成 29 年度末時点で 35 団体である。

補助金の交付団体数は以下のとおりである。

年度	交付団体数
平成 29 年度	7 団体
平成 30 年度	15 団体

（出典：補助金交付申請書から監査人が作成）

## （イ）結果又は意見

### 【意見】

奈良県子ども食堂開設・運営支援事業において、コンビニエンスストア等で購入したおにぎり等をそのまま「子ども食堂」で提供する事業者に対しても、補助金を交付している。補助金の有効性の観点から、当該事業の補助要件に、「自ら調理した食事を提供すること」という条件を加えることが望ましい。

子ども食堂には定まった定義がないと言われている。県がサポーターとして加入している「奈良県子ども食堂ネットワーク」では、「あたたかなご飯があり、子どもが大切にされ、安心できる地域の居場所がある、それが「子ども食堂」なのです。」と定義している。また、県では、「全ての子どもが将来に希望を持って健やかに成長できるよう、地域の子ども達が、無料または低額で「食事」を提供するとともに、コミュニケーションを図り、地域で安心して過ごすことのできる「居場所」を提供する食堂」と定義している。

奈良県子ども食堂開設・運営支援事業において、コンビニエンスストア等で購入したおにぎり、ヨーグルト等のみを「子ども食堂」で提供している事業者があった。県では、子ども食堂は食育の場としての役割よりも、子どもの居場所づくりとしての機能を果たすべきものと考えており、このような事業者に対して補助金を交付することに問題はないとの立場である。

しかし、農林水産省が実施した子供食堂向けアンケート調査結果「子供食堂と地域が連携して進める食育活動事例集～地域との連携で食育の環が広がっています～」（平成 30 年 3 月 農林水産省）（以下、「アンケート」という。）によると、回答結果の約 6 割が子供食堂で提供する食事に関して自炊を前提としており（「家庭でできる調理法を使用している」「多様な食

材を使用している」「多様な調理法を使用している」等)、子供食堂を食育の場としても考えているということがうかがえる。

**子供食堂運営者への調査結果（③食に関する経験の広がり）**

◆子供食堂で提供する食事について意識していることを尋ねたところ、半数以上の子供食堂が「家庭でできる調理法を使用している」や「多様な食材を使用している」と答えました。



◆子供の食に関する体験や知識を増やす取組について尋ねたところ、配膳の手伝いや調理の手伝いといった、子供の経験を広げる取組をしている子供食堂が一定数ありました。



(出典：子供食堂向けアンケート調査結果「子供食堂と地域が連携して進める食育活動事例集～地域との連携で食育の環が広がっています～」(平成30年3月 農林水産省))

子供食堂で調理した食事を提供することは、配膳や調理の補佐を通じて子どもの食育につながるということが想定されるし、また、栄養バランスの取れた食事を提供するという期待にも応えることになる。

税金を原資として補助金を交付する以上、こども食堂の役割を最大限に発揮することのできる事業者に助成対象を絞るべきであり、補助要件に自炊した食事を提供することを加えることが望ましいと考えられる。

② 奈良らしい「こども食堂」推進事業

(ア) 事業目的、内容及び成果

事業名	奈良らしい「こども食堂」推進事業
事業内容	県内の子ども達が、生まれ育った奈良の食文化に親しむことにより、奈良の地で育ったことの喜びや地域への誇りを実感し、こころ豊かで健やかな子どもに育つことを目的とする。具体的には、大和畜産ブランドや大和野菜等の奈良県産の美味しい食材を「奈良県こども食堂開設・運営支援事業補助金交付

	要領」第 1 条に定められた「こども食堂」を通じて子ども達に提供するため、こども食堂を開設する団体に対して、奈良県産食材の購入経費等について、補助金を交付する。
補助金交付先	「こども食堂」を 1 年以上運営している団体
補助期間	補助事業開始後の最初の交付決定日から平成 31 年 3 月 31 日まで
補助金額（税込）	1 団体につき上限 80,000 円

#### ア 目的

県内の子ども達が、生まれ育った奈良の食文化に親しむことにより、奈良の地で育ったことの喜びや地域への誇りを実感し、こころ豊かで健やかな子どもに育つことを目的としている。

#### イ 事業内容

##### 1) 補助対象団体（補助金を受けられる団体）

県内で「こども食堂」を 1 年以上運営している団体（営利団体又は、社会福祉法第 22 条（昭和 26 年 3 月法律第 45 号）に規定する社会福祉法人を除く。）であり、次の要件を満たす団体

- ・「奈良県こども食堂開設・運営支援事業補助金」の補助対象期間外の団体であること。
- ・「こども食堂」を運営する団体の所在地が県内であり、代表者が定められた団体であること。
- ・こども食堂の事業運営を適切に行うことができる団体
- ・特定の政治力又は宗教的活動をする団体でないこと
- ・暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと

##### 2) 補助事業実施要件（補助の対象となる取組）

次に掲げる要件の全てに該当すること。

- ・幅広くこどもが参加できる「こども食堂」を概ね月 1 回以上、定期的実施し、次年度以降も継続して実施していく予定があること
- ・こどもに無料又は低額（1 食あたり 200 円を上限とする。）で食事を提供すること
- ・1 回当たり 10 食以上提供できること
- ・「こども食堂」の実施にあたっては、単なる食事の提供だけでなく、こどもが配膳の手伝い等を通じてしつけを学ぶ活動や、食育等の学習、宿題を教える自主学習、参加者同士がコミュニケーションを図

る遊び等の取組を実施することにより、こどもが社会性を学びながら、地域の仲間達と安心して過ごすことのできる「居場所」の機能を提供すること

- ・ こどもが広く参加できるよう広報活動を行うこと
- ・ 実施団体関係者等特定の者しか参加できない運営は行わないこと
- ・ 常時、運営に携わるスタッフのうち1名以上は食品衛生に関する講習会を受講し、「こども食堂」を開催する際には、左の者を少なくとも1名を配置することにより、食品衛生法（昭和22年2月法律第233号）をはじめとする諸法令等を遵守した運営を行うこと
- ・ 周囲の環境、運営時間等に配慮するとともに、傷害保険に加入し、安全の確保を図ること
- ・ 県の他の補助金等を財源としない事業であること

### 3) 補助対象経費

次のいずれかに該当する奈良県産食材の購入にかかる費用

- ・ 奈良県産の生鮮食品（農産物、水産物、及び畜産物）
- ・ 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年12月法律第84号）に基づく登録産品のうち、特定農林水産物等の生産地を奈良県内の地域とする登録産品（＝三輪素麺）
- ・ 奈良県産の原材料を主要な原料とし、県内で製造、加工された加工食品
- ・ 奈良県産食材購入にかかる送料

### 4) 補助対象期間

交付決定日から平成31年3月31日まで

### 5) 補助金額

1団体につき、上限80,000円とする。ただし、交付決定年度の対象期間が9か月以下の場合は、次の表に掲げる対象月数に応じた金額を補助限度額とする。（算出した額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）

年度内 対象月数	12か月以下 9か月超	9か月以下 6か月超	6か月以下 3か月超	3か月以下
年度内 補助額	80千円	60千円	40千円	20千円

6) 補助金の交付の条件

- ・ 補助金の交付の決定を受けた団体は、必ず、開催前の広報活動において、団体の活動趣旨、奈良県産の食材を活用した献立の内容を記載すると共に、団体の活動内容及び過去に提供した献立の内容が分かる写真を掲載した広報チラシを作成し、補助対象となる開催日 1 回あたり 200 部以上を配布すること。
- ・ 補助金の交付の決定を受けた団体は、補助対象事業を実施後、速やかにホームページへ団体の活動趣旨、奈良県産食材の活用内容を記載すると共に、奈良県産食材を用いた献立内容が分かる写真、奈良県産食材を用いた食事を提供した日の活動内容が分かる写真を掲載しなければならない。なお、これらの情報発信する写真については、参加者のプライバシーの保護に十分留意した写真を用いることと定められている。

7) その他

『奈良県食材の購入にかかる費用』については、実績報告書提出時に購入した食材が以下の内容に適合する食材であることを証明する食品表示ラベル又は内容が確認できる写真の添付が必要となる。

- ・ 奈良県産の生鮮食品（農産物、水産物、及び畜産物）

	原産地名
農産物	・ 奈良県産が記載されていること。 ・ または、県内の市町村名その他一般に知られている地名が記載されていること。
畜産物	・ 奈良県産が記載されていること。 ・ または、県内の市町村名その他一般に知られている地名が記載されていること。
水産物	・ 「採取（生産）した水域名」が奈良県内であること。 ・ または「養殖場のある県名」が奈良県であること。

- ・ 特性農林水産物名等の名称の保護に関する法律（平成 26 年 12 月法律第 84 号）に基づく登録製品のうち、特定農林水産物等の生産地を奈良県内の地域とする登録製品（＝三輪素麺）
- ・ 奈良県産の原材料を主要な原料とし、県内で製造、加工された加工食品（原料原産地名が表示されていること。）」

## ウ 成果

平成 30 年度から始まった補助金制度であるが、平成 30 年度の交付団体は 1 団体だけであった。

### (イ) 結果又は意見

#### 【意見】

奈良らしい「こども食堂」推進事業について、補助実績が著しく低迷している。県は、子ども食堂運営者が補助金を利用しやすいように、事務手続を簡素化するような交付要件の緩和が望まれる。

平成 30 年度から始まった補助金であったが、実際に申請があったのは 1 団体のみであった。

これについて県では、翌年度の令和元年においては、同じ条件ながらも申請団体が増加したことから、子ども食堂運営者が当初に懸念したほど奈良県産であることの証明事務に手数を要するものではないことが今になって理解されたものであり、運営団体の認知度不足が原因であるから、交付要件等の見直しは必要ないと結論付けている。

しかし、以下に詳述するように、比較的小規模の子ども食堂運営者にとっては、現状の交付要件が厳しすぎるのではないかと危惧されるため、開催案内チラシの自費での印刷配布や、奈良県産であることの証明事務といった事務手続については、簡素化するような交付要件の緩和が望まれる。

例えば、上記 6) 補助金の交付の条件に、「補助金の交付の決定を受けた団体は、必ず、開催前の広報活動において、団体の活動趣旨、奈良県産の食材を活用した献立の内容を記載すると共に、団体の活動内容及び過去に提供した献立の内容が分かる写真を掲載した広報チラシを作成し、補助対象となる開催日 1 回あたり 200 部以上を配布すること。」とある。

開催前に、開催 1 回あたり 200 部以上の広報チラシを配布するとすると、その作成及び配布に相当のコストを要することになるが、このコストは、補助金の対象外である。

平成 30 年度に補助金が交付された団体は、実績報告によると、10 月から毎月 1 回、合計 6 回実施しており、毎回、広報チラシを 600 部作製し、自治会、学童、民生児童委員、スタッフを中心に、配布を行っていた。

この結果、この団体の「こども食堂」には、1 回当たりの平均で、68.0 名（うち、こどもは 22.6 名）の参加となっている。

日時	参加者（人）			献立	使用した食材
	こども	保護者等	その他の大人		
10月20日	15	10	25	カレー、サラダ	県内産牛肉
11月10日	16	12	27	カレー、サラダ	県内産牛肉
12月16日	18	14	28	カレー、サラダ	県内産牛肉
1月19日	32	30	35	カレー、サラダ	県内産牛肉
2月11日	27	22	21	カレー、サラダ	県内産牛肉
3月16日	28	20	28	カレー、サラダ	県内産牛肉
合計	136	108	164	408人	
平均	22.6	18.0	27.3	68.0人	

（出典：団体からの実績報告書から監査人が作成）

（注）

- 参加者 「こども」： 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者  
「保護者等」： 「こども」に関係する大人、例えば、父親、母親、祖母、祖父等  
「その他の大人」： 「こども」に関係しない大人、例えば、近所のおじさん、おばさん、おじいさん、おばあさん等

当該団体は、毎回600部もチラシを作成、配布できるような団体で、参加者も平均68.0人からして比較的大きな団体と見て取れ、このような団体であったからこそ、チラシの作成及び配布が可能であったと思われる。

本事業でも前述した「奈良県こども食堂開設・運営支援事業」、他府県の状況も勘案して、1回当たり10食以上提供できることを要件としていることとのバランスを考えると、本事業について200部以上の広報チラシ配布という要件は過重であり、比較的小規模な子ども食堂運営者にとっても補助申請の誘因を増大させるよう当該広報チラシ配布の条件について見直すべきである。

### 【意見】

奈良らしい「こども食堂」推進事業について、県は、申請団体が容易に交付条件を理解できるような募集要項等での説明の改善が望まれる。

上記7) その他に記載のとおり、「奈良県食材の購入にかかる費用」については、購入した食材が奈良県産であることを証明する食品表示ラベル又は内容が確認できる写真の添付が必要となる。



準拠すべき生鮮食品品質表示基準（制定平成 12 年 3 月 31 日農林水産省告示第 514 号、最終改正 平成 20 年 1 月 31 日農林水産省告示第 126 号）第 3 条によれば、販売業者（販売業者以外の包装等を行う者が表示する場合には、その者を含む。）は、「名称」と「原産地」を表示すべきと定めている。

（生鮮食品の表示事項）

第 3 条 生鮮食品（業務用生鮮食品を除く。以下この条及び次条において同じ。）の品質に関し、販売業者（販売業者以外の包装等を行う者が表示する場合には、その者を含む。以下同じ。）が表示すべき事項は、次のとおりとする。ただし、生鮮食品を生産（採取及び採捕を含む。以下同じ。）し、一般消費者に直接販売する場合又は生鮮食品を設備を設けて飲食させる場合はこの限りでない。

- (1) 名称
- (2) 原産地

このため、申請団体は、生鮮食品品質表示基準に従った食品表示ラベルの写真を撮るだけで原産地を示す証拠となるため、販売業者から食材を購入した場合の事務手続は容易である。

しかし、第 3 条但書には、「生鮮食品を生産し、一般消費者に直接販売する場合…（中略）…はこの限りではない。」とあり、生産者が生産物を直接消費者に販売する場合には、食品表示ラベルは不要となり、一般的には作成されない。よって申請団体が生産者から食材を直接購入する場合には、産地の証明として「内容が確認できる写真」が必要となる。特に、生鮮食品を安く購入しようとするのであれば、販売業者から購入するよりは、直接、生産者から購入した方が一般的に安く購入できると思われることから、子ども食堂においては、この場合の方がケースとして多いと考えられる。

しかし、具体的にどのような写真であれば認められるのか、解釈が曖昧である。県によれば「食材の産地、価格等が示されている写真であることが必要である」とのことであるが、例えば、生産者と食材と一緒に撮った写真は、産地及び価格が不明であるため、認められない。食材の背景に地名を示す標識等が入っている写真は、産地は把握できるが、価格が不明であるため、認められない。もちろん、食材だけの写真は、産地及び価格も不明であるため、認められない。生産者による手書きによる証明、そこに産地及び価格の記載があれば、認められる、とのことであった。

食品表示ラベル以外の写真として、募集要項上、どのような写真が認められ、どのような写真が認められないか明瞭ではなく、申請団体は、県に対して認められる要件を個別に照会しなければならず、このような作業が申請団体の負担になっている、あるいは負担を想起させる懸念材料になっていると考えられる。

当該補助金は平成 30 年度が事業開始の初年度であり、実例が少ないことから困難であることは理解できるが、「内容が確認できる写真」の解釈について、募集要項等に実例を示して申請団体が容易に募集要件を理解できるような工夫が必要である。

## 9 こども・女性への支援—女性への暴力対策

### (1) 現状認識

#### ① 女性に対する暴力の位置付け

国際連合総会第 48 会期（平成 5 年 12 月）において「**Declaration on the Elimination of Violence against Women**（女性に対する暴力の撤廃に関する宣言）」が採択された。同宣言は、すべての人間の平等、安全、自由、保全および尊厳に関する権利および原則の女性に対する普遍的適用のため、またこれらの権利および原則が世界人権宣言、各種国際人権規約、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の実効的な履行のため、国際社会に向けて強く勧告したものである。宣言内では、「女性に対する暴力」を以下のとおり定義づけている（ミネソタ大学人権センターによる翻訳。原文は <https://undocs.org/en/A/RES/48/104> を参照されたい）。

「女性に対する暴力」とは、性に基づく暴力行為であって、公的生活で起こるか私的生活で起こるかを問わず、女性に対する身体的、性的若しくは心理的危害または苦痛（かかる行為の威嚇を含む）、強制または恣意的な自由の剥奪となる、または、なるおそれのあるものをいう。

また、性暴力（**sexual violence**）に関しては、世界保健機構（以下、「WHO」という。）の発表した「**World report on violence and health**（世界の暴力と健康レポート）」（平成 14 年）が参考となる。同レポート内では、「性暴力」を以下のとおり定義付けている（日本大学大学院総合社会情報研究科山本（山口）典子氏の『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要 No.17,231-242（2016）。』原文は [https://www.who.int/violence\\_injury\\_prevention/violence//global\\_campaign/en/chap6.pdf](https://www.who.int/violence_injury_prevention/violence//global_campaign/en/chap6.pdf) を参照されたい。）

本人のセクシュアリティに対する、強制や威嚇によるあらゆる性的行為や性的行動への衝動で、被害者とどのような関係であっても、自宅や職場に限らずどのような場所であっても起こる。

一方、日本においては、平成 11 年 6 月に制定された「男女共同参画社会基本法」及び同法附帯決議において、男女が対等の立場で、個人として能力を十分に発揮し、家庭生活と仕事を両立させていく社会を目指すために、あらゆる形態の女性に対する暴力を根絶するために積極的な取組を行うこととされた。そして、平成 13 年 4 月にドメスティック・バイオレンス（以

下、「DV」という。)を取り扱う法律として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(旧名称:配偶者暴力防止法)(以下、DV防止法という。)」が制定され、その後、市町村の取組促進、保護命令制度の拡充、配偶者暴力相談支援センターの役割を強化すること等についてDV防止法の改正が進んでいる。DV防止法第1条第1項では、「配偶者からの暴力」を以下のとおり定義づけている。

「配偶者からの暴力」とは、「配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

なお、DV防止法第1条2項及び3項において、以下のとおり定義づけをしている。

- ・「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- ・「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
- ・「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。

さらに、配偶者からの暴力被害者支援情報(内閣府の男女共同参画局)によると、明確な定義付けはしていないが、一般的に『DVとは「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあつた者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い』としており、交際中の若いカップルの間で生じるとされているデートDV等についても、DVに類似する行為として取り扱っている。

ここでは、DVの具体的な暴力形態として、以下の4つに分類している。

- ・身体的なもの(身体的暴行) : 殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行使するもの、平手でうつ、足でける等
- ・精神的なもの(精神的攻撃) : 心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの、大声でどなる等

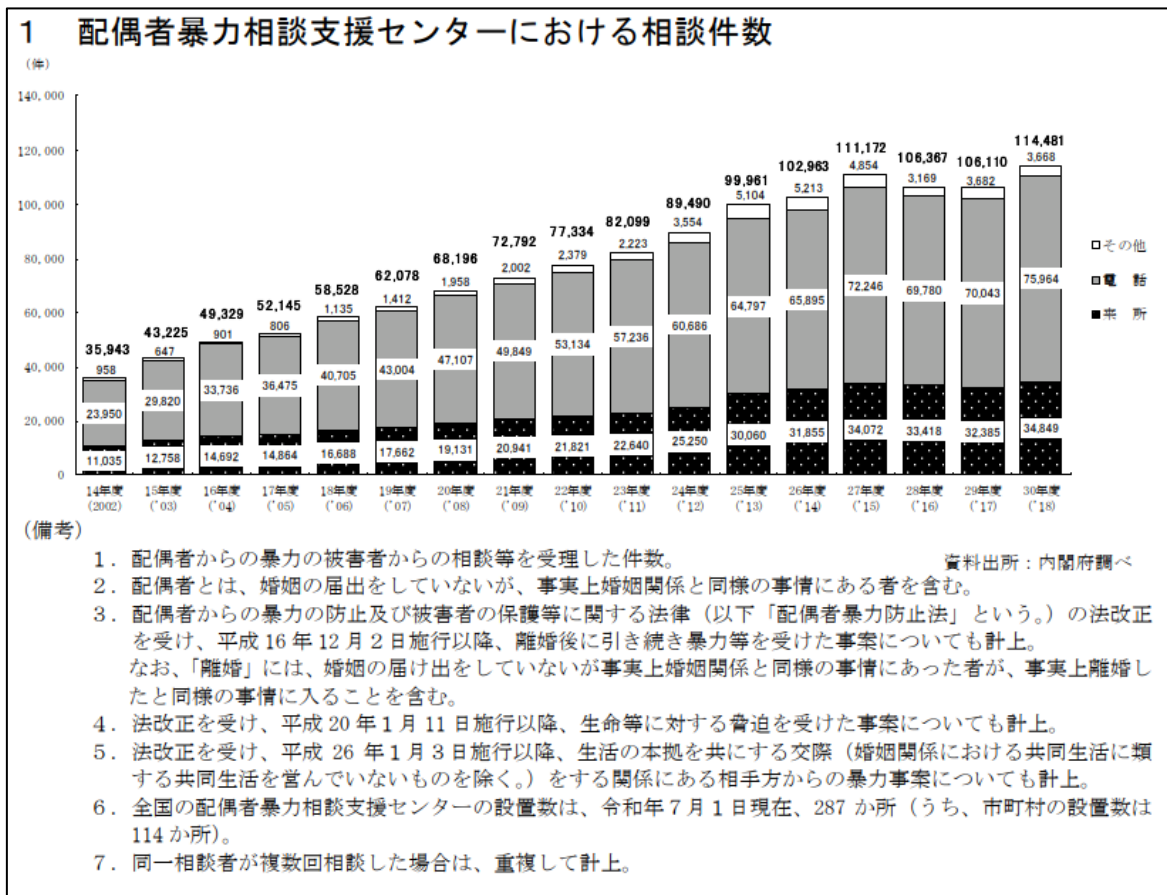
- ・性的なもの（性的強要）：嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないといったもの等
- ・経済的なもの（経済的圧迫）：生活費を渡さない、もしくは仕事を制限するといった行為

② 日本における DV の現状について

内閣府男女共同参画局が発表した「配偶者からの暴力に関するデータ（令和元年 9 月）」によると、次の表のとおり、配偶者暴力相談支援センターで受理した相談件数（電話・来所等合計）は、平成 14 年度の 35,943 件から平成 30 年度は 114,481 件と約 3.2 倍に増加している。また、警察で受理した配偶者からの暴力事案等の相談等件数は、平成 14 年度の 3,608 件から平成 30 年度は 77,482 件と約 20.5 倍に増加している。

一方、婦人相談所における一時保護件数は平成 14 年度以降概ね横ばいであったが、平成 26 年度を境に減少傾向が続いている。

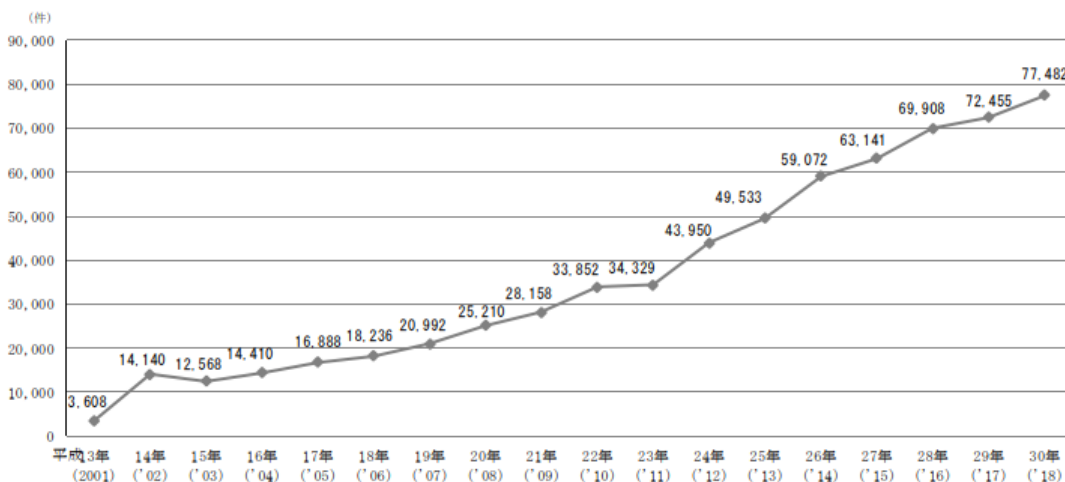
【配偶者暴力支援センターにおける相談件数（全国）】



（出典：内閣府「配偶者からの暴力に関するデータ（令和元年 9 月）」）

【警察における配偶者からの暴力事案等の相談件数（全国）】

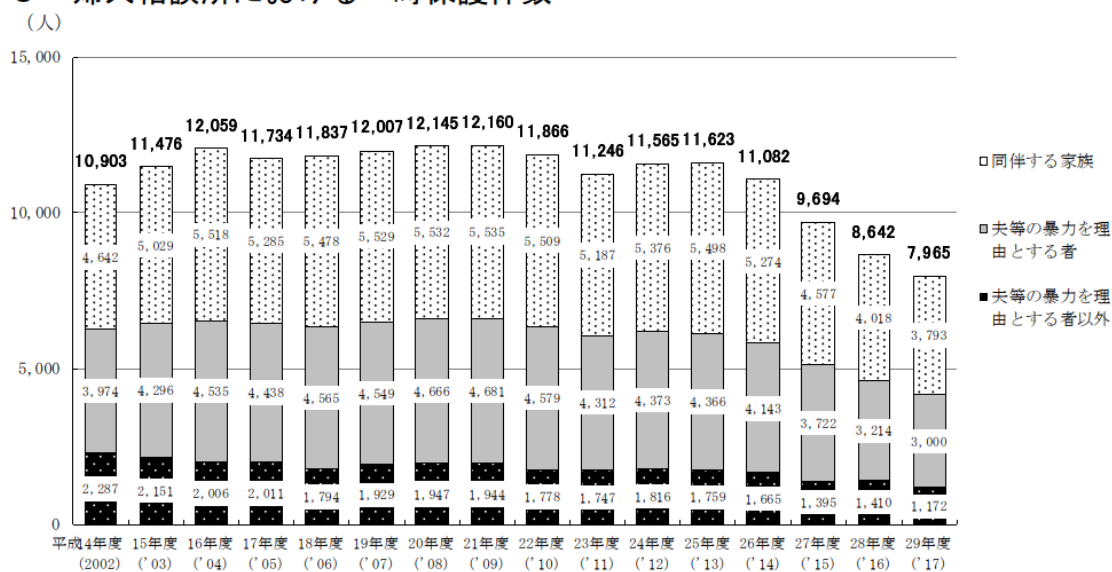
2 警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数



(出典：内閣府「配偶者からの暴力に関するデータ（令和元年9月）」)

【婦人相談所における一時保護数（全国）】

3 婦人相談所における一時保護件数



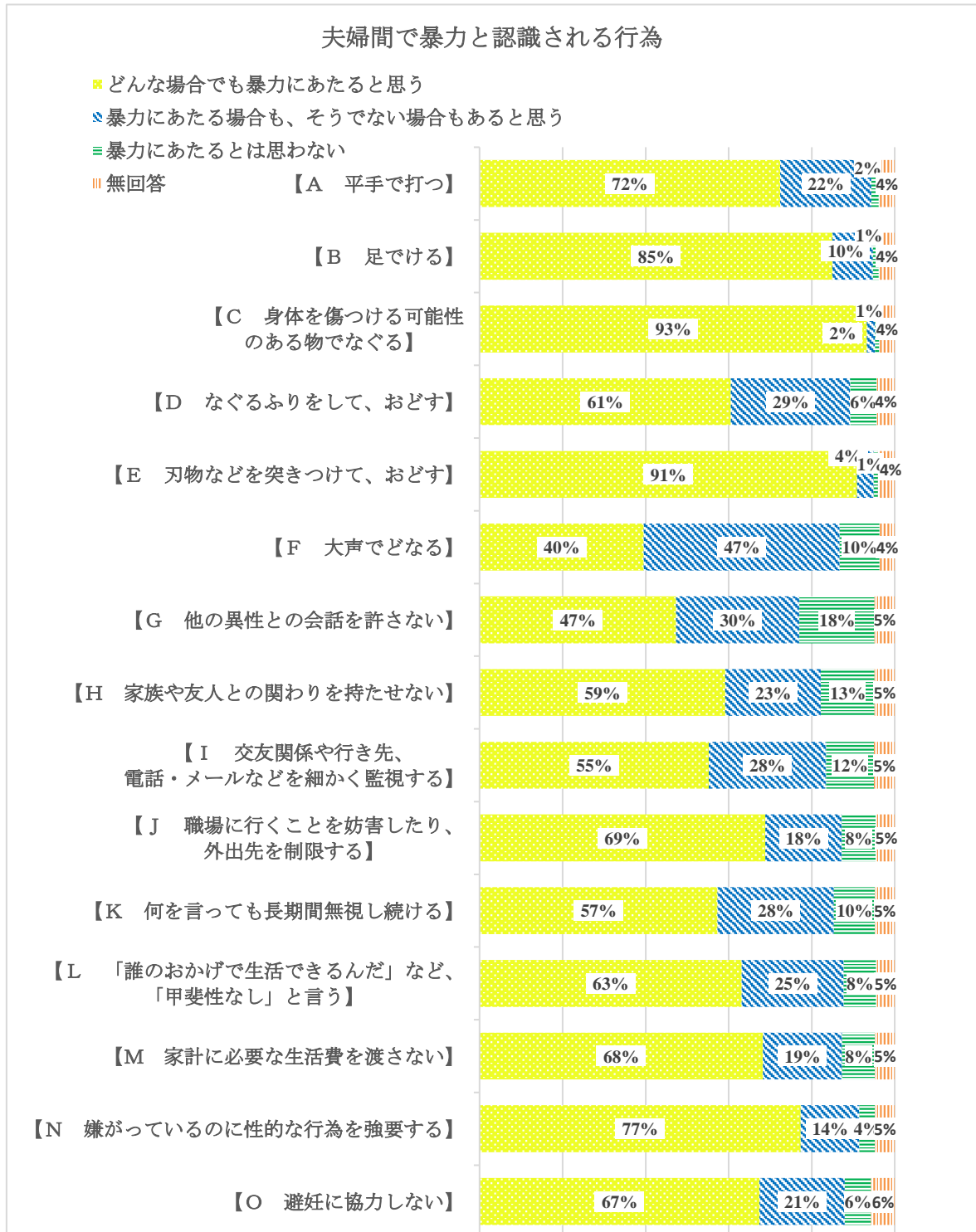
(備考)

婦人相談所は、売春防止法に基づき各都道府県に必ず1つ設置。配偶者暴力防止法に基づき、被害者及びその同伴家族の一時保護を、婦人相談所又は厚生労働大臣が定める基準を満たす施設において行っている。婦人相談所は、配偶者からの暴力の被害者以外に、帰住先がない女性や、人身取引被害者等の一時保護を行っている。

(出典：内閣府「配偶者からの暴力に関するデータ（令和元年9月）」)

次に、内閣府男女共同参画局が発表した「男女間における暴力に関する調査報告書」（平成30年3月）によると、次の表のとおり、様々な行為が夫婦間での暴力と認識されている。

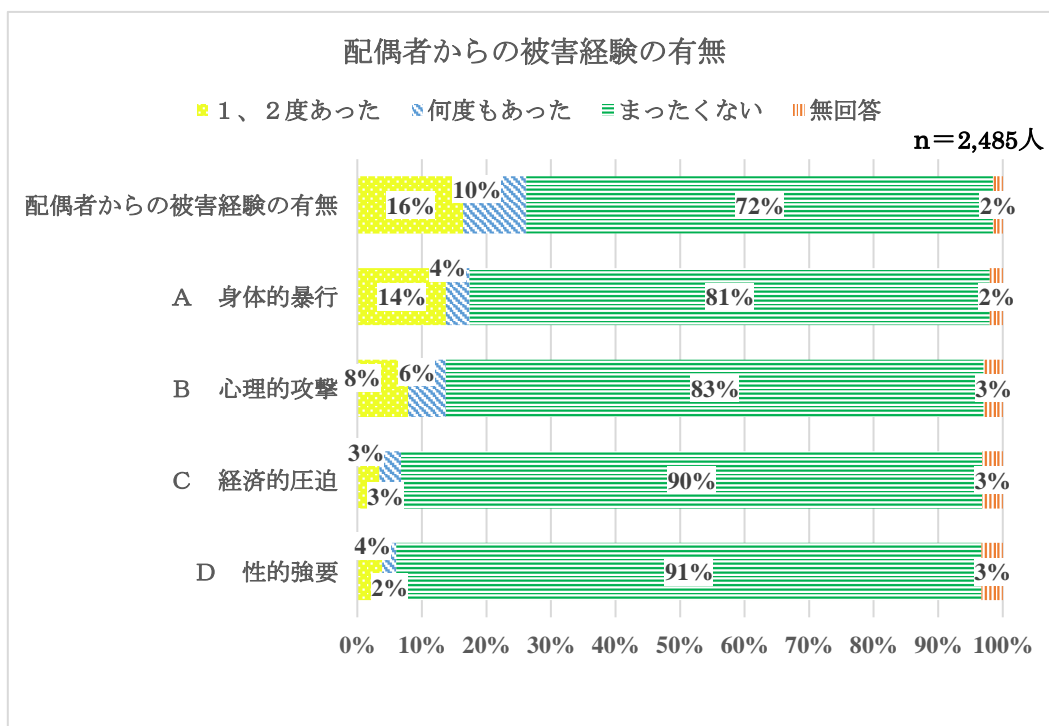
【夫婦間で暴力と認識される行為】



(出典：内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」  
(平成30年3月)をもとに監査人作成)

そのような行為を実際に配偶者から受けた経験者は回答者のうち 26.1% にのぼり、受けた行為別には身体的なもの（身体的暴行）、精神的なもの（精神的攻撃）、経済的なもの（経済的圧迫）、性的なもの（性的強要）、の順に多い。年齢階級別では、女性はすべての階級で 3 割程度の経験者がおり、50～59 歳が 36.2%と最も高くなっている。

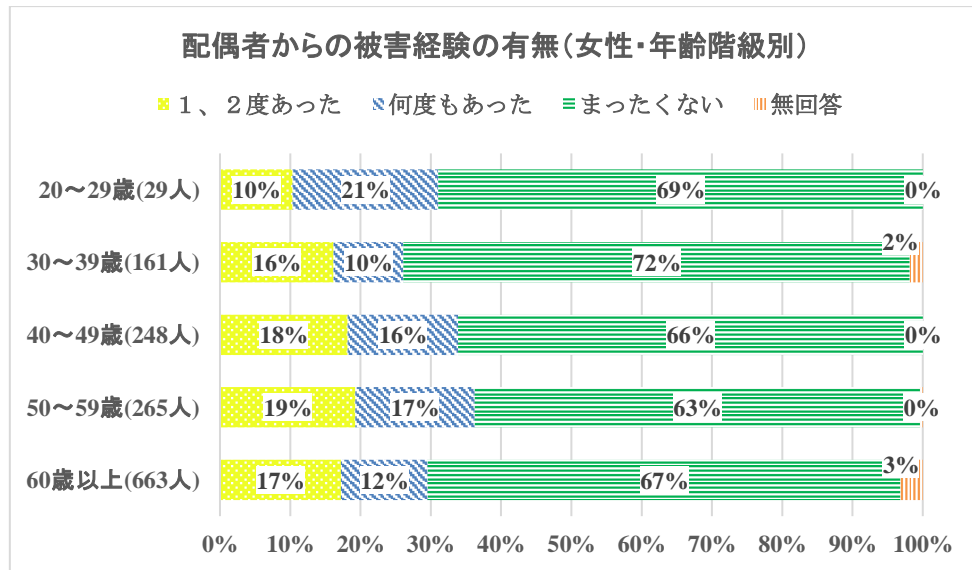
【配偶者からの被害経験の有無】



(出典：内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」  
(平成 30 年 3 月) をもとに監査人作成)



【配偶者からの被害経験の有無（女性・年齢階級別）】



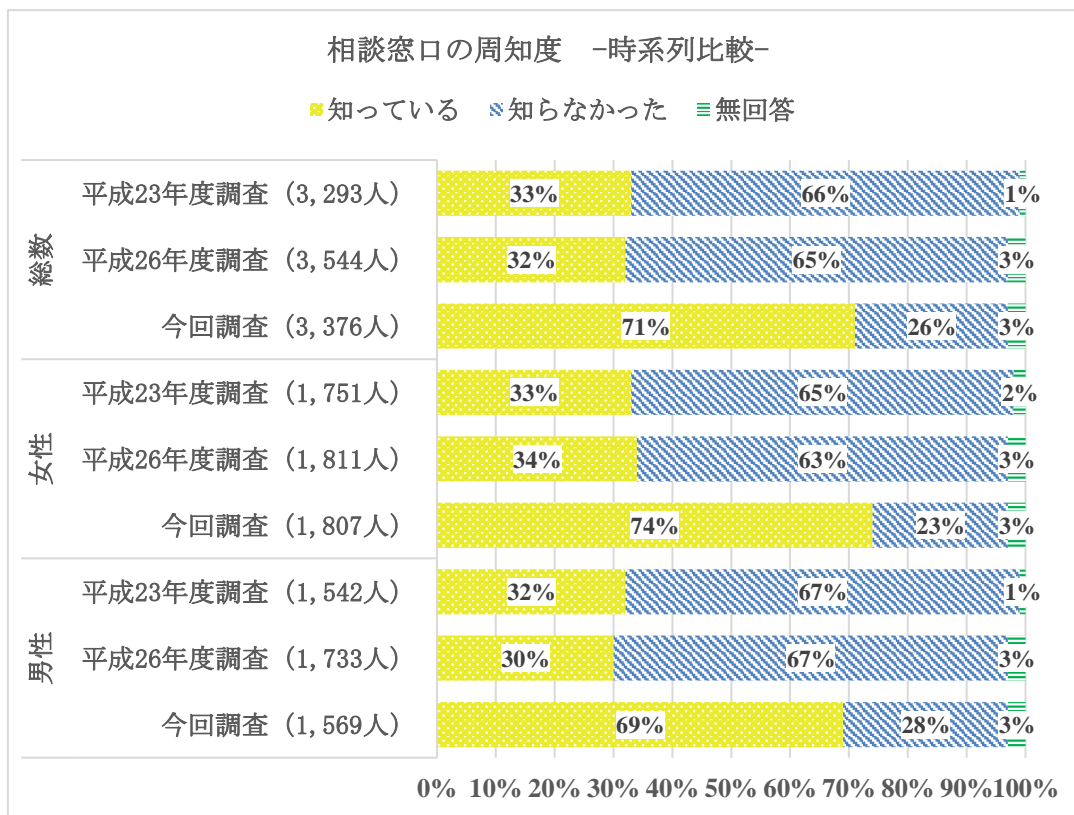
(出典：内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」

(平成 30 年 3 月))

そして、次の表のとおり、平成 29 年度調査では 7 割弱の回答者が配偶者から暴力を受けた際の相談窓口を知っていると答えており、近年の DV に対する関心の高まりを受けてか、平成 26 年度調査に比べて大幅に認知度が上昇している。しかし、配偶者からの暴力を実際に相談した女性は 6 割弱にとどまり、さらに相談先は家族や親戚、友人・知人が多く、警察や配偶者暴力相談支援センター等の公的な機関へ相談した割合は 5%にも満たない程度である。そのため、上述した配偶者暴力支援センターにおける相談件数や警察への相談件数、婦人相談所の保護件数等は配偶者からの暴力の一部にとどまる可能性が高く、暗数（統計上現れない数字）があることを念頭に置く必要がある。

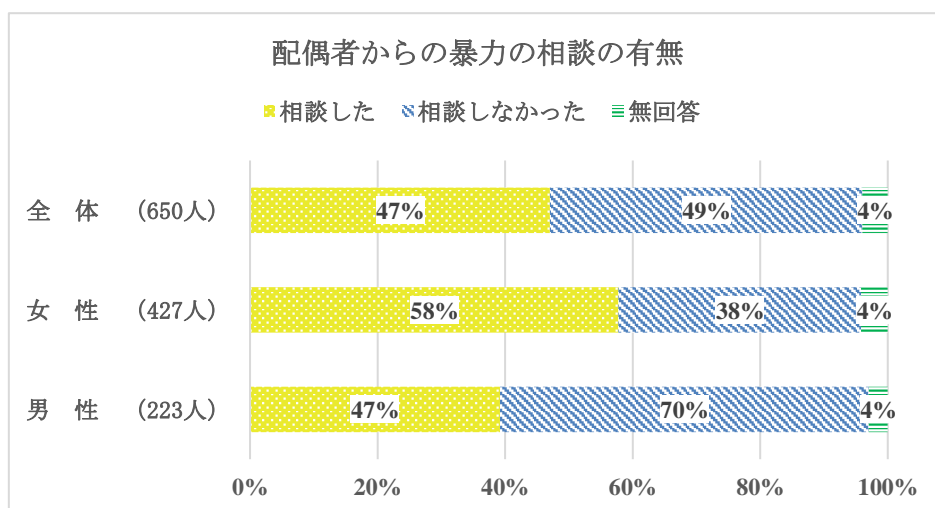


【相談窓口の周知度 一時系列比較】



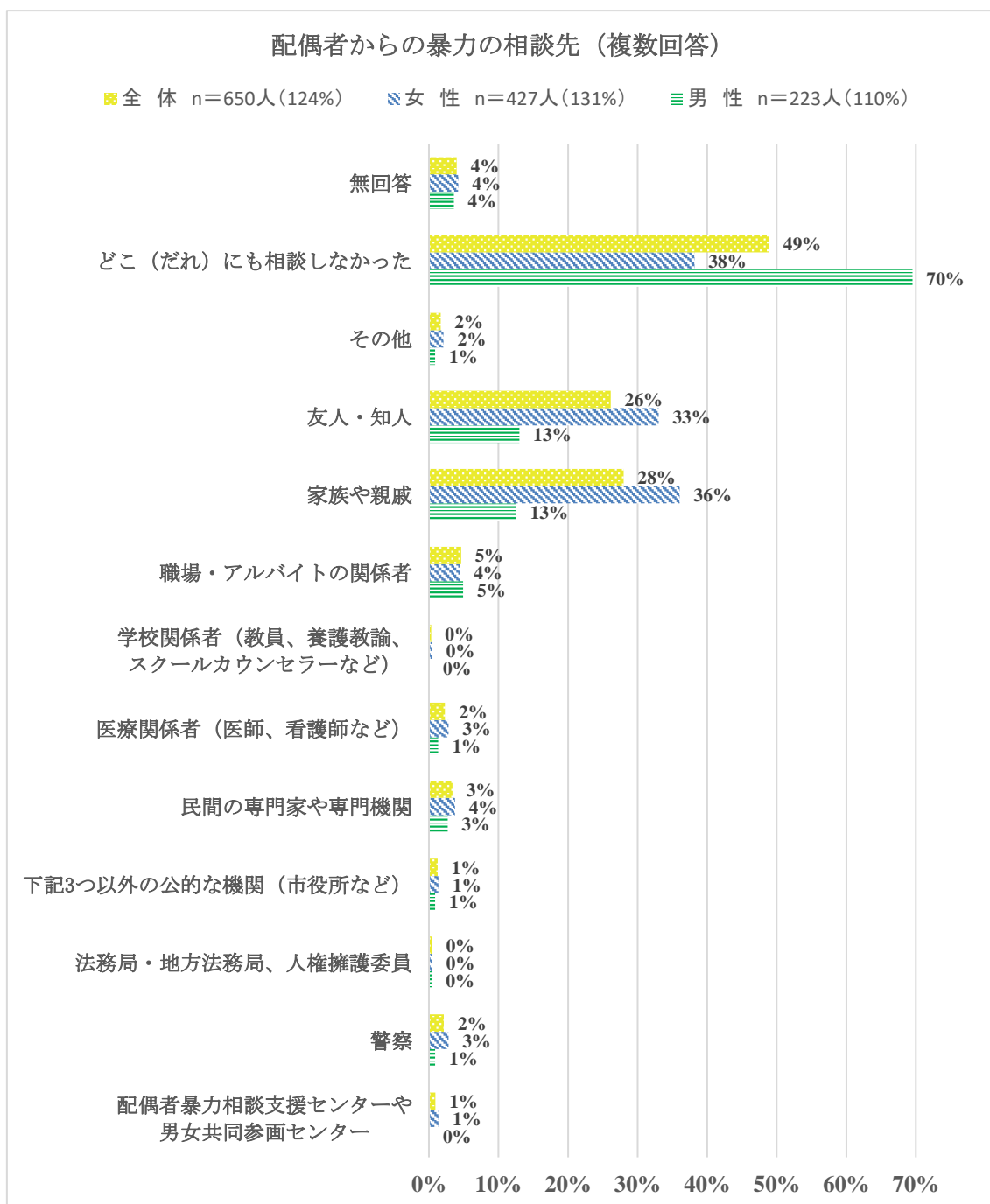
(出典：内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」  
(平成30年3月)をもとに監査人作成)

【配偶者からの暴力の相談の有無】



(出典：内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」  
(平成30年3月)をもとに監査人作成)

## 【配偶者からの暴力の相談先】



（出典：内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」  
（平成30年3月）をもとに監査人作成）

③ 県における DV の現状について

(ア) 「奈良県配偶者等からの暴力被害者支援協議会」の分析結果について

県が公表している県配偶者等からの暴力被害者支援協議会（以下、「暴力被害者支援協議会」という。）の平成 30 年度協議会（平成 31 年 1 月 29 日）の公表資料によると、以下の表のとおり、県（警察を含まず。）及び県下の市町村が受理した相談件数は、平成 20 年度の 1,193 件から平成 28 年度は 1,557 件と約 1.3 倍に増加しており、全国において平成 20 年度の 68,196 件から平成 29 年度は 106,110 件と約 1.5 倍に増加している傾向と概ね同傾向にある。ただし、県単独（警察を除く。）では、受理した相談件数は平成 20 年度の 1,009 件以後概ね横ばいに推移し、平成 26 年度の 1,406 件をピークとして、平成 29 年度は 905 件と減少傾向にある。

また、県警察において受理した配偶者からの暴力事案等の相談等件数は平成 20 年度の 174 件から平成 29 年度は 585 件と約 3.4 倍に増加し、全国の動向と同様の傾向を示しているが、全国の相談件数が毎年度増加しているのに対して、県警察においては平成 26 年度の 948 件をピークに減少傾向に転じている。

加えて、県における同伴児童を含めた一時保護者数は、平成 24 年度の 166 件から平成 29 年度は 63 件と減少傾向（62.0%減）にあり、全国では平成 24 年度の 11,585 件から平成 29 年度 7,965 件と同様に減少傾向（31.2%減）であるものの、県の減少割合が大きくなっている。

【相談件数の推移（全国・県・市町村）】

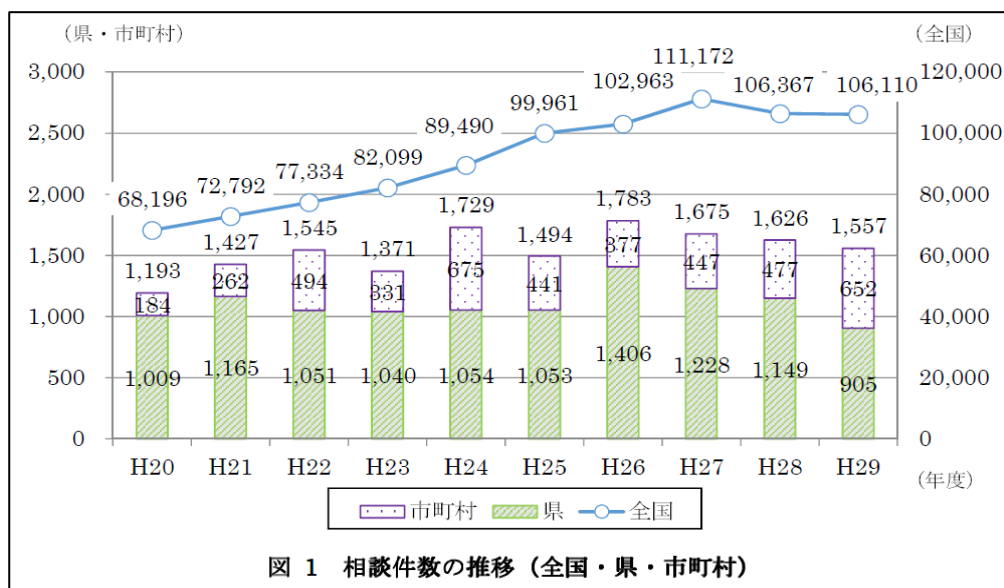


図 1 相談件数の推移（全国・県・市町村）

（出典：暴力被害者支援協議会平成 30 年度協議会（平成 31 年 1 月 29 日））

【県の相談件数の内訳】

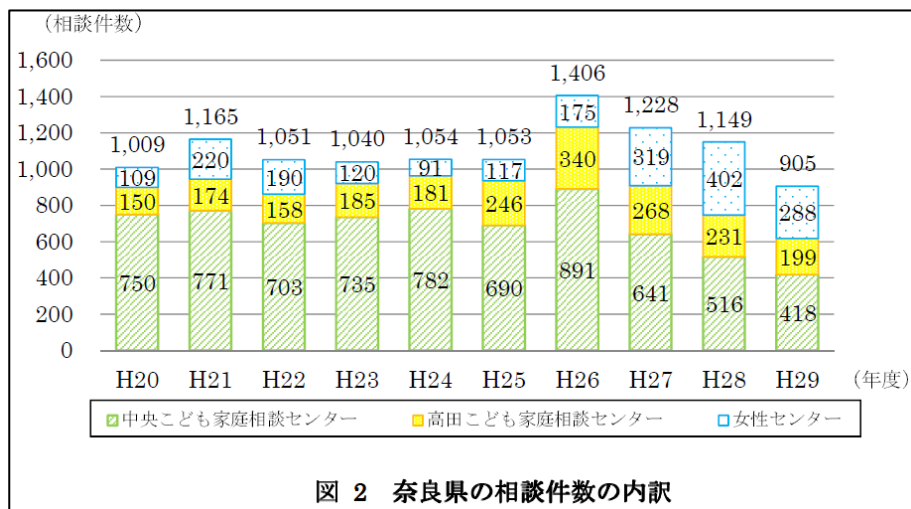


図 2 奈良県の相談件数の内訳

(出典：暴力被害者支援協議会平成 30 年度協議会（平成 31 年 1 月 29 日）)

【県警察における相談件数の推移】

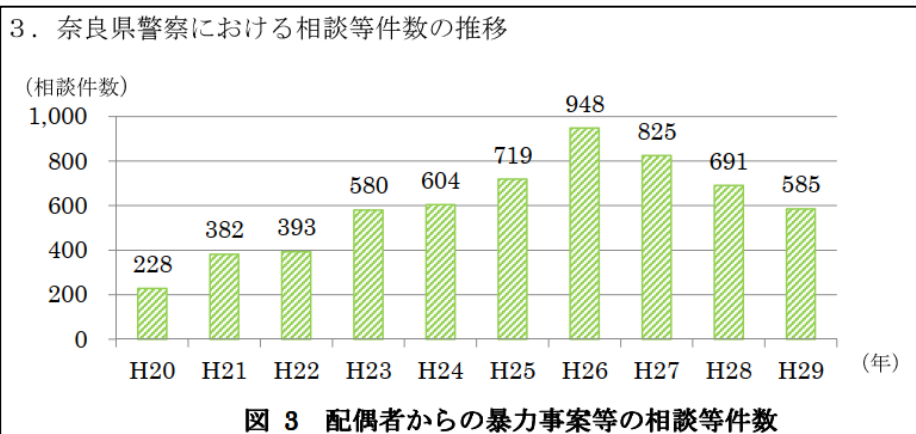


図 3 配偶者からの暴力事案等の相談件数

(出典：暴力被害者支援協議会平成 30 年度協議会（平成 31 年 1 月 29 日）)

【県における一時保護の推移】

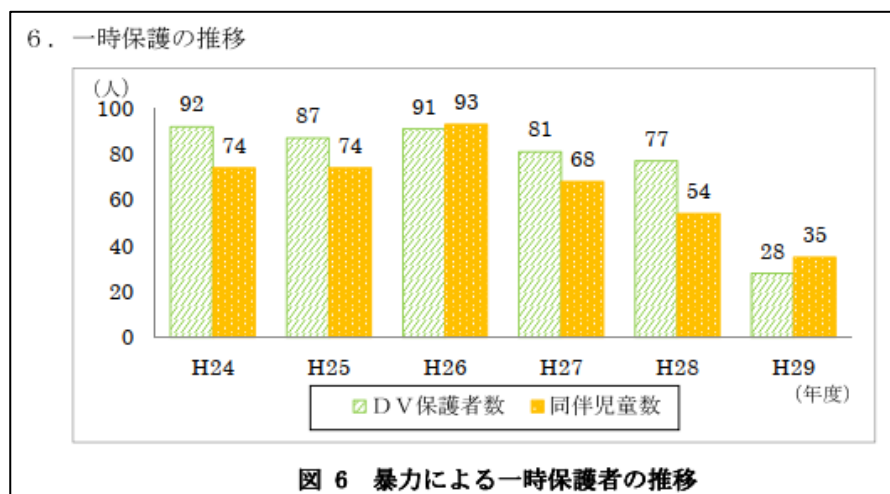


図 6 暴力による一時保護者の推移

(出典：暴力被害者支援協議会平成 30 年度協議会（平成 31 年 1 月 29 日）)

次に、加害者については、「現配偶者」が平成 24 年度、平成 29 年度とも最も多い一方、「内縁関係」等の割合が減少し、「パートナー」、「親」の割合が増加している。

【DV 加害者の内訳】

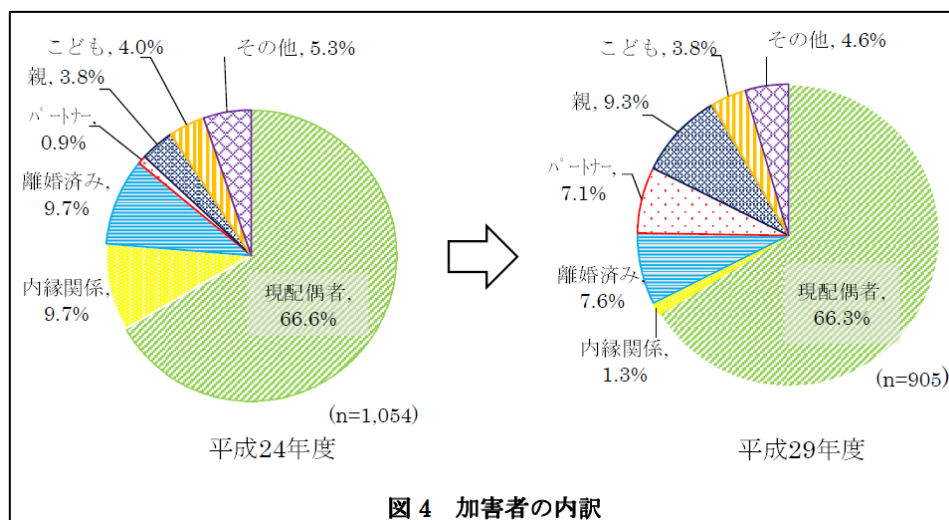


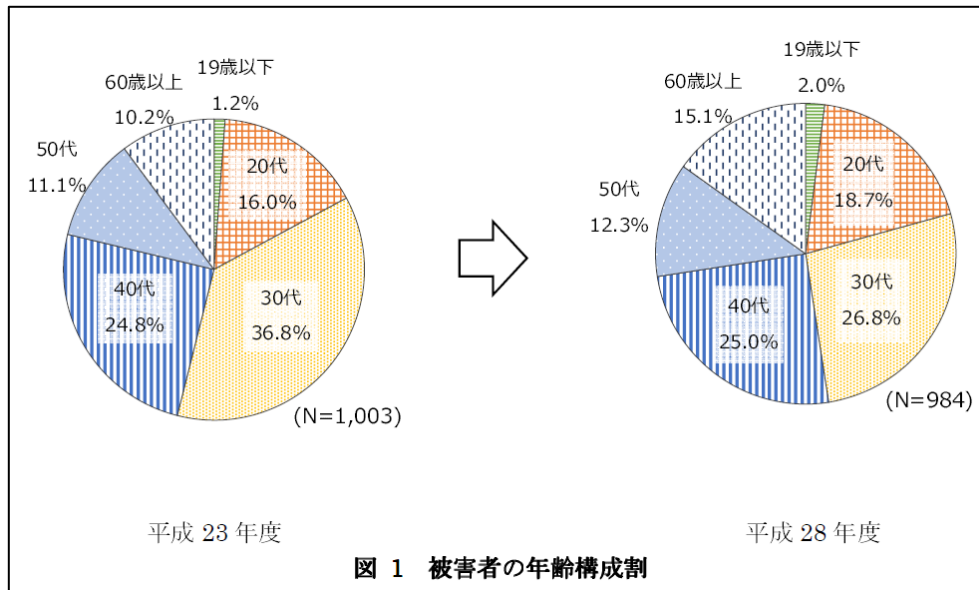
図 4 加害者の内訳

(出典：暴力被害者支援協議会平成 30 年度協議会 (平成 31 年 1 月 29 日))

※ パートナーとは、交際相手 (同居)、元交際相手 (同居)、生活の本拠を共にしていない、交際相手一般 (交際中に限る) をいう。

次に、被害者年齢については、両年度とも「30 代」が最も多く 3 割前後であるのに加えて、その前後の「20 代」から「40 代」を加えると両年度とも 70% 超となっている。なお、年齢構成割について平成 23 年度と平成 28 年度を比較すると、「30 代」の割合が減少し、他のすべての年齢構成が増加している。当該「30 代」の割合が減少している理由は不明である。

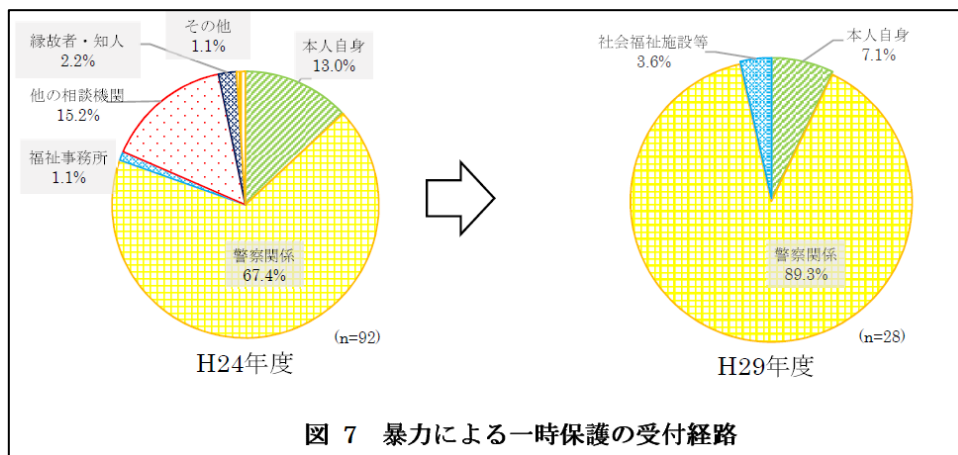
### 【DV 被害者の年齢構成】



(出典：暴力被害者支援協議会平成 30 年度協議会 (平成 31 年 1 月 29 日))

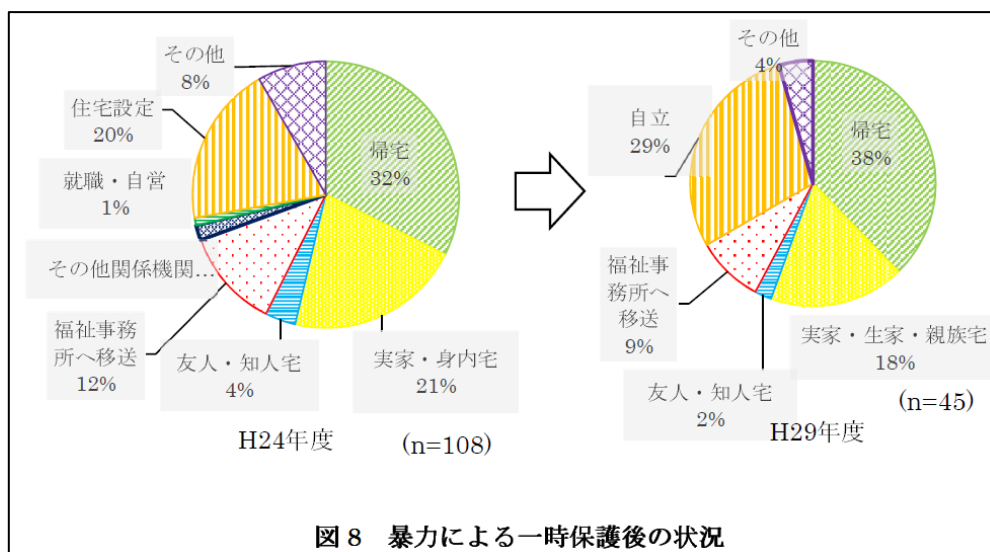
DV の被害者の属性・行動情報については、一時保護の受付経路は、「警察関係」が最も多く (平成 24 年度 67.4%、平成 29 年度 89.3%)、増加傾向にある。また、一時保護後においては、「帰宅」が最も多く、「実家・身内宅 (実家・生家・親族宅)」が次に多い状況である。

### 【暴力による一時保護の受付経路】



(出典：暴力被害者支援協議会平成 30 年度協議会 (平成 31 年 1 月 29 日))

### 【暴力による一時保護の状況】



(出典：暴力被害者支援協議会平成30年度協議会(平成31年1月29日))

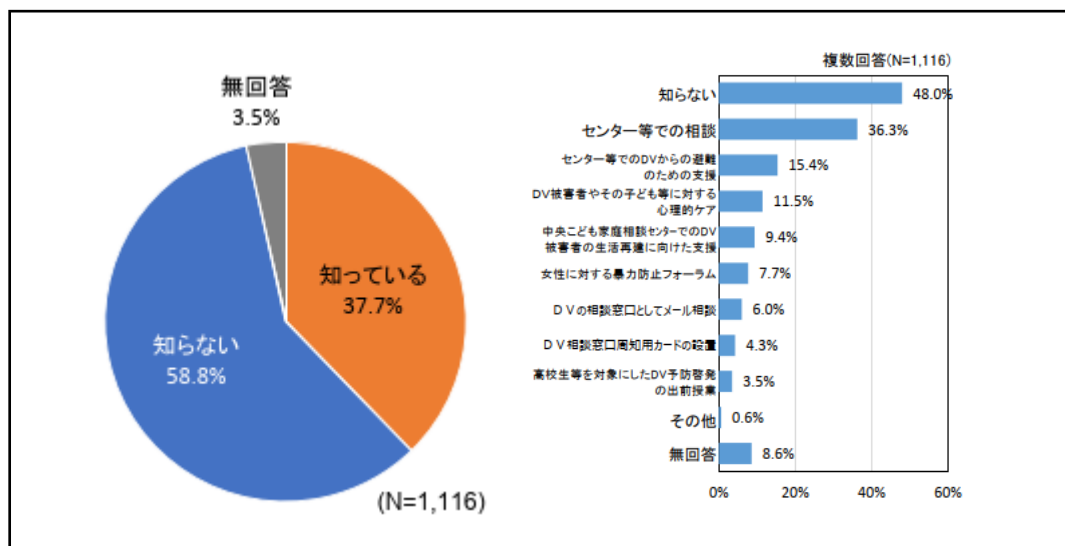
(イ) 県「配偶者等からの暴力に関する調査の調査結果報告書(平成30年3月)の分析結果について

平成30年度以降を計画期間とする「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)」(以下、「DV計画」という。)を策定するにあたり、県民のDVに関する意識、被害等の経験、ニーズ等を分析し、重点的に取り組むべき目標を明確化するために、県では平成29年に調査を実施した。調査結果については、平成30年3月に「配偶者等からの暴力に関する調査の調査結果報告書」として公表している。当該調査は、県在住の18歳以上の男女3,795名(男性1,467名・女性2,328名)を対象としているが、市町村別人口比率を考慮したうえで、30~40歳代の女性の抽出割合が高くなるように対象者を抽出している。

当該調査結果によれば、次の表のとおり、配偶者等からの暴力について相談できる窓口を認知しているかについては、「知っている」が37.7%であるのに対して「知らない」が58.8%、県が配偶者等からの暴力の予防・対策のために取り組んでいる事項を認知しているか(複数回答可)については、「知らない」が最も多い48.0%、続いて「センター等での相談」(36.3%)、「センター等でのDVからの避難のための支援」(15.4%)であった。このことから、県でのDV等に対する取組の認知度はまだまだ低いことが課題として見て取れる。



【「配偶者等からの暴力について相談できる窓口を認知しているか」の割合（左）と、「奈良県が配偶者等からの暴力の予防・対策のために取り組んでいる事項を認知しているか」の割合（右）】

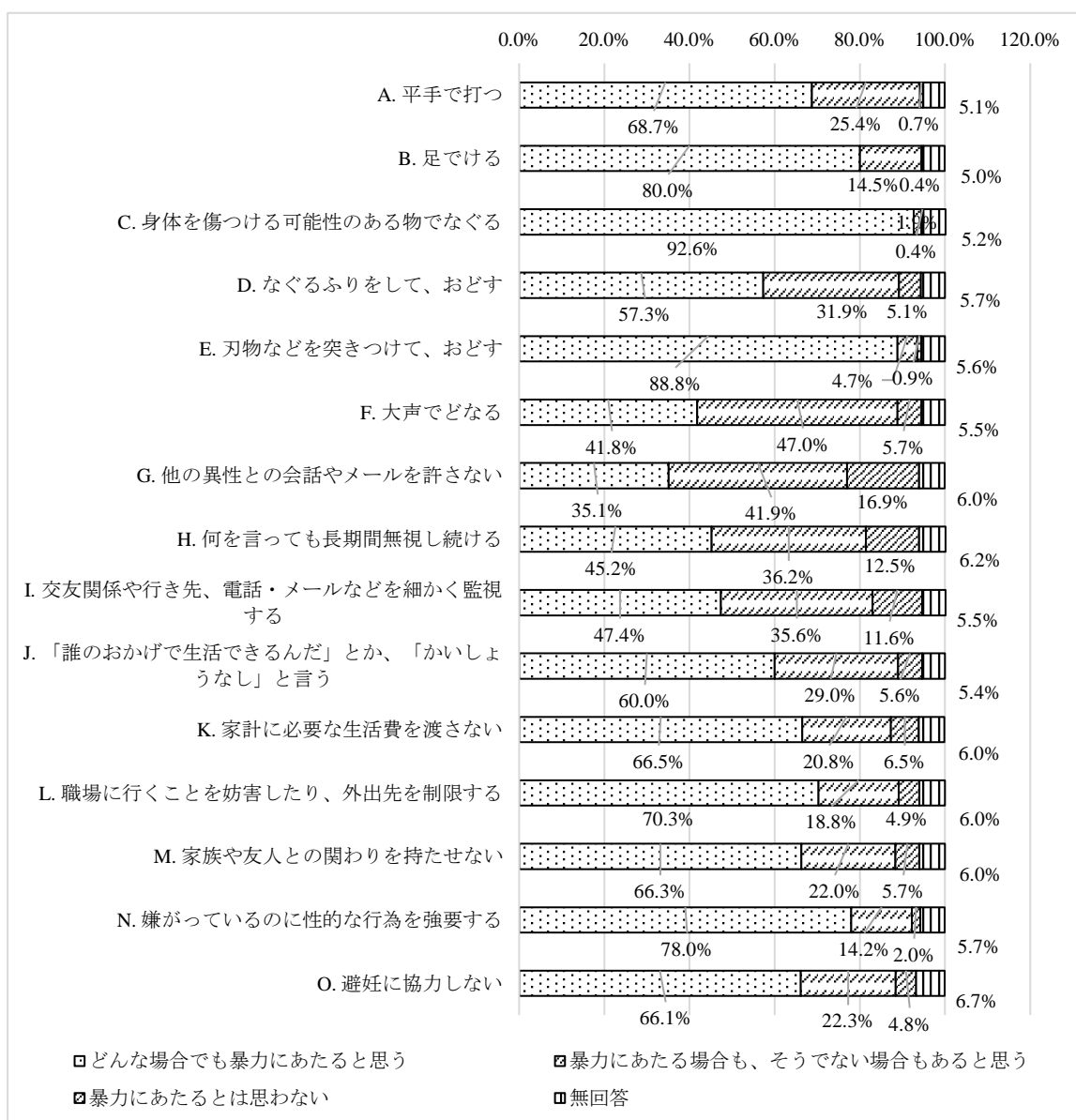


(出典：奈良県「配偶者等からの暴力に関する調査の調査結果報告書（平成30年3月）」)

次に、次の表のとおり、『夫婦間での行為について、どのような行為であれば「暴力」にあたるか』との質問に対しては、「どんな場合でも暴力にあたると思う」行為は、「C. 身体を傷つける可能性のある物でなぐる」が最も多く（92.6%）、「暴力にあたるとは思わない」行為については、「G. 他の異性との会話やメールを許さない」（16.9%）、「H. 何を言っても長時間無視し続ける」（12.5%）の順に多くなっている。



【「夫婦間での行為について、どのような行為であれば「暴力」にあたるか」の割合】



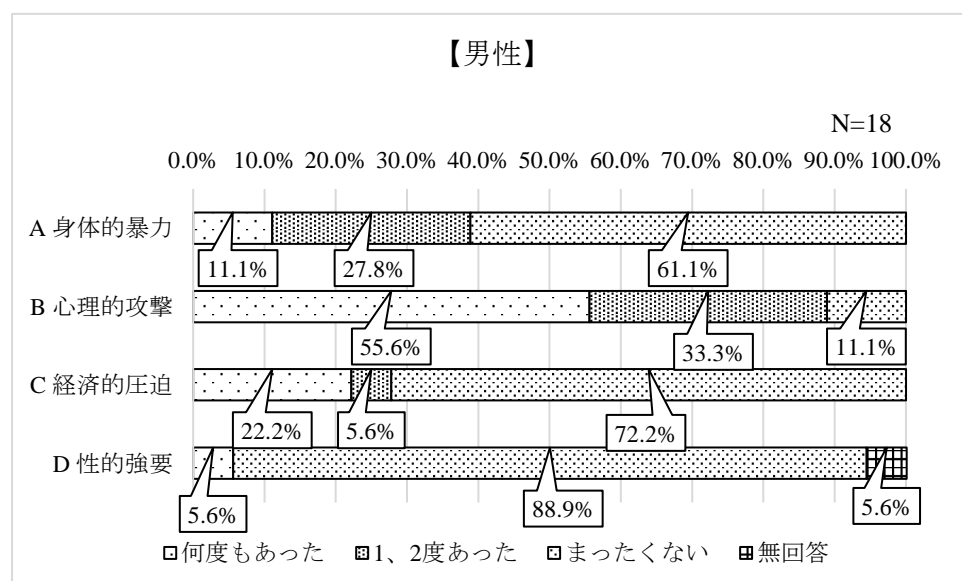
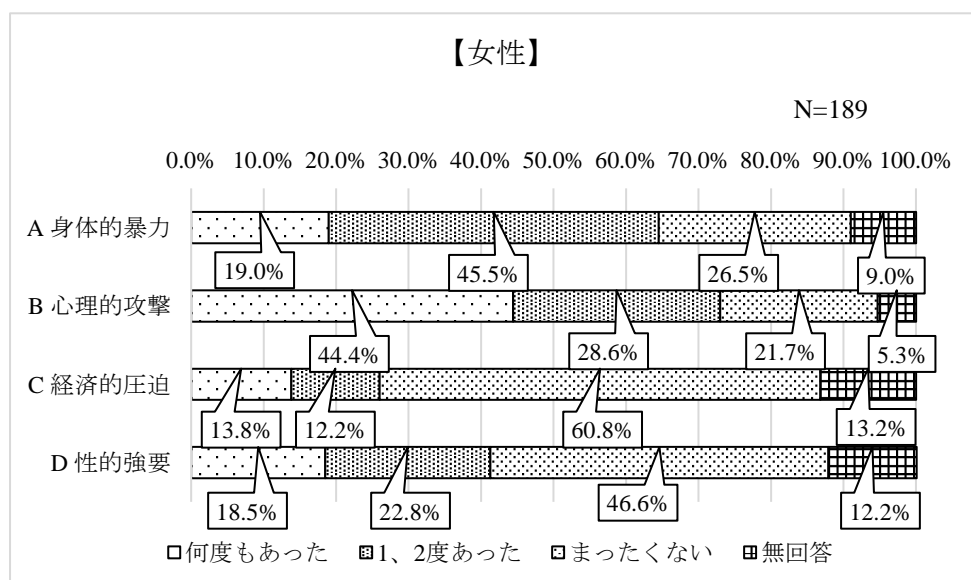
(出典：「配偶者等からの暴力に関する調査 調査結果報告書（平成 30 年 3 月）奈良県」を  
もとに監査人が作成)

また、配偶者や交際相手などからの暴力行為の経験については、経験ありが 18.9%、経験なしが 78.6%であった。さらに、経験ありの回答を詳細に見ると、次の表のとおり、男女ともに「A.身体的暴力」、「B.心理的攻撃」において、「何度もあった」もしくは「1、2度あった」が半数超か半数近い回答率となっている。

一方、「暴力経験をどこに相談したか（複数回答）」については、女性も男性も「どこにも相談しなかった」が最も多く（女性 40.2%、男性 61.1%）、

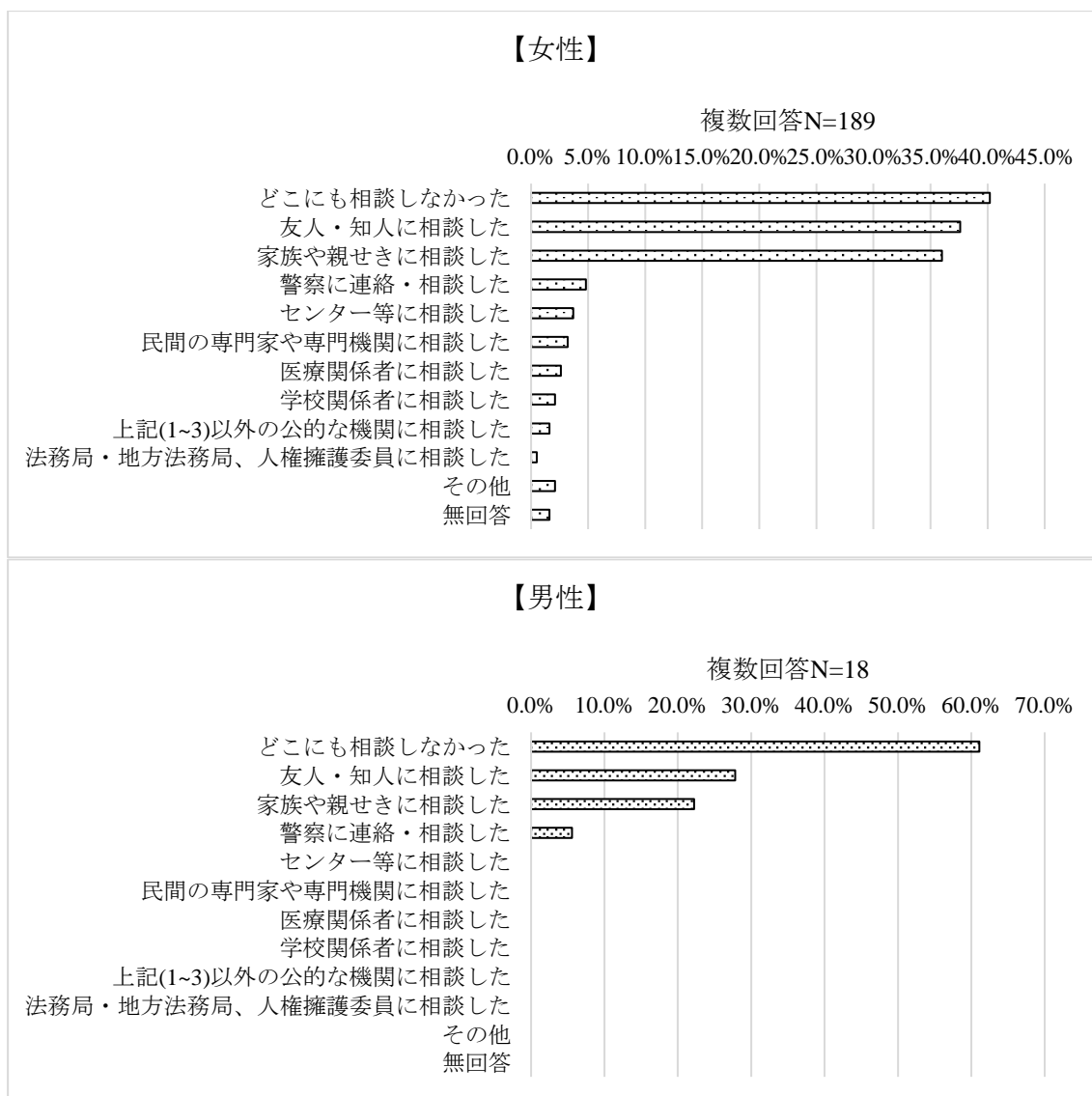
特に 80 歳以上で 60.0%がどこにも相談しなかったという結果となっている。したがって、「配偶者等からの暴力を受けた被害者への重要な支援は何か（複数回答）」については、「夜間や休日など、いつでも相談できる窓口」が最も多く 55.9%、次いで「同性の相談員など、相談しやすい窓口」が 55.1%、「地域の中で身近に相談できる窓口」が 54.4%であり、相談体制の充実に  
 関する回答が多い結果となった。その他、「加害者から離れて暮らすための経済的な支援」が 51.0%、「加害者から離れて暮らすための住宅の確保」が 48.4%となっており、加害者から離れて暮らすための支援（自立）に関する回答も多い結果となった。

【配偶者からの暴力経験についての男女別暴力内訳割合】



(出典：「配偶者等からの暴力に関する調査 調査結果報告書（平成 30 年 3 月）  
 奈良県」をもとに監査人が作成)

## 【配偶者からの暴力経験についての男女別相談先内訳】



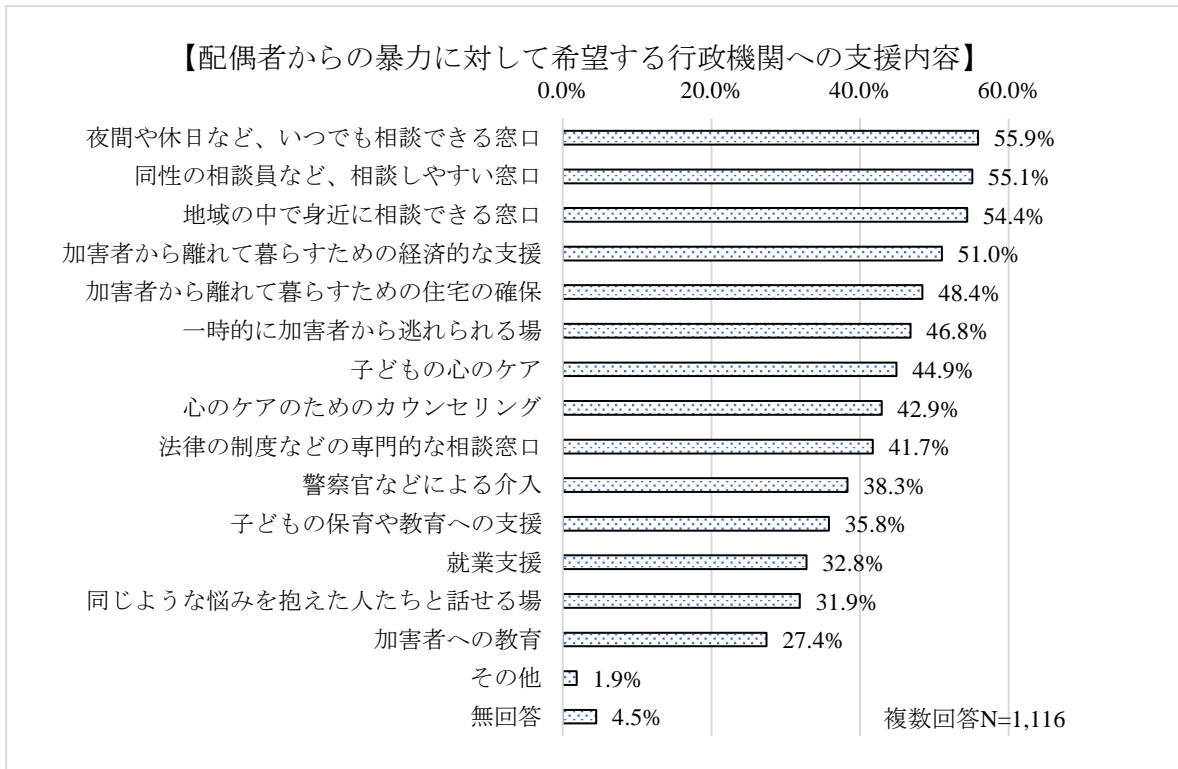
(出典：「配偶者等からの暴力に関する調査 調査結果報告書（平成 30 年 3 月） 奈良県」  
をもとに監査人が作成)

## 【配偶者からの暴力経験について相談しなかった者の年齢別属性】

「どこにも相談しなかった」の割合

20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	無回答	計
0.0%	40.0%	20.8%	31.4%	26.0%	44.2%	34.4%	60.0%	0.0%	31.2%

(出典：「配偶者等からの暴力に関する調査 調査結果報告書（平成 30 年 3 月） 奈良県」  
をもとに監査人が作成)



(出典「配偶者等からの暴力に関する調査の調査 結果報告書(平成30年3月) 奈良県」  
をもとに監査人が作成)

(ウ) 県のDVに関する特徴について

全国ではDVに関する相談件数が一貫して増加傾向にあるのに対して、県も増加傾向にあるものの、警察への相談件数は平成26年度以降減少しているなど、増加率は低い傾向にある。また、県におけるDVの加害者は、現配偶者からの被害が最も多く、被害者年齢は、「30代」で最も多く、前後の「20代」から「40代」を合計すると70%を超えている状況である。

一方、配偶者等からの暴力について相談できる窓口を知っている割合(37.7%)、予防・対策のための県が取り組んでいる事項を知っている割合(48.0%)は50%を下回る状況にあり、全国調査では7割弱となっていることに比べると、認知度が著しく低いことが課題である。配偶者等から暴力行為を受けた割合は18.9%と一定数いるものの、どこにも相談しなかった割合が男女ともに高くなっていることも課題であると考えられる。

これらの状況からすると、相談件数や一時保護者数が全国の推移と比べて低位に推移しているのは、単に相談窓口やDV支援の体制が認知されていないがために相談件数等が低迷しているだけである可能性が否定できず、より詳細な分析を行う必要があると考えられる。

## (2) 国の施策

我が国の女性への暴力対策は、婦人保護事業として行われている。婦人保護事業の概要は、以下のとおりである。

### 【婦人保護事業の概要（根拠法令等）】

(1) 婦人保護事業の概要
<b>1. 根拠法等</b> ① 売春防止法(昭和31年制定) ② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(13年制定/16年・19年・25年改正) ③ 人身取引対策行動計画(平成16年12月)→人身取引対策行動計画(2009・2014) ④ ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年制定/25年改正・28年改正)
<b>2. 対象女性</b> (「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<局長通知>) ① 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者 ② 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者 ③ 配偶者からの暴力を受けた者(事実婚を含む) ④ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者 ⑤ 人身取引被害者(婦人相談所における人身取引被害者への対応について<課長通知>) ⑥ ストーカー被害者(「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<課長通知>)
<b>3. 実施機関等</b> ① 婦人相談所(配偶者暴力相談支援センター)及び一時保護所 ② 婦人相談員(都道府県婦人相談所・市福祉事務所等) ③ 婦人保護施設(都道府県・社会福祉法人) ④ その他、①の一時保護の委託先として母子生活支援施設・民間シェルター等

(出典：厚生労働省 第1回「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」)

それぞれの根拠法令の成立の経緯は以下のとおりである。

#### ① 売春防止法

公娼制度(特定の売春、接待行為を公的に保護する制度)は、江戸時代に起源を有し、明治維新後も昭和にいたるまで存続していた。しかし、この長く続いた公娼制度は、敗戦によるGHQの民主化の一環で昭和21年に廃止されることとなった。単純に制度を廃止するのみでは、日本全国で風俗業を営業することが可能となるため、これを防ぐために特定地域に限り許可を得た売春を行うことを認め、「赤線地帯」と呼ばれる地域が形成されることとなった。しかし、実際には、「青線地帯」と呼ばれる非合法に営業されていた風俗店が集まっていた地域も形成されていたのも事実である。その後、女性に参政権が与えられたことや、昭和29年に東京オリンピックへ立候補したことをきっかけとし、人権の尊重・風紀改善をはかるため、赤線地帯・青線地帯を廃止するために昭和33年に「売春防止法」が施行された。

売春防止法は、「売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずることによつて、売春の防止を図ること」（第1条）を目的としている。当該法律の中で、具体的には、以下のような事項を定めている。

- ・ 「要保護女子」（性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子）の保護更生を行う施設として、婦人相談所を設置（第34条）
- ・ 相談に応じる婦人相談員（第35条）
- ・ 要保護女子を収容保護する婦人保護施設を設置（第36条）

このように、歴史的には、婦人保護は売春から女性を保護するために始まった制度であるが、その後の日本社会の変化に合わせ、法の対象が変化してきた。

## ② DV防止法

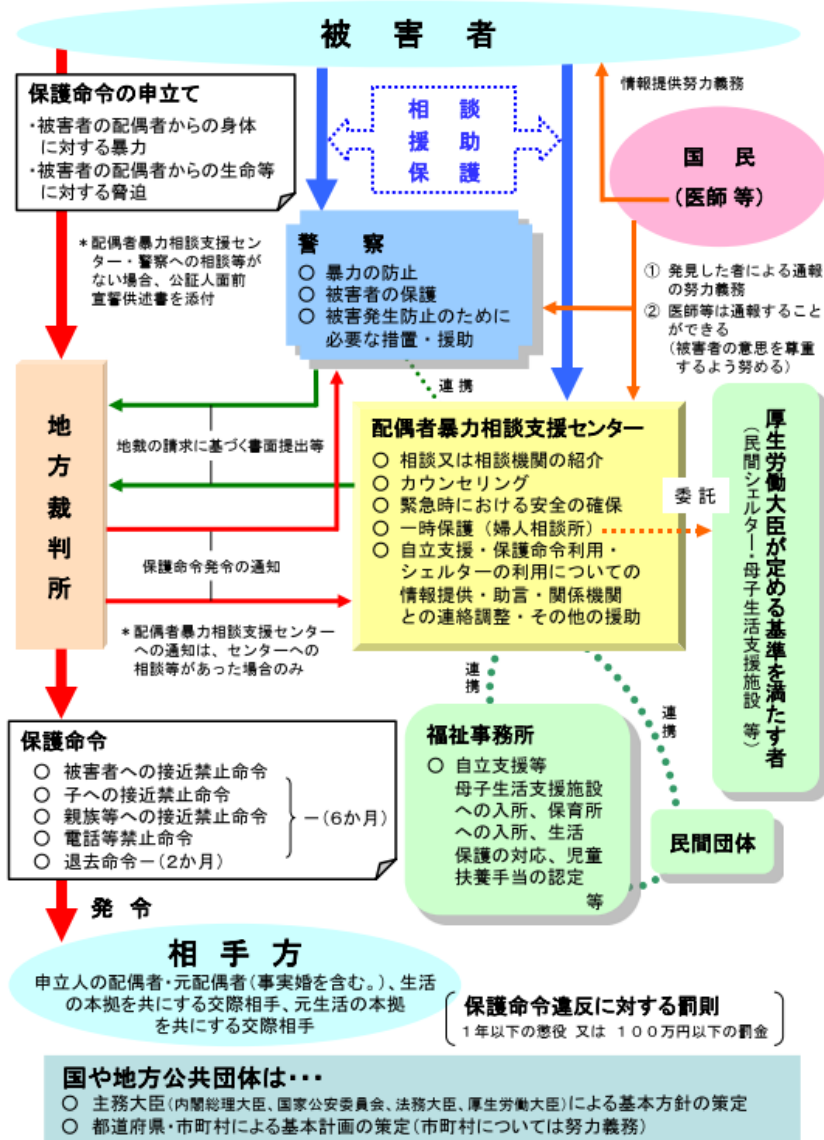
上述の売春防止法で実施していた婦人保護事業にて、女性に関する様々な相談に応じる中で、配偶者間の暴力に関しても相談・保護に取り組んできた。当時、国際的にも性犯罪やセクシャルハラスメント、ストーカーといった女性に関する暴力が必要なテーマとなっており、女性への暴力への取組が行われてきた。このような状況を受けて、平成13年4月にDV防止法が成立、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることとなった。当法律に基づき、警察と配偶者暴力相談支援センターが相談窓口として設置されているが、売春防止法第34条で設置が義務付けられていた「婦人相談所」は、当法律の施行に伴い、配偶者暴力相談支援センターの機能を担う施設の一つとして位置付けられることとなった。なお、配偶者暴力相談支援センターが行う業務のうち、一時保護については、婦人相談所が自ら行うか、婦人相談所から一定の基準を満たす者に委託して行うこととなっている。

また、売春防止法第45条で規定している「婦人相談員」についても、DV防止法の施行により、配偶者からの暴力の被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる旨が明確化されている。

さらに、売春防止法第36条に基づく婦人保護施設についても、もともとは売春を行うおそれのある女子を収容保護する施設であったが、DV防止法の施行により、配偶者からの暴力の被害者の保護を行うことが出来る旨が明確化されている。

【DV 防止法による被害者保護の体系】

配偶者暴力防止法の概要（チャート）



（出典：内閣府 男女共同参画局「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の概要」）

③ 人身取引対策行動計画

グローバル化の一層の発展や経済格差の拡大等に伴って、人身取引は国境を越える深刻な脅威となっていたことから、平成16年に政府は「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を設置するとともに、「人身取引対策行動計画」を策定した。この計画の中で、婦人相談所及び一時保護委託先施設において、人身取引被害者の一時保護を行うこととなった。

④ ストーカー行為等の規制等に関する法律

男女共同参画社会基本法の関連法令として、ストーカー行為等について必要な規制を行うために、平成12年5月に、ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下、「ストーカー規制法」という。）を制定し、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶を目的とした法を制定している。

これらの法律を時系列にまとめると、以下のとおりとなる。

【婦人保護事業の歴史】

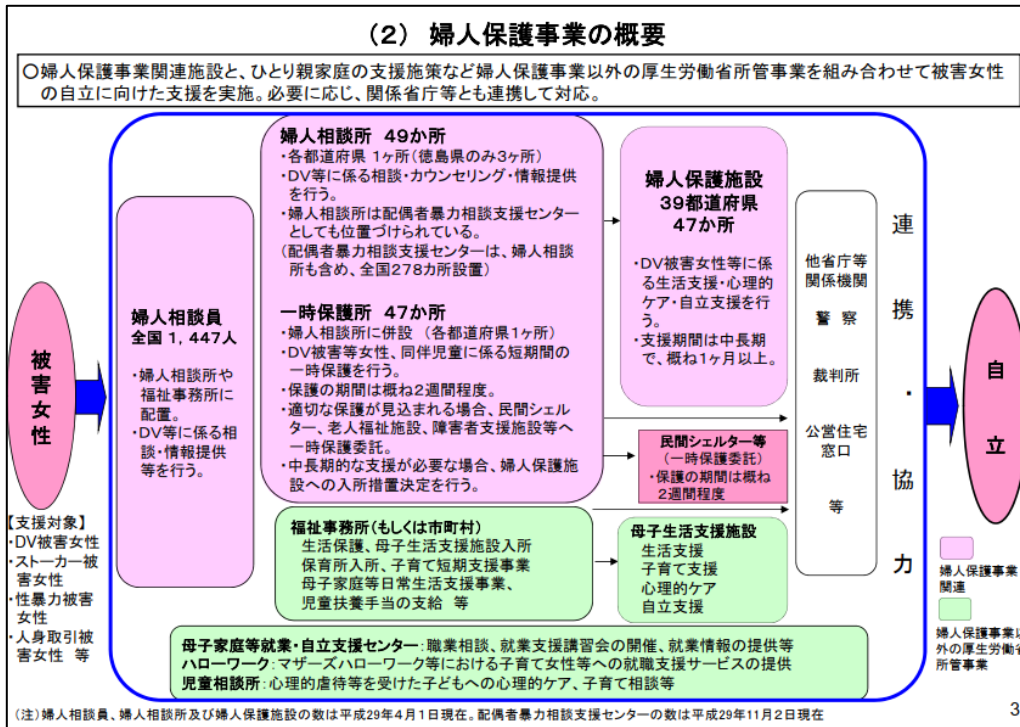
婦人相談所一時保護	
昭和32年4月	売春防止法に基づき、婦人相談所に要保護女子の一時保護を行う施設を設置。 (平成19年4月～定員を超える場合は一時保護委託が可能となった。)
平成14年4月～	DV法に基づき、暴力被害女性及び同伴家族の一時保護を行うこととされた。 また、民間シェルター等への一時保護委託が可能となった。
平成16年12月～	人身取引対策行動計画に基づき、婦人相談所及び一時保護委託先施設において、 人身取引被害者の一時保護を行うこととなった。(平成17年度より一時保護委託を実施)
平成23年3月～	第3次男女共同参画基本計画を踏まえ、恋人からの暴力の被害者を一時保護の委託対象に加えた。
平成23年7月～	母子生活支援施設において、妊娠段階から出産後まで一貫して母子の支援を行うことが可能となる よう、支援を行うことが特に必要であると認められる妊産婦を一時保護の委託対象に加えた。
平成28年4月～	「ストーカー総合対策」(平成27年3月)や第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日)を踏まえ、 ストーカー行為や性暴力・性犯罪の被害女性を一時保護の委託対象に加えた。

(出典：厚生労働省 第1回「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」)

婦人保護事業に関連する施設や、婦人相談所における基本的な支援の流れは、次のとおりとなる。

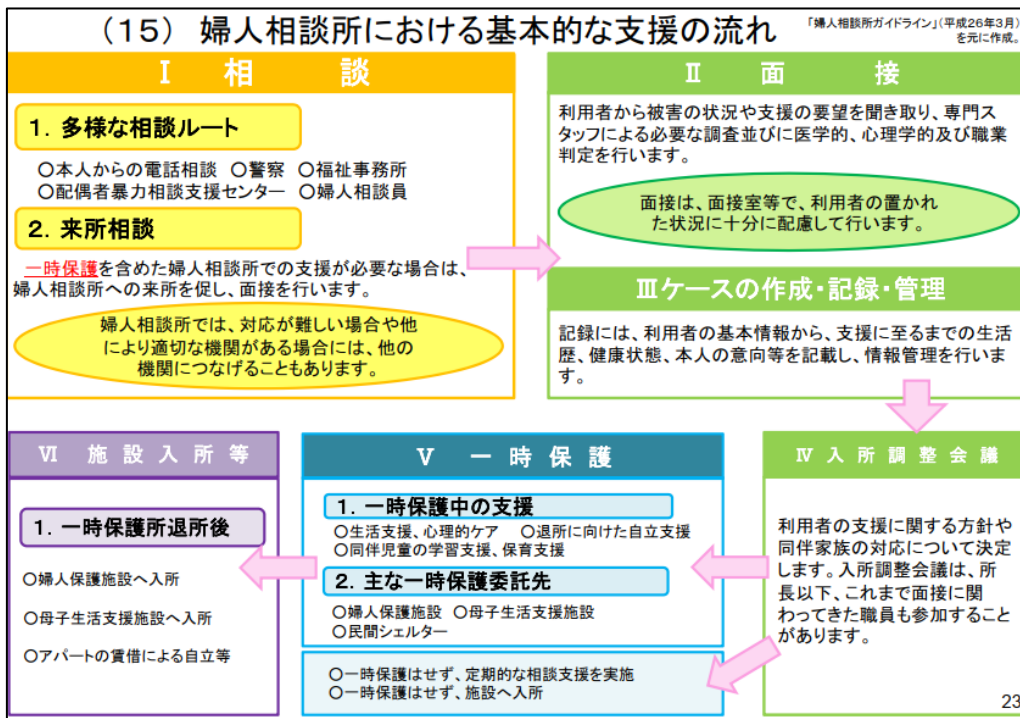


【 婦人保護事業に関連する支援施設の内容 】



(出典：厚生労働省 第1回「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」)

【 婦人相談所における基本的な支援の流れ 】



(出典：厚生労働省 第1回「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」)

また、平成30年度婦人保護事業関係予算の概要によると、以下のとおりの施策に取り組んでおり、平成29年度予算を5億円程度上回る予算を策定している。

【平成30年度婦人保護事業関係予算の概要】

平成30年度婦人保護事業関係予算の概要		平成29年度予算額 177億円の内数	→	平成30年度予算額 182億円の内数
<b>1 婦人相談所における支援（婦人相談所運営費負担金）</b>				<b>17百万円</b>
<p>○婦人相談所における広域措置の実施 他の都道府県への広域措置の円滑な実施を図るため、DV被害者等を他の都道府県の婦人相談所等へ移送するために必要な旅費等の補助を行う。</p> <p>○外国人婦女緊急一時保護経費 外国人のDV被害者等を保護した際の通訳雇い上げに伴う費用や関係機関との連絡に必要な経費等の補助を行う。</p>				
<b>2 婦人相談所の一時保護委託、婦人保護施設における自立支援</b>	<b>婦人保護事業費負担金 婦人保護事業費補助金</b>			<b>23億円</b>
<p>○婦人相談所における一時保護の実施 職員の人件費、入所者の食費や被服費などの生活費、施設の維持・管理費</p> <p>○婦人相談所が一時保護委託するための経費 DV被害者等の状況に応じて、婦人相談所が民間シェルター等の適切な委託契約施設へ一時保護を委託し、自立に向けた支援を行う。また、ストーカー被害者や性暴力・性犯罪の被害者も一時保護委託の対象とする。</p> <p>○婦人保護施設における保護・自立支援に必要な経費 職員の人件費、入所者の食費や被服費などの生活費、施設の維持・管理費 婦人保護施設入所者の就職活動のための旅費を支給 <i>様々な困難な課題を抱える被害者のニーズに個別に対応できる職員配置にかかる加算の創設【新規】</i></p> <p>○心理療法担当職員の配置 婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に心理療法担当職員を配置し、DV被害者及び同伴家族の心理的ケアの支援を図る。</p> <p>○同伴児童のケアを行う指導員の配置 婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に同伴児童のケアを行う指導員を配置し、虐待を受けた児童へのケアの充実強化を図るとともに、保護された女性が自立に向けた取組を安心して行える環境を整える。 <i>同伴児童のケアを行う指導員の配置を拡充する。※(現行)最大3名まで配置可能→最大5名まで配置可能【拡充】</i></p> <p>○夜間警備体制強化事業 婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設の夜間警備体制を強化することにより、配偶者の暴力から逃れて入所している被害者や職員の安全の確保を図る。</p> <p>○婦人保護施設入所者の地域生活移行支援 地域生活移行支援を賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃料の一部を措置費に算定する。</p> <p>○婦人保護施設における同伴児童の入進学支度金の支給 婦人保護施設における同伴児童が、小学校、中学校、又は高等学校に入進学した場合の入進学支度金を支給する。</p>				
<b>3 婦人相談員活動強化</b>	(児童虐待・DV対策等総合支援事業)			<b>159億円の内数</b>
<p>○婦人相談員活動強化事業 DV等の相談に応じる婦人相談員の手当や調査・指導のための旅費等を補助する。 <i>婦人相談員による相談・支援の充実を図るため、一定の研修を終了した者について月額最大191,800円(現行149,300円)に婦人相談員手当を引き上げる【拡充】</i></p>				
<b>4 DV対策等の機能強化</b>	(児童虐待・DV対策等総合支援事業)			<b>159億円の内数</b>
<p>○婦人保護施設退所者自立生活援助事業 婦人保護施設に生活援助指導員を配置し、対象者の来所等への対応、対象者の職場や居住へ訪問するなどの方法により、相談、指導等の援助にあたる。</p> <p>○休日夜間電話相談事業 婦人相談所において、電話相談員を配置し、休日及び夜間の相談体制の強化を図り、DV被害者等の相談に対応する。</p> <p>○配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業 婦人相談所と関係機関等との連絡会議やケース会議を開催し、連携の強化を図る。</p> <p>○婦人相談所等職員への専門研修事業 婦人相談所職員や婦人相談員等、直接被害者から相談を受ける職員に対し、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるための必要な研修を実施する。(年3回)</p> <p>○法的対応機能強化事業 婦人相談所において、DV被害者等からの離婚問題、生活破綻問題及び在留資格等についての情報提供や調整の相談等に対し、弁護士等による法的な調整や援助を行う。</p> <p>○婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業【創設】 <i>婦人相談所一時保護所において、様々な困難な課題を抱える被害者のニーズに対応した支援の充実を図るため、個々のケースに応じたきめ細かな支援を行う必要があることから、個別対応できる職員を配置し、支援体制の強化を図る。</i></p>				
<b>5 若年被害女性等支援モデル事業の創設</b>	(児童虐待・DV対策等総合支援事業)			<b>159億円の内数</b>
<p><i>若年被害女性等に対して、公的機関と民間支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業を新たに実施する。</i></p>				
<b>6 DV被害者等自立生活援助モデル事業</b>	(児童虐待・DV対策等総合支援事業)			<b>159億円の内数</b>
<p><i>婦人相談所において一時保護された者などが、地域で自立し、定着するための支援を行うモデル事業。</i></p>				

(出典：厚生労働省 第1回「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」)

また、内閣府において、DV防止法を含む男女共同参画社会基本法の関連法に基づき、DV、性犯罪・性暴力に対する取組を実施しているほか、近年、特に若年層に深刻な被害が生じているデートレイプドラッグ、デートDV、AV出演強要、JKビジネス等についても根絶に向けた取組を実施している。

### (3) 県の施策

#### ① 県の施策の基本となる方針及び取組について

県においては、平成13年に「奈良県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、基本目標の一つとして「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を位置付けた「なら男女GENKIプラン（男女共同参画計画第2次）」を策定している。平成28年3月には、平成28年度からの5年間を計画期間とする「奈良県女性の輝き・活躍推進計画（第3次奈良県男女共同参画計画）」を策定し、基本施策の一つに、「DV等の防止対策」「デートDV等の防止対策」等を位置づけ、女性に対するあらゆる暴力をなくすための取組を進めている。

平成13年のDV防止法の制定以前より、県では、DV被害者支援の取組として、婦人相談所での相談対応や、民間機関と連携しながら必要な保護を実施している。平成14年4月には、中央こども家庭相談センター（旧婦人相談所）を配偶者暴力相談支援センターと位置づけ、被害者に対して相談・保護、自立支援等の総合支援を実施するとともに、高田こども家庭相談センターや女性センターでの相談体制の充実・連携を図りながら被害者の支援を進めている。その後、5年ごとに計画の見直しを実施しており、直近では平成30年4月に「DV計画（第4次）」を策定している。この計画では、誰もが安全・安心に暮らせるよう、DVを容認しない社会の実現のため、県民に対して理解と協力を求めるとともに、県、市町村及び関係機関等が、相互に連携・協力を図り、さまざまな観点から幅広くDV対策の取組をより一層推進することとしている。

#### ② 「DV計画（第4次）」の内容について

同計画では、以下の図のとおり、5つの基本目標に対応する重点目標を設定し、各現状と課題から、取組方針及び具体的な施策を策定している。計画期間は、平成30年度から令和4年度の5年間である。

## 【DV 計画基本体系】



(出典：奈良県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次))

同計画は、広範多岐にわたる DV 防止及び被害者支援対策を総合的、計画的に推進するため、DV 防止法第 2 条の 3 第 1 項に基づき策定するものである。また、次の図のとおり、当該計画の特徴として、県及び市町村を中心に施策等を推進するものの、関係機関(こども家庭相談センター、女性セ






ンター、裁判所、弁護士会、警察、医療関係機関等）や民間団体等との連携を推進するために、関係機関からも委員を輩出して暴力被害者支援協議会を設置・運営している。

## 【県 DV 被害者支援マップ】

### 1 支援マップ






相談したい・離れたい・近づいて欲しくない・ケガを治したい

安全な生活を確保するための支援機関	相談・被害申告 (緊急の場合は通報)	 <b>警察</b> ・被害者の保護 ・加害者の検挙 ・相談 ・被害発生防止のために必要な措置、援助
	相談・避難	 <b>中央こども家庭相談センター</b> ・自立生活の促進 ・被害者の保護(一時保護)  <b>高田こども家庭相談センター</b> <b>女性センター、市町村、法務局、民間団体 等</b>
	保護命令申立 仮処分命令申立	 <b>地方裁判所</b> ・保護命令(接近禁止命令、退去命令) ・仮処分命令
	受診(ケガ等をした場合)	 <b>病院</b> ・治療 ・診断書作成 ・関係支援機関の情報提供 (・被害者の発見・関係機関への通報)







別れたい

法的手続きを進めるための支援機関	相談・弁護士の紹介依頼	 <b>弁護士会</b>
	相談・援助の申込み	 <b>法テラス(日本司法支援センター)</b> ・弁護士の紹介 ・裁判費用の立て替え
	離婚調停申立て	 <b>家庭裁判所</b> ※調停離婚(別居中の生活費・養育費・財産分与・慰謝料・親権) ↓ 調停不成立の場合 家庭裁判所 ・判決離婚 ・和解離婚等



自立したい

自立生活促進のための支援機関	社会福祉制度の利用	 <b>福祉事務所、市町村相談窓口</b> ・公営住宅 ・生活福祉資金 ↓ ・母子父子寡婦福祉資金 <b>母子生活支援施設(母子世帯が利用可能)</b>
	住居の確保	 <b>県、市町村</b> ・公営住宅
	子どもを預ける	 <b>市町村</b> ・保育所 ・ショートステイ
	転校の手続	 <b>県・市町村教育委員会</b>
働く	 <b>スマイルセンター、女性センター、しごとiセンター、ハローワーク、マザーズコーナー等</b> ・就業相談 ・職業斡旋 ・就業支援講習会	

(出典：県提供資料)



具体的には、「配偶者等からの暴力被害者支援協議会設置要綱」の規定によると、配偶者等からの暴力被害者支援協議会は、委員をもって構成し、その委員は県の人権福祉関係機関、保健医療関係機関、司法関係機関からの推薦を受けた者等で構成されている。そして当該協議会の活動は、以下のとおり、規定されている。

- ・ 配偶者等からの暴力被害者の保護及び自立支援を行う上での情報交換
- ・ 配偶者等からの暴力被害者の保護及び自立支援を行うための連携体制の確立
- ・ 「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」の進行管理、見直し
- ・ 前3号に掲げるもののほか、配偶者等からの暴力を防止するために必要な活動
- ・ 「DV計画」の進行管理、見直しについて、活動を行う

この規定に基づき、県では、「DV計画」で示した施策の実施状況を同協議会に報告して意見を求め、計画の進行管理を行っている。

ただ、平成30年度の暴力被害者支援協議会（平成31年1月29日開催）の議事資料によると、各実施事業の実施状況報告はしているものの、重点項目についての進捗報告が行われていない。結果、事業自体の成果に関する検討がなされていないうえに、実施事業の成果がどのように重点項目に影響を与えているのか、十分な検討がなされていない状況であった。

【DV 計画関連事業の実施事業調べ】

「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」関連事業調べ

基本目標	重点目標	事業名	H29年度実施状況	H30年度以降の予定	H30年度予算額 (千円)	担当課
1 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりのための推進体制整備	(1)配偶者暴力相談支援センターにおける支援の強化	福祉制度利用について「手引き一元化」に向けた検討	「ワンストップ化のための被害者相談共通シート」の活用推進	生活困窮者自立支援制度や生活保護制度等の福祉制度についての研修機会を持ち、今後検討していく	-	こども家庭課・中央こども家庭相談センター
		「DV相談支援専門研修」の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「DV相談支援専門研修」を開催</li> <li>【対象】市町村職員、DV協議会構成団体職員等</li> <li>【内容】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「DV相談の手引き」に基づく説明</li> <li>・配偶者暴力相談支援センターの役割、市町村・関係機関との連携、ワンストップ化のためのDV被害者相談共通シートや各種証明書の活用についての説明</li> <li>・警察による暴力事案への対応についての説明</li> <li>・創作事例の紹介を交えた一時保護についての説明等</li> </ul> </li> <li>【回数】1回/年</li> </ul>	同左	106	こども家庭課・中央こども家庭相談センター
		支援マップの作成	個別支援の中や研修会等での支援マップを活用	同左	-	中央こども家庭相談センター
		DVの相談状況及び一時保護の被害状況の分析	DV相談状況について分析	同左	-	中央こども家庭相談センター
	(2)市町村におけるDV対策の促進	「DV相談支援専門研修」の開催(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「DV相談支援専門研修」を開催</li> <li>【対象】市町村職員、DV協議会構成団体職員等</li> <li>【内容】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「DV相談の手引き」に基づく説明</li> <li>・配偶者暴力相談支援センターの役割、市町村・関係機関との連携、ワンストップ化のためのDV被害者相談共通シートや各種証明書の活用についての説明</li> <li>・警察による暴力事案への対応についての説明</li> <li>・創作事例の紹介を交えた一時保護についての説明等</li> </ul> </li> <li>【回数】1回/年</li> </ul>	同左	106	こども家庭課・中央こども家庭相談センター
		市町村等の相談業務充実のための「DV相談の手引き」を作成、配布	「DV相談支援専門研修」時に現行の手引の活用方法について説明を実施	同左	-	こども家庭課・中央こども家庭相談センター
		相談や保護の中心機関としての市町村等との連携強化の促進	個別ケース支援の早期から、市町村の児童福祉、高齢者福祉等の関係各課との連携を進めた。	同左	-	中央こども家庭相談センター
		「市町村家庭福祉主管課長会議」の開催	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「市町村家庭福祉主管課長会議」を開催</li> <li>【対象】市町村DV対策担当課、ひとり親家庭福祉担当課</li> <li>【内容】DV対策、ひとり親家庭福祉に関する情報提供</li> <li>【回数】1回/年</li> </ul>	-	こども家庭課
	(3)民間団体等との連携	民間団体等との連携、協働の促進	必要に応じ、関係機関、民間団体等と連携やケース会議を実施	同左	-	中央こども家庭相談センター
		「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」を開催</li> <li>【委員】相談や自立支援の関係機関等</li> <li>【目的】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者支援に関する情報交換、連携体制の確立</li> <li>・基本計画の進行管理、見直し等</li> </ul> </li> <li>【回数】1回/年(計画見直し年は複数回)</li> </ul>	同左	-	こども家庭課
		市町村男女共同参画・女性担当課長会議での周知啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市町村男女共同参画・女性行政担当課長会議」の開催</li> <li>時期：H29.8.8</li> <li>場所：東市町村会館(榎原市)</li> <li>内容：男女共同参画推進について(講演会および個別意見交換)</li> <li>参加：28市町村 33名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市町村男女共同参画・女性行政担当課長会議」の開催</li> <li>時期：H30.8.9</li> <li>場所：社会福祉総合センター(榎原市)</li> <li>内容：男女共同参画推進について(シェンダー劇、グループ討議)</li> <li>参加：26市町村 29名</li> </ul>	-	女性活動推進課
		市町村男女共同参画・女性行政担当課長会議での周知啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市町村男女共同参画・女性行政担当課長会議」の開催</li> <li>時期：H29.8.8</li> <li>場所：東市町村会館(榎原市)</li> <li>内容：男女共同参画推進について(講演会および個別意見交換)</li> <li>参加：28市町村 33名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市町村男女共同参画・女性行政担当課長会議」の開催</li> <li>時期：H30.8.9</li> <li>場所：社会福祉総合センター(榎原市)</li> <li>内容：男女共同参画推進について(シェンダー劇、グループ討議)</li> <li>参加：26市町村 29名</li> </ul>	-	女性活動推進課

(出典：暴力被害者支援協議会平成30年度協議会(平成31年1月29日))

(4) 実施事業

単位：千円

事業名	所管課	平成30年度 歳出額
女性一時保護事業	福祉医療部 こども・女性局 こども家庭課	12,834
DV 予防啓発事業		333
女性に対する暴力防止対策事業		239

新 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業	福祉医療部 こども・女性局 女性活躍推進課	5,700
------------------------	-----------------------	-------

これらの事業は、DV 計画（4 次）に基づき、女性一時保護事業と新 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業は、重点項目「DV 被害者が相談しやすい環境整備」、DV 予防啓発事業は、重点項目「学校・家庭・地域での人権教育の推進」、女性に対する暴力防止対策事業は、重点項目「県民への意識啓発」に関連付いて事業が実施されている。

また、「女性一時保護事業」については、こども家庭課において、一時保護を担う配偶者暴力相談支援センターの事業管理を行っている。また、「DV 予防啓発事業」（デート DV 防止講座の委託事業）、「女性に対する暴力防止事業」（女性フォーラムの開催）、「新性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業」（奈良県性暴力被害者サポートセンターの開設・運営）については、女性活躍推進課において事業管理を行っている。

#### （5）結果又は意見

##### 【意見】

「奈良県 DV 計画（第 4 次）」について、重点目標に関する目標指標が設定されておらず、また、各実施事業と重点目標の関係も明確でない。重点目標に関する目標指標を設定し、さらに各事業と重点目標の関連性を明確化することが望まれる。

「DV 計画（第 4 次）」において設定した重点目標に関して、目標指標が設定されていない。また、実施した事業がどのように重点目標に効果を与えているのかが明確でなく、当該基本計画の進捗管理が適切になされているとはいえない状況である。

まずは、当該基本計画で設定している重点目標に関連する目標指標を設定し、目標指標との関連性を意識して各事業を実施していくことが望まれる。

##### 【結果】

「暴力被害者支援協議会」において、「奈良県 DV 計画（第 4 次）」で設定した重点目標に関連する各実施事業の進捗報告がなされているものの、その成果がどのように重点目標の達成に貢献したのかの報告がなされていない。また、重点目標については、達成状況に関する討議がなされていない。設置要綱に沿った当該協議会の適切な運用が必要である。



平成 30 年度の「暴力被害者支援協議会」の報告書において、各実施事業の進捗状況を報告している（「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」関連事業調べ）。しかし、当該報告では、各事業の実施状況は記載されているものの、重点目標の達成にどのような成果があったのかの報告がなされていない。さらに、「奈良県 DV 計画（第 4 次）」で設定した重点目標そのものの進捗状況も報告されていない。

これでは、適切に計画の進捗管理を実施しているとはいいがたく、当該協議会の設置要綱を満たしていないと考えられ、運用の改善が必要である。

## （6）各実施事業

### ① 女性一時保護事業

#### （ア）事業目的、内容及び成果

##### ア 目的

DV 防止法、売春防止法、人身取引対策行動計画及びストーカー規制法に基づき、DV 等の被害者の支援を実施している。具体的には、DV 防止法 3 条で、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、都道府県に配偶者暴力相談支援センター（一時保護所・婦人相談所を含む）の設置を義務付けている。また、実施すべき業務として、相談及び相談機関の紹介、心身の健康回復の為の指導、同伴する家族を含む被害者の安全確保及び一時保護、被害者自立支援、保護命令制度及び保護施設の利用についての情報提供、助言及び関係機関との連絡調整等を行うこととしている。

なお、当該事業は、DV 防止法に基づき策定された「DV 計画（第 4 次）」に定める 6 つの基本目標の達成とも密接に関係している。

##### イ 事業内容

[配偶者暴力相談支援センターにおける業務内容]

- ・ 電話・来所相談（相談日は月曜日～金曜日（祝日及び年末年始は休み）の午前 9 時から午後 8 時（来所相談は、午後 4 時迄））
- ・ 予約面接、相談者メール対応。
- ・ 食事配膳
- ・ 保育士による同伴児童向け支援（学習含む）
- ・ 被害者との質問対応・業務へのフィードバックを目的としたアンケート
- ・ 心理士によるメンタルケア
- ・ 貸付等の自立支援に向けた情報提供等

[一時保護の対象者の入所～退所までの支援の流れ]

婦人相談所ガイドラインに従い、入所調整会議にて一時保護等の支援方針の決定を行う。入所調整会議は、所長以下それまで面接に関わった職員、今後支援を担当する職員が常勤・非常勤にかかわらず参加する。ただし、緊急時のケースでは、事後対応等の柔軟な対応が定められている。一時保護決定後の入所から退所までの詳細な支援のフロー、緊急一時保護入所までの詳細なフロー（警察経由）については次頁を参照されたい。

【一時保護 入所から退所迄の支援の流れ】

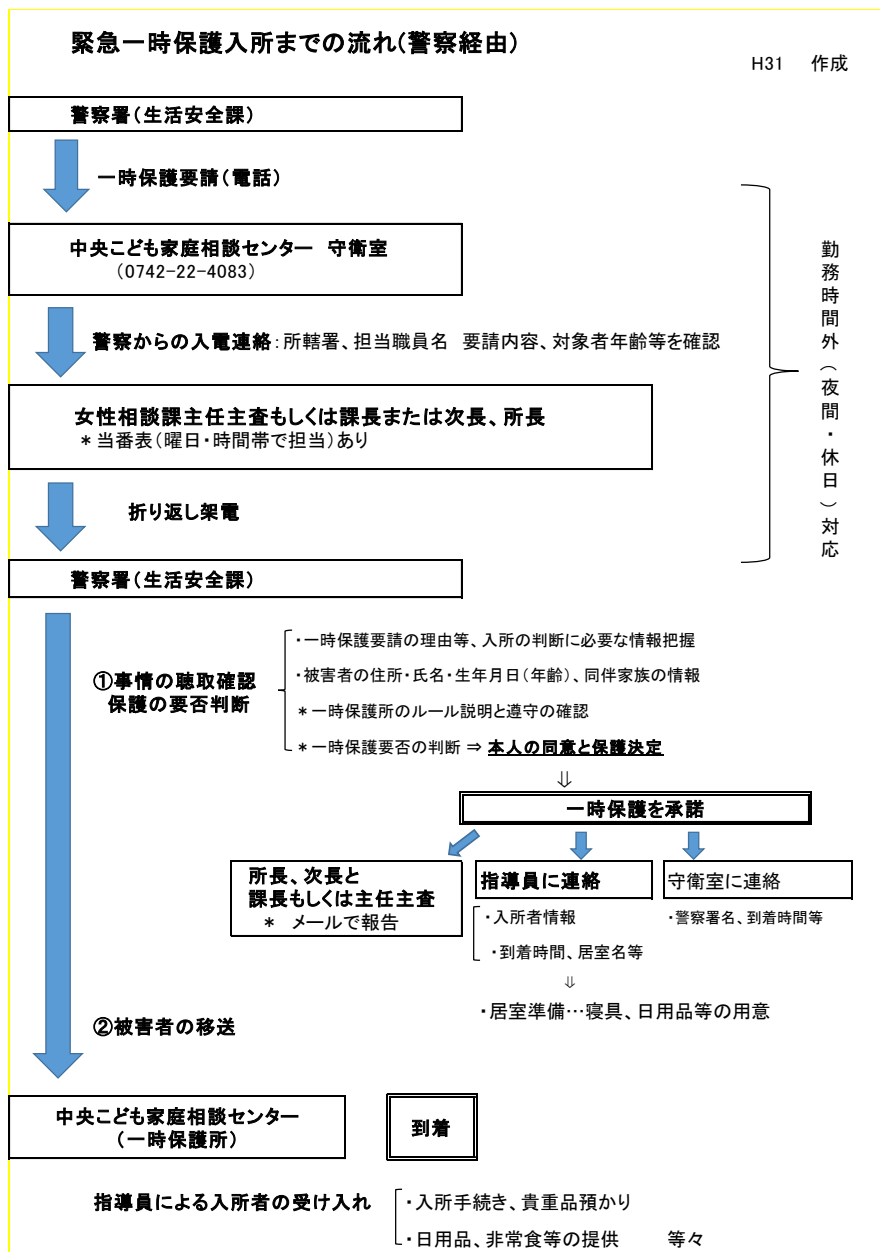
一時保護 入所～退所までの支援の流れ

H31.3.1作成

時期	女性相談課の対応・支援	具体的な支援等
当日	<b>*入所</b> (一時保護所または一時保護委託先)	⇒ 入所した夜は手続き終了後、食事摂取、休息(就寝)するよう勧める。
↓		
翌日 (休日を除く)	・担当相談員(担当者)の決定、顔合わせ ・担当者、心理担当職員による初回面接 <i>※業務時間内に入所した場合を除く。</i>	⇒ [ 本人や同伴家族の生育歴、生活歴、入所に至る経過、経緯等の状況調査 ・治療中の疾患の有無、残薬確認の上受診 ・今後の希望(別居・離婚・帰宅)の確認 ↓ ☑生活困窮の場合: 受給中なら住所地の保護課に、まだなら、身柄のある市町村の保護課に連絡、面談依頼。 ☑同伴児童あり: 住所地の児童福祉担当課に連絡、面接依頼 ☑高齢者の場合: 住所地の高齢福祉担当課に連絡、面接依頼 ]
↓		
入所～ 1週間後 (目安)	<b>*安全に受診可能な医療機関への同行受診</b> <b>*必要なサービス担当機関の来所面談</b>	⇒ [ 生活保護担当課 ・高齢者福祉担当課 ・児童福祉担当課 ・警察等の関係機関 ]
↓		
入所～ 2週間以降 (目安)	<b>*保護命令の申立書作成支援</b> <b>*弁護士相談への同行支援</b> <b>*保護命令の申立</b>	⇒ 必要な添付書類の収集、申立書の作成・推敲 ⇒ 離婚調停、婚姻費用、養育費の請求等 ⇒ 地方裁判所への同行支援
↓		
入所～ 3・4週間 (目安)	<b>*安全な退所先の検討、方向性の決定</b> <b>*各種証明書の発行、諸手続きへの同行</b>	⇒ [ 賃貸物件の探索 ・帰郷(実家) ・母子生活支援施設 ・救護施設 ・高齢者施設(養護・軽費・ショート等) ] ⇒ 基礎年金番号の変更、扶養からの脱退等
↓		
入所～ 3・4週間 (目安)	<b>*保護命令の発令</b> <b>*安全な退所先の決定</b>	⇒ 退去命令、接近禁止命令 ⇒ [ 生活保護受給決定 ・賃貸契約完了 ・入所先の決定等 ]
↓		
入所～ 3・4週間 (目安)	<b>*退所</b>	

(出典：県提供資料)

【緊急一時保護入所までの流れ（警察を経由）】



(出典：県提供資料)

[業務実施概況]

平成30年度の配偶者暴力相談支援センター（一時保護所・婦人相談所を含む）の業務の実施状況は次の表のとおりである。処理件数2,511件のうち、受付状況で最も多いのは「本人自身」の1,986件、次いで「警察関係」128件、「市町村」123件の順に多い。また、処理状況では、「指導助言」が2,460件と大半を占めており、「一時保護」24件、「帰郷」18件「福祉事務所」15件の順に多い状況である。

【奈良県配偶者暴力相談支援センター経路別受付・処理・一時保護状況】

2. 平成30年度 経路別受付・処理・一時保護状況 平成30年度計

(単位：人)

①経路別受付状況	中央セ			高田セ			女性セ		合計
	来所	電話	その他	来所	電話	その他	来所	電話	
本人自身	62	1,163	0	154	403	2	67	135	1,986
警察関係	51	48	0	3	19	1	3	3	128
法務関係	2	7	0	0	1	0	0	0	10
他の婦人相談所	0	4	0	0	4	0	0	0	8
他の婦人相談員	3	16	1	3	18	0	3	3	47
福祉事務所	1	6	0	0	0	0	0	0	7
社会福祉施設等	2	9	1	0	3	0	0	0	15
医療機関	0	8	0	0	5	0	0	3	16
教育関係	0	4	0	1	1	0	2	1	9
労働関係	0	1	0	0	0	0	0	0	1
民間シェルター	0	0	0	0	0	0	0	0	0
NPO法人	0	1	0	1	0	0	0	0	2
縁故者・知人	10	40	0	3	3	0	4	18	78
DVセンター	2	15	0	0	0	0	0	0	17
市町村	28	74	0	4	14	0	1	2	123
児童相談所	2	7	0	6	1	0	0	1	17
他の相談機関	9	21	0	0	0	0	6	1	37
その他	1	5	0	3	1	0	0	0	10
合計	173	1,429	2	178	473	3	86	167	2,511
			1,604			654		253	

(単位：人)

②処理状況	中央セ	高田セ	女性セ	合計
婦人保護施設入所	0	0	0	0
婦人相談所（員）へ移送	0	0	0	0
他府県の婦人相談所（員）へ移送	0	0	0	0
自立（就職等）	2	0	0	2
自立（生活保護）	1	0	0	1
帰宅	6	0	0	6
帰郷（実家・生家・親族宅）	11	0	0	11
友人・知人宅	1	0	0	1
福祉事務所（母子生活支援施設）	4	0	0	4
福祉事務所（その他の社会福祉施設）	1	0	0	1
自費利用のステップハウス	0	0	0	0
入院	1	0	0	1
その他の関係機関へ移送	0	0	0	0
入国管理局	0	0	0	0
大使館	0	0	0	0
帰国	0	0	0	0
助言・指導のみ	1,553	654	253	2,460
無断退所	0	0	0	0
その他	1	0	0	1
未処理	一時保護	23	0	23
	その他	0	0	0
合計	1,604	654	253	2,511

(単位：人)

③一時保護状況		婦人相談所 保護数	保護 委託数	合計 保護数
要保護者	実人数	50	5	55
	延人数 A	758	37	795
同伴児	実人数	41	11	52
	延人数 B	557	79	636
延人数計 A+B		1,315	116	1,431

(出典：県提供資料)

※中央セ・・・中央子供家庭相談センター、高田セ・・・高田こども家庭相談センター  
女性セ・・・女性センター

## ウ 成果

当該女性一時保護事業では、DV 防止法に基づき設置・運営された配偶者暴力相談支援センターにおいて、「DV 計画（第 4 次）」で定める 6 つの基本目標（体制整備、発生予防、早期発見・相談、被害者の保護、被害者の自立支援）の達成に大きく関わっている。

その中でも、特に「早期発見・相談、被害者の保護」の分野において中心的な役割を担っており、県の同伴児童を含めた一時保護者の数が減少傾向にある（平成 24 年度の 166 件から平成 29 年度は 63 件と 62.0%減少）ことが、早期発見・相談の成果であるとするれば、当該事業の意義は大きい。しかし、一時保護等の支援体制の認知度が低い状況では、本来一時保護すべき対象者をすべて保護できていない可能性があり、一時保護者の減少要因については、例えば、過去の一時保護者の行動・属性分析の結果や、保護者アンケート等を実施するなど、より詳細に検討を進める必要があると考えられる。

また、「奈良県女性の輝き・活躍促進計画」においても、女性が安全・安心に暮らせるために DV の相談件数を成果指標として採用しており、県の相談機関における相談件数は平成 26 年度の 1,406 件から平成 29 年度は 905 件と約 4 割も減少している。県は、すべての相談すべき対象が相談に訪れているとは限らないことを根拠に、相談件数の減少が必ずしも DV の減少を意味しているのか判断できないとし、相談件数の減少については、検討材料とする為の参考指標に留めている。

ここからも、相談件数の減少要因について、より詳細に検討を進める必要があり、過去の相談者の行動・属性分析を拡充させる余地があるものと考えられる。

## （イ）結果又は意見

### 【意見】

「奈良県 DV 計画（第 4 次）」の目標に掲げられている「DV 相談事例及び一時保護の被害者状況の分析・分析の拡充」のために、DV の相談事例及び一時保護の被害者状況の属性・原因・行動分析の範囲を拡大することが望ましい。

平成 30 年度の「暴力被害者支援協議会」（平成 31 年 1 月 29 日開催）では、県における DV の現状資料として、被害者の相談件数・一時保護件数、一時保護の受付経路、一時保護対処後の状況といった内容の年次比較分析結果を発表しているが、これらの分析項目は、行動及び年齢・加害者との関係といった被害者属性に終始している。

しかし、被害者の行動の原因分析や、経済的・地理的属性の分析を実施していないことから、近年の県と全国の相談数の推移の乖離の原因究明にいたっていないと考えられる。そのため、DV 支援の相談窓口の告知方法や、相談員の適切な配置・時期・勤務方式、関係機関との連携度合の濃淡等について戦略的多角的に検討する材料がない状況にある。

県の特徴に合わせた DV 支援を実施するためにも、DV の相談事例及び一時保護の被害者状況の属性・原因・行動分析の範囲を拡大することが望まれる。

## ② DV 予防啓発事業

### (ア) 事業目的、内容及び成果

#### ア 目的

「DV 計画（第 4 次）」に基づく基本目標の「発生予防（配偶者等からの暴力をゆるさない意識の醸成）」のうち、重点目標である学校・家庭・地域での人権教育の推進を目的として、当該事業を実施している。

また、事業の趣旨としては、平成 30 年度 DV 予防啓発事業実施概要によれば、DV は人権を著しく阻害する行為である。最近、未婚の若い男女間で起こるデート DV の被害が明らかになっている。デート DV は、身体的暴力だけではなく、行動や携帯電話のメールをチェックされる等の精神的暴力も含まれ、被害を自覚していない場合も多いと言われている。

デート DV 防止について理解し、あわせて、よりよい人間関係を築くことを考え、自分の身近な人との関係を見直すきっかけとし、広く DV のない社会を目指すことの大切さを学び、女性に対する暴力の根絶を目指して県民の意識啓発を図る出前講座等を開催している。

#### イ 事業内容

- ・主催： 奈良県福祉医療部こども・女性局女性活躍推進課
- ・実施回数： 8 回程度（1 回あたり 2 時間以内）
- ・実施期間： 平成 30 年 6 月 1 日から平成 31 年 2 月 28 日（ただし、これまで本事業による講座を実施していない学校については、期間前の実施について相談に応じる）
- ・対象： 県内高校・特別支援学校の生徒及び保護者、教職員等（これまでデート DV 防止啓発の講座をしていない学校を優先的に実施）
- ・実施場所： 県内高校及び特別支援学校等

- ・内容： デート DV 防止について啓発する内容の理解しやすいワークショップ、講演等。暴力の種類や DV が心身に及ぼす影響などの DV に関する正しい認識を啓発するとともに、暴力にあったときの対処法や、相談を受けた時の対応、相談機関の情報提供等、DV の未然防止のために必要な内容を周知啓発するものとする。  
また、実施にあたっては、対象者に応じて、講演のみならずロールプレイやデモンストレーション等を用いるなど、若年層が DV を身近な問題として感じ、関心の喚起につながる内容とするよう努めるものとする。
- ・講師： アウェア（DV のない社会を目指して活動している民間機関）認定「デート DV 防止プログラム・ファシリテーター養成講座」を修了した地域活動をされている方が所属している団体「参画ネットなら」から選出。  
また、「参画ネットなら」による講座開催実績は、平成 25 年 5 校実施後、平成 26 年度から平成 29 年度は毎年度 8 校ずつ開催している。
- ・実施結果： 過去の申し込み状況・対象者数を考慮して、平成 30 年度は、県にある高等学校のうち 8 校に各 1 回ずつ、合計年 8 回、1,450 名程の生徒・保護者・教職員を対象に実施している。  
また、県担当者と派遣講師は、各授業の実施前に講座についての希望内容等の事前打ち合わせを半日程度実施し、授業当日は委託先が選定した講師 2 名体制で 45 分～120 分間の講義を実施している。  
なお、講師の謝金及び費用弁償については、1 回あたり講師 2 名参加で 40,000 円としており、当該金額の積算根拠は、講師のうち 1 名を予算単価が 1 日あたり 26,000 円の大学教授、もう 1 名を予算単価が 1 日あたり 13,000 円の高校以下の教諭とし、別に 2 名分の旅費相当として 1,000 円を合算したものとしている。

## ウ 成果

「DV 計画（第 4 次）」に基づく基本目標の「発生予防（配偶者等からの暴力をゆるさない意識の醸成）」のうち、重点目標である「学校・家庭・地域での人権教育の推進」を目的として当該事業を実施している。



出前授業実施後に高等学校の教職員にアンケートを実施した結果、「デートDV予防教育の効果的方法は、専門家による出前授業である」とした回答が67名（回答者70名）に上っており、専門家による出前授業によって一定の成果が出ていることが伺える。

なお、「奈良県女性の輝き・活躍推進計画（第3次奈良県男女共同参画計画）」の行動指標として、「DV予防啓発出前授業の実施校数」を策定当初の平成27年度実施累計校数21校から、令和2年度までに実施累計校数を61校とすること（5年間で40校実施）を掲げている観点からは、平成30年度は8校実施し、累積45校となっている。その為、今年度と同じ年8回を令和元年度と令和2年度に実施する事により、目標とする累計61校に至る為、平成30年度時点においては計画どおり進捗している状況にある。しかし、令和元年度の当該事業の予算が320,000円から240,000円へと削減され、年間の授業実施校数が6校に減少する計画を立てており、目標未達が見込まれている状況にある。

#### 【DV予防啓発出前授業の実施校数推移】

	平成25年度以降実施校累計	令和2年度までの目標校（累積）	進捗率	必要残回数
平成27年度まで	21校	61校	34.4%	40回
平成29年度まで	37校		60.6%	24回
平成30年度まで	45校		73.8%	16回

（出典：県ホームページから監査人作成）

#### （イ）結果又は意見

##### 【意見】

「奈良県女性の輝き・活躍促進計画」において、行動指標の一つとして「DV予防啓発出前授業の実施校数を令和2年度までに累計で61校とする」としている。しかし、令和元年度は予算の削減により出前授業の実施校数の減少が予定されており、このままでは行動指標が未達となるおそれがある。例えば謝金単価の引き下げを検討するなど、目標指標の達成に向け努力することが望まれる。

「奈良県女性の輝き・活躍促進計画」において、令和2年度までに「DV予防啓発出前授業の実施校数を累計で61校とする」という行動指標を設定している。平成30年度末時点で累計の実施校が45校であることから、当該指標を達成するためには、令和元年度と令和2年度の2年間で16校、すなわち、年間平均8校で授業を実施する必要がある。しかし、令和元年

度から予算が削減されて年間 6 校の実施計画なったため、このままでは行動指標が未達成となる可能性が高い。

予算が削減されたことを所与として考えるならば、行動指標を達成するためには、例えば謝金単価の引下げを検討するなど、行動指標の達成に向け努力されたい。

### ③ 女性に対する暴力防止対策事業

#### (ア) 事業目的、内容及び成果

##### ア 目的

「DV 計画（第 4 次）」に基づく、基本目標 2 の「配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成（発生予防）」の達成の為、県民への意識啓発の手段として、暴力防止に関するフォーラムや、県民が人権問題を身近に考える学習機会のイベント開催を計画することを目的としている。

##### イ 事業内容

[女性に対する暴力防止対策事業（女性フォーラムの開催）]

- ・開催趣旨： 女性に対する暴力は人権を著しく侵害する行為であり、中でも性暴力被害者は、トラウマや PTSD の症状があり、その回復には長時間を要するといわれている。トラウマケアの専門家を招き、トラウマが引き起こす問題や、回復するための支援について学ぶ。支援者のスキルアップを通して、間接的に対象者への支援向上を目指している。
- ・主催： 奈良県 奈良県教育委員会
- ・日時： 平成 30 年 9 月 3 日（月） 14 時 00 分～16 時 00 分
- ・場所： 奈良県商工会議所 5 階 大ホール
- ・参加者： 84 名（事前申込参加者 70 名、当日参加 5 名、手話通訳 2 名、県職員 7 名）
- ・参加料： 無料
- ・テーマ： 「性暴力被害者の理解とその支援」トラウマからの回復に向けて
- ・講師： 「こころとからだ・光の花クリニック」  
院長 白川美也子氏
- ・申込方法： はがき、FAX,WEB にて事前申込
- ・その他： 託児の実施、手話通訳の配置

- ・ 広告宣伝 チラシの郵送配布・設置  
 の方法： 作成した 4,615 部のうち、主に以下（※）へ 4,567 部（全体の 98%超）が送付又は持参されている。（以下発送先を「DV 関係機関」という。）  
 ※ 各市町村男女共同参画担当課長、民生児童委員所管課長、教育委員会教育長、奈良県男女共同参画県民会議委員、共同参画審議会委員、奈良県警察本部長、奈良県人権教育研究会、奈良県人権教育推進協議会、各福祉事務所県内各高等学校校長、県内大学等、県内公立図書館、県内公民館、広報広聴課、女性センター

## ウ 成果

関係機関に対して約 5,000 件のチラシを配布し、結果、フォーラムへの参加者は 84 名となった。参加者からアンケートを 56 件入手しており、その結果は以下のとおりである。

- ・ 参加者の年齢： 20 代 6 名、30 代 7 名、40 代 6 名、50 代 17 名、60 代 8 名、70 代 16 名、記載なし 2 名（50 歳～70 歳代が 70%以上）
- ・ DV 支援者： 該当 29 名、非該当 18 名、記載なし 9 名
- ・ フォーラムを知った経緯： 県ホームページ 1 名、新聞 2 名、チラシ 19 名、家族知人から 4 名、団体等への通知 25 名、その他 5 名
- ・ 講義内容 5 段階評価満足度： 大変満足 24 名、やや満足 20 名、普通 9 名、やや不満 1 名、不満 0 名、記名無 2 名（好意的な回答が 8 割弱）

アンケート結果を総括すると、主に 50 歳から 70 歳代の DV 支援者が、団体等への通知・女性センター等でのチラシによりフォーラムの開催を知って参加しており、参加者の多くが内容に満足している。県民への意識啓発の目的からして、一定程度の成果が見られるものと考えられる。

### （イ）結果又は意見

記載すべき指摘、意見はない。

④ 新性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業

(ア) 事業目的、内容及び成果

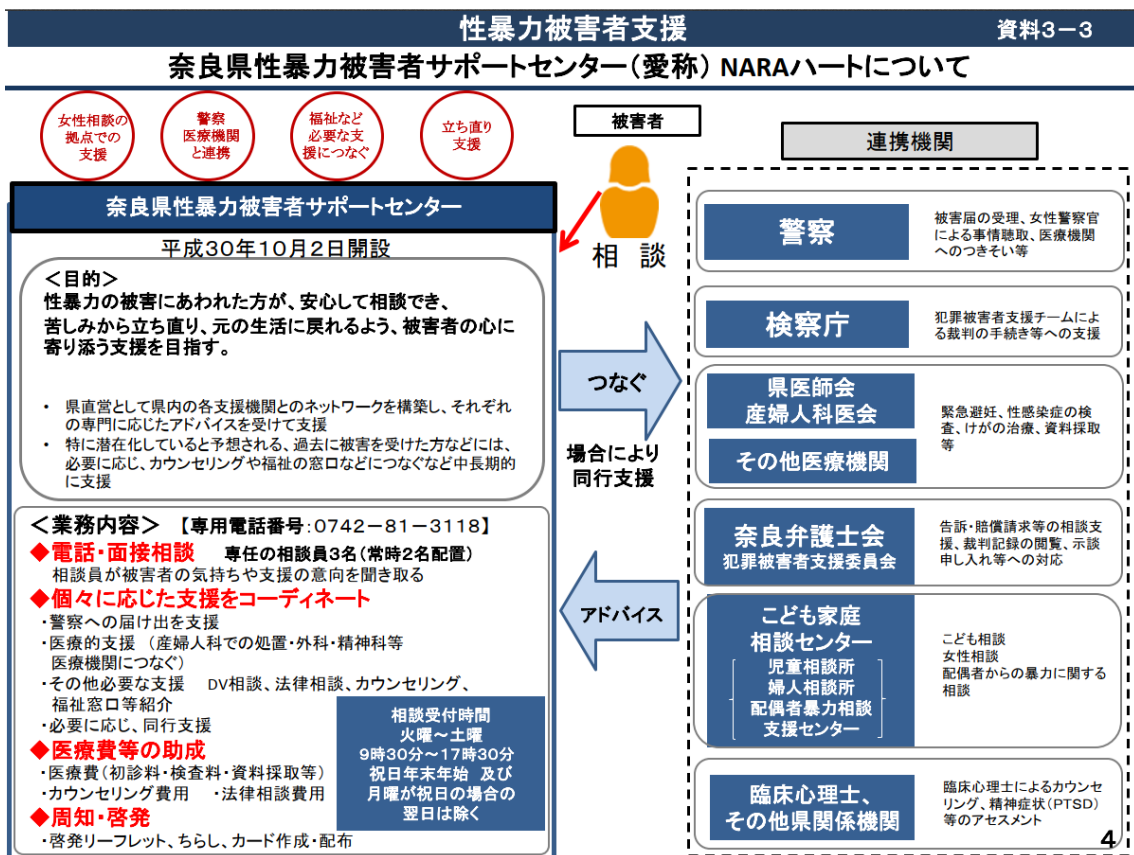
ア 目的

「奈良県 DV 計画（第 4 次）」の基本目標 3「DV 被害を早期発見し、安心して相談できる体制の強化（DV 被害者が相談しやすい環境整備）」の達成のため、性犯罪・性暴力被害者が被害直後から様々な支援をワンストップで受けられるようにすることを目的としている。

イ 事業内容

平成 30 年 10 月 2 日に、奈良県性暴力被害者サポートセンター（愛称 NARA ハート）を開設した。当センターでは、以下のとおり、性暴力の被害者が安心して被害を相談でき、結果、苦しみから立ち直って元の生活に戻れるよう、被害者の心に寄り添う支援を目指している。具体的には、電話・面接相談、個々に応じた支援のコーディネート、医療費等の助成、周知・啓発業務等の業務を各関係機関と連携して実施している。

【奈良県性暴力被害者サポートセンター支援連携図】



（出典：県提供資料）

## ウ 成果

奈良県性暴力被害者サポートセンターの設置により、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップの支援体制が整備されている。

また、県が平成30年3月に公表した「配偶者等からの暴力に関する調査」では、DV等の被害経験があるにもかかわらず誰にも相談しなかった者の割合が40%超（女性40.2%、男性61.1%）であること、県に求める支援として「DV被害者支援について被害者目線で相談しやすい窓口」を挙げた回答が最も多かったことから、当センターの設立は、県の課題を解決するために今後効果を発揮するものと伺われる。

## (イ) 結果又は意見

記載すべき指摘、意見はない。

以上